612
94

0009267003

0009267-003

612－94

日本都市年鑑

東京市政調査会・編

東京市政調査会

第5至9（昭和11至15年用）

昭11－14

ABI

612
94

公營バスも國産で
お間に合せ下さい

日本の自動車

ニッサン バス

豆タク

ダットサンによる小型タクシーは今や各地で大流行をして居ります。精々御利用願ひます

東京 日産自動車販賣株式會社
大阪・名古屋

全國都市一覽圖

凡例

○人口二十万以上
●人口十万以上
・人口十万以下
（昭和十二年十月現在）

（昭和十三年月刊「日本都市年鑑」附圖）

火災保險
海上保險
航空保險
運送保險
傷害保險
信用保險
盜難保險
自動車保險
硝子保險
森林保險

火災保險の開祖

東京火災保險株式會社

取締役社長　南　茂爾

本店　東京市麹町區大手町一丁目
支店　大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、仙臺、福岡、札幌、京城、新京
代理店　内地、滿洲、支那、印度及歐米主要地六千五百餘ヶ所

資本金　壹千萬圓
諸積立金　壹千七百貳拾六萬圓
總保險契約高　五拾六億六千萬圓

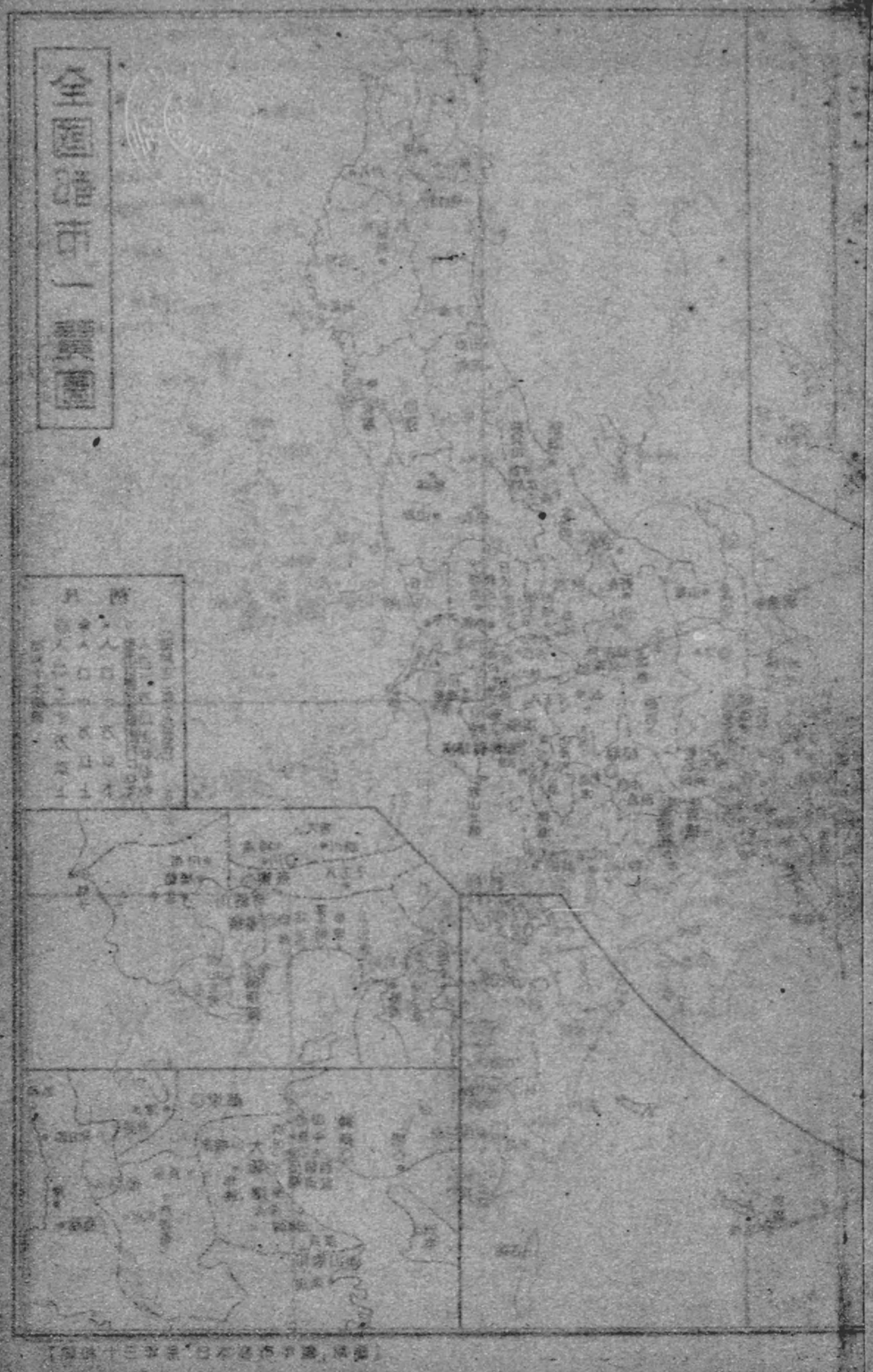

資本金壹千萬圓（全額拂込濟）

山一證券株式會社

本社　東京市日本橋區兜町一丁目
京橋營業所　同　京橋區第一相互館一階

本社電話茅場町(66)
一三一一番
三一四九番
三一五二番
三一五三番

取締役社長　太田收

支店及出張所派出所

大阪支店　大阪市東區高麗橋二丁目二七
名古屋支店　名古屋市中區榮町三丁目三
岡山支店　岡山市上內山下
新潟支店　新潟市大川前通八番町
濱松支店　濱松市
京都支店　京都市下京區四條通高倉角
京城支店　京城府黃金町二丁目
廣島支店　廣島市
福岡支店　福岡市
札幌出張所　札幌市
神戸出張所　神戸市
横濱派出所　横濱市中區本町二丁目

國産石油

揮発油
燈油
輕油
重油
潤滑油
パラフィン
アスファルト

東京

日本石油株式會社

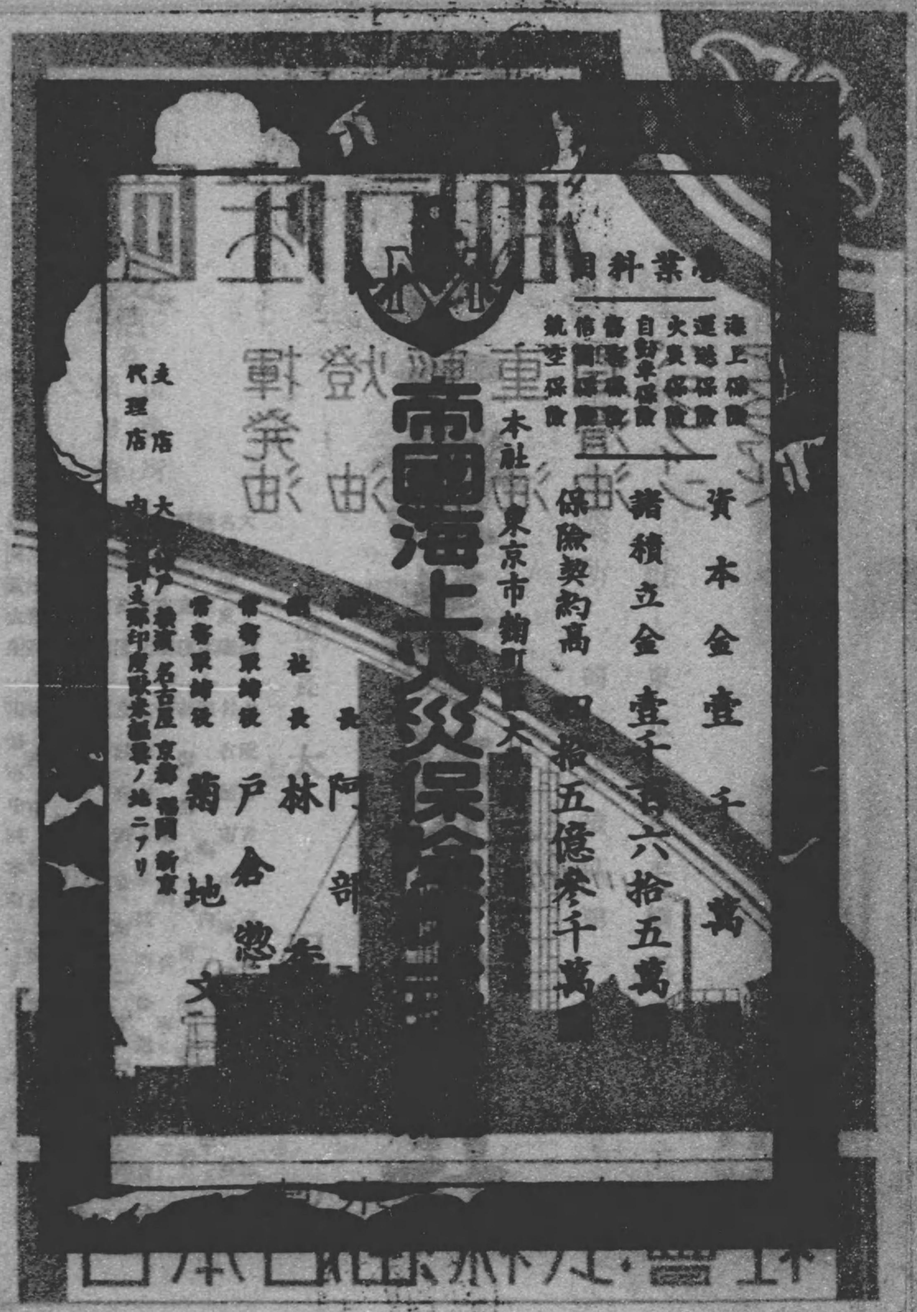

日本都市年鑑

昭和十三年用

7

版權所有

東京市政調查會

昭和十三年度

日本都市年鑑

東京市政調査會

緒　言

東京市政調査會が昭和五年本年鑑を創始し、爾來年々之を刊行し來れる所以のものは、都市が政治に經濟に、文化に國家社會の中堅として其の動向克く全國的動向の基調となり、之を對象とする研究と對策樹立の重要性が一般に認識され居るにも拘はらず、從來官公私の刊行する統計書、年鑑類は其の蒐集する所謂もすれば偶々偶は或は全く單に都市的事項乃至全國的國勢に關する事項を各市の事情に應じ報告せるものあるも規格不統一が一統不規則なるものあるせるが若くは散在的のものであつて、全國都市を比較綜合して觀察するための基礎資料として缺くる所ありしを以て、此之が缺を補はむがためであつた。

幸ひ本年鑑は創刊以來本邦唯一の文獻として江湖の好評を博し、其の外國語に於ける斯種有權的文獻とも比肩すべき地位を有するに至つたことは、洵に本會の欣快とする所である。

本年鑑の收錄項目に就ては利用者の便宜に鑑へ、大體に於て毎回不變的たるを方針となして居るが、編纂の都合上、時に此等毎年恒常的に掲載すべき部分の外に、或は省略を要し、增補創設を要し、或は特別調査等に一年置り掲載するを要するものある等、項目の取捨變更を爲すを餘儀なくせられて居る。今回版に於て

は既刊本年鑑中に收載せる事項中再揭を將來に保留して割愛せるものも若干あるが、勤業、滿洲國都市等書て揭載し、其の後中絕したのを復活せしめたものも尠くなく、又新に外國大都市の實情を概觀し、以て本年鑑の利用價値を高からしめむことを期せし外、各項目に於て若干新資料を附加する所があつた。

尙ほ今回の版に於ては十分內容體裁の整備に留意せるも、未だ其の意を充たすに足らざること多きを惧るるものである。此等の點に就きては、今回以後の版に於て之を補正し、以て完璧を期したく祈念して居る次第である。

終に本年鑑の編纂に當り資料の供給に一方ならざる援助と協力を寄せられたる官公廳當局者、都市關係公私各方面の各位に對し、謹みて深き感謝の意を表する。

昭和十二年十一月

財團法人 東京市政調査會

副會長 堀切善次郎

凡例

1 本書は、昭和13年用たるを期するがため、昭和12年7月下旬迄に公表せられた資料は能ふ限り之を採錄するに努めた。但し二三昭和10年以前の事實を揭載したものがあるのは、正確な新資料を缺くがためである。又各表の內容は、各市の事實を統一して網羅するやうに努めたけれども、數次の照會に對しても完全な回答が得られなかつたり、又往往調査事項の概念について解釋の一致せぬものがあつたりして、止むなく前回版所揭の數字を採り入れ、又は後日の推敲に讓つたものも若干を存した。

2 本書は、全卷を通頁とし、統計表に表號を附する場合には、每表獨立せしめた。各表の最下の劃線を太細の兩種に分ち、太線を以て同號表の最終とし、細線を以て同號表が以下なほ連續せるを示すこととした。而して統計表が、

A 1頁を以て事項を網羅して居る場合には、表名を1頁宛に記し、

B 2頁見開きの場合には、表名も兩頁に跨らしめ、

C 3頁以上を合して1表となる場合には、其の旨肩書を以て註記した。

尙統計表は、組版の都合に依り、或は紙面の經濟のため、後順位のものを便宜前順位のものより前に揭げた場合もある。

3 度量衡單位は、特に便宜上の二三例外を除き、メートル制に統一した。基礎となつた數字中には概數と思料せらるるものもあつたが、之を換算した。

4 資料の出所、統計表の記號、計算方法の注意等は、備考として當該表の第1頁脚下（叙述の部に在つては其の末尾）に記す事としたが、組版の都合參照の便宜等に依り適宜の箇所に配したものもある。

5　統計表の採定時期は、多く表名の次に括弧して示したが、之が該當すべき數字を得られない時は、例へば1年間の數字に代ふるに1年度間の數字を以てしたやうな場合もある。

6　統計表中數字及事項の記入無き欄に、「—」印及「…」印を區別して掲げたが、「—」印は該當事項の存在せざるを示し、「…」印は該當事項あるべきも事項若くは數字の不明なることを示す。尚該當事項若くは數字の存否不明なものについては、空欄となした箇所がある。

7　内地都市の順位は昭和11年10月1日推計人口の順位に據る。それ以降に於て新らしく市制の施行されたる豐中以下の市については市制施行の年月日順に據る。

外地都市の順位は若干の例外を除き昭和10年10月1日現在の區域に於ける國勢調査人口の順位に據る。

8　都市名には全篇を通じて一定せる番號を附し檢索に便した。其の種別は次の如くである。

(1)　1—144　内地の市　(4) 501—518　朝鮮の府　(7) 801—802　樺太の
(2) 201—235　東京市の區　(5) 601—609　臺灣の市　市及人口3萬以上の町
(3) 301—324　内地の大町村　(6) 701—702　關東州の市　(8) 901—905　滿洲國の都市

9　内地の大町村として示したのは、昭和10年國勢調査の際人口25千以上にして昭和12年初に都市計畫法或は市街地建築物法の施行された地を選んだ。但便宜上一二然らざる地をも加へてゐる。

10　本書の編纂は研究員岡野文之助を主任とし關係全職員の協同に成るものであつて、各篇の執筆分擔者は下の如くである。

各篇擔任表

I	總説	研究員	鬼頭忠一
II	市域	研究員補	倉辻平治
III	人口	研究員	猪間驥一
IV	市會・市役所	研究員補	倉辻平治
V	都市計畫	研究員	弓家七郎
VI	土木・建築	研究員	龜卦川浩
VII	道路・道路交通	研究員	龜卦川浩
VIII	河川・運河・港灣	研究員	龜卦川浩
IX	航空	研究員	猪間驥一
X	通信	研究員	猪間驥一
XI	國有鐵道	研究員	猪間驥一
XII	軌道及地方鐵道事業	研究員	岡野文之助
XIII	乘合自動車事業	研究員	岡野文之助
XIV	電氣事業	研究員 研究員	岡野文之助 猪間驥一
XV	瓦斯事業	研究員	岡野文之助
XVI	上水道事業	研究員	岡野文之助
XVII	下水道・汚物處分	研究員	藤田武夫
XVIII	保健衞生	研究員	藤田武夫
XIX	市場・屠場	研究員	幸島禮吉
XX	住宅	研究員	幸島禮吉
XXI	社會事業	研究員	幸島禮吉
XXII	教育	研究員補	倉辻平治
XXIII	警察・保安	研究員補	倉辻平治
XXIV	娯樂・歡興	研究員補	倉辻平治
XXV	經濟	研究員	幸島禮吉
XXVI	勸業	研究員	幸島禮吉
XXVII	財政	研究員	藤田武夫
XXVIII	道府縣	研究員	猪間驥一
XXIX	滿洲國都市	研究員	龜卦川浩
XXX	外國都市	研究員	弓家七郎
附錄	都市問題關係主要參考文獻	研究資料室	

瓦斯湯沸器

東京瓦斯株式会社

日本都市年鑑・昭和十三年用

目　次

頁

I　總　說 … 1

1 全國都市要覽 … 18
2 道府縣要覽 … 26

II　市　域 … 27

概　說 … 27
各市面積 … 31

III　人　口 … 32

概　說 … 32
1 各市人口 … 52
2 主要都市世帶人口及男女割合の推移 … 58
3 外地各都市世帶及人口 … 62
4 主要町村人口 … 64
5 各都市職業別人口 … 64
6 各市出生及死亡 … 71
7 大都市乳兒死亡及死產 … 74
8 外地各都市出生及死亡 … 74

IV　市會・市役所 … 75

概　說 … 75
1 市會議員總選擧 … 78
2 市長助役 … 81
3 市會正副議長 … 86
4 市名譽職費用辨償 … 88
5 市長助役等給料・附 各市局部長給料 … 96
6 市役所組織及有給吏員 … 99

V　都市計畫 … 109

概　說 … 109

1 都市計畫 …116
A 街路 …116
B 河川運河 …125
C 上水道 …126
D 下水道 …127
E 高速度交通機關 …126
F 軌道 …126
G 土地區劃整理 …129
H 公園 …130
I 墓地火葬場 …131
J 市場 …131
K 家畜市場 …131
L 地域 …132
M 防火地區 …141
N 風致地區 …138
O 美觀地區 …140
P 防潮堤 …140
Q 高潮防禦 …140
R 一團地の住宅經營 …141
S 飛行場 …141
2 都市計畫事業 …142
A 街路 …142
B 河川運河 …152
C 上水道 …156
D 下水道 …154
E 高速度交通機關 …159
F 軌道 …160
G 土地區劃整理 …158
H 公園 …157
I 墓地 …160
J 防潮堤 …160
K 高潮防禦 …161
L 一團地の住宅經營 …161
M 飛行場 …161
3 都市計畫法及市街地建築物法適用都市 …162
4 都市計畫法及市街地建築物法適用町村 …164

VI 土木・建築 …168
概說 …168
各市家屋建築 …171
VII 道路・道路交通 …184
概說 …184
市內道路 …188
VIII 河川・運河・港灣 …198
概說 …198
1 港灣 …204
2 運河 …207
IX 航空 …209
概說 …209
1 都市關係飛行場 …212
2 定期航空線路 …213
X 通信 …214
概說 …214
各市通信施設及通信量 …220
XI 國有鐵道 …227
概說 …227
1 國有鐵道建設繼續事業 …233
2 國有鐵道改良繼續事業 …235
XII 軌道及地方鐵道事業 …236
概說 …236
1 市營軌道事業 …246
A 事業概要 …246
B 乘車料金 …246
C 運輸成績 …248
D 營業成績 …248
2 軌道及地方鐵道事業概要 …250

1 都市計畫……116
A 街路……116
B 河川運河……125
C 上水道……126
D 下水道……127
E 高速度交通機關……126
F 軌道……126
G 土地區劃整理……129
H 公園……130
I 墓地火葬場……131
J 市場……131
K 家畜市場……131
L 地域……132
M 防火地區……141
N 風致地區……139
O 美觀地區……140
P 防潮堤……140
Q 高潮防禦……140
R 一團地の住宅經營……141
S 飛行場……141
2 都市計畫事業……142
A 街路……142
B 河川運河……152
C 上水道……156
D 下水道……154
E 高速度交通機關……156
F 軌道……160
G 土地區劃整理……158
H 公園……157
I 墓地……160
J 防潮堤……160
K 高潮防禦……161
L 一團地の住宅經營……161
M 飛行場……161
3 都市計畫法及市街地建築物法適用都市……162
4 都市計畫法及市街地建築物法適用町村……164

VI 土木・建築……168
概說……168
各市家屋建築……171
VII 道路・道路交通……184
概說……184
市內道路……188
VIII 河川・運河・港灣……198
概說……196
1 港灣……204
2 運河……207
IX 航空……209
概說……209
1 都市關係飛行場……212
2 定期航空線路……213
X 通信……214
概說……214
各市通信施設及通信量……220
XI 國有鐵道……227
概說……227
1 國有鐵道建設繼續事業……233
2 國有鐵道改良繼續事業……235
XII 軌道及地方鐵道事業……236
概說……236
1 市營軌道事業……246
A 事業概要……246
B 乘車料金……246
C 運輸成績……248
D 營業成績……248
2 軌道及地方鐵道事業概要……250

3 軌道及地方鉄道事業資産及負債 … … … …258
4 軌道及地方鉄道事業営業成績 … … … … …266

XIII 乗合自動車事業 … … … … … … … … …275

概 説 … … … … … … … … … … … … …275
1 市営乗合自動車事業 … … … … … … … …280
A 事業概要 … … … … … … … … … …280
B 運輸成績 … … … … … … … … … …282
C 営業成績 … … … … … … … … … …284
2 私営乗合自動車事業 … … … … … … … …286
A 施設及資産並負債 … … … … … … … …286
B 運輸成績 … … … … … … … … … …292
C 営業成績 … … … … … … … … … …298

XIV 電氣供給事業 … … … … … … … … …305

概 説 … … … … … … … … … … … … …305
1 各市電氣供給事業者 … … … … … … … …321
2 事業概要 … … … … … … … … … … …324
3 公営電氣供給事業資本負債及資産 … … … …330
4 公営電氣供給事業営業成績 … … … … …332
5 各市電燈需要狀況 … … … … … … … …334
6 各市電燈料金 … … … … … … … … …338

XV 瓦斯事業 … … … … … … … … … …343

概 説 … … … … … … … … … … … … …343
1 瓦斯需給狀況 … … … … … … … … …352
2 瓦斯事業営業成績 … … … … … … … …358

XVI 上水道事業 … … … … … … … … … …368

概 説 … … … … … … … … … … … … …368
1 給水狀況 … … … … … … … … … … …380
2 上水道事業收支 … … … … … … … … …390
3 給水料金 … … … … … … … … … … …396

XVII 下水道・汚物處分 … … … … … … … … …403

概 説 … … … … … … … … … … … … …403

1 下水道 … … … … … … … … … … … … …408
2 下水道計畫 … … … … … … … … … … … …412
3 下水道建設費財源 … … … … … … … … … …414
4 汚物處分 … … … … … … … … … … … …420

XVIII 保健衛生 … … … … … … … … … … …426

概 説 … … … … … … … … … … … … …426
1 各市傳染病 … … … … … … … … … … …443
2 各市結核死亡 … … … … … … … … … … …446
3 市立病院・療養所・診療所・健康相談所 … … …447
4 市設火葬場及墓地 … … … … … … … … …452
5 公 園 … … … … … … … … … … … …456
6 運動場及兒童遊園 … … … … … … … … …470
7 各市衛生費費目別內譯 … … … … … … … …474
8 各市保健衛生團體補助金 … … … … … … …480

XIX 市場・屠場 … … … … … … … … … …483

概 説 … … … … … … … … … … … … …483
1 中央卸賣市場 … … … … … … … … … …493
A 指定區域 … … … … … … … … … … …493
B 規 模 … … … … … … … … … … … …495
C 卸賣人 … … … … … … … … … … … …496
D 市場取扱高 … … … … … … … … … … …497
2 公設小賣市場・附 私設市場 … … … … … …498
3 公営屠場 … … … … … … … … … … …501

XX 住 宅 … … … … … … … … … … … …505

概 説 … … … … … … … … … … … … …505
1 各市公益住宅 … … … … … … … … … …514
2 各市住宅組合 … … … … … … … … … … …520
3 共同宿泊所 … … … … … … … … … … …522

XXI 社會事業 … … … … … … … … … … …525

概 説 … … … … … … … … … … … … …525
1 救護狀況 … … … … … … … … … … … …552
2 職業紹介狀況 … … … … … … … … … … …557

3 昭和11年度各市一般労働者失業應急事業 …562
4 公益質屋事業實績 … … … … … … … … …564
5 市部託兒所 … … … … … … … … … … …570
6 各市社會事業費 … … … … … … … … …574
A 六大都市 … … … … … … … … … … …574
B 六大都市以外の都市 … … … … … … …576

XXII 教育 … … … … … … … … … … … …580

概說 … … … … … … … … … … … … …580
1 市立小學校及青年學校 … … … … … … …590
2 中等學校 … … … … … … … … … … …600

XXIII 警察・保安 … … … … … … … … … …611

概說 … … … … … … … … … … … … …611
警察・消防 … … … … … … … … … … …620

XXIV 娯樂・歡興 … … … … … … … … … …625

概說 … … … … … … … … … … … … …625
1 演劇・映畫・演藝 … … … … … … … … …631
2 料理店・飲食店其他 … … … … … … … …635

XXV 經濟 … … … … … … … … … … … …639

概說 … … … … … … … … … … … … …639
1 各市金利 … … … … … … … … … … …667
2 各市生産物價額 … … … … … … … … …670
3 各市工場生産額 … … … … … … … … …674
4 各市工場及職工 … … … … … … … … …682
5 各市工場調査規則該當並非該當工場
工場數・職工數及生産額比較 … … …690
6 名古屋市工業經營狀態 … … … … … … …692
7 東京市の小工業 … … … … … … … … …694
A 業種別總生産額並1工場當平均 … … … …694
B 生産金額別工場數 … … … … … … … …695
8 大阪市商店營業狀態 … … … … … … … …696
9 都市小額所得者の家計 … … … … … … …698
10 アパート居住者の家計 … … … … … … …702

A 收入階級別 … … … … … … … … … … …702
B 世帶員數別並子女數別 … … … … … … …704
11 各市小賣物價指數 … … … … … … … … …705
12 各市卸賣物價指數 … … … … … … … … …706
13 各市貸銀指數 … … … … … … … … … …707
14 各市郵便貯金人員及金額 … … … … … …708

XXVI 勸業 … … … … … … … … … … … …711

概說 … … … … … … … … … … … … …711
1 各市産業團體助成 … … … … … … … … …726
2 各市主催産業講習會 … … … … … … … …737
3 各市海外販路擴張施設 … … … … … … …740
A 市設海外貿易事務所・海外販賣
斡旋所・海外駐在員 … … …740
B 各市派遣海外市場調査員 … … … … …741
C 市主催・斡旋又は後援海外巡回見本市 … …742

XXVII 財政 … … … … … … … … … … … …743

概說 … … … … … … … … … … … … …743
1 內地地方財政總覽 … … … … … … … … …749
A 地方歳出 … … … … … … … … … … …749
B 地方歳入 … … … … … … … … … … …749
C 地方稅收入 … … … … … … … … … …749
D 地方稅外收入 … … … … … … … … … …750
E 地方債 … … … … … … … … … … … …750
F 地方有財産 … … … … … … … … … … …750
G 市債目的別 … … … … … … … … … … …751
H 市債利率別 … … … … … … … … … … …751
I 市基本財産 … … … … … … … … … … …751
J 市歳出 … … … … … … … … … … … …752
K 市稅收入 … … … … … … … … … … … …752
L 市稅外收入 … … … … … … … … … … …752
2 昭和12年度各市歳入出豫算概要 … … … …754
3 昭和12年度東京市各區歳入出豫算概要 … …760
4 昭和12年度大町村歳入出豫算概要 … … …762
5 昭和12年度各市特別經濟歳出 … … … … …764

6 昭和12年度大町村特別經濟歲出 … … … …762
7 昭和12年度各市並大町村稅課率 … … … …770
8 各市歲入內容累年比較 … … … … … … …780
9 各市歲出內容累年比較 … … … … … … …829
10 各市市債目的別及利率別累年比較 … … …836
11 各市直接稅負擔額 … … … … … … … …852
12 各市基本財產 … … … … … … … … …856
13 昭和12年度各市新規事業 … … … … …861
14 朝鮮地方財政總覽 … … … … … … … …886
A 朝鮮地方歲入歲出 … … … … … … …886
B 朝鮮地方債 … … … … … … … … …886
C 朝鮮府一般經濟歲出 … … … … … …887
D 朝鮮府一般經濟歲入 … … … … … …887
E 朝鮮府稅收入 … … … … … … … …888
15 朝鮮各府府債目的別 … … … … … … …888
16 朝鮮各府歲入內容累年比較 … … … … …890
17 朝鮮各府歲出內容累年比較 … … … … …892
18 臺灣地方財政總覽 … … … … … … … …894
A 臺灣地方歲出 … … … … … … … …894
B 臺灣地方歲入 … … … … … … … …894
C 臺灣地方稅收入 … … … … … … …894
D 臺灣地方稅外收入 … … … … … … …895
E 臺灣地方債 … … … … … … … … …895
F 臺灣地方有財產 … … … … … … … …895
G 臺灣市歲出 … … … … … … … … …896
H 臺灣市稅外收入 … … … … … … … …896
I 臺灣市稅收入 … … … … … … … … …896
J 臺灣市債 … … … … … … … … … …897
19 臺灣各市市債目的別 … … … … … … …900
20 臺灣各市歲入內容累年比較 … … … … …902
A 稅外收入 … … … … … … … … … …902
B 稅收入 … … … … … … … … … … …902
21 臺灣各市歲出內容累年比較 … … … … …900
22 樺太豐原市·大泊町歲入內容累年比較 … …886
23 樺太豐原市·大泊町歲出內容累年比較 … …886
24 關東州各市歲入內容累年比較 … … … … …902

25 關東州各市歲出內容累年比較 … … … … …902
26 昭和12年度外地各都市歲入出豫算概要 … …904
27 昭和12年度外地各都市新規事業 … … … …906

XXVIII道府縣 … … … … … … … … … … … …915

概說 … … … … … … … … … … … … …915
1 各府縣內の郡市町村數 … … … … … … …915
2 面積及人口 … … … … … … … … … …916
3 地方官主腦部 … … … … … … … … …918
4 道府縣會議員選舉及正副議長 … … … … …919
5 道府縣名譽職費用辨償 … … … … … … …920
6 昭和12年度歲出豫算 … … … … … … … …922
7 昭和12年度歲入豫算 … … … … … … … …930
8 府縣稅及北海道地方稅課率 … … … … …936
9 道府縣生產物價額 … … … … … … … …938

XXIX滿洲國都市 … … … … … … … … … …939

XXX外國都市 … … … … … … … … … … …947

附 世界大都市面積及人口 … … … … … … …963

〔附錄〕都市問題關係主要參考文獻 … … … …969

詳細目次 970

全國都市一覽圖 … … … … … … … … …卷頭

本第7回版に缺如せる既往版收錄事項概目 … … 前附 16

都市名及都市番號索引 … … … … … … … … 前附 20 21

州道府縣別都市索引 … … … … … … … … 前附 22

本第7回版に缺如せる既往版收錄事項概目

事　　項	第1回版（明治36年刊）	第2回版（明治 8 年刊）	第3回版（昭和 9 年刊）	第4回版（昭和10年刊）	第5回版（昭和11年刊）	第6回版（昭和12年刊）
	頁	頁	頁	頁	頁	頁
〔市　　域〕						
各市土地種別（官・民有地）面積	—	60	—	—	—	—
各地市有地及市管理地面積	—	70	—	—	—	—
各市土地賃貸價格	—	76	—	—	—	—
市制施行以降昭和4年迄に於ける市域の擴張	24	—	—	—	—	—
外地都市境域沿革	—	—	—	22	—	—
市に關する各種行政上の區域	—	—	—	24	—	—
〔人　　口〕						
戸數及人口（明治 23 年以降）	54	104,106	—	—	—	—
大都市の區の人口	65	106	—	—	—	—
外地都市民籍別人口	67	121	—	—	—	—
六大都市出生・死亡・乳兒死亡及死産（大正元年以降連年）	68	125	—	—	—	—
世界各國都市（人口 20 萬以上）の面積及人口	—	—	—	913	—	—
主要諸國に於ける人口 10 萬以上の都市の總人口	—	147	—	—	—	—
各市男女年齡三階級別人口	—	—	—	—	36	—
各市出生地別人口	—	—	—	—	40	—
〔市會・市役所〕						
第1回普通選擧による市會議員選擧	94	147	—	—	—	—
第2回普通選擧による市會議員選擧	98	151	—	—	—	—
市會議員年齡並在職年數	—	—	—	102	—	—
市會議員職業別	—	—	—	114	—	—
名譽職員費用辨償並報酬（市・道府縣・外地州道市府）	—	—	—	124	—	—
初期以來各種議會選擧棄權調	—	—	—	142	—	—
A　衆議院議員選擧	—	—	—	142	—	—
B　貴族院多額納稅者議員選擧	—	—	—	144	—	—
C　道府縣會議員選擧	—	—	—	146	—	—
D　市會議員選擧	—	—	—	160	—	—
E　町村會議員選擧	—	—	—	182	—	—
六大都市歷代市長	—	154	—	—	—	—
各市主要吏員（昭和7年現在）	—	159	—	—	—	—
委員及會議	—	—	—	—	—	99
〔都市計畫〕						
都市計畫區域	—	—	36	—	—	—
都市計畫區域人口（詳細）	—	118	—	—	—	—
土地區劃整理（市別・年別）	—	—	—	241	—	—

事　　項	第1回版（明治36年刊）	第2回版（明治 8 年刊）	第3回版（昭和 9 年刊）	第4回版（昭和10年刊）	第5回版（昭和11年刊）	第6回版（昭和12年刊）
	頁	頁	頁	頁	頁	頁
市內各線乘降人員及發着貨物數量	—	—	—	247	—	—
〔道路・道路交通〕						
道路延長（詳細）・街路樹・街燈數	—	304	—	—	—	—
道路面積（詳細）並撒水車數	—	314	—	—	—	—
橋梁數	—	324	—	—	—	—
道路橋梁費	—	334	—	—	—	—
市內諸車及交通事故	—	—	—	269	—	—
〔河川・港灣・運河〕						
河川港灣費	280	—	—	—	—	—
〔軌道及地方鐵道事業〕						
市營電車事業營業成績連年比較（5ヶ年間）	351	—	—	—	—	—
市營電車事業收支差引殘金處分（〃）	350	—	—	—	—	—
〔下水道・汚物處分〕						
下水道手數料及使用料	—	590	—	—	—	—
下水道事業收入及支出	—	592	—	—	—	—
汚物處分及下水道（詳細）	—	—	—	588	—	—
塵芥處分狀況（詳細）	528	—	—	—	—	—
塵芥處分收支	534	—	—	—	—	—
〔風致保存〕						
風致保存並觀光保健施設施設	—	—	—	453	—	—
由緒ある社寺等の風致保存施設	—	—	—	459	—	—
觀光保健施設	—	—	—	470	—	—
〔住　　宅〕						
各市家屋棟數	—	—	—	486	—	—
不良住宅地區（法施行前・最近狀況）	—	—	—	492	—	—
〔保健衛生〕						
病院・療養所・診療所	—	—	258	—	—	—
〔市場・屠場〕						
屠場屠殺物	—	672	—	—	—	—
中央卸賣市場指定年月日	—	—	—	—	467	—
〔社會事業〕						
六大都市社會事業（施設・經費）	—	—	—	546	—	—
各市社會事業施設	—	728	—	—	—	—
〔教　　育〕						
各市幼稚園	—	752	—	—	—	—
官・府縣・私立小學校	590	762	—	—	—	—
青年訓練所	—	—	—	—	—	—
實業補習學校	—	763	—	—	—	—

事項	第1回版（昭和5年用）	第2回版（昭和6年用）	第3回版（昭和9年用）	第4回版（昭和10年用）	第5回版（昭和11年用）	第6回版（昭和12年用）
	頁	頁	頁	頁	頁	頁
師範學校	—	774	—	—	—	—
官公立專門學校	—	776	—	—	536	613
高等學校	—	778	—	—	536	613
大學	—	779	—	—	—	—
圖書館	500	780	—	—	—	—
市設公會堂	—	815	—	—	—	—
公學收入	594	782	—	—	—	—
公學費	600	788	—	—	—	—
〔警察・保安〕						
警察官署及職員（詳細）	—	836	—	—	—	—
主要犯罪發生件數（詳細）	642	840	—	—	—	—
變死者	—	846	—	—	—	—
特設消防官署及職員	—	850	—	—	—	—
特設消防機械器具	—	850	—	—	—	—
常備消防	648	—	—	—	—	—
特設消防經費	—	850	—	—	—	—
火災件數及損害額（詳細）	—	851	—	—	—	—
各市公設消防組及機械器具	—	854	—	—	—	—
各市警備費決算・消防協會及私設消防組	—	862	—	—	—	—
〔興業・歡興〕						
娼妓	—	—	—	—	561	—
〔經濟〕						
若干都市產業別（大分類）人口	—	—	284	—	—	—
各市職業別戶數	—	—	290	—	—	—
主要租稅納稅者及課稅標準總額	—	—	296	—	—	—
各市商工會議所	—	872	—	—	—	—
商工會議所有權者及市農會員	—	—	302	—	—	—
全國及六大都市工場從業者	—	—	—	634	—	—
各市岡產主要農產品收穫種別數量及金額	—	—	—	638	—	—
六大都市外2市岡產主要農產品品目別數量及金額	—	—	—	650	—	—
六大都市消費內地農產品の生產府縣別（米・大豆・小麥・馬鈴薯・甘藷・蠶豆・大根・人參・粟・鷄卵）	—	909	—	—	—	—
東京・大阪兩市給料生活者の家計	—	—	—	652	—	—
東京・大阪兩市勞働者の家計	—	—	—	656	—	—
各市工業生產物內譯價額	656	—	—	—	—	—
東京市各區生產物價額	—	930	—	—	—	—
道府縣郵便貯金人員及金額	—	—	—	662	—	—
各市重要商工業種類一覽	—	874	—	—	—	—
各市會社數及資本額	—	880	—	—	—	—

事項	第1回版（昭和5年用）	第2回版（昭和6年用）	第3回版（昭和9年用）	第4回版（昭和10年用）	第5回版（昭和11年用）	第6回版（昭和12年用）
	頁	頁	頁	頁	頁	頁
各市銀行數及預金貸出額	668	—	—	—	—	—
各市取引所	—	886	—	—	—	—
各市正米市場	—	887	—	—	—	—
各市百貨店	—	898	—	—	—	—
各市に於ける大百貨店の出張販賣	—	906	—	—	—	—
主要都市工業經營狀態	—	—	—	—	608	—
主要都市商業經營狀態	—	—	—	—	616	—
市部失業者	—	—	—	—	634	—
〔勸業〕						
市主催又は後援、博覽會、展覽會、共進會等	—	—	—	—	500	—
〔財政〕						
各市市債明細	—	931	—	—	—	—
關關體に對する市費補助金	—	—	—	796	—	—
道府縣稅及北海道地方稅課率昭和9・8兩年度比較	—	—	—	794	—	—
關及道府縣の委任事務（概覽・表）	—	—	—	837	—	—
外地各都市稅課率	—	—	—	—	—	70

都市名及番號索引

ＡＢＣ順

都市名	都市番號
〔A〕	
明石	102
秋田	71
尼崎	30
青森	38
旭川	42
足利	92
熱海	142
〔B〕	
別府	66
防府	83
馬山	517
〔C〕	
千葉	75
銚子	94
茅ヶ崎町	324
鎮南浦	513
〔D〕	
大連	701
〔E〕	
頴娃村	307
〔F〕	
福知山	141
福井	39
福岡	8
福島	95
福山	76
船橋	136
布施	135
藤澤町	312
釜山	502
〔G〕	
岐阜	31
後藤寺町	316
元山	507
群山	516
〔H〕	
八戸	65
八王子	72
萩	121
函館	13
濱松	25
彦根	134
姫路	36
平塚	105
弘前	97
廣島	7
日立町	303
平壌	503
屏東	608
〔I〕	
市川	96
一宮	81
飯田	139
飯塚	104
今治	87
石巻	118
伊田町	311
池田町	309
〔J〕	
仁川	505
〔K〕	
鹿兒島	19
海南	128
釜石	143
金澤	18
唐津	123
川越	116
川口	80
川崎	23
桐生	49
岸和田	103
神戸	5
高知	35
甲府	47
小倉	33
郡山	82
熊谷	106
熊本	16
倉敷	113
呉	9
久留米	40
釧路	78
桑名	140
京都	4
貝塚町	301
鎌倉町	314
小林町	313
開城	510
咸興	509
京城	501
光州	512
嘉義	605
基隆	603
〔M〕	
前橋	45
丸龜	129
松江	86
松本	54
松阪	112
松山	48
三原	133
水戸	64
都城	73
宮崎	62
門司	32
盛岡	58
室蘭	61
舞鶴町	321
枕崎町	319
水俣町	320
三島町	318
木浦	506
〔N〕	
長野	52
長岡	67
長崎	12
名古屋	3
那覇	61
中津	127
奈良	79
新潟	28
西宮	41
直方	101
延岡	70
沼津	90
野付牛町	310
能代港町	323
〔O〕	
帶廣	110
大垣	85
大分	68
岡谷	107
岡山	22
岡崎	50
大牟田	34
尾道	125
大阪	2
小樽	24
大津	55
大宮町	304
大泊町	802
〔R〕	
羅津	518
旅順	702
〔S〕	
佐賀	91
堺	26
酒田	122
三條	114
札幌	15
佐世保	21
仙臺	10
瀬戸	93
清水	69
下關	29
新宮	120
靜岡	14
首里	130
[illegible]道村	302
川内町	305
鹽釜町	315
吹田町	306
洲本町	308
清津	511
新義州	508
新竹	607
彰化	609
〔T〕	
平	144
高松	44
高岡	77
高崎	63
高田	124
高山	132
栃木	137
戸畑	56
徳島	37
徳山	119
東京	1
鳥取	99
富山	46
豊橋	27
豊中	131
津	59
敦賀	138
鶴岡	109
津山	111
高鍋町	317
田邊町	322
大田	516
大邱	504
臺北	601
臺南	602
臺中	606
高雄	604
豊原	801
〔U〕	
宇部	51
上田	115
宇治山田	84
浦和	100
宇都宮	43
宇和島	89
〔W〕	
若松([illegible])	53
若松([illegible])	98
和歌山	20
〔Y〕	
山形	57
山口	117
八幡	11
八幡濱	126
四日市	74
横濱	6
横須賀	17
米子	106
米澤	88
〔Z〕	
全州	514

都市名及番號索引

いろは順

都市名	都市番號
〔い〕	
市川	96
一宮	81
今治	87
石巻	118
飯塚	104
飯田	139
伊田町	311
池田町	309
〔は〕	
八王子	72
八戸	65
濱松	25
函館	13
萩	117
馬山	517
〔に〕	
西宮	41
新潟	28
〔ほ〕	
防府	83
〔へ〕	
別府	66
平壌	503
屏東	608
〔と〕	
戸畑	56
豊橋	27
豊中	131
鳥取	99
東京	1
徳島	37
徳山	119
富山	46
栃木	137
豊原	801
〔ち〕	
千葉	75
銚子	94
茅ヶ崎町	324
鎮南浦	513
〔り〕	
旅順	702
〔ぬ〕	
沼津	90
〔を〕	
岡谷	107
岡山	22
岡崎	50
小樽	24
尾道	125
〔わ〕	
和歌山	20
若松([illegible])	53
若松([illegible])	98
〔か〕	
海南	128
川口	80
川越	116
川崎	23
金澤	18
唐津	123
神戸	5
高知	35
甲府	47
釜石	143
鹿兒島	19
貝塚町	301
鎌倉町	314
開城	510
咸興	509
嘉義	605
〔よ〕	
四日市	74
米澤	88
米子	106
横濱	6
横須賀	17
〔た〕	
高岡	77
高田	124
高山	132
高松	44
高崎	63
平	144
高鍋町	317
田邊町	322
大田	516
大邱	504
臺北	601
臺中	606
臺南	602
高雄	604
大連	701
〔つ〕	
津	59
敦賀	138
鶴岡	109
津山	111
〔な〕	
那覇	61
直方	101
長岡	67
中津	127
長野	52
長崎	12
奈良	79
名古屋	3
〔ら〕	
羅津	518
〔む〕	
室蘭	60
〔う〕	
宇部	51
上田	115
宇治山田	84
宇和島	89
宇都宮	43
浦和	100
〔の〕	
延岡	70
野付牛町	310
能代港町	323
〔お〕	
大分	68
大垣	85
大津	55
大牟田	34
大阪	2
帶廣	110
大宮町	304
大泊町	802
〔く〕	
久留米	40
呉	9
倉敷	113
熊谷	108
熊本	16
釧路	78
桑名	140
群山	515
〔や〕	
八幡	11
八幡濱	126
山形	57
山口	117
〔ま〕	
前橋	45
丸龜	129
松山	48
松江	86
松阪	112
松本	54
舞鶴町	321
枕崎町	319
〔け〕	
京城	501
元山	507
〔ふ〕	
福知山	141
福岡	8
福井	39
福山	76
福島	95
船橋	136
布施	135
藤澤町	312
釜山	502
〔こ〕	
郡山	82
小倉	33
小林町	313
後藤寺町	316
光州	512
〔え〕	
頴娃村	307
〔あ〕	
青森	38
明石	102
熱海	142
尼崎	30
旭川	42
秋田	71
足利	92
〔さ〕	
佐賀	91
堺	26
酒田	122
札幌	15
佐世保	21
三條	114
〔き〕	
桐生	49
京都	4
岐阜	31
岸和田	103
基隆	603
〔み〕	
三原	133
水戸	64
都城	73
宮崎	62
水俣町	320
三島町	318
〔し〕	
靜岡	14
首里	130
清水	69
新宮	120
下關	29
鹽釜町	315
仁川	505
新義州	508
彰化	609
新竹	607
〔ひ〕	
弘前	97
廣島	7
平塚	105
彦根	134
姫路	36
日立町	303
〔も〕	
盛岡	58
門司	32
木浦	506
〔せ〕	
瀬戸	93
仙臺	10
[illegible]道村	302
川内町	305
清津	511
全州	514
〔す〕	
吹田町	306
洲本町	308

州道府縣別都市索引

都市名	都市番號
北海道	
函館	13
札幌	15
小樽	24
旭川	42
室蘭	60
釧路	78
帯廣	110
野付牛町	310
青森縣	
青森	38
八戸	65
弘前	97
岩手縣	
盛岡	58
釜石	143
宮城縣	
仙臺	10
石卷	118
鹽釜町	315
秋田縣	
秋田	71
能代港町	323
山形縣	
山形	57
米澤	88
鶴岡	109
酒田	122
福島縣	
郡山	82
福島	95
若松	98
平	144
茨城縣	
水戸	64
日立町	303
栃木縣	
宇都宮	43
足利	92
栃木	137
群馬縣	
前橋	45
桐生	49
高崎	63
埼玉縣	
川口	80
浦和	100
熊谷	108
川越	116
大宮町	304
千葉縣	
千葉	75
銚子	94
市川	96
船橋	136
東京府	
東京	1
八王子	72
神奈川縣	
横濱	6
横須賀	17
川崎	23
平塚	105
藤澤町	312
鎌倉町	314
茅ヶ崎町	324
新潟縣	
新潟	28
長岡	67
三條	114
高田	124
富山縣	
富山	46
高岡	77
石川縣	
金澤	18
福井縣	
福井	39
敦賀	138
山梨縣	
甲府	47
長野縣	
長野	52
松本	54
岡谷	107
上田	115
飯田	139
岐阜縣	
岐阜	31
大垣	85
高山	132
靜岡縣	
靜岡	14
濱松	25
清水	69
沼津	90
熱海	142
三島町	318
愛知縣	
名古屋	3
豐橋	27
岡崎	50
一宮	81
瀬戸	93
三重縣	
津	59
四日市	74
宇治山田	84
松阪	112
桑名	140
滋賀縣	
大津	55
彦根	134
京都府	
京都	4
福知山	141
舞鶴町	321
大阪府	
大阪	2
堺	26
岸和田	103
豐中	131
布施	135
貝塚町	301
吹田町	306
池田町	309
高槻町	317
兵庫縣	
神戸	5
尼崎	30
姫路	36
西宮	41
明石	102
精道村	302
洲本町	308
奈良縣	
奈良	79
和歌山縣	
和歌山	20
新宮	120
海南	128
田邊町	322
鳥取縣	
鳥取	99
米子	106
島根縣	
松江	86
岡山縣	
岡山	22
津山	111
倉敷	113
廣島縣	
廣島	7
呉	9
福山	76
尾道	125
三原	133
山口縣	
下關	29
宇部	51
防府	83
山口	117
德山	119
萩	121
德島縣	
德島	37
香川縣	
高松	44
丸龜	129
愛媛縣	
松山	48
今治	87
宇和島	89
八幡濱	126
高知縣	
高知	35
福岡縣	
福岡	8
八幡	11
門司	32
小倉	33
大牟田	34
久留米	40
若松	53
戸畑	56
直方	101
飯塚	104
伊田町	311
後藤寺町	316
佐賀縣	
佐賀	91
唐津	123
長崎縣	
長崎	12
佐世保	21
熊本縣	
熊本	16
水俣町	320
大分縣	
別府	66
大分	68
中津	127
宮崎縣	
宮崎	62
延岡	70
都城	73
小林町	313
鹿兒島縣	
鹿兒島	19
川內町	305
[illegible]	307
枕崎町	319
沖繩縣	
那覇	61
首里	130
〔朝鮮〕	
京畿道	
京城	501
仁川	505
開城	510
忠清南道	
大田	516
全羅北道	
全州	514
群山	515
全羅南道	
木浦	506
光州	512
慶尚北道	
大邱	504
慶尚南道	
釜山	502
馬山	517
平安南道	
平壤	503
鎭南浦	513
平安北道	
新義州	508
咸鏡南道	
元山	507
咸興	509
咸鏡北道	
清津	511
羅津	518
〔臺灣〕	
臺北州	
臺北	601
基隆	603
新竹州	
新竹	607
臺中州	
臺中	606
彰化	609
臺南州	
臺南	602
嘉義	605
高雄州	
高雄	604
屏東	608
〔關東州〕	
大連	701
旅順	702
〔樺太〕	
豐原	801
大泊町	802

總　說

序説　吾國都市の急激なる膨脹發展的傾向については、從來本年鑑本篇に於て屢々繰り返された所であるから改めて茲に贅するを要しないが、最近1年の間にも、內地では新たに 15 市の誕生を見て市の總數 144 を數ふるに至つた外、市域の擴張を實現したるもの實に 50 市に及び、外地に在りても北方の邊境樺太にまで遂に市制の制定を促すに至つたが如き、一々仔細に檢すれば夫々特殊の事情を伴ふものがあつたであらうにしても、此の一個の事象の中にも、依然として、間斷なき社會都市化の趨勢を看取し得ると思ふ。されば都市的諸問題は日を逐ふて重要複雜の度を加へ、都市生活に課せられる負荷は益々增大し、これ等諸問題の處理に任ずる都市行政機能の實務も隨つて愈々重大を加へつつあるは云ふまでもない。

都市問題各部門に於ける最近の實情に關しては、夫々關係篇に審らかな所であるが試みに比較的推移の見るべきものに乏しかつたとせられる新界1年に於ける事象の二三について見ても、敍上傾向の一端が察知せられると思ふ。

例へば之を市民生活の一端に觀る。產業界は時局の影響を受けて軍需工業を中心に益々活況を呈して、昭和 11 年の總生產指數 161.3 工業生產 167（昭和5年基準）を示し、總生產額の半以上、工業生產額の約 6 割を占める都市の經濟狀態の好調を暗示してゐるが、同時に物價の昂騰に基く實質賃銀の低下を伴ひ、現に勞働爭議件數もこの一兩年に於ては再び漸增の傾向を現はし、しかもその爭議の半數以上は賃上要求に基因するとせられ、又失業者數は軍需工業興隆の爲漸減しつつあるが、12 年 1 月現在に於て尚 32 萬餘を算へ、內7大都市所在府縣の總計 18 萬 5 千に達し、又軍需インフレの影響を受けない中小商工業者は概ね沈滯の傾向に在るとせられる。さればこの實情に面して社會事業施設擴充の要望は愈々切實となりつつあり、最近1年に於ても、救護法及軍事救護法の改正、方面委員令及母子保護法の制定等に努力の一端が現はれるが、試みに全國都市經費の總額に對する社會事業費の割合を見るに、之を極

めて廣義に解しても、尚 3 %に達せず(昭和 12 年度)、市の支出實額に至つてはまことに微々たるものである。しかも、斯問題に對する關心の都市より農村への移行の傾向は、從來の時局匡救土木事業の起工、醫療保護の實施、其の他都市に偏在したる各種社會事業施設の農村に於ける擴充策の樹立、更に最近の國民健康保證法案制定の要望等にも多分に認められ、特に都市行政者の此の點に對する深甚の注意を要求しつつある。一例を不良住宅地區改良事業に觀ても、法制定以來事業の着手せられたるもの全國を通じて僅かに 7 地區、その內市の執行にかかるものは 2 地區に過ぎず、外に東京市が新く現在 3 地區の改良事業を計畫しつつあるを聞く程度に止まる現狀である。

昨年(昭和 11 年)秋京都の全國都市問題會議總會での都鄙壯丁體格の比較に關する小泉陸軍省醫務局長の研究報告に於てなされた都市保健狀態への警告は、改めて朝野識者の關心を刺戟する所があつたが、例を結核に取つて見るに、人口 10 萬以上都市の結核死亡率は昭和 10 年に於て 24.1 で前年に比し 0.8 減であるが、全國の平均率に比し尙甚しい高率を示して居り、傳染病中腸チフス及パラチフス死亡率の如きも、假にわが六大都市(比較的低位の東京は 10 萬に付 9.1、橫濱は同 6.8)を歐米大都市(ロンドンは 0.4、伯林と紐育は 0.6)に比べて見ても、前記結核死亡率と共に全く桁違ひの高率であつて、大阪、京都、神戸に至つてはボンベイ、シンガポールをさへ遙かに凌駕してゐる有樣である。

最近政府當局は所謂保健國策上の一重要事項として、結核豫防對策を採り上げ、豫防施設の擴充と豫防敎育の徹底を期することとなつた如くであり、又結核豫防法の改正や保健所法の制定等此の方面の施設の整備を計りつつあり、更に中央行政機構改革の第一着手として實現を見るに至つた保健社會省の新設にも多くの期待が懸けられてゐる。一方都市の側に於ても近時保健衞生施設は逐次充實せられ、前記結核豫防の問題についても、特に大都市に於ては漸く積極的關心が有たれるやうになつたやうであるが、斯方面に於ける都市的活動の分野はまだまだ將來に殘されて居り、都市衞生の基礎施設と見るべき下水道についても、下水道法に依る築造認可の與へられてゐる都市は全部を數へても、尙全國都市の 3 分の 1 に達しない一事に見ても凡そ一瞥が推せられるのである。

他の一例を都市の建設的方面に觀る。都市計畫に關しては、關係法制の點で、最近 1 年には、都市計畫委員會官制の改正(11 年 11 月及 12 年 3 月)に依り、委員會機能の擴充と構成の整備を計りたると、特殊建築物規則の制定(11 年 9 月)を見た程度であるが、都市の絶えざる膨脹發展は新舊市街、及び郊外地を通じて、常に新なる課題を以て、當局に解決を迫りつつあり、更に對農村の關係とも關聯して、都市計畫は今や法制と運用の全域に亙り、愼重なる再檢討が要求せられて居る。加ふるに今回防空法の制定(12年4月5日法律第47號)を促すに至つた對空都市防禦の緊切は、將來の都市構築に多大の影響を及ぼすべく、此の觀點からも今後の都市計畫は前途に多くの重要問題を控えてゐると云はねばならぬ。尙一昨年(昭和 10 年)朝鮮に市街地計畫令が實施せられたに次いで、昨年(昭和 11 年)臺灣に都市計畫令の制定を見る等、漸く外地に於ても都市化の趨勢に備へられつつあるを見るのである。

これ等最近 1 年に於ける一二の事例に依つても暗示せられる如く、其の他或は各種公益企業の經營、交通の統制、產業諸施設の充實乃至敎育及び文化等各般に亙る事業施設をして、常に一國の都市に期待せられる使命の遂行に適應する水準に保たしめるのは、眞に容易ならざる大事業であることを知るのであるが、この大事業遂行の第一線に立つ自治行政の物的基礎としての都市財政の現狀を見るに、財界の漸行的好況持續を豫想して、12 年度豫算に於ても若干の稅收入增加が見込まれてゐるが、大觀して依然たる市稅收入の過少と、市債の膨脹を以て特色づけられる窮乏狀態を示してゐる。地方財政窮乏の暫定的對策として第 70 議會で可決せられた 1 億圓の臨時地方財政補給金も都市財政には殆んどその恩惠を齎すことなかるべく、しかも時局に基因する政府の地方債不許可方針は、既にして地方公共團體に對しても採られてゐる鐵材其の他重要物資使用制限策に依つても豫想せられる各種建設事業見合せの方針と相俟つて、都市活動の上に異常の制約が齎らされることとなるであらう。

一方市行政機能の運行狀況については、昭和 11 年に於ては選擧違反其の他の瀆職事件に基因する和歌山、青森、宇都宮 3 市會の解散、宇和島市會の總辭職等が注目を惹いたが、議決執行の兩機關を通じて依然頻發する忌はしい事件や、帝都市政監察の結果に徵して現れられる市政運營上の不適正或は不合理等都市行政の人的基礎亦必ずしも完璧を誇り得ない實情に在ることについては、本年鑑前卷に於ても言及した所であるが、かかる情勢の下に在つて、昭和 11, 2 年殊に 12 年の前半に於て、多くの都市に執行せられた市會議員總選擧に際し、市政の刷新向上を目的とする愛市運動が輿論の熱烈なる支持の下に、相次いで諸都市に勃興を見たことは、市政史上特記に價す

る所である。その結果多くの市會に無産黨其の他の新興勢力が加へられ、その將來の動向は一般に期待を以て刮目せられてゐるが、同時に之に伴ふ自治政に於ける階級鬪爭の深化を豫想せしめるものある等、將來の都市政治は愈々複雜の度を加ふるに至るであらう。

都市行政內部に於て直面せられるこれ等幾多の問題に加ふるに、近時農村の疲弊農は都鄙負擔不均衡の聲と共に、朝野の關心都市を去つて農村に集注し來つた觀を呈し、更に非常時局に伴ふて興起し來つた風潮は地方自治の根本觀念にも影響するを免れしめつつある等、都市經營の前途はまことに重大なる機局に面して居ると云はねばならぬ。殊に今回蘆溝橋事件に端を發した日支事變の進展如何に依つては、國內機能の戰時體勢化と共に、自治體生活の各部門も爲めに必ずや種々の深刻な影響を受くるを免かれないであらう。

地方制度改革問題　地方自治制度は明治 21 年市制町村制制定以來半世紀の歷史を有し、昭和 13 年 4 月 17 日を以て正に滿 50 年の記念を迎へんとするに至つた。其の間數次の改正は主として、比較的狹小なる自治權の擴張への方向に向つて行はれたが(地方制度の沿革に就ては本年鑑昭和 11 年用第 1 頁以下參照)、此の間に於ける我國社會の推移、文化の進展はまことに著しきものがあり、之に順應せしむべく、地方制度の根本的再檢討を要求する聲を聞くこと久しかつたのである。

殊に近年所謂非常時的情勢の下に於ては、新問題に關して研究論策乃至意見の公表せらるるもの多く、政府亦庶政一新の旗幟の下に機會ある毎に、問題解決の緊切と之に對する決意の程を表明し來つた。即ち先づ岡田內閣(昭和 9 年 7 月—同 11 年 3 月)の下では、第 67 議會に於て、後藤內相より、地方制度の再檢討に關し屢々積極的意思の表示があり、其の後內務省は各府縣知事に對して、管下標準町村に就き、行政の實情、自治機關の運用、產業財政の實情、住民の生活狀態、部落制度の實際上の效果等に關し詳細の調査を命じて、制度改正の重要資料たらしめんことを期し、又改正の主眼としては、劃一主義の打破、部落制度の尊重等の諸項を目標に掲ぐる等、此の方面に對する積極的意圖を示す所があつた。當時內閣審議會も亦、政府の「中央地方を通ずる財政改善の根本方策」に關する諮問に答ふる「地方財政に關する中間報告」(10 年 10 月)に於て「……行政施設の改革を實行すると共に、當面中央地方を通ずる稅制の根本改正を斷行するを最も急務とすべきを以て、向後一箇年內に之を實施するを期要すると認めざるを得ず」として所問題に對する政府の緊急措置を要望する所があつた。

次で 2.26 事件の勃發に因り、事件後の難局擔當者として、岡田內閣の後を襲つた廣田內閣(11 年 3 月—12 年 1 月)は、組閣直後閣議を經て上奏の上發したる首相聲明に於て、文敎刷新、稅制改革、產業貿易伸張等の諸項と共に「行政機構の更新」を政綱の一に掲げ、庶政匡革の爲め「斷乎として所信に邁進する」の決意を示す所があり、11 年 5 月召集の第 69 特別議會に於ても、首相は施政方針演說中「行政機構改革の目標とする所は、時代の要求に卽應して能く其實績を擧ぐるに存す」と云ひ、此の意味に於て「中央地方を通じて廣く各般の行政機構に再檢討を加へ、時代の進運に合致せしむるやう妥當なる措置を講ずることが最も肝要であると信ずる」が故に、「政府は此趣旨に於て今後適當なる改革に着手せんことを期する」と述べて居り、同議會前には、湖內相は、現行の劃一主義を打破して各地方の特殊事情に應じ特別の行政制度を樹立し、且我國古來の行政單位たる部落制度を尊重し、之を法制の上に取り入れて隣保相助の精神を助長せしむると同時に、農會產業組合其他の經濟關係が自治權の外に分立してゐる缺陷を是正し、自治體に之が指導統制の權限を賦與するを以て地方制度改革の目標とせる旨傳へられた。而して當時此の問題に對する地方行政當局側の意向の一端は、特別議會前內務省の求めに應じて回示せられた地方長官の意見、竝に特別議會後(11 年 6 月)の地方長官會議に表明せられた意見に窺はれる。卽ち前者に於ては、(イ)各地方の特殊性を尊重して特殊行政、ブロック行政を實施する等劃一制の打破、(ロ) 市町村の監督權を地方長官に委任する等地方廳權限の擴充、(ハ) 府縣と市町村の間に中間的行政機關の設置、(ニ) 大都市と中小都市の特殊性に適應せる特別市制の實施、(ホ) 部落制度の擴充、(ヘ) 府縣市町村行政と各種產業團體との間の關係統一、等が其の代表的事項であつたと傳へられる。又後者に於ては種々片々たる意見の提示もあつたが、全長官連署を以て內相に提出せられた「中間機關設置に關する意見」、竝に內務農林兩相に提出せられた、同じく全長官連署の「地方自治の振興に關する意見」が代表的なものであつた。其の內中間機關設置は、近來地方長官會議其の他機會ある毎に提唱さるる要求であり、自治振興意見は、委任事務の增大複雜化に因る自治體負擔の過重と、產業の發達に伴ふ各種團體の勃興に因る自治體活動の分布獨立に鑑み、「町村活動の整齊に關する具體的方策を樹立」せんことを要望したものである。

更に廣田内閣は 11 年 8 月 25 日の閣議に於て、昭和 12 年度以降に於て重點を置き施設すべき事項として決定したる所謂七大國策中の第7項に「行政機構整備改善」を掲げて、政府の抱負を新たにし、中央行政機構の改革に關しては蔵・鐵・逓・文の四相會議に、地方制度の改革は、議會制度と共に、内・法・農・拓・商の五相會議に審議が委任されたが、右第 1 回五相會議(11 月 4 日)に於て、從來地方制度改革問題に關し論議せられたる諸題目として潮内相より提出、説明を試み、審議の參考に供せられた事項は下の如くである(東京朝日新聞 11 月 5 日に依る)。

(1) 市町村と産業團體其の他各種團體との關係調整に關する問題
(2) 國政事務と自治事務との關係調整に關する問題
(3) 市町村の區域竝に部落等に關する問題
(4) 市町村會の組織及び權限に關する問題
(5) 市町村長の選任方法權限其の他市町村吏員の制度に關する問題
(6) 特別市制乃至市制と町村制との劃一制打破に關する問題
(7) 東京都制に關する問題
(8) 府縣會の組織權限其の他府縣に關する問題
(9) 府縣市町村の所謂ブロック行政に關する問題
(10) 州(又は道)廳の設置に關する問題
(11) 特別地方官廳と普通地方官廳との統合に關する問題
(12) 中間機關設置に關する問題
(13) 道府縣廳の統制に關する問題
(14) 地方行政に關係ある各省の連絡調整の爲にする中央委員會の設置に關する問題

かくて五相會議は、内相を中心に前後約 10 回に亘り開會審議を續け、其の間、地方制度改革の審議方針としては「地方の特異性の發達を期し、國運の進展に順應せしむると共に、劃一制の打破と分化對立の弊を矯正する」(11 月 21 日東朝)ことに意見の一致を見たると、第一議題として採擇したる東京都制問題に關し大綱を決定したるのみにて(本篇「東京都制案」の項參照)廣田内閣の瓦解を見るに至つた。因に當時政府の行政機構改革の「熱意」の原動力となつたと云はれる軍部案の全貌は、昭和 11 年 11 月 10 日 陸海軍當局談として發表されたが、本案は中央行政機構及び議會制度の改革に就ては相當具體的要綱を掲げてゐるが、「地方行政制度」に關しては單に「中央行政機構の整備改善及國運の進展に伴ひ地方行政制度を刷新す」とあるに止まつてゐた。

次に登場した林祭政一致内閣(12 年 2 月―同年 6 月)の下に於ては、廣田内閣時代

に準備せられた地方制度調査費豫算 1 萬 5 千圓の成立を見たる外、斯問題の進展に著しき所は認められず、現近衛内閣の出現(12 年 6 月)となつたのである。

要するに近時地方制度の改革に就ては、歴代内閣は相次で大小のジェスチュアを以て、孰れも積極的態度を表明し、又學界に於ても、凡そ此の一兩年程斯問題に關する研究論策の多量に發表せられたる例はなく、又現に行政に關する民間の研究團體にして地方制度の再檢討に傾倒せるものも一二にして止まらぬ有樣である。が未だ政府當局としても何等具體的方針を公示したこともなく、勿論輿論の歸一を見てゐる譯でもないから、隨つて問題の解決が那邊に落着くべきかは豫斷を許さぬ所であるが、此の度愈〻の地方制度調査會が馬場内相を會長として愈〻成立を見るに至つたことは、問題解決への一期點を示すものと見られてゐる。

即ち地方制度調査會官制は昭和 12 年 8 月 2 日勅令を以て公布され、翌日關係各省官吏、貴衆兩院議員、學識經驗者等委員 35 人の決定を見た。官制の定むる調査會の目的機構、竝に委員の顔觸は下の如くである。

目的　地方制度調査會は内務大臣の監督に屬し、其の諮問に應じて地方行政の制度に關する事項を調査審議す(第 1 條)

組織　調査會は會長一人及委員三十五人以内を以て之を組織す。特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得(第 2 條)

會長は内務大臣を以て之に充つ。委員及臨時委員は内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず(第 3 條)

委員

(政府側)　法制局長官、井野企畫廳次長、勝田内務政務次官、廣瀨内務、石黒次官、伊東文部、戸田農林、村瀨商工各次官、木村内務參與官、坂地方局長、深田行政裁判所評定官

(衆議院側)　岡田忠彦、山道襄一、中野邦一、武田傳三郎、澤田牛麿

(貴族院側)　大原信雄、赤池濃、松平康春、紀俊秀

(學識經驗者)　湘南之輔、堀切善次郎、館哲二、渡邊錠太郎、西井忠正、進田宏、木村肇太郎、岡崎勉、野村喜六、宮脇梅吉、大岩勇夫、田邊七六、松尾臣善、千石興太郎

樺太市制の制定　樺太は領有以來專ら官治行政を續けて來たが大正 11 年その地の特殊事情を斟酌して町村制を實施し、昭和 4 年に之を改正して略〻内地同樣の自治機能を有する制度たらしめたのであるが、這回新たに第 70 議會(11 年 12 月―12 年 3 月)の協賛を經て樺太市制(昭和 12 年法第 1 號)の制定を見るに至り、昭和 12

年6月25日から施行せられてゐる（昭和12年勅令第273號）。同市制提案の理由につき結城蔵相は議會に於て次の如く說明してゐる。

「樺太は領有以來既に30年の年月を經過しまして、各方面に目覺しい發達を遂げて居りまするが、其町村自治も亦頗る向上致しまして、樺太廳所在地の豐原町の如きは、其の形態に於きましても實質に於きましても、內地の新設の市に比較致しまして、敢て遜色を見ない程度にまで發達して居るのであります。斯樣な狀態でありまするから樺太に市制を施行すると云ふことは本島住民の多年の要望でもありまするし、又一面そうすることに依つて町村の發達を促す結果ともなります。更に樺太拓殖上寄與する所が尠くないと認めまして本案を提出致しました次第であります」（70議會衆議院議事速記錄）

樺太市制は樺太町村制同樣僅かに7箇條の基本條文を以て成り、重要事項にして勅令の規定に讓られたるもの頗る多く（樺太市制第7條）、之に對しては右議會に於ても「從來の例に依れば勅令に讓つた結果出來上つた規定は、動ともすれば立法府の考を裏切り、遺憾の點が多い」として一應の警告的質問が發せられた所であるが、此等の諸事項を規定する施行令は市制實施の直前（12年6月22日）を以て公布せられた。

樺太新市制は概して言へば、能ふ限り內地市制を樺太に適用せんと試みたものであつて、隨つて基本的事項については孰れも內地市制の定むる所に倣つて居る。唯樺太の特殊的事情に隨ひ、內地市制と異る點のあることは勿論である。例へば樺太には府縣なる公共團體がないが爲めに、當然府縣及び府縣稅に關係ある規定がなく、知事及び府縣參事會に屬する權限が多く廳長官に屬せしめられて居り、又市の監督に付ては、施行令草案に於ては、第一次に支廳長、第二次に廳長官となつて居り、廳長官が市會の解散權を有つ定めとなつて居たが、議會の希望に隨ひ、市は第一次に於て廳長官、第二次に於て主務（拓務）大臣之を監督し（施行令第142條）、主務大臣市會の解散を命ずることを得る（同147條第1項）定めになつた。其の他市參事會の定數を6名にしたり、市參與の制度を認めない等の點も內地市制と異る所である。因に樺太新市制の基本條文の全文は次の如くである。尙これに依つて從來の豐原町は樺太最初の市として12年7月1日より市制が施行せられてゐる。

第一條　市ハ法人トス官ノ監督ヲ受ケ法令ノ範圍內ニ於テ其ノ公共事務及法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第二條　市ノ廢置分合ヲ爲サントスルトキハ樺太廳長官ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ經ヘシ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ財產アルトキハ其ノ處分ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ聽シテ樺太廳長官之ヲ定ム

第三條　市ニ市會及市參事會ヲ置ク

市會ハ市ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

市參事會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

市會議員ハ名譽職トス市公民中ヨリ之ヲ選擧ス

名譽職參事會員ハ市會ニ於テ其ノ議員中ヨリ之ヲ選擧ス

市會議員ノ選擧ニ付テハ市制第二十二條ノ二、第二十二條ノ三、第三十條ノ三及第三十六條ノ二ノ規定、衆議院議員選擧法第十章、第十一章及第百四十條第二項ノ規定竝ニ衆議院議員選擧ニ關スル勅令ノ例ニ依ル但シ內務大臣及地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行ヒ議員候補者一人ニ付定ムベキ選擧委員ノ數、選擧運動ノ爲使用スル勞務者ノ數及選擧運動ノ費用ノ額ニ關シテハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依ル

第四條　市ニ市長ヲ置ク

市長ハ市會ニ於テ之ヲ選擧ス

市長ハ市ヲ統轄シ市ヲ代表ス

第五條　市ハ其ノ必要ナル費用及法律勅令ニ依リ市ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

市ハ前項ノ費用ニ充ツル爲使用料、手數料、市稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第六條　市ハ永久ノ利益トナルベキ事業、災害復舊又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限リ市債ヲ起スコトヲ得市長ハ豫算內ノ支出ヲ爲ス爲市參事會ノ議決ヲ經テ其ノ會計年度內ノ收入ヲ以テ償還スベキ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

第七條　本法ニ定ムルモノノ外市ノ境界變更、市公民、市會、市參事會、市吏員、市ノ財務、市ノ營造其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

東京都制案　人口6百萬を超ゆる巨大都市が、人口3、4萬の小都邑と同一の法律「市制」に依つて規律せられる現狀が、都市の經營上合理的でないことは多く說明を要しない。卽ち東京市をして此の市制の束縛を脫せしめ、「東京都制」といふ特別法を新たに設けたいといふのが、所謂都制制定の主眼である。問題の發生は抑々明治21年市制制定の當時に遡り、爾來50年の懸案である。

卽ち當時既に東京、京都、大阪に對しては一般市制を以て律するは適當ならずとの議があり、遂に明治22年より31年迄で、3市に限り特例が設けられ、市長助役の職務は府知事及府書記官をして行はしむることに定められたが、此の制度は地方自治の思想に背馳するものであるとの市民の反對運動熾烈を極め、遂に撤廢を見るに至つた。然し乍ら帝都に對して特別の制度を設定すべしとの要望は依然官民の間に絕ゆることなく、第5議會（明治26年）以來殆んど每議會、或は政府より或は貴衆兩院側より種々なる內容の法律案が提出せられ來つたのである。而して此等諸案の內容は區々であるが、概して府縣制の體制に依らんとするものと、市制の體制に倣はんとするものとの二種に大別し得べく、政府及貴族院側は前者を、衆議院側及東京市は後者を代

表し兩々相譲らず今日に至つてゐる。

最近政府の提案として世の注視を蒐めたものに、昭和 8 年 3 月第 64 議會の會期終に終らんとする頃突如議會に提出された「東京都制案」がある。本案は、(1)都の區域を東京府の區域とし、(2) 都長を官選とし、(3) 都の補助機關に官公吏を併用し、(4) 區の自治權を擴張することを主眼としたものであつたが、東京市と社會經濟狀態を甚しく異にする三多摩及島嶼を都區域に包括せんとせること、官治的なること、區自治權の擴大を口實に、東京市を解體せんとするものなること等の諸點につき輿論の猛然たる反對に會し、衆議院に於ても論議沸騰遂に審議未了に終つた。

昭和 7 年 10 月市域大擴張後の東京市政の實情は各方面の都制熱に一層の拍車を加へたのであつて、その後政府も引き續き成案の準備を怠らなかつたのであるが、非常時の波に乘つた官僚支配の傾向が、案の結構にどの程度の影響を及ぼすであらうかは多大の興味を以て注視せられてゐた。遂に昭和 11 年 10 月、內務省地方局は二つの都制試案を發表し之を輿論に問ふに至つた。

內務省地方局試案　地方局行政課の發表した二つの試案は、改めて輿論を刺戟する所大なるものがあつたが、其の第 1 案は、上掲昭和 8 年の內務省案に若干の修正を加へたものに過ぎず、唯區の權限を略々現在通りとし、都會議員の定數を半減せんとする點が異つてゐる位のものであり、第 2 案は現在の通り都の上に上級自治團體たる東京府を存置し乍ら猶二重行政を撤廢せんとする所に新味と不徹底を蔵し、都長の選任方法と、重點が置かるべくしてしかも從來の都制案に殆んど等閑視せられた都議會の構成に工夫の跡が認められるものである。以下當局發表の原文の儘右 2 案を掲記する。

第 1 案　第 64 議會に提出したる東京都制案を基本とし之に再檢討を加へむとするもの。其の骨子とする所左の如し。

(1) 都の區域は現在の東京府の區域に依ること
(2) 都を分ちて區市町村及島嶼とすること
(3) 都に都長官を置き官吏を以て之に充つること
(4) 都に都會を置き都會議員の定數は現在の市會議員の定數の半數程度とすること
(5) 都會議員の任期は現在の市會議員の任期よりも短縮すること
(6) 都會議員と衆議院議員及區市町村會議員との兼職を禁止すること
(7) 都參事會を置くことゝし都參事會員の定數は現在の市參事會員の定數よりも減少せしむること

(8) 都の議將は單一制とすること
(9) 都稅の種類は大體に於て府縣稅に準ずることゝし其の稅率は大體に於て左記に依ること
　イ　現在の東京市の區の區域　府縣稅及市稅の稅率を合算したるものを以てすること
　ロ　三多摩地方及島嶼　府縣稅の稅率に準ずること但し島嶼に付ては特例を設け從前通とすること
(10) 區は之を法人とし其の區域は現在の東京市の區の區域に依ること
(11) 區の事務の範圍は大體現在通りとすること
(12) 區に區會を置き區會議員の定數は大體現在の半數程度とすること
(13) 區長は都の官吏又は吏員に付き都長官之を任免すること
(14) 區の財政權に付ては其の課稅權としては現行の制に準じ區に屬する都稅の制に依り其の起債權としては一時借入を爲すことを得しむること
(15) 島嶼に關する現行特別制度は成る可く一般町村の制度に則ることに改むること

第 2 案　從來の成案に捉はれず全然新たなる見地に立つて都制案を考究することとし現行制度の府市併存より生ずる不合理を是正することを主眼とし現在の東京府は之を存置し現在の東京市の區域にのみ東京都制を施行せんとするもの。其の骨子とする所左の如し。

(1) 都の區域は現在の東京市の區域によること
(2) 都の區域內に在りては從來市に屬したるものは勿論府に屬したるものと雖も特に府に留保を要する僅少のものを除き一切の事務並費用の負擔は之を都に歸屬せしむること
(3) 都に都長を置き政府の命ずる經濟委員の推薦に係る候補者若干名の中に付き都會之を選擧すること
(4) 都に都會を置き都會議員の定數は現在の市會議員の定數の半數程度とすること
　都會議員は公選に依る者の外に相當數の選任に依る者を加ふること
(5) 選任議員は (3) の經濟委員に於て都住民にして一定の資格を有する者の中より推薦したる者に付き內務大臣之を命ずること
(6) 都會議員の任期は現在の市會議員の任期よりも短縮すること
(7) 都會議員と衆議院議員との兼職を禁止すること
(8) 都參事會を置くこととし都參事會員の定數は現在の市參事會員の定數よりも減少せしむること
(9) 都の經濟に屬する費用は都稅其の他都に屬する收入を以て之を支辨すること
(10) 都は府の經濟に分賦金を納付する義務を負ふこと
(11) 都稅の種類は大體に於て府縣稅に準じ其の稅率は府縣稅及市稅の稅率を合算したるものを以てすること
(12) 現在の 35 區は之を行政區とすること（學區は之を廢止すること）
(13) 區長は都長之を任免すること
(14) 東京府の事務及負擔に屬するものは主として都を除く府の區域に關する事務及費用に

限られ都の區域内に於ては普通敎に關する費用の負擔及師範學校に關する事務と其の費用の負擔等に關するもののみたらしむること

府府知事の職務權限は都を除く東京府の區域に於て從來府知事の職務權限に屬したる事項を主とし都の區域内に於ては小學校敎員其の他待遇官吏の任免及師範學校に關する事項等特に留保を要するものの外は都長の職務權限に屬せしむること

(15) 府會は都を除く府の區域より公選せられたる者及都會議員中公選に係る者を以て之を組織すること

(16) 府の經濟に屬する費用は都の納付する分賦金及都を除く府の區域より徵收する府稅其の他府に屬する收入を以て之を支辨すること

都の納付すべき分賦金額は府會の議決に依り之を定むること

(17) 府稅及市町村稅は大體現在通りとすること

(18) 島嶼に關する現行特別制度は成る可く一般町村の制度に則ることに改むること

地方局試案に對する輿論　東京市政調査會等の意見　東京市政調査會は既に大正 11 年「帝都の制度に關する意見」を樹て關係調査書と共に之を東京市長、東京府知事及內務大臣に提出して居り、昭和 7 年更に東京市長の依嘱に基き、新界の權威を網羅する委員會を設けて慎重考究の結果、「東京都制案要綱」を公表した。要綱の內容は都域を現在の東京市の區域に依らしめ、都長は都會が選擧し、都は內務大臣の直接監督下に置き、區は現行制度に依り、殘存部分は獨立自治團體として、都と該自治團體との間に共同處理するの要ある事項は市町村組合の例に準じて措置せしめること等を根幹としたものである。而して同會の態度は終始一貫今尚變るところはない。從つて這回の地方局案に對しては不滿足ではあるが、比較的調査會案に近き第 2 案に適當の修正を加ふることに依り之を支持することとなり、10 月 9 日大要下の如き意見及理由を關係各方面に提出した。

意　見　要　約

今次內務省地方局より非公式發表の東京都制原案は基本的なる事項に關して何れも理論上及實際上に滿足し得ざる點を蔵し、各々理想と相距るものあるを遺憾とす。然れども諸般の情勢に鑑みるに、理想案の實現は到底望まるるを度難し難きが如きを以て、先づ此の原則案の中其の基本系統に於て理想案に漸進し得るものと認められる第二案を基本とし、之が檢討整備に依りて速かに其の實現に邁進せらるべきを適當と信ず。

理　由　要　旨

本會が大正 11 年末政府に建議したる都制案要綱の骨子條項に對しては今日に在りても、之を帝都制に於ける基本綱目の理想として高調するに躊躇せざるものにして、一擧に之が實現を望むこと勿論なるも、都制問題の歷史と其の現狀とに鑑すれば、抜本的にして且理想とする都制の實現は不幸にして寔に何れの日なるかを期し得ざる實情に在り。然るに一面帝都行政の不振と市民生活の不利不便とは現制の儘推移することに因りて益深刻を加へんとし、終に或は

帝都自治の危機を招來せんも亦測り難し。乃ち本會は年來堅持せる都制案綱目の主旨を變くることに於て毫ところなきも、帝都行政當面の危局に善處する爲め且に地方局案中の第二案を基本とし之に適當なる修補を加へたるものを以て都制の實現を期せむと欲するものなり。蓋し第一案の構成原理には前段本會の主張と觀念の施設を異にするものあるに反し、第二案は其の方向、形式共に本會の主張する都制案に到るの一階梯なるを以て、最善を得ざるの憾あるに拘らず、其の實現は理想に向つて數段を進むるものと思料するが故なり。

又東京市會都制實行委員會、東京府會都制實行委員會、東京市會議員待遇者會、東京都制促進聯盟等の府市議決機關方面の諸團體は孰れも此の機會に夫々都制案要綱を發表したが、區域に付ては何れも東京府の區域に依り、都長は東京都制促進聯盟(東京市三十五區及八王子市竝に三多摩郡の區市長村會議員を以て結成す)が區自治權の强大化と交換的に、「現在の社會狀態に鑑み暫定的官選止むなきものと認め」たる以外は總て公選を主張して居る。因に牛塚前東京市長も既に昭和 10 年 6 月東京府を都の區域とし、島嶼を除く全域に亙り劃一の區制を施き、女子に選擧權を與へ、三級制度を復活し、都長を公選とすべしとの意見を私案として發表し且之を內務大臣に提出してゐる。

言論機關の論評　地方局案に對しては各新聞紙は何れも社說を掲げて之が論評を試みたが、案に對し全面的に贊意を表したるものはなかつた。殊に第 1 案は內務省の獨善的官治案なりとして否定せられ、寧ろ不徹底乍ら第 2 案の方に發展性ありとせられたが、同案の都長選任制は結局官選と五十步百步なりとして警戒せられた如くである。

卽ち第 1 案は、「殆んど自治體としての東京市廢止案」(讀賣10.14.)であり、「既に輿論の反對に逢着した試驗濟の案」である(東日10.6.)として一蹴せられ、其の區域についても「都制の眼目は都市行政の統制と刷新にあるのだから、殊更その行政區域內に社會的經濟的關係の全く異る農漁村を編入するのは、單に無意味といふ以上に折角の都制の順當な進展の障碍となる」(東日10.6.)との議論が强く、都長官選に對しては、或は「都長官選案の如きものによつて、自治の精神的獨立性を脅かすことは斷じて自治制の確立を招來する所以でない」(東日10.6.)とし、或は、「吾人の欲するものは帝都の自治制であり、都制の美名に釣られて核心たるべき東京市自治を喪失し、東京府知事の變形に過ぎない都長官君臨のもとに、他地方より特に劣つた官治政治に甘んじようといふのではない」(東朝10.1.)と論ふもの多く、唯「暫く官選を以て甘んぜざるを得ないことも、一應考慮すべき餘地はある」(中外10.3.)としたものゝあつたのは注目に價する。又第二案の區域については、「都の區域は純理よりせば第2案を可とせんも、實行には多くの困難が伴ふ」(都10.6.)とし、或は「市域を除いた殘存部都は、當然に目下調査中の地方制度改革と關聯して其の始末を考ふ可きもの」(時事10.13.)とせるは傾聽すべく、其の都長制は「政府が監衛委員といふ假面を被つて東京市の自治政に干渉せんとする機構」(時事10.13.)であり、「ひと皮はいでみれば官選以外の何物でもない」(東日10.6.)「間接的官選たるに於て缺點は彼

餘裕がない」(東朝10.6.)

と難ずるもの多く、其の他の點については仔細に點檢すれば批評は區々ではあるが、都長官選に反對する點は殆んど各紙一致せるものの如く、要するに、「第1の官選案は內務省本來の希望なるべきも內務省以外に贊成するものは絕無であらう、第2の折衷案は流石に頑張なる內務省も世論の趨向を無視し得ず、幾分にても反對を緩和せんとして案出せるものである」が「結果は官選と公選と相去ること紙一重」である、「自治體發達のために、簡單に公選制を採用せんことを望む」(都10.16.)とするに在つたと云ひ得るであらう。

五相會議決定の大綱　政府は此等輿論の批判に鑑み、偶々地方制度再檢討の爲めに設置せられた五相會議(上揭地方制度改革問題の項參照)に此の問題を付議したのであるが、同會議は數回に亙つて審議を重ねた結果 11 年 12 月 29 日の會議に於て、基本方針に於ては下の如く意見の一致を見(東京朝日新聞11年12月30日による)之が具體的細目に關しては內務省に於て考究の上、法制局方面の意見をも徵し成案を作成することに申合せたと傳へられたが、昭和 12 年 2 月廣田內閣の瓦解と共に、本問題も亦暫く停頓狀態に陷ることになつた。

(1) 都長は官選とする。但し自治的精神に鑑みこれが銓衡に當つては特別の考慮を加へること
(2) 都長は親任官とする
(3) 都長特別任用に關して勅令を制定する
(4) 都長銓衡の特別考慮に關する具體的方法としては右勅令による銓衡委員會を都長新任の都度設置する
(5) 都長銓衡委員會の構成は半數を都會の推薦による委員(例へば都會議長、都會議員有力者其他商工會議所會頭等)とし殘る半數を政府選任の委員(官吏及民間の有識者等)とする
(6) 右銓衡委員會で銓衡の上都長候補者1名を推薦し政府はこの推薦を尊重し適當と認めたる場合これを都長に任命する
(7) 都長には任期を設けない但し一定期間(4 年程度)を置いて更迭する慣行をつける
(8) 助役も官選とする
(9) 都の區域は現在の東京府の區域とする。但し島嶼を都に包含するか否かは內務省で更に檢討する
(10) 區には適當なる自治權を賦與する
(11) 警察權は勿論現在通り警視廳に屬し都長に屬せしめない

愛市運動の勃興　昭和 11, 2 年度に於ける吾國市政界の現象中特記せらるべき事項としては、此の間に多くの市に相次で行はれた市會議員總選擧に當り、滲透とし

て展開した愛市運動と、それの齎したる效果に指を屈するであらう。從來に於ても市會の選擧に際して、選擧の肅正と市會の改善とを目標に市民的運動の行はれたことはないではない。例へば東京市に於て、昭和 4 年疑獄の後を承けた市會改選、及び昭和 8 年に執行せられた大東京成立後最初の總選擧に於ける東京市政調査會を中心とした啓蒙運動の如きは、その顯著なる事例として、吾國市政刷新史上記錄せられてゐる所であるが、今回のやうに、その目的達成の爲めに「愛市聯盟」或は「愛市同盟」と稱する團體が特設せられ、これ等を中心に全市的敎化運動が組織的に展開せられ、しかも各市に相次いで同種の運動の勃興を見たるが如きは未だ曾てその例を見ない所である。

今次の愛市運動は昭和 11 年 3 月青森市會選擧に於ける青森市愛市同盟の活動を嚆矢とし、その後宇和島、呉兩市に於ても市會選擧に際して婦人愛市同盟の結成を見、次で昭和 12 年 3 月の東京市會總選擧に於ける東京愛市聯盟を中心とする運動がその後に於ける各地の此種運動に多大の刺戟を與ふるに至つたことは周知の通りである。

「愛市聯盟」組織の結成が今次運動の特色を成してゐることは右述べた通りであるが、この團體の組成については、東京市を始めその他の諸都市に於けるが如く、純然たる市民有志のイニシアティヴに依る全く自治的な市民團體が多いが、又靜岡市等の如く市役所の主唱に基くものもあり、更に彦根市等の如く市長職務管掌の指導に依つたものもある。從つて經費の點についても、多くの場合の如く有志の寄附に依つたものがあり、又宇都宮市の如く全經費の支辨を市に仰いだものもある。といふやうに夫々特色を有つてはゐるが、選擧の肅正を期すると共に「より良き」議員を市會に送らんとする目標に於ては孰れもその揆を一にしたと云はねばならぬ。これ等團體の多くは選擧の終了と共に解散せられたが、青森婦人愛市同盟等の如く恒久機關として組織されたものもあり、東京市の如く東京愛市聯盟の後を承けて東京實業愛市協會及び東京婦人愛市協會の2恒久機關の創立(昭和 12 年 10 月 1 日)を見んとしてゐるものもある。

尙昭和 11, 2 年度に於ける夥しき市町村會の改選に當るべき第三次肅正運動を前にして、規約の改正を斷行して從來通り「衆議院議員選擧其の他公の選擧の肅正」を期すると共に、更に進んで「政治敎育の徹底」を計る事を目的とし、市町村自治の刷新淨化への積極的活動を目指すに至つた「選擧肅正中央聯盟」が敍上愛市聯盟の結成

を刺戟し、これ等市民運動の指導力となり來つたことは特記せられねばならぬ。

今次各市の愛市運動の主なるものを掲げ、その特色とも見らるべき事項の大略を記せば下の如くである。

青森市　市會解散の不祥事を起した青森市の愛市運動は、最近の全國各地に於ける此の種運動の先驅をなし、規範となつた。同運動は玉井市長職務管掌が商工會議所會頭海軍分會長等を說いてその蹶起を促したに始まり、昭和 11 年 3 月 24 日愛市同盟を發會、爾來熱心なる運動が試みられ幾多の好果を收めることが出來た。同盟の選擧標語 17 箇條はその後の各市に於ける選擧スローガンの參考とされた。同運動に於て特記さるべきは市內婦人團體を網羅して設立された恒久機關、青森婦人愛市同盟の協力であつた。

宇和島市　縣會及國會選擧に於ける違反事件に因り市會總辭職を見た宇和島市に、全市を擧げての市會刷新運動が展開されたが、婦人團體も起つて 11 年 4 月 27 日婦人愛市聯盟を結成した。

宇都宮市　市會、理事者間の數年に亘る軋轢に因る市政運用上の困難から遂に市會の解散を見るに至つた同市では、明朗健全なる市會の再建を目的とする熾烈なる愛市運動が全市的に起つた。富澤市長職務管掌は就任直後官民有力團體代表者を糾合して宇都宮愛市同盟の結成を諮り昭和 11 年 10 月 15 日之を創設。之が經費は總て市が負擔した。

吳市　瀆職事件から市會議員の總辭職を見た吳市會の改選は昭和 11 年 10 月に行はれたがその際町總代聯合會の活動によつて愛市運動が行はれた。その後右運動の實績に鑑み翌年 1 月恒久機關として吳市愛市聯盟が組織されるに至つた。尙ほ瀆職事件が問題となつた 10 年秋には、市內婦人聯合會を母體として旣に吳市婦人愛市聯盟が結成されてゐた。

東京市　帝都に起つた愛市運動は、市民の自治的發動によつたもので、その中樞となつた東京愛市聯盟は純粹純然たる民間團體として活動した。即ち昭和 11 年末、元市長たる尾崎、阪谷、永田、伊澤、市來、堀切の六氏によつて愛市聯盟結成の計畫が進められ、12 年 1 月の發起人會に於て堀切元市長を會長に、殘餘の五元市長を顧問に推戴し、帝都に於ける多數の民間團體を加盟員として組織せられ、青年館に於ける盛大なる結成市民大會を皮切に擧市的運動が展開された。本運動の實行に當つた實行委員なるものゝ總數は 4 千人を超え、就中これに參加協力せる多數の職業組合及び婦人團體の活躍は特記に値するものがあつた。

帝都の市政淨化乃至選擧肅正運動はこれまで數度經驗されて來たが、今次の愛市聯盟の運動は、(1)全くの民間團體としての獨自の運動たりしこと、(2) 組合、團體を主力としその職能を通して啓蒙的に市民に働きかけたること、(3) 婦人部の結成によつて婦人諸團體の統制ある活動が行はれしこと等に依つて特色づけられた。

愛市聯盟とは全く別個に東京市政革新同盟の運動があつた。これは同盟從來の政治教育運動を揚棄し自ら各區に知名の士 17 名を候補に擁立し選擧場裡に驅馳した政治運動ではあつたが、愛市運動の一形態と見得るであらう。更に見逃し得ないのは都下各新聞紙の愛市運動に對する協力援助であつて、その活動は前例を見ない程であつた。

その結果市會は前市會に 2 個の議席を有つに過ぎなかつた無產黨は 26 名、革新同盟は新たに 9 名の當選者を出し旣成勢力亦若干の新分子を加へ帝都自治の前途に多くの期待を有たしむ

るに至つたことは市政刷新史上一轉期を劃した現象と云ひ得る。

帝都の愛市運動の效果は各方面の認むる所であり、特に全國の運動に及ぼした影響は尠少でなかつた。尙ほ東京愛市聯盟は規約に依り選擧期日たる 3 月 16 日を以て解散されたが、聯盟恒久化の要望が、その後市內52實業組合を構成員とする東京實業愛市協會及び 80 婦人團體を構成員とする東京婦人愛市協會を創立せしむるに至つた。

下關市　下關市の愛市聯盟は市の選擧肅正委員會の提唱に基いたもので、各團體、市肅正委員會及び市民有志を以て組織された。設立 2 月 22 日。

靜岡市　市長の發議によつて 3 月 9 日靜岡愛市同盟の結成を見た。

彥根市　市制施行最初の市會議員選擧に當り、中村市長職務管掌が中心となつて 3 月 17 日彥根愛市聯盟が組織された。

福島市　3 月 22 日結成大會を擧げた福島愛市同盟は八卷警察署長の肝煎りに依るもので、この點は、本同盟が組織網を張らず市民有志の運動に自由性を有たしたことゝ共に異例とせられる。

福岡市　3 月 28 日發會した福岡愛市聯盟は講演會に懇談會に文書宣傳に活潑なる運動をなし效果見るべきものあり、就中「優良候補を選ぶものさし」なる選擧スローガンは投票に當り相當な作用をなしたものと認められた。聯盟は當初よりの方針に從ひ、選擧期日數日前に、教育運動より一步を進めて候補者推立運動に入らんとし、立候補者 112 名中より優良候補として 28 名を推薦發表した。然るに推薦に洩れた一部候補者は、屆出候補者の一部を優良候補として發表したるは他の候補者を優良ならずと認めるもので選擧妨害なりとし、聯盟役員を相手取つて選擧違反の告發をなさんとする迄に至り世論を沸騰せしめたので、5 月 18 日愛市聯盟は遂に解散を聲明するに至つたことは注目に値する。因に聯盟推薦候補 28 名中 19 名が當選した。

京都市　京都愛市聯盟は、佐々木惣一博士等主唱の下に、舊京都市政調査會關係者を構成員として 5 月 1 日結成されたが、常設團體として市會選擧後も引續き市政改善運動を行ふことゝ經費は會員の均等負擔とすることがその特色とせられる。今次の市會選擧に當つては同聯盟に加盟せる候補者の推薦運動に主力を注いだ。

松江市　松江愛市聯盟は 5 月 13 日發會式を擧げ、直ちに實行運動に着手した。

大阪市　大阪愛市聯盟は民間の自主的團體として計畫された。即ち佐多元京都帝大總長栗本商工會議所顧問その他實業家元市會議長等 7 氏に依つて發起されたもので（發起人會 5 月 21 日）當初は候補者を擁立する積極的運動をも行ふ方針であつたが、その機運に至らず愛市大講演會開催等の啓蒙運動に止まつた。同聯盟は大阪府市政の向上改善を目標とし常置の機關である。

岡山市　市當局が市內有力者に呼びかけ 6 月 4 日岡山市政刷新同盟の結成を見たが、優良候補選出の積極的運動に乘り出すことに決してより政治結社となり、候補者 5 名を推薦、選擧運動に盡瘁した。

福知山市　市制施行後最初の市會議員選擧に於て候補者中 15 名、有權者 1500 名の違反者を出し、遂に市會總辭職の不祥事を惹起し、今次の再選擧を迎ふるに至つたので、選擧肅正市政刷新の運動は熾烈なものがあつた。その中心たる福知山愛市聯盟は 7 月 11 日結成され專ら教化運動に力めたのであるが、運動の進行に伴ひ、別に優良候補の推薦と優良議員の選出を目標とする實行團體として愛市推薦同盟の設立を促すに至つた。同同盟は推薦候補 23 名を擁立し、內 21 名の當選者を出した。

1 全國都市要覽

都市	所在道府縣	市制施行期	面積 (13年8月現在)(方粁)	人口 (13年推計)	死亡率 (10年)(‰)	主要市營企業種目
1 東京市	東京	明22. 5. 1	572.81	6,278,000	*12.6*	水、電、軌、乘
2 大阪市	大阪	〃22. 4. 1	185.12	3,215,300	*13.9*	水、電、軌、乘
3 名古屋市	愛知	〃22.10. 1	158.79	1,187,700	*14.2*	水、軌、乘
4 京都市	京都	〃22. 4. 1	288.65	1,134,500	*13.9*	水、電、軌、乘
5 神戸市	兵庫	〃22. 4. 1	82.04	964,500	*14.4*	水、電、軌、乘
6 横濱市	神奈川	〃22. 4. 1	174.02	760,100	*14.9*	水、瓦、軌、乘
7 廣島市	廣島	〃22. 4. 1	69.88	326,800	*14.1*	水
8 福岡市	福岡	〃22. 4. 1	90.05	308,600	*16.3*	水
9 呉市	廣島	〃35.10. 1	48.65	248,600	*13.3*	水
10 仙臺市	宮城	〃22. 4. 1	69.80	229,800	*16.2*	水、電、軌、乘
11 八幡市	福岡	大 6. 3. 1	54.79	229,800	*17.0*	水
12 長崎市	長崎	明22. 4. 1	41.10	214,700	*16.3*	水
13 函館市	北海道	〃32.10. 1	18.80	211,800	*16.4*	水
14 靜岡市	靜岡	〃22. 4. 1	147.76	211,700	*16.0*	水、電
15 札幌市	北海道	〃32.10. 1	24.17	205,900	*18.3*	軌、乘
16 熊本市	熊本	〃22. 4. 1	56.26	198,300	*16.3*	水、軌、乘
17 横須賀市	神奈川	〃40. 2.15	41.80	204,000	*12.6*	水
18 金澤市	石川	〃22. 4. 1	89.72	177,100	*20.3*	水、瓦、電
19 鹿兒島市	鹿兒島	〃22. 4. 1	76.07	188,200	*15.7*	水、軌、乘
20 和歌山市	和歌山	〃22. 4. 1	32.61	187,800	*18.0*	水
21 佐世保市	長崎	〃35. 4. 1	50.80	190,100	*13.9*	水、乘
22 岡山市	岡山	〃22. 6. 1	47.49	173,500	*15.1*	水
23 川崎市	神奈川	大13. 7. 1	—	186,600	*14.5*	水
24 小樽市	北海道	明32.10. 1	55.59	157,200	*16.6*	水
25 濱松市	靜岡	〃44. 7. 1	34.73	158,700	*12.8*	水、乘
26 堺市	大阪	〃22. 4. 1	15.75	150,100	*15.5*	水
27 豐橋市	愛知	〃39. 8. 1	115.88	141,600	*15.0*	水
28 新潟市	新潟	〃22. 4. 1	20.24	139,100	*15.2*	水
29 下關市	山口	〃22. 4. 1	42.45	149,700	*14.7*	水
30 尼崎市	兵庫	大 5. 4. 1	15.80	140,400	*16.4*	水
31 岐阜市	岐阜	明22. 7. 1	44.51	133,500	*16.5*	水
32 門司市	福岡	〃32. 4. 1	41.74	127,300	*15.5*	水
33 小倉市	福岡	〃33. 4. 1	38.40	119,300	*17.6*	水、乘
34 大牟田市	福岡	大 6. 3. 1	18.31	108,200	*16.9*	水
35 高知市	高知	明22. 4. 1	47.49	104,800	*20.6*	水
36 姫路市	兵庫	〃22. 4. 1	51.57	94,500	*13.8*	水
37 徳島市	徳島	〃22.10. 1	41.72	119,400	*19.3*	水、乘
38 青森市	青森	〃31. 4. 1	9.62	98,200	*20.0*	水、乘
39 福井市	福井	〃22. 4. 1	16.89	97,300	*20.3*	水、瓦
40 久留米市	福岡	〃22. 4. 1	24.49	95,700	*15.7*	水、瓦
41 西宮市	兵庫	大14. 4. 1	27.11	97,400	*13.6*	水
42 旭川市	北海道	〃 3. 4. 1	21.97	98,600	*19.4*	—
43 宇都宮市	栃木	明29. 4. 1	16.72	89,500	*14.2*	水
44 高松市	香川	〃23. 2.15	10.97	89,800	*17.5*	水
45 前橋市	群馬	〃25. 4. 1	11.88	88,100	*13.9*	水

備考 1. 主要市營企業種目欄中「水」は上水道事業、「瓦」は瓦斯事業、「電」は電氣事業、「軌」は軌道事業、「乘」は乘合自動車事業を示す。
2. 水道給水普及率戸數欄中○印は昭和8年度現在又は同年度中のものを掲す。
3. 市税收入額及市民1人當市税負擔額欄中東京市の分は區財政を加算す。

都市番號	水道給水普及率戸數 (%)	瓦斯需要者數 (10年度末現在)	電燈總燈數 (10年度末現在)	生産物價額 (10年中)(千円)	普通經濟歳出入額 (12年度)(円)	特別經濟歳出額 (12年度)(円)	市税收入額 (12年度)(円)	市民1人當市税負擔額 (12年度)(円)
1	46.1	864,511	7,498,823	1,711,073	125,701,000	244,225,526	51,697,629	8.235
2	94.2	408,345	2,874,345	1,570,812	67,504,579	287,676,547	21,978,200	6.838
3	64.7	74,123	1,041,592	501,176	19,434,975	40,007,034	7,693,253	6.477
4	67.4	105,915	1,706,180	298,763	14,535,595	55,030,439	5,723,429	5.045
5	83.8	145,494	1,007,621	419,805	26,094,293	38,045,955	10,753,330	11.491
6	85.7	68,694	644,622	373,143	17,106,991	34,475,030	5,973,577	7.859
7	78.8	13,887	319,475	103,422	5,312,657	2,146,180	2,391,505	7.318
8	43.6	11,065	280,574	47,083	6,357,445	2,113,500	2,745,969	8.898
9	70.9	12,176	162,053	16,528	2,099,033	377,836	1,228,048	4.940
10	51.5	3,464	213,381	22,716	2,669,838	4,787,386	1,012,732	4.413
11	39.7	7,734	127,784	239,041	…	…	…	…
12	72.5	8,737	165,469	78,394	3,403,890	1,210,106	1,388,100	6.465
13	63.2	4,883	127,647	22,179	2,906,605	2,037,281	1,247,695	5.891
14	○ 6.0	2,899	173,840	60,983	2,833,242	4,125,190	1,235,873	5.838
15	…	5,035	194,008	23,410	3,312,384	2,547,737	1,479,882	7.187
16	41.7	5,643	192,329	43,618	2,753,403	1,406,189	1,263,576	6.372
17	63.9	8,012	130,991	4,467	2,481,027	2,241,641	919,899	4.507
18	30.4	8,421	199,782	42,398	2,688,392	4,944,540	1,219,513	6.886
19	48.3	3,819	121,900	20,068	3,056,755	881,948	1,169,732	6.215
20	35.7	5,542	173,526	108,220	2,138,346	568,174	992,168	4.283
21	82.9	4,332	105,866	8,486	2,359,172	1,863,164	859,805	4.523
22	85.1	18,980	219,725	48,441	2,621,600	1,869,129	1,201,122	6.925
23	69.3	[illegible]	116,759	294,422	4,548,325	1,510,217	1,723,464	9.236
24	66.2	3,915	140,572	27,436	2,271,147	2,642,012	1,155,144	7.348
25	35.0	3,459	117,820	65,813	1,967,096	1,218,504	867,641	5.467
26	71.7	15,083	131,214	82,966	—	—	—	—
27	38.9	3,317	97,064	37,473	—	—	—	—
28	76.8	3,298	130,063	33,782	1,905,636	813,732	1,103,540	7.933
29	59.5	4,311	115,410	33,040	2,632,284	1,312,153	1,028,284	6.869
30	96.3	9,700	66,160	168,794	2,337,411	602,277	1,068,766	7.612
31	62.5	2,265	123,212	42,121	1,962,345	1,290,143	880,499	6.595
32	61.4	4,185	105,824	92,056	—	—	—	—
33	37.1	4,206	97,908	47,593	1,780,299	1,217,341	836,167	6.980
34	86.0	2,126	63,315	86,767	1,720,241	369,785	687,573	6.357
35	37.2	2,635	104,068	14,059	1,205,163	215,766	623,928	5.954
36	42.0	4,690	92,296	44,055	1,490,506	199,149	748,145	7.917
37	64.0	3,587	108,812	30,691	1,714,664	1,185,541	797,599	6.680
38	79.6	(未開業)	72,112	15,320	1,222,215	288,244	525,445	5.351
39	82.5	5,644	109,085	29,806	—	—	—	—
40	29.1	2,286	81,537	41,555	1,105,335	355,967	667,219	6.972
41	60.2	([illegible]に含む)	124,622	57,503	2,125,445	400,411	942,077	9.672
42	—	1,553	80,678	12,380	1,201,300	1,644,800	532,114	5.746
43	52.6	2,069	68,898	11,797	1,139,909	102,298	491,366	5.488
44	41.7	1,823	94,850	16,715	1,124,190	766,422	498,213	5.552
45	26.0	1,895	71,418	20,494	702,988	217,390	524,129	5.949

1 全國都市要覽

都市番號	都市	所在道府縣	市制施行期	面積(方粁)	人口	死亡率(‰)	主要市營企業種目	水道給水普及率戸數(%)	瓦斯需要者數	電燈總個數	生産物價額(千円)	普通經濟歳出入額(12年度)(円)	特別經濟歳出額(12年度)(円)	市税收入額(12年度)(円)	市民1人當市税負擔額(12年度)(円)	都市番號
46	富山市	富山	明22. 4. 1	29.10	91,400	18.6	軌、乘	—	3,704	82,013	19,359	1,194,714	414,579	805,210	8.810	46
47	甲府市	山梨	〃22. 7. 1	8.27	84,000	16.4	水	83.5	4,501	86,082	17,208	973,225	355,707	470,722	5.604	47
48	松山市	愛媛	〃22.12. 1	17.63	81,700	18.4	—	…	2,286	71,719	12,225	917,194	58,486	493,511	6.041	48
49	桐生市	群馬	大10. 3. 1	26.73	92,400	13.3	水	46.5	986	66,203	40,353	793,665	248,477	442,410	4.788	49
50	岡崎市	愛知	〃 5. 7. 1	47.37	82,100	14.4	水	31.0	769	58,820	37,913	1,182,605	612,271	648,440	7.898	50
51	宇部市	山口	〃10.11. 1	38.83	81,300	16.2	水、瓦	47.4	714	42,669	50,163	1,588,264	321,413	517,683	6.368	51
52	長野市	長野	明30. 4. 1	31.06	78,800	15.8	水	58.0	1,635	64,985	6,440	893,675	61,005	550,912	6.991	52
53	若松市(福岡)	福岡	大 3. 4. 1	56.06	76,000	16.6	水、乘	69.9	2,393	56,925	42,130	1,406,334	978,473	607,577	7.994	53
54	松本市	長野	明40. 5. 1	18.80	73,900	14.9	水	38.1	1,285	57,240	11,269	804,148	436,834	440,004	5.954	54
55	大津市	滋賀	〃31.10. 1	62.37	76,000	16.6	水	49.5	(未開業)	64,357	38,428	1,050,691	279,505	448,369	5.900	55
56	戸畑市	福岡	大13. 9. 1	9.66	74,600	14.7	水	43.3	1,977	42,762	82,159	1,451,805	277,796	541,100	7.253	56
57	山形市	山形	明22. 4. 1	20.84	71,500	16.0	水	54.0	825	46,241	4,798	656,848	344,832	427,028	5.972	57
58	盛岡市	岩手	〃22. 4. 1	49.73	72,000	18.1	水	50.1	712	54,972	6,171	929,384	143,555	400,387	5.561	58
59	津市	三重	〃22. 4. 1	18.60	69,600	16.3	水	30.3	2,129	56,965	29,555	862,411	676,264	591,407	8.497	59
60	室蘭市	北海道	大 7. 2. 1	75.90	69,000	17.8	水	81.8	(未開業)	30,872	32,442	…	…	…	…	60
61	那覇市	沖繩	明29. 4. 1	5.11	67,200	14.7	水	24.5	—	25,835	5,430	474,354	235,119	270,389	4.024	61
62	宮崎市	宮崎	大13. 4. 1	61.69	67,200	16.7	水	22.5	779	60,587	8,780	921,705	901,857	452,613	6.735	62
63	高崎市	群馬	明33. 4. 1	28.02	66,100	14.3	水	67.5	2,115	48,959	16,655	751,776	33,759	326,147	4.931	63
64	水戸市	茨城	〃22. 4. 1	12.79	65,100	14.8	水	49.1	1,140	54,498	17,062	725,534	237,778	337,318	5.182	64
65	八戸市	青森	昭 4. 5. 1	58.49	66,100	19.0	—	—	—	28,445	6,096	579,073	506,827	355,451	5.377	65
66	別府市	大分	大13. 4. 1	101.01	64,500	17.3	水	66.3	1,912	77,186	3,610	1,045,769	247,904	432,794	6.710	66
67	長岡市	新潟	明39. 4. 1	15.90	64,000	16.3	水	47.2	2,716	57,770	12,465	1,148,870	441,727	497,346	7.771	67
68	大分市	大分	〃44. 4. 1	20.17	63,800	14.8	水	41.8	520	63,595	14,378	804,883	238,416	440,129	6.920	68
69	清水市	靜岡	大13.11.11	24.80	63,400	14.0	水	36.2	1,231	43,411	15,666	886,680	508,628	425,449	6.711	69
70	延岡市	宮崎	昭 8. 2.11	173.97	89,200	14.9	—	—	1,382	33,331	38,038	945,795	18,591	595,620	6.677	70
71	秋田市	秋田	明22. 4. 1	87.42	62,400	17.2	水	94.7	1,335	49,150	5,552	784,706	361,150	439,984	7.051	71
72	八王子市	東京	大 6. 9. 1	7.30	62,700	14.9	水	29.5	1,742	72,896	16,096	634,920	107,643	337,083	5.376	72
73	都城市	宮崎	〃13. 4. 1	73.00	61,600	14.5	電	—	(未開業)	26,011	4,008	660,334	495,509	317,115	5.148	73
74	四日市市	三重	明30. 8. 1	17.26	61,300	16.2	水	28.2	1,779	48,088	25,976	968,157	301,434	393,543	6.420	74
75	千葉市	千葉	大10. 1. 1	15.97	89,600	19.9	—	…	1,240	56,100	7,829	1,130,408	24,255	469,408	5.239	75
76	福山市	廣島	〃 5. 7. 1	31.29	59,800	14.7	水	49.6	1,751	49,234	16,670	784,972	195,795	399,291	6.677	76
77	高岡市	富山	明22. 4. 1	23.07	58,300	20.8	水	20.2	963	54,508	18,491	812,977	300,610	468,068	8.029	77
78	釧路市	北海道	大 9. 7. 1	46.49	58,100	16.7	水	65.4	(未開業)	30,327	9,236	598,043	438,516	410,111	7.059	78
79	奈良市	奈良	明31. 2. 1	29.80	57,300	16.3	水	58.3	4,116	69,438	11,798	584,844	452,179	389,522	6.798	79
80	川口市	埼玉	昭 8. 4. 1	19.43	58,900	14.6	—	—	(東京瓦斯の分に含む)	43,812	39,383	798,093	—	402,863	6.840	80
81	一宮市	愛知	大10. 9. 1	8.30	58,100	13.5	水、乘	…	1,066	45,134	37,885	1,214,139	269,535	568,601	9.787	81
82	郡山市	福島	〃13. 9. 1	19.85	56,100	15.2	水	…	571	31,221	13,678	742,941	64,947	387,851	6.914	82
83	防府市	山口	昭11. 8.25	64.43	54,400	…	—	—	1,131	—	…	663,582	231,300	369,061	6.784	83
84	宇治山田市	三重	明39. 9. 1	61.03	53,100	17.0	—	—	961	49,960	14,443	529,694	116,560	347,246	6.539	84
85	大垣市	岐阜	大 7. 4. 1	20.55	54,400	14.2	—	—	1,488	41,635	48,087	…	…	…	…	85
86	松江市	島根	明22. 4. 1	11.21	53,400	15.5	水、瓦、乘	84.5	2,070	54,958	7,830	581,686	415,560	—	—	86
87	今治市	愛媛	大 9. 2.11	13.13	53,100	18.0	乘	—	2,229	44,270	40,663	495,440	414,379	343,000	6.460	87
88	米澤市	山形	明22. 4. 1	18.48	52,900	17.3	—	—	—	39,285	6,369	358,321	42,246	274,235	5.184	88
89	宇和島市	愛媛	大10. 8. 1	54.17	51,700	20.2	水	39.4	1,208	40,404	9,636	672,248	281,299	368,389	7.126	89
90	沼津市	靜岡	〃12. 7. 1	12.51	52,300	14.6	—	—	1,627	51,238	9,563	896,315	2,457	374,132	7.154	90

備考　面積欄中富山市及弘前市は最近の市域擴張前の面積を掲ぐ。

全國都市要覧

都市番號	都市	所在道府縣	市制施行期	面積 (12年3月末現在)(方粁)	人口 (推計)	死亡率	主要市營企業種目	水道給水普及率戸數(%)	瓦斯需要者數	電燈總燈數 (10年度末現在)	生産物價額 (千円)	普通經濟歳出入額 (12年度)(円)	特別經濟歳出額 (12年度)(円)	市税收入額 (12年度)(円)	市民1人當市税負擔額 (12年度)(円)	都市番號
91	佐賀市	佐賀	明22. 4. 1	9.09	51,300	18.9	乘	62.1	1,003	50,724	11,406	894,996	99,675	305,827	5.904	91
92	足利市	栃木	大10. 1. 1	9.13	51,000	12.6	水	45.8	1,887	42,884	21,288	828,182	117,927	315,020	6.177	92
93	瀬戸市	愛知	昭 4.10. 1	24.26	51,900	12.9	—	—	—	33,937	12,704	…	…	…	…	93
94	銚子市	千葉	〃 8. 2.11	32.09	63,900	21.5	—	—	1,009	27,993	18,905	675,877	276,358	309,343	4.872	94
95	福島市	福島	明40. 4. 1	8.59	49,700	19.8	水	68.1	1,786	47,319	5,911	635,451	1,774	323,250	6.504	95
96	市川市	千葉	昭 9.11. 3	22.95	50,500	12.3	—	—	2,263	53,191	40,348	549,901	—	258,296	5.115	96
97	弘前市	青森	明22. 4. 1	14.80	52,100	…	—	…	—	43,801	7,286	604,662	77,706	360,721	6.924	97
98	若松市(福島)	福島	〃32. 4. 1	11.78	49,700	15.5	水	34.7	—	44,487	7,038	573,290	2,150	321,345	6.466	98
99	鳥取市	鳥取	〃22.10. 1	45.12	49,800	18.0	水	76.8	1,504	40,107	6,470	478,001	241,936	316,879	6.363	99
100	浦和市	埼玉	昭 9. 2.11	18.63	47,500	12.6	—	—	2,507	44,124	2,155	543,557	92,750	332,614	7.002	100
101	直方市	福岡	〃 6. 1. 1	56.50	45,600	16.9	水	47.8	—	36,430	7,835	…	…	…	…	101
102	明石市	兵庫	大 8.11. 1	7.79	44,200	16.6	水	52.2	2,001	36,081	14,406	…	…	…	…	102
103	岸和田市	大阪	〃11.11. 1	4.08	40,800	17.6	—	—	3,782	23,475	21,274	374,608	398,312	250,541	6.141	103
104	飯塚市	福岡	昭 7. 1.20	16.16	39,500	16.7	水	62.5	—	41,037	9,799	586,572	206,466	308,149	7.801	104
105	平塚市	神奈川	〃 7. 4. 1	10.87	40,300	15.8	—	—	992	34,429	12,723	359,370	60,001	224,228	5.564	105
106	米子市	鳥取	〃 2. 4. 1	11.57	39,300	19.1	水	55.4	763	33,233	4,740	423,671	90,882	245,264	6.241	106
107	岡谷市	長野	〃11. 4. 1	38.41	38,100	…	—	—	2,170	…	27,267	270,000	103,839	120,504	3.398	107
108	熊谷市	埼玉	〃 8. 4. 1	20.16	38,800	17.2	—	—	823	30,510	12,422	444,340	55,620	280,155	7.334	108
109	鶴岡市	山形	大13.10. 1	16.97	38,400	19.3	水	52.6	714	29,163	7,027	424,481	144,111	255,888	6.664	109
110	帯広市	北海道	昭 8. 4. 1	50.71	38,900	21.2	—	—	—	29,042	2,224	725,293	28,578	288,534	7.417	110
111	津山市	岡山	〃 4.12. 1	39.87	36,900	17.8	水	…	1,075	36,695	6,538	477,801	99,111	273,493	7.412	111
112	松阪市	三重	〃 8. 2. 1	17.49	36,700	18.3	—	—	799	29,552	10,968	…	…	…	…	112
113	倉敷市	岡山	〃 3. 4. 1	18.20	36,700	14.9	水	54.3	1,638	31,646	19,736	586,662	38,242	206,987	5.640	113
114	三條市	新潟	〃 9. 1. 1	12.58	36,100	17.4	—	—	1,142	27,738	5,703	339,467	238,909	212,783	5.894	114
115	上田市	長野	大 8. 5. 1	20.73	35,500	15.2	—	—	773	27,241	5,468	463,530	12	250,074	7.044	115
116	川越市	埼玉	〃11.12. 1	13.33	35,600	17.4	—	—	1,297	28,284	8,677	504,995	42,384	250,949	7.049	116
117	山口市	山口	昭 4. 4.10	48.91	35,800	17.9	—	…	979	36,819	2,549	480,753	151,490	254,682	7.114	117
118	石巻市	宮城	〃 8. 4. 1	23.89	34,700	19.4	水	50.7	—	20,474	5,969	563,114	170,912	278,637	8.030	118
119	徳山市	山口	〃10.10.15	23.78	36,000	…	—	—	615	…	27,454	544,387	665,259	252,418	7.012	119
120	新宮市	和歌山	〃 8.10. 1	23.20	33,400	20.5	—	—	—	24,747	7,422	302,201	145,600	175,793	5.263	120
121	萩市	山口	〃 7. 7. 1	79.34	32,800	18.5	水	…	—	25,987	6,259	396,260	231,568	234,867	7.161	121
122	酒田市	山形	〃 8. 4. 1	13.77	33,500	19.8	水、電	27.1	—	21,877	1,214	429,504	411,409	159,857	4.919	122
123	唐津市	佐賀	〃 7. 1. 1	30.08	31,900	18.5	水	…	(未開業)	25,110	5,475	563,797	247,931	265,154	8.312	123
124	高田市	新潟	明44. 9. 1	7.91	31,400	21.2	水、瓦	34.7	1,014	28,036	4,532	509,175	9,556	212,481	6.767	124
125	尾道市	廣島	〃31. 4. 1	19.47	49,900	15.7	水、乘	59.1	2,045	35,942	4,631	656,591	300,147	274,407	5.577	125
126	八幡濱市	愛媛	昭10. 2.11	33.70	31,100	…	—	—	—	22,809	8,985	278,519	115,654	188,343	6.056	126
127	中津市	大分	〃 4. 4.20	15.44	31,100	16.8	水	39.8	—	30,594	10,556	…	…	…	…	127
128	海南市	和歌山	〃 9. 5. 1	12.77	30,400	19.2	—	—	679	21,942	11,516	361,456	79,160	148,793	4.895	128
129	丸龜市	香川	明32. 4. 1	11.07	30,000	15.9	水	52.7	495	28,742	9,418	585,979	118,469	226,900	7.563	129
130	首里市	沖縄	〃29. 4. 1	2.45	19,000	17.8	乘	—	—	2,707	2,501	…	…	…	…	130
131	豊中市	大阪	昭11.10.15	17.49	41,900	…	—	—	—	…	…	…	…	…	…	131
132	高山市	岐阜	〃11.11. 1	42.88	30,500	…	—	—	—	…	…	608,036	68,019	237,153	7.776	132
133	三原市	廣島	〃11.11.15	70.54	41,000	…	—	—	(尾道市の分に含む)	…	…	361,421	52,216	235,167	5.738	133
134	彦根市	滋賀	〃12. 2.11	19.29	36,000	…	—	—	944	…	17,471	…	…	…	—	134
135	布施市	大阪	〃12. 4. 1	20.80	109,800	…	—	…	(大阪市大阪瓦斯の分に含む)	…	…	207,921	348,656	155,310	1.414	135

備考　瓦斯需要者數欄中布施市以下の内地都市の分は何れも市制施行當時の資料に據る。

1 全國都市要覽

都市番號	都市	所在道府縣	市制施行期	面積 (12年6月末現在)(方粁)	人口 (12年推計)	死亡率 (10年)(%)	主要市營企業種目	水道給水普及率戸數(%) (9年度末現在)	瓦斯需要者數 (10年度末現在)	電燈總燈數 (10年度末現在)	生産物價額 (10年中)(千円)	普通經濟歲出入額 (12年度)(円)	特別經濟歲出額 (12年度)(円)	市稅收入額 (12年度)(円)	市民1人當市稅負擔額 (12年度)(円)	都市番號
136	船橋市	千葉	昭12. 4. 1	40.29	45,600	…	—	—	(市川市の分に含む)	…	2,710	…	…	…	…	136
137	栃木市	栃木	〃12. 4. 1	15.07	32,000	…	—	—	—	…	3,958	86,409	9,880	26,419	0.825	137
138	敦賀市	福井	〃12. 4. 1	52.25	32,300	…	—	—	(未開業)	…	…	…	…	…	…	138
139	飯山市	長野	〃12. 4. 1	96.06	29,200	…	—	—	—	…	3,004	36,797	46,988	11,353	0.389	139
140	桑名市	三重	〃12. 4. 1	18.90	38,300	…	水	64.1	663	…	…	683,279	175,050	184,975	4.830	140
141	福知山市	京都	〃12. 4. 1	13.68	32,600	…	水	37.4	(未開業)	…	6,925	371,695	441,160	222,413	6.822	141
142	熱海市	靜岡	〃12. 4.10	60.09	24,200	…	水	93.4	1,049	…	757	120,601	…	…	…	142
143	釜石市	岩手	〃12. 5. 5	—	38,600	…	—	—	—	…	56,685	…	…	…	…	143
144	平市	福島	〃12. 6. 1	18.74	29,400	…	水	84.1	663	…	1,584	476,434	476,434	154,856	5.267	144
	朝鮮				(昭10國調)											
501	京城府	京畿道	大 3. 4. 1	133.94	444,099	…	水	58.6	20,124	382,706	105,899	13,689,250	2,244,232	2,919,466	6.574	501
502	釜山府	慶尚南道	〃 3. 4. 1	83.96	182,490	…	水	44.2	3,665	99,234	—	3,635,608	729,240	890,552	4.880	502
503	平壤府	平安南道	〃 3. 4. 1	23.07	182,122	…	水、電、軌、乘	60.7	—	95,040	45,509	5,458,422	—	745,996	4.096	503
504	大邱府	慶尚北道	〃 3. 4. 1	9.27	107,427	…	水、乘	33.7	—	53,745	15,730	…	…	…	…	504
505	仁川府	京畿道	〃 3. 4. 1	27.59	82,992	…	水	41.4	—	45,055	2,065	2,625,839	5,420	456,572	5.501	505
506	木浦府	全羅南道	〃 3. 4. 1	8.44	60,732	…	水	42.7	—	20,098	955	1,108,657	5,784	214,022	3.524	506
507	元山府	咸鏡南道	〃 3. 4. 1	15.10	60,185	…	水	27.3	—	23,322	5,456	1,062,090	—	196,134	3.259	507
508	新義州府	平安北道	〃 3. 4. 1	6.25	58,455	…	水	○ 19.0	—	28,920	20,157	1,013,591	6,140	220,938	3.780	508
509	咸興府	咸鏡南道	昭 5.10. 1	18.29	56,575	…	水	37.2	—	26,160	1,392	3,329,851	—	187,646	3.317	509
510	開城府	京畿道	〃 5.10. 1	13.88	55,536	…	水	15.0	—	14,812	6,845	867,083	—	180,670	3.253	510
511	清津府	咸鏡北道	大 3. 4. 1	23.14	55,530	…	水	71.3	—	21,493	24,487	1,982,755	—	237,505	4.277	511
512	光州府	全羅南道	昭10.10. 1	4.16	54,604	…	—	—	—	19,502	2,671	…	…	…	…	512
513	鎭南浦府	平安南道	大 3. 4. 1	—	50,516	…	水	49.2	—	20,854	38,517	1,113,039	—	168,981	3.345	513
514	全州府	全羅北道	昭10.10. 1	11.27	42,380	…	—	—	—	15,839	2,040	558,172	—	129,133	3.047	514
515	群山府	全羅北道	大 3. 4. 1	7.70	41,690	…	水	39.2	—	19,877	1,726	1,394,498	—	166,678	3.998	515
516	大田府	忠清南道	昭10.10. 1	16.00	39,059	…	—	—	—	18,677	…	653,583	—	156,876	4.016	516
517	馬山府	慶尚南道	大 3. 4. 1	9.72	31,775	…	水	17.6	—	14,451	—	985,801	—	181,110	5.700	517
518	羅津府	咸鏡北道	昭11.10. 1	168.12	30,917	…	—	—	—	…	2,054	1,027,439	1,117,670	136,748	4.423	518
	臺灣															
601	臺北市	臺北州	大 9.	47.77	274,157	*17.4*	水、乘	65.1	5,621	193,446	43,491	5,125,958	1,834,029	1,511,077	5.512	601
602	臺南市	臺南州	〃 9.	—	110,816	*17.7*	水	28.5	—	57,658	8,181	1,356,381	54	403,696	3.643	602
603	基隆市	臺北州	〃13.10.	46.48	86,887	*22.1*	水	53.0	—	45,797	19,456	1,989,375	—	456,618	5.255	603
604	高雄市	高雄州	〃13.12.25	50.43	85,467	*19.0*	水	42.9	—	44,909	23,355	2,033,842	456,004	448,564	5.248	604
605	嘉義市	臺南州	昭 5. 1.20	55.83	73,072	*21.6*	水	51.3	—	29,693	6,750	1,121,936	—	280,693	3.841	605
606	臺中市	臺中州	大 9.	21.44	70,069	*17.9*	水	39.1	—	43,386	24,213	1,429,276	—	290,939	4.152	606
607	新竹市	新竹州	昭 5. 1.20	31.75	51,025	*18.0*	水	39.2	—	17,009	4,211	1,271,898	—	69,383	1.360	607
608	屏東市	高雄州	〃 8.12.20	62.27	43,430	*23.8*	水	32.9	—	17,138	17,101	1,072,740	—	225,417	5.190	608
609	彰化市	臺中州	〃 8.12.20	21.44	51,014	*21.0*	—	—	—	13,894	7,673	673,999	—	169,255	3.318	609
	關東州															
701	大連市	關東州	大 4.10. 1	45.10	377,028	*13.7*	水	87.4	29,385	…	—	2,980,436	2,993,449	1,945,324	5.160	701
702	旅順市	關東州	〃 4.10. 1	…	34,689	*9.7*	水	45.2	—	…	—	117,480	17,170	70,400	2.029	702
	樺太															
801	豐原市	樺太	昭12. 7. 1	—	34,687	…	水	46.4	—	28,736	—	501,194	187,654	273,295	7.579	801
802	大泊町	樺太	—	—	24,030	…	水	50.3	—	19,456	—	612,962	50,200	174,751	7.272	802

備考　普通經濟歲出入額及特別經濟歲出額欄中新市の關係上飯田市の豫算額は暫定豫算2箇月分、栃木市のものは暫定豫算3箇月分のものなり。

2 道府縣要覽

府縣	面積 (10年)(方粁)	人口 (10年)(人)	生産額 (10年分)(千円)	普通經濟歳出入額 (12年度)(千円)	府縣稅收入額 (12年度)(千円)	府縣民1人當府縣稅負擔額 (12年度)(円)	縣營事業
北海道	88,775	3,068,282	564,234	13,798,000	7,661,610	2,497	
青森縣	9,630	967,129	96,643	8,277,800	2,875,626	2,973	電氣
岩手縣	15,235	1,046,111	150,933	6,759,652	2,633,375	2,517	
宮城縣	7,273	1,234,801	122,047	10,555,899	3,836,545	3,107	電氣
秋田縣	11,663	1,037,744	146,235	8,397,208	3,289,749	3,170	
山形縣	9,325	1,116,822	126,427	8,615,656	3,744,414	3,353	
福島縣	13,781	1,581,563	184,221	10,464,396	4,531,307	2,865	
茨城縣	6,090	1,548,991	220,740	6,792,241	4,731,087	3,054	
栃木縣	6,436	1,195,057	215,922	6,659,918	4,126,625	3,453	
群馬縣	6,335	1,242,453	220,104	7,909,436	4,099,344	3,299	
埼玉縣	3,802	1,528,854	267,823	9,521,558	5,808,101	3,799	
千葉縣	5,082	1,546,394	243,171	10,660,281	5,443,006	3,520	水道
東京府	2,144	6,369,919	1,604,496	71,597,805	25,866,662	4,064	
神奈川縣	2,352	1,840,005	778,139	15,167,093	8,131,469	4,419	水道
新潟縣	12,578	1,995,777	332,011	15,966,680	8,564,349	4,301	
富山縣	4,257	798,890	245,156	10,548,000	3,555,147	4,450	電氣、電車
石川縣	4,192	768,416	189,078	8,076,779	3,394,199	4,417	
福井縣	4,264	646,659	205,851	6,718,211	3,016,749	4,665	
山梨縣	4,465	646,727	98,849	6,032,553	2,318,047	3,584	
長野縣	13,626	1,714,000	244,405	12,403,564	6,208,606	3,619	
岐阜縣	10,494	1,225,799	266,264	11,666,558	4,577,994	3,735	
靜岡縣	7,769	1,939,860	434,735	13,109,595	7,444,715	3,838	
愛知縣	5,081	2,862,701	1,226,979	26,439,531	12,259,297	4,317	
三重縣	5,765	1,174,595	271,593	10,125,442	4,670,811	3,977	
滋賀縣	4,050	711,436	194,224	6,487,848	3,474,673	4,884	
京都府	4,621	1,702,508	427,907	18,313,088	8,756,809	5,145	
大阪府	1,813	4,297,174	2,114,789	36,565,932	17,456,739	4,062	
兵庫縣	8,322	2,923,249	1,198,040	28,324,053	14,424,820	4,935	電氣
奈良縣	3,688	620,471	119,955	4,431,566	2,942,752	4,743	
和歌山縣	4,723	864,087	234,303	7,616,609	3,497,407	4,048	
鳥取縣	3,489	490,461	66,158	7,067,259	1,888,129	3,850	
島根縣	6,624	747,119	112,174	8,797,168	3,153,310	4,221	
岡山縣	7,046	1,332,647	336,424	12,716,845	5,960,517	4,494	
廣島縣	8,436	1,804,916	326,758	16,035,227	7,345,050	4,069	
山口縣	6,082	1,190,542	324,842	10,736,861	4,655,667	3,911	電氣
德島縣	4,143	728,748	120,020	7,189,571	3,084,518	4,238	
香川縣	1,858	748,656	163,228	6,084,168	3,044,553	4,067	
愛媛縣	5,667	1,164,898	275,654	8,385,743	4,616,862	3,963	
高知縣	7,103	714,980	86,439	5,918,586	2,446,453	3,425	電氣
福岡縣	4,939	2,755,804	1,014,411	24,813,500	10,312,220	3,742	
佐賀縣	2,449	686,117	117,356	6,131,226	2,750,277	4,008	
長崎縣	4,075	1,296,883	196,942	7,832,958	3,716,366	2,866	乘合自動車
熊本縣	7,437	1,387,054	218,020	9,851,300	5,237,344	3,776	
大分縣	6,333	980,456	156,065	8,176,279	3,692,827	3,766	
宮崎縣	7,738	824,431	138,049	7,226,113	3,477,432	4,218	
鹿兒島縣	9,103	1,591,466	177,175	8,677,247	4,867,442	3,058	
沖繩縣	2,386	592,494	55,122	1,920,382	728,581	1,220	
全國	382,545	69,254,148	16,841,687	383,511,173	264,487,592	3,819	

II 市　域

市制施行地　明治 22 年市制施行當時は內地市町村數 13,386 の中市制を施行した市は 39 に過ぎなかつたが、爾來漸次增加し、昭和 10 年 10 月 1 日の國勢調查當日には 127 に達し、更に昭和 12 年 6 月 1 日福島縣平市の出現を以て 144 市を算へるに至つた。今其の增加を町村數の消長と共に示せば次の如くである。

(1) 市町村數の消長

	明治22	明治31	明治41	大正 2	大正 9	大正14	昭和 5	昭和10.10.1	昭和12.7.1
市	39	52	66	69	83	100	109	127	144
町	715	1,166	1,164	1,246	1,366	1,510	1,625	1,696	1,696
村	12,632	13,557	11,223	11,033	10,782	10,451	10,180	9,710	9,559

昭和 5 年國勢調查當時の 109 市の中、伏見市は京都市に合併したが、其後市制施行地となつたものは、直方、唐津、飯塚、平塚、萩、松阪、銚子、延岡、川口、熊谷、石巻、酒田、帶廣、新宮、三條、浦和、海南、市川、八幡濱、德山、岡谷、防府、豊中、高山、三原、彥根、船橋、布施、福知山、桑名、敦賀、飯田、栃木、熱海、釜石、平の 36 市である。內岡谷市迄は前回迄の年鑑に詳細を示したから其他の市に就て下に要領を揭げる。

(2) 新市制施行地

新市	市制施行期	摘要
防府市	11. 8.25	山口縣佐波郡防府町、中關町、牟禮村及華城村を廢し此の區域を以て置く
豊中市	11.10.15	大阪府豊能郡豊中町、麻田村、櫻井谷村及熊野田村を廢し此の區域を以て置く
高山市	11.11. 1	岐阜縣大野郡高山町及大名田町を廢し此の區域を以て置く
三原市	11.11.15	廣島縣御調郡三原町、糸崎町、山中村及西野村、豊田郡田野浦村及須波村を廢し此の區域を以て置く
吉根市	12. 2.11	岩手縣大上郡吉根町、荻原村、青波村、北青柳村、關濱村及千本村を廢し此の區域を以て置く
船橋市	12. 4. 1	千葉縣東葛飾郡船橋町、葛飾町、八栄村、塚田村、法典村を廢し此の區域を以て置く
布施市	12. 4. 1	大阪府中河内郡布施町、長瀬村、小阪町、楠根町、意岐部村及額刀村を廢し此の區域を以て置く
鳳知山市	12. 4. 1	京都府天田郡鳳知山町を廢し此の區域を以て置く
桑名市	12. 4. 1	三重縣桑名郡桑名町を廢し此の區域を以て置く
敦賀市	12. 4. 1	福井縣敦賀郡敦賀町及松原村を廢し此の區域を以て置く
飯田市	12. 4. 1	長野縣下伊那郡飯田町及上飯田町を廢し此の區域を以て置く
栃木市	12. 4. 1	栃木縣下都賀郡栃木町を廢し此の區域を以て置く
熱海市	12. 4.10	靜岡縣田方郡熱海町及多賀村を廢し此の區域を以て置く
釜石市	12. 5. 5	岩手縣上閉伊郡釜石町を廢し此の區域を以て置く
平市	12. 6. 1	福島縣石城郡平町及平窪村を廢し此の區域を以て置く

市域の擴張　昭和 5 年國勢調査以後に市域の擴張或は變更を行つた市は別表に示した如く 51 市に達する。昭和 11 年 5 月 20 日以降の市域擴張及び變更例を示せば次の如くである（表(3)及(4)參照）。

(3) 市域變更地

都市	變更年月日	摘要
四日市市	12. 3. 1	三重縣三重郡富洲原村の一部を編入、市の一部を同村に編入
山形市	12. 4. 1	山形縣南村山郡飯塚村の一部を編入、市の一部を同村に編入

外地の都市　朝鮮に於ては內地の市に當るものに府があり、町村に當るものに邑面がある。昭和 10 年末に於ける其の數は府 17, 邑 48, 面 2,342 であつたが、

(4) 市域擴張地

都市	擴張年月日	摘要
都城市	11. 5.20	宮崎縣北諸縣郡五十市村及沖水村を編入
大垣市	11. 6. 1	岐阜縣安八郡安井村を編入
木子市	11. 7.15	鳥取縣西伯郡車尾村を編入
熊本市	11.10. 1	熊本縣飽託郡健軍村を編入
鶴井市	11.10. 1	鶴井縣足羽郡木田村を編入
横濱市	11.10. 1	神奈川縣久良岐郡金澤町、六浦莊村及鎌倉郡永野村を編入
東京市	11.10. 1	東京府北多摩郡千歳村及砧村を編入
延岡市	11.10.25	宮崎縣東臼杵郡東郷村及伊形村を編入
銚子市	12. 2.11	千葉縣海上郡海上村及高神村を編入
千葉市	12. 2.11	千葉縣千葉郡都賀町、都村、都賀村及椎見川町を編入
鳥取市	12. 2.15	鳥取縣東高郡賀露村を編入
名古屋市	12. 3. 1	愛知縣西春日井郡庄內村、豊野村及愛知郡下之一色町を編入
下關市	12. 3.26	山口縣豊浦郡長府町を編入
徳島市	12. 4. 1	徳島縣名東郡加茂名町及八万村を編入
尾道市	12. 4. 1	廣島縣御調郡吉和村及栗原村を編入
桐生市	12. 4. 1	群馬縣山田郡廣澤村を編入
若松市(福島)	12. 4. 1	福島縣北會津郡町北村の一部を編入
川崎市	12. 4. 1	神奈川縣橘樹郡高津町及日吉村の一部を編入
横濱市	12. 4. 1	神奈川縣橘樹郡日吉村の一部を編入
横須賀市	12. 4. 1	神奈川縣三浦郡久里濱村を編入
富山市	12. 4. 5	富山縣上新川郡山室村の一部を編入
八幡市	12. 5. 5	福岡縣遠賀郡上津役村を編入
川崎市	12. 6. 1	神奈川縣橘樹郡橘村を編入

昭和 11 年 10 月 1 日羅津府が新に出現し府の數は 18 となつた。朝鮮の府の府域擴張に關しては第 3 回の本年鑑に詳細の表を掲げたが、昭和 11 年 4 月 2 日以降の府域擴張事例は次の如くである。

又樺太に於ては昭和 12 年 3 月 22 日新たに樺太市制が制定公布せられ、同年 7

月 1 日同市制に依り樺太最初の市として豐原市の出現を見るに至つた。

臺灣には昭和 11 年末に於て 9 市 40 街 215 庄（其他僻陬の地に 18 區 570 蕃地)がある。最近に於ける臺灣の市域擴張例としては臺南市のそれを擧げる事が出來る。

(5) 朝鮮の府域擴張地

府名	擴張年月日	摘要
仁川府	11.10. 1	京畿道富川郡多朱面士忠里、道禾里、長意里、龍亭里の全部、間石里の一部、及文鶴面鶴翼里、玉蓮里の全部、承基里、官校里の一部を編入
咸興府	12. 4. 1	咸鏡南道咸州郡東川面會上里、雲興里、下新興里の各全部、[illegible]里、沙浦里の各全部、及州北面西上里、雲興里の各全部を編入

(6) 臺灣の市域擴張地

市名	擴張年月日	摘要
臺南市	11.10. 1	臺南州新豐郡永寧庄下鯤鯓の全部を編入

各市面積

都市	面積(方粁)	都市	面積(方粁)	都市	面積(方粁)	都市	面積(方粁)
1 東京市	*572.81	52 長野市	31.06	103 岸和田市	4.06	309 池田町	*3.05
2 大阪市	185.12	53 若松市(福岡)	*56.06	104 飯塚市	16.16	310 野付牛町	300.11
3 名古屋市	*158.79	54 松本市	18.80	105 平塚市	10.87	311 伊田町	25.07
4 京都市	*288.65	55 大津市	*62.37	106 米子市	*11.57	312 藤澤町	26.84
5 神戸市	82.04	56 戸畑市	9.66	107 岡谷市	38.41	313 小林町	206.01
6 横濱市	*174.02	57 山形市	*20.84	108 熊谷市	20.16	314 鎌倉町	14.22
7 廣島市	69.88	58 盛岡市	49.73	109 鶴岡市	16.97	315 鹽釜町	12.45
8 福岡市	*90.05	59 津市	*18.60	110 帶廣市	50.71	316 後藤寺町	15.95
9 呉市	48.65	60 室蘭市	75.90	111 津山市	39.87	317 高槻町	61.92
10 仙臺市	*69.85	61 那覇市	5.11	112 松阪市	17.49	318 三島町	*17.69
11 八幡市	*54.79	62 宮崎市	*61.69	113 倉敷市	18.20	319 枕崎町	74.70
12 長崎市	41.10	63 高崎市	28.02	114 三條市	12.58	320 水俣町	94.64
13 函館市	18.80	64 水戸市	*12.79	115 上田市	20.73	321 舞鶴町	1.67
14 靜岡市	*147.76	65 八戸市	58.49	116 川越市	13.33	322 田邊町	7.45
15 札幌市	*24.17	66 別府市	*101.01	117 山口市	48.91	323 能代港町	6.91
16 熊本市	*56.26	67 長岡市	15.90	118 石卷市	23.89	324 茅ヶ崎町	28.19
17 横須賀市	*41.80	68 大分市	20.17	119 徳山市	23.78	朝鮮	
18 金澤市	*89.72	69 清水市	24.80	120 新宮市	23.20	501 京城府	*133.94
19 鹿兒島市	*76.07	70 延岡市	*173.97	121 萩市	79.34	502 釜山府	*83.96
20 和歌山市	*39.61	71 秋田市	*87.42	122 酒田市	13.77	503 平壤府	23.07
21 佐世保市	50.80	72 八王子市	7.30	123 唐津市	*30.08	504 大邱府	*9.27
22 岡山市	47.49	73 都城市	*73.00	124 高田市	7.91	505 仁川府	27.59
23 川崎市	*61.07	74 四日市市	*17.26	125 尾道市	*19.47	506 木浦府	8.44
24 小樽市	55.59	75 千葉市	*15.97	126 八幡濱市	38.70	507 元山府	*15.10
25 濱松市	*34.73	76 福山市	*31.29	127 中津市	15.44	508 新義州府	6.25
26 堺市	15.75	77 高岡市	*23.07	128 海南市	13.77	509 咸興府	18.89
27 豐橋市	115.89	78 釧路市	46.49	129 丸龜市	11.07	510 開城府	13.88
28 新潟市	20.24	79 奈良市	29.80	130 首里市	2.45	511 清津府	*23.14
29 下關市	*42.45	80 川口市	19.43	131 豐中市	17.49	512 光州府	4.16
30 尼崎市	15.86	81 一宮市	8.30	132 高山市	42.88	513 鎭南浦府	*0.57
31 岐阜市	*44.51	82 郡山市	19.85	133 三原市	70.54	514 全州府	11.27
32 門司市	41.74	83 防府市	64.48	134 彦根市	19.19	515 群山府	7.70
33 小倉市	25.40	84 宇治山田市	61.03	135 布施市	20.50	516 大田府	16.00
34 大牟田市	18.31	85 大垣市	*20.55	136 船橋市	40.29	517 馬山府	9.73
35 高知市	*47.49	86 松江市	*11.21	137 栃木市	16.07	518 羅津府	168.12
36 姫路市	*51.57	87 今治市	*13.13	138 敦賀市	52.25	臺灣	
37 徳島市	*41.72	88 米澤市	18.48	139 飯田市	96.06	601 臺北市	47.77
38 青森市	9.62	89 宇和島市	*54.17	140 桑名市	18.90	602 臺南市	*4.32
39 福井市	*16.89	90 沼津市	12.51	141 福知山市	13.68	603 基隆市	46.48
40 久留米市	24.49	91 佐賀市	9.09	142 熱海市	60.09	604 高雄市	*50.43
41 西宮市	*27.11	92 足利市	9.13	143 釜石市	46.30	605 嘉義市	55.83
42 旭川市	21.97	93 瀬戸市	24.25	144 平市	18.74	606 臺中市	*21.44
43 宇都宮市	16.72	94 銚子市	*32.03	大町村		607 新竹市	*31.75
44 高松市	10.97	95 福島市	8.59	301 貝塚町	*12.28	608 屏東市	62.27
45 前橋市	11.88	96 市川市	22.95	302 精道村	15.78	609 彰化市	21.44
46 富山市	*29.10	97 弘前市	14.80	303 日立町	22.46	關東州	
47 甲府市	8.27	98 若松市(福島)	*11.78	304 大宮町	6.91	701 大連市	45.10
48 松山市	*17.63	99 鳥取市	*45.12	305 川内町	77.10	702 旅順市	…
49 桐生市	*26.73	100 浦和市	18.63	306 吹田町	5.72	樺太	
50 岡崎市	47.37	101 直方市	56.50	307 [illegible]村	142.07	801 豐原市	647.79
51 宇部市	*38.83	102 明石市	7.79	308 洲本町	*58.21	802 大泊町	…

備考 1. 本表内地の市は内閣統計局調（昭和10年3月末現在）に基き昭和12年6月1日現在市域により算出。但し富山市及弘前市は最近の市域擴張前の面積を掲ぐ。
2. 外地都市は本會の照會に對する回答による。
3. *印は昭和5年國勢調査以後に市域を擴張せるもの。

III 人口

我が版圖内の人口　我國は大正9年第1回國勢調査を實施して以來、最近昭和10年10月1日の中間調査を以て、既に4回の國勢調査を行つた。各調査期に於ける我が版圖内各地の人口竝に其の増加情勢を見ると次の如くである。

我が版圖内各地の人口

	總數	内地	朝鮮	臺灣	樺太	關東州及滿鐵附屬地	南洋群島
	人口						
大正9年	76,988,379	55,963,053	17,264,119	3,655,308	105,899	919,568	52,232
14年	83,456,929	59,736,822	19,522,915	3,993,408	203,754	1,054,074	56,394
昭和5年	90,396,043	64,450,005	21,053,309	4,592,537	295,196	1,323,011	69,635
10年	99,456,819	69,254,148	22,899,038	5,212,426	331,944	1,656,726	102,537
	増加數						
大9—大14	6,468,550	3,773,769	2,258,796	338,100	97,855	134,506	4,072
大14—昭5	6,939,114	4,713,183	1,535,360	599,129	91,442	273,937	13,239
昭5—昭10	9,060,776	4,804,143	1,840,723	619,889	36,748	333,715	32,911
大9—昭5	13,407,664	8,486,952	3,794,156	937,229	189,297	408,443	17,404
大14—昭10	15,999,890	9,517,326	3,376,083	1,219,018	128,190	602,652	46,248
大9—昭10	22,468,440	13,291,095	5,634,919	1,557,118	226,045	737,158	50,316
	(年數)	増加率(%)					
大9—大14	5	8.4	6.7	13.1	9.2	9.2	14.6	7.8
大14—昭5	5	8.3	7.9	7.9	15.0	44.9	26.0	23.7
昭5—昭10	5	8.1	7.5	8.7	13.5	12.5	24.8	46.8
大9—昭5	10	17.4	15.2	22.0	25.8	178.5	44.4	33.3
大14—昭10	10	17.1	15.9	17.3	30.5	62.9	57.2	81.6
大9—昭10	15	26.9	23.7	32.6	42.6	213.5	80.2	95.8

備考　＊朝鮮大正9年人口は公表人口、脱漏甚だ多きが如し。

内地各都市の人口　内地各都市の人口に就ては、本年鑑には2種の表を掲げた。一は各市の昭和12年6月1日現在の市域内に於ける人口であつて、その市域で計つた既往國勢調査毎の人口と將來に對する推計とを掲げる。今一つは主要都

市に於ける、既往調査毎の其の市の境域に於ける人口であつて、明治21年以來若干年置きに戸數世帶數と共に之を示した。都市の境域は、頻々として行はれる隣接町村の合併に依つて始終變化するが故に、此の二つの表示方法が必要になるのである。

都市の推計人口　第1表には内地各市の將來人口として昭和12、13、15各年に關する推計數字を掲げて置いたが、之は内閣統計局で定めた舊方式に基いて、昭和12年6月1日現在の市域に就いて推計したものである。内閣統計局の人口推計に關する舊方式は、全國人口の年々の増加が、既往2回の國勢調査間に於ける増加率の幾何平均値であると假定し、次の如く計算するのである。

$$p_t = p_1 + (P_1 - P_0)\frac{p_1 - p_0}{P_1 - P_0}$$

但 P_t, p_t は夫々全國及各市の推計年度人口
P_1, p_1 は夫々全國及各市の最近國勢調査人口
P_0, p_0 は夫々全國及各市の前回國勢調査人口

此の式により、昭和5—10年の全國人口増加率を基礎として、本篇第1表に於ける推計數は計算せられたのであつて、各市の特殊事情に顧慮無く機械的に計算したものであるから決して的中は期待し難いが、或る程度の指針とはなり得るであらう。(計算に關する詳細は東京市政調査會刊行雜誌「都市問題」昭和11年7月號參照)

前述の如く本年鑑に於て採つた推計法は内閣統計局の舊方式である。新方式は舊方式と如何なる相違があるかと云へば、上記の式に就いては全然異る所無いのであつて、ただ P_t 即ち毎年の全國推計人口の推計方法が改められただけである。即ち從來の、過去の經驗に基く幾何的増加率と云ふのを廢し、毎年、前年10月から今年3月迄の人口の出生死亡の差増の實數に一定の率を乘じて、前年10月から今年9月末迄の自然増加數を推計し、更に出生死亡の關係による差増の推計數を加へ、之を前年10月に於ける國勢調査人口或は推計人口に加算する、と云ふ方法を、昭和11年度分から採ることになつたのである。從來の方法は餘りに機械的に過ぎてゐるし、殊に我國の出生率死亡率には目下相當重大な變化が來ようとしてゐるのであるから、既往の經驗のみに從ふと云ふ從來の方法には、確かに危險があると云ひ得るのである。新法は出生死亡の新らしい數字を利用し、少しでも眞に近い數字を得ようと云ふ努力に於て優れてゐるが、併し之も半年の統計に依て全年の自然増加を推定する點に完全たり得ない憾みがあり、且將來を永く見通す術が無いのは、も

の最も不便な點である。本年度に於ては此の點に鑑みて、わざと統計局の舊方式を用ひて全國人口の推計を行ひ、之に基いて近き將來各年度の各市人口を推計したのである。

因に全國人口の推計數を掲げると次の如くである。

内地の將來の人口の推計

昭和 11 年 新方式	昭和 11 年 舊方式	昭和 12 年	昭和 13 年	昭和 14 年	昭和 15 年
70,258,200	70,256,600	71,278,600	72,305,400	73,352,000	74,413,800

都市人口と都市外人口　上記各地方に於ける市(朝鮮に在つては府)の人口を夫以外の地の人口と對比し、大正 9 年第 1 回國勢調査以來の推移を見るに、次表の如くである。

市部人口と市部外人口

地域	調査時期及種類	市府數	人口 市部	人口 市部外	全國人口100中(%) 市部	全國人口100中(%) 市部外
内地	大正 9.10. 1 國勢調査	83	10,096,758	45,866,295	18.0	82.0
	〃 14.10. 1 同 上	101	12,896,950	46,339,972	21.0	78.4
	昭和 5.10. 1 同 上	109	15,444,300	49,005,705	24.0	76.0
	〃 10.10. 1 同 上	127	22,666,307	46,587,841	32.7	67.3
朝鮮	大正 9.10. 1 公告調査	12	578,847	16,635,272	3.4	96.6
	〃 14.10. 1 國勢調査	12	923,173	18,594,772	4.8	95.2
	昭和 5.10. 1 同 上	14	1,189,791	19,868,514	5.7	94.3
	〃 10.10. 1 同 上	17	1,606,179	21,292,859	7.0	93.0
臺灣	大正 9.10. 1 國勢調査	5	353,855	3,301,453	9.7	90.3
	〃 14.10. 1 同 上	5	426,799	3,566,609	10.7	89.3
	昭和 5.10. 1 同 上	7	619,910	3,972,627	13.5	86.5
	〃 10.10. 1 同 上	9	845,937	4,366,489	16.2	83.8
關東州及樺太南部地	大正 9.10. 1 國勢調査	2	182,098	737,476	19.8	80.2
	〃 14.10. 1 同 上	2	229,222	824,859	21.7	78.3
	昭和 5.10. 1 同 上	2	326,485	1,001,526	24.6	75.4
	〃 10.10. 1 國調速報	2	411,699	1,245,064	24.8	75.2

即ち内地は市部人口割合最も多く、朝鮮は最も少い(關東州に於て其の比較的高いのは、同地が地域狹小なるに因る)。又各地何れも逐年都市の數を增し、且その人口の割合を增加して、所謂人口都市化の現象が愈〻著しいことを示してゐる。

今我國に於ける人口の都市化が、諸外國に比しどの位の程度にあるかを示すが爲に、最近の調査に據る各國の人口階級別市町村人口割合を見ると、次表の如くである。

各國の人口階級別市町村人口割合

國	調査年次	總人口	總人口100に對し下記各階級市町村人口割合 1萬未滿	1萬—2萬	2萬—5萬	5萬—10萬	10萬以上
日本内地	1935	69,254,148	54.2	9.0	6.2	5.3	25.3
朝鮮	1930	21,058,305	64.5	25.6	5.9	0.8	3.2
臺灣*	1935	5,088,180	7.8	42.9	32.5	9.2	7.6
イギリス×	1931	39,947,931	25.7	8.4	11.9	8.8	45.2
フランス	1931	41,834,923	61.7	7.5	8.4	6.7	15.7
ドイツ△	1933	65,188,626	50.7	6.0	7.7	5.4	30.2
オランダ	1930	7,935,565	36.4	14.9	11.5	10.0	27.2
ベルギー	1930	8,092,004	54.1	13.4	15.2	5.7	11.6
イタリー	1931	41,709,581	49.6	14.5	12.4	6.7	16.8
スイス	1930	4,067,394	69.6	5.5	4.6	4.8	15.5
デンマルク	1930	3,550,656	61.1	8.4	6.2	3.9	20.4
スエーデン	1931	6,162,446	72.7	4.6	6.3	1.9	14.5
ノールウエイ	1930	2,814,194	76.8	6.2	2.6	5.4	9.0
ポーランド	1931	31,927,773	79.4	3.4	4.5	2.2	10.5
チエツコ	1930	14,726,158	77.4	6.1	5.6	0.9	10.0
オーストリア	1923	6,534,481	61.3	2.9	2.4	0.9	32.5
ハンガリー	1930	8,688,319	57.5	10.0	11.5	6.5	14.5
ユーゴスラビア	1931	13,930,918	86.5	3.7	4.1	1.9	3.8
ブルガリア	1926	5,255,924	86.2	3.9	4.0	2.3	3.6
ルーマニア	1930	18,025,237	82.7	3.9	3.7	3.8	5.9
ロシア	1926	146,707,614	84.1	3.8	2.8	2.8	6.5
米國	1930	122,775,046	52.5	5.6	7.0	5.3	29.6

備考　*臺灣及本島を除く。×イングランド及ウエールスのみ。△ザール地域を除く。

内地に於ける人口の都市集中　上揭の市部及市部外人口比較の表に於ては、市部人口は各調査當時の市域に就て計上せられて居り、從つて其の人口增加は調査地域の漸次擴大した事實をも包含して示されてゐるが爲に、增加率は著しく大きくなつてゐる。殊に昭和 5 年と昭和 10 年との間には、東京市の擴大てふ事實があつて著しく數字の性質の均齊を缺いてゐる。是亦都市の發達を如實に示すものではあるけれども、地域を同一に取つて其の人口の推移を觀察するならば、人口の都市集中傾向は一層簡潔に表示せられるであらう。この見地から、昭和 12 年 6 月 1 日現在の市域を取り、其の範圍内の人口の增加狀況を見れば、次の如くである。

昭和 12 年 6 月初現在市域に於ける人口の増加

年次	人口	前回國勢調査との間の増加數	前回國勢調査との間の増加率 (%)	國勢調査期毎の全國人口に對する割合 (%)
大正 9 年	15,091,925	—	—	26.97
14 年	17,677,511	2,585,586	17.13	29.59
昭和 5 年	20,487,464	2,809,953	15.90	31.79
10 年	23,666,377	3,178,913	15.52	34.17

本表に示された都市の人口増加率は、前掲の内地人口全部の増加率よりも遙かに大である。以て我國に於ける人口都市集中傾向の著しいことを知るに足る。

外地に於ける都市人口　外地に於ては、内地の市に比すべきもの、朝鮮に18府、臺灣に 9 市、關東州に 2 市がある。樺太には昭和 12 年 7 月から樺太市制が布かれ豊原が其の施行地となつた。

内地の諸都市に於ては、近時外國人及外地人の在住者の數を増しつつあつて（就中多數なるは朝鮮人であつて昭和 5 年國勢調査に據れば、東京府 38,355 大阪府 96,943 京都府 27,785 愛知縣 35,301 兵庫縣 26,121 神奈川縣 13,181 あり、其の大部分は六大都市に在住する）其間種々の社會的問題が發生してゐる。併し之を單純に人口統計の上から見れば、該都市の總人口中に於ける此種非内地人の數は、未だ左程の重要性を有つてはゐない。反之外地都市に於ては、樺太を除き、人口の大部分は土著の外地人であつて、内地人は之より少數だけれども、而も其の割合は相當の高率に上り、民族別的觀察は、内地と異り不可缺の緊要事である。朝鮮、臺灣及關東州に於ける全土及都市人口を、此の點から觀察した統計を次に示さう。

外地に於ける内地人と土著人との都市集中狀態（昭和5年國勢調査）

地域		人口 總數	内地人	土著人	總人口 100 中 内地人	土著人	現住内地人百人中都市にある人の 内地人	土著人
朝鮮	全土	21,058,305	527,016	20,438,108	2.5	97.1	—	—
	都市×	1,189,791	268,360	889,082	22.5	74.7	50.9	4.4
臺灣	全土	4,592,537	328,881	4,313,681	5.0	93.9	—	—
	都市×	619,910	143,511	446,725	23.2	72.1	62.9	10.4
關東州及租借地	全土	1,326,011	225,257	* 1,084,452	7.0	* 81.7	—	—
	都市	326,485	109,892	* 214,819	33.7	* 65.8	48.8	* 19.8

備考　朝鮮は當時の 14 府、臺灣は 7 市、* 支那人及少許の其他外國人を含む。

之に依れば、内地人の全土に於ける人口割合は、極めて僅少に過ぎないが、其の都市人口中に占むる割合は著しく大に、また内地人にして都市に住む者の割合は、土著人にして都市に住む者の割合よりも、遙かに大なることが明かである。即ち外地の都市は著しく内地人化され、また外地の内地人は著しく都市化されてゐることが知られる。

内地都市人口の男女別　大正 9 年以來各國勢調査期に於ける、全國、郡部、都市、大都市に於ける人口の、女 100 に對する男の割合の變遷を見るに次の如くである。

女子人口 100 に對する男子人口割合の推移（内地）

年次	全國	郡部	市部	人口 10 萬以上の都市
大正 9 年	100.45	98.72	108.72	112.6
〃 14 年	100.97	99.21	107.64	111.3
昭和 5 年	101.03	99.24	106.94	110.6
〃 10 年	100.62	98.33	105.49	108.1

之によれば、市部は男の超過率漸減の兆があり、郡部に於ても從來男人口の割合が上昇しつつあつたのが、今回反落したことが認められる。但連年的に比較せず、1年度に於て觀察すれば、此の男人口超過の割合は、常に市部に於て郡部よりも高く大都市に於ては一層著しきを見る。

各都市の男女別人口に就ては、女子人口 100 に對する男子人口割合を別掲の第 2 表及第 3 表に示した。各市共國勢調査の度毎に非常な變動をすることはない。毎回大都會、鑛業地、衛戍地、拓殖地に男人口多く、纖維工業地は女が多いのが常である。

外地都市人口の男女別　外地に於ける男女別人口割合は、各都市毎のは之を本篇第 3 表に掲げたが、之を綜合して見ると、次表に掲ぐる如くであつて、内地に於けると頗る異つた狀態を示す。

此の表に據れば、外地全土はいづれも内地より男人口の超過多く、特に關東州は其の超過率著くべきものがある。

而して朝鮮及關東州に於ては、土著人の男割合は都市に於て高率であつて、男子が生産地たる都市へ集せる狀を示すに對し、内地人は都市に於ける男人口割合、

外地に於ける女人口 100 に對する男割合（昭和5年國勢調査）

地域	總數		內地人		土著人	
	全土	都市	全土	都市	全土	都市
朝鮮	104.6	111.0	118.6	114.1	103.6	105.7
臺灣	105.1	109.3	120.5	114.2	103.4	103.0
關東州及鐵道附屬地	155.9	190.8	107.2	105.6	* 163.1	* 263.6
樺太	133.1	119.8	…	…	…	…

備考　朝鮮都市は當時の 14 府、臺灣は 7 市、* 支那人及少許の外國人を含む。

全土に於けるよりも却つて少く、婦人が生活安全の地を求めて都市に集中してゐることを示してゐる。

臺灣に於ては、內地人も本島人も共に都市に於て女人口の割合が比較的高い。但婦人の都市に集中せる割合から見れば、內地人の方が本島人より著しいのは勿論である。

內地都市人口の年齡別　人口を幼年、青壯年、老年の 3 階級に分ち、特に男子は生產年齡級と非生產年齡級とに、女子は可孕年齡級と不孕年齡級とに分つて、全國並に都市全體（當時の市域による）の總數を昭和 5 年の國勢調査に就て見ると次の如くである。（昭和 10 年のは未だ全國的には公表されてゐない）。

全國及六大都市の男女年齡階級別人口（內地）

男女年齡階級	人口（昭和5）		人口1000中各年齡級人口割合				各年齡級人口1000中都市人口割合	
			昭和5年		大正9年			
	全國	都市	全國	都市	全國	都市	昭和5年	大正9年
男總數	32,390,155	7,981,248	1,000	1,000	1,000	1,000	246	188
0—14	11,894,788	2,473,249	367	309	368	306	208	156
15—59	18,356,304	5,177,459	567	651	558	649	282	218
60以上	2,139,063	330,540	66	40	75	45	155	113
女總數	32,059,850	7,463,052	1,000	1,000	1,000	1,000	233	173
0—14	11,684,477	2,410,508	364	323	362	320	206	153
15—44	13,657,015	3,755,222	427	504	429	502	275	203
45以上	6,718,358	1,297,322	209	173	210	178	193	147

即ち都市に於ては男子生產年齡級、女子可孕年齡級の人口の割合が全國に比して高く、幼年老年階級人口の割合が低い。而して之を 10 年間の推移に就て見るに、男子に於ては全國的に生產年齡級の人口割合が著しく增し、老年人口割合が減じたが、都市に於ても老年人口割合は減じ、生產年齡級並に幼年級人口割合を增してゐる。女子に於ては、本表に採つた年齡別では全國的な變化は餘り著しくない。ただ都市に於ては、可孕年齡級以下で若干の增加を來してゐる。

上揭表と同じき年齡階級別による各市の男女別人口は、本年鑑今回版には割愛したが、前々回（昭和 11 年用版）には詳細掲げて置いた。參照せられん事を望む。

外地都市人口の年齡別　外地各都市に就ても、同じ男女年齡階級別人口を前々回版中に掲げた。全土全都市の總括表を示せば、下揭の表の如くである。

外地男女年齡階級別人口（昭和5年國勢調査）

男女年齡階級	人口		人口1000中各年齡階級人口割合		各年齡級人口1000中都市人口割合
	全土	都市	全土	都市	
	朝鮮（14府）				
男總數	10,763,679	626,019	1,000.0	1,000.0	58.2
0 — 14	4,270,178	206,360	396.7	329.6	48.3
15 — 59	5,894,381	397,105	547.6	634.3	67.4
60 以上	599,190	22,554	55.7	36.1	37.6
女總數	10,294,626	563,772	1,000.0	1,000.0	54.8
0 — 14	4,075,404	202,039	395.9	358.4	39.6
15 — 44	4,419,626	269,608	429.3	478.2	61.0
45 以上	1,799,596	92,125	174.8	163.4	51.2
	臺灣（7市）				
男總數	2,353,288	323,775	1,000.0	1,000.0	137.6
0 — 14	947,726	116,549	402.7	360.0	123.0
15 — 59	1,331,881	197,778	566.0	610.9	148.5
60 以上	73,181	9,448	31.3	29.1	128.2
女總數	2,239,249	296,135	1,000.0	1,000.0	132.2
0 — 14	912,129	113,480	407.3	383.2	124.4
15 — 44	957,934	135,595	427.8	457.6	141.5
45 以上	369,180	47,130	164.9	159.2	127.7
	關東州及鐵道附屬地（2市）				
男總數	809,044	214,229	1,000.0	1,000.0	264.8
0 — 14	208,372	42,517	257.6	198.5	204.0
15 — 59	574,371	168,510	709.9	786.5	294.3
60 以上	26,301	3,202	32.5	15.0	121.7
女總數	518,967	112,256	1,000.0	1,000.0	216.3
0 — 14	198,489	39,019	382.5	347.6	196.6
15 — 44	247,768	59,951	477.4	534.0	242.0
45 以上	72,710	13,286	140.1	118.4	182.7

内地都市人口の出生地別　各都市の人口を其の出生地により區分して自市町村生、同府縣内生（自市町村生を含む）他府縣生、内地外生の4種とし昭和5年國勢調査當時の市域に就て總括的な數字を求め、之を郡部と對比して示せば、次の如くである。

都市及郡部の出生地別人口　（内地昭和5年國勢調査）

	人口				總人口1000中割合			
	自市町村生	同府縣内生（自市町村生を含む）	他府縣生	内地外生	自市町村生	同府縣内生	他府縣生	内地外生
市部								
總數	6,822,511	9,841,452	5,319,579	283,269	442	637	344	18
男	2,439,534	4,894,808	2,892,502	193,938	431	613	362	24
女	2,382,977	4,946,644	2,427,077	89,331	453	663	325	12
郡部								
總數	33,185,170	43,526,038	5,161,712	317,955	677	888	105	6
男	17,769,621	21,569,825	2,628,817	210,265	728	884	108	9
女	15,415,549	21,956,213	2,532,895	107,690	627	893	103	4

即市部に於ては男女共郡部に比し自市生が少く、他府縣生内地外生が多く、人口の他からの流入が多い事を語つてゐる。本表によつて知ることは、女の同府縣内生の者は、割合に於ても絶對數に於ても男の同種の者よりも多く、それが市郡共に變らぬことである。但市部に於ては自市生の女が土着してゐるのが比較的多いが、郡部に於ては同府縣内で移動してゐる割合が多い。市郡共に同府縣内の小移動となると、男よりも女の方が寧ろ多數に上るのである。

各市個々の出生地別人口は外地都市のも共に、本年鑑前回版に掲げたが、今回は頁數の關係上割愛した。六大都市だけの自市生人口の總人口に對する割合を示すと次の如くである。

六大都市の自市生人口割合　（昭和5年）

	東京市（舊市）	大阪市	名古屋市	京都市（舊市）	神戸市	横濱市
總數	41	41	50	49	38	46
男	38	39	49	47	37	44
女	45	43	51	51	39	47

都市人口の職業別　各市の職業別人口は本篇第3表に其の大分類による計數を掲げた。各市いづれも昭和5年現在の市域の人口であるが、ただ東京市だけは、大東京の數字を示さんが爲に、内閣統計局公表のものに、東京市調査に係る同市新編入地域の計數を加へて近似數を示した。東京市調査は特別調査區域を包含せざるが故に、兵營刑務所等の所在人口を逸し、前者は陸海軍現役軍人を含む「公務自由業」に相當多くの、後者は「無業者」に輕微の、影響を與へて居ることを注意せねばならない。

爰に一言斷つて置かねばならないのは、職業別人口と云ふ場合の「職業」の概念に關してである。從來「職業」の語は人口の經濟活動の分野を示す標識として、可なり不明確に慣用されて來たのであるが、昭和5年の國勢調査以後は「職業」なる概念に「産業」なる概念を對立せしめ、被調査者各個を二樣の分類に當て嵌めることにより、國民の經濟活動の態樣を明かにするやうになつた。職業分類は各人の技能、社會的地位等に即して各人の經濟活動自體を考察の對象とし、産業分類は、各人の經濟活動を其の屬する經營體に歸屬せしめて考察するものであつて、例へば鐵道會社に雇傭されてゐる貨物自動車運轉手は、職業別分類に於ては運輸業に收められるが、産業別分類に於てはその所屬會社の業態により、工業の中に包括されるのである。職業分類は大分類10中分類41小分類376に、産業分類は大分類10中分類42小分類280に分たれ、此の兩分類を對照するによつて、國民經濟の組織は一層明白ならしめ得べく、依て以て從來の「職業」の觀念が、其の實「産業」の觀念を包藏せる曖昧矛盾を脱却し得べしとしてゐるのである。これは從來の分類法に比し大いなる進歩ではあるが、其の結果として、昭和5年の調査結果と大正9年の夫と比較することが技術的に甚しく困難となつたのは——若しくは、一層正確に述べれば、統計當局が大正9年の調査結果を全然遺却するの途を採つたのは——甚だ遺憾と云ふべきである。

産業分類と職業分類との觀念上の區別は上記の如くだが、中分類以上の大部分の分類項目につき其の調査實績を見るに、例へば産業別工業人口は職業別人口と大差無く、産業別「農耕」人口と職業別「農耕に從事する者」、産業別「接客業」人口と職業別「接客業に從事する者」とは殆ど其の數一致し、其他兩分類の相對應する項

は何れを見ても、數値の上に程度を見ないことが多い。ただ産業別大分類「其他産業」人口は職業別大分類「其他有業者」より著しく少い。これ主として日傭勞働者が産業別分類に於ては各種の産業に分屬せしめられ、職業では此處に一括せられるが故である。

故に兩分類中の相對應するものにあつては、大部分、産業別人口、職業別人口何れの數を取るも、實用上差支へ無いと云ふことが出來る。たゞ兩分類に於て各々特殊の項目を爲し、相應はざるもの（例へば産業分類に於ける物品販賣業は職業別に之に對應すべき項無く、職業別に於ける商業的職業者、會計的職業者亦之に相應する分類を産業別に見出し得ない）に至つては、夫々各分類に就て求めなければならないが、斯の如き種類のものは分類中に比較的小部分に過ぎない。本年度に於ては、各市に就いては産業別分類は割愛して職業別分類のみを掲記することとした。特に職業別を取つて、産業別を割愛したのは、朝鮮の國勢調査に於ては未だ産業別分類法を採用せず、職業別分類のみを集計してゐるが故に、内鮮間比較上職業別を採る方が便利なのと、産業別の語は未だ人口に習熟してゐない所があるに因る。

内地都市人口の職業別　昭和5年の内地の職業別人口を都市と郡部とに分つて示すと次の如くである。

内地都市及郡部の職業別人口（昭和5年）

職業別	人口			有業人口1000中			各業人口1000中都市人口
	總數	都市	郡部	總數	都市	郡部	
總人口	64,450,005	15,444,300	49,005,705	—	—	—	239.6
農業	14,140,107	262,474	13,877,633	477.4	40.0	602.0	18.6
水産業	546,634	44,835	501,799	18.5	6.8	21.8	82.0
鑛業	251,220	18,623	232,597	8.5	2.8	10.1	74.1
工業	5,699,581	2,228,842	3,470,739	192.4	339.4	150.6	391.1
商業	4,478,098	2,045,723	2,432,375	151.2	311.5	105.5	456.8
交通業	1,107,574	481,612	625,962	37.4	73.3	27.2	434.8
公務自由業	2,044,151	894,045	1,150,106	69.0	136.1	49.9	437.4
家事使用人	781,319	337,112	444,207	26.4	51.3	19.3	431.5
其他有業者	570,966	253,484	317,482	19.3	38.5	13.8	444.0
以上計	29,619,640	6,566,750	23,052,890	1000	1000	1000	221.7
無業者	34,830,365	8,877,550	25,952,815	—	—	—	254.9

（本篇第3表の東京市職業別人口は、大東京の範圍に就て示したが、上の表の内地總數に含まれる東京市人口は當時の東京市、即ち東京市域のみである）

昭和5年の國勢調査には職業別人口の外に、産業別人口の調査があること、並に其の兩者の概念に差異があり、既往の國勢調査結果と直ちに比較し得ないことは、前述の通りであるが、大正9年の職業別分類を適宜組み替へをすれば、十分とは行かない迄も或る程度、昭和5年調査の「産業別」分類と比較し得る數字を求めることが出來るのである。内閣統計局に於て此の組み替へを行つた統計が作成公表せられた。其の中から全國、市部及郡部の數字を抽出して示すと、次の如くである。

内地都市及郡部の産業別人口（大正9年と昭和5年との比較）

産業別	昭和5年			大正9年		
	全國	市部	郡部	全國	市部	郡部
總人口	64,450,005	15,444,300	49,005,705	55,963,053	10,096,758	45,866,295
農業	14,131,025	261,526	13,869,499	14,307,201	138,849	14,168,352
水産業	568,436	50,304	518,132	533,771	26,695	507,076
鑛業	315,476	31,017	284,459	435,154	21,995	413,159
工業	5,875,991	2,327,495	3,548,496	5,366,856	1,752,616	3,614,240
商業	4,905,655	2,295,513	2,610,142	3,395,844	1,330,909	2,064,935
交通業	945,116	406,755	538,361	946,223	344,841	601,382
公務自由業	2,005,192	803,908	1,201,284	1,497,895	532,228	965,667
家事	802,167	350,511	451,656	655,197	233,370	421,827
其他	70,582	39,721	30,861	122,965	59,691	63,274
以上合計	29,619,640	6,566,750	23,052,890	27,261,106	4,441,194	22,819,912
無業者	34,830,365	8,877,550	25,952,815	28,701,947	5,655,564	23,046,383

また上表に示した兩年度の各産業人口の差、即ち10年間の各産業人口の增減と兩年度に於ける有業人口1,000に對する各業人口の割合とを示せば、次頁の表の如くである。市部郡部別に增減數を算出すると、兩年度の市郡地域が同じでなく、市には市域が擴張されたが爲の、當然の人口增加があると云ふ階等が存在するが、之は如何ともすることを得ない。

この增減數は嚴密なものでないことは、どこ迄も注意せねばならないが、假に之に從ふとすれば、次の如き諸點は、最も興味深く觀察されるであらう。

1. 有業人口（少許の失業人口を含む）の增加は、郡部に於ては極めて少く、都市に於ける增加が全國の90％を占めてゐる。
2. 郡部に於ては、農業人口さへも減じて居り、都市に於ては增してゐる。水産業人口亦然り。併し之は市域が擴張され、農業地帶が市部に編入されたことが

各產業別人口の增減と割合の變化

產業別	各業人口增減(大正9—昭和5)			有業人口1000中 昭和5年			有業人口1000中 大正9年		
	總數	都市	郡部	總數	都市	郡部	總數	都市	郡部
總人口	8,486,952	5,347,542	3,139,410	—	—	—	—	—	—
農業	−176,176	122,677	−298,853	477.1	39.8	601.6	524.8	31.3	620.9
水產業	34,665	23,609	11,056	19.2	7.7	22.5	19.6	6.0	22.2
鑛業	−119,678	9,022	−128,700	10.7	4.7	12.3	16.0	5.0	18.1
工業	509,135	574,879	−65,744	198.4	354.4	153.9	196.9	394.6	158.4
商業	1,509,811	964,604	545,207	165.6	349.6	113.2	124.6	299.7	90.5
交通業	−1,107	61,914	63,021	31.9	61.9	23.4	34.7	77.6	26.4
公務自由業	507,297	271,680	235,617	67.7	122.4	52.1	54.9	119.8	42.3
家事	146,970	117,141	29,829	27.1	53.4	19.6	24.0	52.5	18.5
其他	−52,383	−19,970	−32,413	2.4	6.0	1.3	4.5	13.5	2.7
以上合計	2,358,534	2,125,556	232,978	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
無業者	6,128,418	3,221,986	2,906,432	—	—	—	—	—	—

相當影響を與へてゐるであらう。

3. 併し上述の如き郡部地域の減少にも拘らず、郡部に於て商業人口公務自由業從事者は、增してゐるのである。農業が人口收容力少く、郡部に於てさへも、增加人口が職業の口を商業公務自由業に見出さねばならなかつた事を、察するに足る。尤もこの郡部の中には、巨大な人口を擁する東京市の所謂新市域が入つてゐる事は、忘れてはならぬ。

4. 工業人口及び家事使用人は益々多く都市に集中しつつある。

外地都市人口の職業別　外地各市の職業別人口は本篇第3表に大分類の數字を掲げたが、朝鮮及臺灣に就て之を綜合して、各全土の職業別人口、郡部の職業別人口と對比すると次頁上方に掲ぐる表の如くである。

內地都市に於ける出生　內地都市に於ける出生率は、常に全國の率より低いが其の推移は、全國と全く同樣の曲線を描いて來てゐる。大正初年は、明治末期以來の經濟界不況の影響を受けて出生率漸減し、其の傾向は、大正7,8年の感冒流行に因する出生減退に於て極點に達した（大正元年都市 27.41‰ 全國 33.31‰、同7年都市 23.78‰ 全國 32.19‰）然るに大正9年に至り、大戰中の好景氣持續に由る數年來の婚姻率の上昇は、出生數の激增を來し、感冒の再流行も前年の如く之が妨げとなること無く、出生率の躍進を見た（大正9年都市 28.50‰ 全國 36.19‰）。この

朝鮮の府及郡部の職業別人口（昭和5年）

職業別	人口 全土	人口 都市	人口 郡部	有業人口1000中 全土	有業人口1000中 都市	有業人口1000中 郡部	各業人口1000中都市人口
總人口	21,058,305	1,189,791	19,868,514	—	—	—	56
農業	7,064,564	19,638	7,044,926	754.8	4.5	819.2	3
水產業	121,730	8,796	112,934	12.4	2.0	12.1	7
鑛業	34,185	971	33,214	3.5	0.2	3.5	3
工業	585,765	99,006	486,759	59.9	22.8	52.1	169
商業	562,099	130,083	432,016	57.5	30.0	46.2	231
交通業	107,541	38,507	69,034	11.0	8.9	7.3	358
公務自由業	182,684	53,104	129,580	18.7	12.2	13.8	290
家事使用人	120,877	24,238	96,639	12.3	5.6	10.3	200
其他有業者	386,069	59,732	326,337	39.5	13.8	34.9	154
以上計	9,765,514	434,075	9,331,439	1000	1000	1000	166
無業者	11,292,791	755,716	10,537,075	—	—	—	669

臺灣都市及郡部の職業別人口（昭和5年）

職業別	人口 全土	人口 都市	人口 郡部	有業人口1000中 全土	有業人口1000中 都市	有業人口1000中 郡部	各業人口1000中都市人口
總人口	4,592,537	619,910	3,972,627	—	—	—	134
農業	1,386,961	21,948	1,365,013	672	97	742	16
水產業	35,171	3,680	31,491	17	16	17	104
鑛業	20,077	3,011	17,066	10	13	9	149
工業	207,960	59,835	148,125	101	265	81	287
商業	188,130	60,049	128,081	91	266	70	319
交通業	66,866	25,381	41,485	32	112	22	380
公務自由業	76,959	31,587	45,372	37	140	25	410
家事使用人	9,877	4,034	5,843	5	18	3	225
其他有業者	73,011	16,460	56,551	35	73	31	109
以上計	2,065,012	225,985	1,839,027	1,000	1,000	1,000	109
無業者	2,527,525	393,925	2,133,600	—	—	—	155

昇騰した出生率は、關東大震災の年及翌年を除き、爾後數年間持續したが、大正14年を境として下降傾向に轉じ、大正初頭の率以下に低落し、最近に至つて殊に落潮急で、昭和11年には遂に都市が 24.96‰ 全國が 29.92‰ と云ふ我國として未曾有の低率を現出するに至つた。大正14年以來數年の經過は、次表の示す如くである。

都市及全國の出生（內地）

年次	都市			全國	
	都市數	出生數	出生率(乙)	出生數	出生率(乙)
大正 14 年	100市 4町	385,277	29.27	2,086,091	34.92
昭和 元 年	101市	376,814	28.26	2,104,405	34.77
〃 2 年	101市	380,211	27.28	2,060,737	33.61
〃 3 年	102市	405,375	27.90	2,135,852	34.38
〃 4 年	103市	401,111	26.46	2,077,029	32.99
〃 5 年	109市	409,362	26.50	2,065,101	32.35
〃 6 年	109市	428,616	26.74	2,102,784	32.17
〃 7 年	110市	543,595	27.60	2,182,742	32.92
〃 8 年	113市	547,354	26.58	2,121,253	31.53
〃 9 年	122市	538,393	24.97	2,043,783	29.97
〃 10 年	126市	601,435	26.57	2,190,704	31.63
〃 11年(速報)	128市	589,581	24.96	2,101,920	29.92

此の表の都市出生數中昭和 7 年分は、內閣統計局公表のものと數字を異にしてゐる。同局の公表數は、此の年市域を擴張した東京市に就て、9 月末日迄は其の舊市域內出生數を、10 月 1 日以後は新東京全市域の出生數を取り、合計したものを以て其の出生數としたものである。小都市に就ては、斯の如き取扱をしても全般の出生率に格別の影響を與へないが、東京市の如き大都市が市域を一擧 2 倍以上に擴大した場合には影響頗る大なるが故に、玆には東京市の出生數に限り、內閣統計局公表のものを避け、大東京全市域に於ける昭和 7 年中の事實に就き市自身の調査に係る數を採つて計算した。本篇第 3 表中の東京市の昭和 7 年出生率亦然り。出生統計は出生屆に基いて作成せられたるものであるが、寄留者の家庭に於ける出生屆は必ずしも出生の事實のあつた現住地に於て屆出でられず、直接本籍地に於て屆出でられることが多い。內閣統計局はこの屆出を全國的に綜合して、各出生兒の出生地を確かめ、府縣及市町村の出生數を計算するのであるが、市町村に於ては、自地役場に屆出のあつたもの以外に徵すべき資料が無いので、其の出生統計は不充分なるを免れない。斯の如き數字の利用は避け得べき限りは避くべきであるが、此の場合は已むを得ない。

內地都市に於ける死亡　內地都市の死亡率は關東大震災の突發した大正 12 年を唯一の例外として、常に全國よりも低く、而も全國の趨勢に伴つて大正初年以來一張一弛しつつ漸騰し、大正 7 年乃至 9 年の感冒流行時代に及んだ（大正元年都市 18.72‰ 全國 19.90‰、大正 7 年都市 24.24‰ 全國 26.83‰、大正 9 年都市 24.22‰ 全國 25.41‰）爾後は一進一退を繰返しながらも、趨勢としては下降に轉じ、而も其の低下の度合は、都市に於て全國平均よりも强い。而して都市に於ても全國に於ても昭和 10 年が我國に於ける未曾有の低死亡率であつて、出生の增加と此の死亡減の結果として、此の年には全國で 100 萬以上の人口增加を見るに至つたが、昭和 11 年には再轉、死亡率は稍々增加し、出生率は前述の如く減少を來した。從つて人口の自然增加は、念に 87 萬餘に減じたのである。死亡率の推移に關する表を示せば次の如し。

都市及全國の死亡（內地）

年次	都市			全國	
	都市數	死亡數	死亡率(乙)	死亡數	死亡率(乙)
大正 14 年	100市 4町	248,206	18.86	1,210,706	20.27
昭和 元 年	101市	235,779	17.68	1,160,734	19.18
〃 2 年	101市	251,127	18.02	1,214,323	19.80
〃 3 年	102市	255,754	17.60	1,236,711	19.91
〃 4 年	103市	267,735	17.66	1,261,228	20.04
〃 5 年	109市	254,171	16.46	1,170,867	18.17
〃 6 年	109市	279,912	17.46	1,240,891	18.98
〃 7 年	110市	303,634	15.42	1,175,344	17.73
〃 8 年	113市	325,039	15.99	1,193,987	17.76
〃 9 年	122市	345,235	16.00	1,234,684	18.11
〃 10 年	126市	333,630	14.74	1,161,936	16.78
〃 11年(速報)	128市	356,327	15.09	1,230,397	17.51

上表中都市の昭和 7 年死亡數に就ては、前段東京市の出生數に關して述べた所と同樣の注意を拂つた。內閣統計局公表の數字と異つてゐる事は注意を請ふ。

內地都市に於ける乳兒死亡率　內地の乳兒死亡率は、大正元年 15.4% であつたが、漸次上昇して大正 7 年 18.9% を以て極點に達し、爾後逐次下降、最近は一進一退を繰返しながらも漸落歩調を辿めず、昭和 7 年に於て 11.8% と云ふ未前の低率を示した。其の後 8 年 9 年と反騰し稍々歸趨の判斷に迷はしめたが、昭和 10 年に至つて、遂に 10.7% と云ふ空前の低率を見るに至つた。乳兒死亡率の低下は、單り 1 歲未滿の生兒の衞生狀態の可良を示すのみならず、滿 1 歲以上の幼兒の生命の安全をも同時に指示する。近年に於ける我國一般死亡率の低下には、この乳兒死

亡率の改善が見つて力があるやうである。

都市に於ける乳兒死亡率は、從來我國では人口 10 萬以上の各都市に就いて計算することが出來たので、本年鑑には前國版迄毎年之を掲載したが、昭和 10 年以來は內閣統計局の統計發表形式に變更があり、六大都市だけは各個に乳兒死亡數を知り得るも、他の諸都市は全部を合計した數字だけが示され、都市別には公表され難くなつたので、之を掲記することが出來なくなつたのは遺憾である。昭和 9 年迄の各都市の數字を別表に掲げることとし、爰に六大都市及其他の 10 萬以上の都市を一括した乳兒死亡率の推移を見ると次の如くである。

都市及全國乳兒死亡 (內地)

年次	六大都市		六大都市以外の人口10萬以上の都市*		全國	
	乳兒死亡數	出生100に付乳兒死亡率	乳兒死亡數	出生100に付乳兒死亡率	乳兒死亡數	出生100に付乳兒死亡率
大正 11 年	30,490	18.6	6,599	15.8	327,604	16.6
〃 14 年	29,149	15.4	6,309	13.6	297,008	14.2
昭和 元 年	26,716	14.3	8,659	13.7	289,275	13.7
〃 2 年	27,787	14.7	9,098	14.1	292,084	14.2
〃 3 年	27,107	13.7	8,886	12.7	293,881	13.8
〃 4 年	27,509	14.4	9,591	13.4	295,178	14.2
〃 5 年	22,547	11.6	8,394	11.9	258,703	12.4
〃 6 年	25,751	12.8	12,325	12.4	276,584	13.2
〃 7 年	31,513	10.3	11,053	10.7	256,505	11.3
〃 8 年	32,393	10.6	11,702	11.4	257,251	12.1
〃 9 年	31,785	10.8	11,717	11.5	255,063	12.5
〃 10 年	29,458	8.9	10,958	9.3	233,706	10.7

備考 * 都市數 大正14年乃至昭和5年は 15, 昭和6年以後は 22。

即ち六大都市以外の人口 10 萬以上の都市は、大正上半期に於ては全國の率より著に高かつたが、大正 7 年以後は却つて全國よりも低率な年の方が多く、最近は之を常態とするに至つた。又六大都市は從來著に全國よりも高率であつたが、近來急激な減少を來し、最近は、他の人口 10 萬以上の都市よりも寧ろ低率を示してゐる。これは東京市の率が近來頓に低下を來したのと、從來異常な高率を呈し容易に 20% 率を下らなかつた大阪市の乳兒死亡率が、數年來著しく改善せられたに因る所が多い。併し乳兒死亡率が低下したとは云へ、之を昭和 7 年ロンドンの 6.7% ベルリンの 6.7% 米國都市の 5.7% 內黑人の 9.8% 等に比べれば、なほ大いに遜色がある。

內地都市に於ける死產　死產統計は乳兒死亡統計と共に、衛生狀態を卜する指標として重視すべきものである。死產率の計算は、種々な方法があるが、懷胎せられた胎兒が安全に分娩せらるる程度を測り、以て衛生狀態の良否を卜するには、死產數の出產總數（出生と死產との和）に對する割合を以てするのが最も簡便で且明確である。

この意味に於ける死產率は、大正初頭以來、大正 7 年の感冒流行に依る小增加を除き、絕えず低下の勢を持續し來つたが（大正 2 年都市 7.3% 全國 8.4% 昭和 3 年都市 6.0% 全國 5.3%）最近は稍停頓狀態に在るものの如くである。都市の死產率はもと全國の率よりも低かつたが、大正 8 年を境として地位轉換し、現在は都市の方が全國よりも高率を呈してゐる。最近の推移は次表に示す通りである。

都市及全國の死產 (內地)

年次	都市			全國	
	都市數	死產數	死產率(%)	死產數	死產率(%)
大正 14 年	100市 4町	25,215	6.1	124,403	5.6
昭和 元 年	101市	24,284	6.1	124,038	5.6
〃 2 年	101市	23,838	5.9	116,982	5.4
〃 3 年	102市	25,692	6.0	120,191	5.3
〃 4 年	103市	26,710	6.0	116,971	5.3
〃 5 年	109市	27,402	6.3	117,730	5.3
〃 6 年	109市	28,085	6.2	119,509	5.2
〃 7 年	110市	34,879	6.0	119,579	5.2
〃 8 年	113市	34,663	6.0	114,159	4.6
〃 9 年	122市	35,527	7.5	113,043	5.2
〃 10 年	126市	38,167	6.0	115,803	5.0

外地都市の出生及死亡　外地の內で各都市の人口動態統計を公表してゐるのは臺灣と關東州とである。本篇第 8 表には其の出生並に死亡に關する最近の數字を掲げたが、此の都市を總括した率を、該地全土の出生率死亡率と對照すれば、次頁に掲げる表の如くである。

臺灣及關東州の出生率死亡率

年次	臺灣(‰)				關東州及鐵道附屬地(‰)			
	出生率		死亡率		出生率		死亡率	
	全土	都市	全土	都市	全土	都市	全土	都市
昭和元年	44.1	37.7	22.6	21.7	27.1	…	19.0	…
〃 2年	43.6	35.7	22.3	20.7	27.1	…	16.4	…
〃 3年	44.1	37.1	22.1	20.1	26.7	…	18.9	…
〃 4年	44.4	36.4	21.7	20.0	27.6	15.0	19.9	18.0
〃 5年	45.0	37.6	19.5	18.0	27.4	13.8	15.9	14.8
〃 6年	46.0	37.9	21.4	20.1	25.4	14.2	14.5	12.3
〃 7年	44.2	37.7	20.5	17.7	26.3	14.9	17.9	12.7
〃 8年	44.5	39.1	19.8	18.6	25.2	14.3	14.6	12.3
〃 9年	44.8	38.1	20.6	19.0	23.8	12.6	15.1	13.3

臺灣に於ても、都市の出生率及死亡率は、全土のそれよりも低く、死亡率の方は大差無いが、出生率は著しく低位にある。而も之を内地に比すれば極めて高率である。關東州に於ても、臺灣同樣、都市の率は全土の率より低く、死亡率は左程の懸隔が無いが、出生率は大差がある。而して出生率死亡率共に内地に比して著しき低率である。蓋、同地が强壯なる支那移民の流入地であつて、且男女人口の割合が異常に均衡を失してゐるのに由るものであらう。

兩地各都市に於ける出生率死亡率を、内地人と土著人とに分つて觀察すれば興味深からうが、煩に過ぎるから之を略し、ただ參考の爲に、兩地全土に於ける民籍別出生率死亡率を次頁に掲げよう。尙同時に朝鮮全土に於ける民籍別出生率死亡率をも附記する。朝鮮に於ては都市別の人口動態統計が公表せられないので、全土に關する數字を擧げるに止めなければならないのは甚だ遺憾である。

外地一般に共通の現象は、内地人の死亡率が土著人のそれよりも低く、且内地の都市よりも低率なることである。出生率に於ては斯の如き共通現象は認められず、朝鮮及臺灣に於ては土著人の率よりも下位にあり、關東州に於ては遙に高位にある。而して其の率は昭和4年以前は内地の上にあつたが、5年以後遂に之よりも下位に降つた。

臺灣人口民籍別出生率及死亡率（全土）

年次	出生率(‰)				死亡率(‰)			
	總數	内地人	本島人	外國人	總數	内地人	本島人	外國人
昭和元年	44.1	32.7	44.8	32.7	22.6	12.6	23.1	20.2
〃 2年	43.6	31.9	44.3	34.1	22.3	12.0	22.9	19.0
〃 3年	44.1	31.9	44.8	34.8	22.1	11.8	22.7	20.6
〃 4年	44.4	29.4	45.3	33.3	21.7	12.2	22.2	18.2
〃 5年	45.0	29.9	45.9	34.5	19.5	11.8	20.0	17.7
〃 6年	46.0	30.1	47.0	36.5	21.4	11.4	22.0	21.0
〃 7年	44.2	31.3	45.0	35.3	20.5	10.8	21.0	17.5
〃 8年	44.5	31.1	45.4	36.8	19.8	10.7	20.3	17.7
〃 9年	44.8	29.3	45.8	36.0	23.4	13.0	24.0	18.5

關東州及鐵道附屬地人口民籍別出生率及死亡率（全土）

年次	出生率(‰)				死亡率(‰)			
	總數	内地人	朝鮮人	支那人	總數	内地人	朝鮮人	支那人
昭和元年	27.1	35.2	19.3	25.6	19.4	17.9	19.9	19.8
〃 2年	27.1	36.3	17.8	35.4	16.4	15.2	19.4	16.6
〃 3年	26.7	35.2	19.0	25.2	18.6	17.1	23.0	19.2
〃 4年	27.6	33.4	22.2	26.6	19.8	16.1	27.7	20.4
〃 5年	27.4	29.8	23.9	27.9	15.9	12.9	24.3	16.4
〃 6年	25.4	30.8	18.8	24.4	14.5	12.1	23.0	14.9
〃 7年	26.8	27.6	13.5	26.4	17.9	12.1	28.8	18.9
〃 8年	25.2	24.7	17.1	25.6	14.6	12.1	20.8	15.0
〃 9年	23.8	23.6	16.5	24.2	15.1	11.5	19.1	16.0

朝鮮人口民籍別出生率及死亡率（全土）

年次	出生率(‰)			死亡率(‰)		
	總數	内地人	朝鮮人	總數	内地人	朝鮮人
昭和元年	35.4	23.8	35.8	20.3	16.6	20.4
〃 2年	36.5	24.1	36.9	21.5	17.3	21.6
〃 3年	37.6	23.2	38.1	22.6	17.7	22.8
〃 4年	37.8	22.2	38.3	23.9	17.9	24.1
〃 5年	38.1	22.8	38.6	18.8	15.3	19.0
〃 6年	35.4	23.0	35.8	20.3	16.3	20.4
〃 7年	30.0	26.3	30.2	22.2	16.7	22.4
〃 8年	29.0	24.1	29.2	19.3	15.4	19.4
〃 9年	29.8	24.0	30.0	19.3	15.1	19.4

1 各市

都市	国勢調査人口 昭和10年	同 5年	大正14年	同 9年	人口増 大14–昭10	昭5–10
1 東京市	5,395,882	4,986,913	4,109,525	3,358,597	1,786,357	908,969
2 大阪市	2,989,874	2,453,573	2,114,804	1,768,295	875,070	536,301
3 名古屋市	1,110,314	926,141	783,754	619,527	326,560	184,173
4 京都市	1,080,593	952,404	828,456	702,339	254,137	128,189
5 神戸市	912,179	787,616	704,375	644,471	207,804	124,563
6 横浜市	722,902	634,525	528,094	514,966	194,808	88,377
7 広島市	310,118	270,417	238,651	194,055	71,467	39,701
8 門司市	291,158	250,244	209,209	180,963	81,949	40,914
9 呉市	231,333	190,282	169,095	159,963	62,238	41,051
10 仙台市	219,547	195,862	169,357	139,844	50,190	23,685
11 八幡市	212,473	171,267	130,844	113,933	81,629	41,206
12 長崎市	211,702	204,626	189,071	176,534	22,631	7,976
13 函館市	207,480	197,252	163,972	144,749	43,508	10,223
14 静岡市	200,737	174,698	156,178	130,422	44,559	26,039
15 札幌市	196,541	174,179	149,314	105,182	47,227	22,362
16 熊本市	191,730	176,066	158,036	139,042	33,694	15,664
17 横須賀市	187,188	147,151	125,912	117,999	61,276	40,037
18 金沢市	174,659	163,342	159,056	148,384	15,603	5,817
19 鹿児島市	181,736	166,370	153,152	128,907	28,594	15,366
20 和歌山市	179,732	160,464	146,714	127,174	33,018	19,268
21 佐世保市	173,283	133,174	110,838	99,447	62,445	40,109
22 岡山市	166,144	148,667	133,707	169,219	32,437	17,477
23 川崎市	169,012	127,201	93,826	66,670	75,186	41,811
24 小樽市	153,587	144,887	134,469	108,113	19,118	8,700
25 浜松市	147,243	120,736	101,264	80,691	45,979	27,177
26 堺市	141,286	120,348	109,178	91,393	32,108	20,938
27 豊橋市	140,735	138,713	118,515	101,820	22,220	2,022
28 新下関市	134,992	125,108	108,941	92,130	26,051	9,884
29 尼崎市	144,225	131,171	123,198	104,738	21,027	13,054
30	125,558	90,354	76,004	58,723	50,557	35,204
31	126,721	117,388	105,592	83,127	23,129	11,333
32	121,611	108,130	99,104	89,360	22,507	13,481
33	110,372	88,049	71,777	64,897	38,595	22,329
34	104,992	97,298	87,603	79,989	17,389	7,694
35	103,405	100,128	87,022	76,221	17,383	3,277
36	91,375	83,979	76,239	67,488	15,136	7,396
37	116,206	108,708	101,666	93,311	14,538	7,498
38	93,414	82,080	71,496	56,756	21,986	11,334
39	91,203	76,714	67,304	62,953	23,899	14,489
40	91,920	83,009	72,291	62,219	19,690	8,911
41	89,909	73,119	58,834	42,692	31,075	17,790
42	91,021	87,225	75,757	63,312	15,264	3,796
43	87,129	81,388	76,189	63,771	10,991	5,741
44	86,240	79,906	71,897	62,045	14,943	6,934
45	87,171	84,935	73,683	62,925	13,488	2,256
46	89,127	83,682	76,566	69,190	12,561	5,445
47	82,664	79,447	68,275	56,207	14,389	3,217

備考 1. 本表の人口はすべて国勢調査人口を昭和12年6月1日現在の市域に組替へて掲げたるものとす。
2. 推計人口は同じく昭和12年6月1日現在の各市域に付、内閣統計局の書方式による計算を施したるものとす。

人口 (内地都市昭和12年6月1日現在市域)

増加数 大14–昭5	増加数 大9–14	人口増加率(%) 大14–昭10	昭5–10	大14–昭5	大9–14	将来推計人口 昭和12年	同13年	同15年	都市番號
877,388	750,928	43.5	18.2	21.3	22.4	6,278,000	6,473,100	6,872,100	1
338,769	346,509	41.4	21.9	16.0	19.6	3,215,300	3,330,500	3,565,900	2
142,387	164,227	41.7	19.9	18.2	26.5	1,187,700	1,227,300	1,308,100	3
125,948	124,117	30.8	13.5	15.2	17.7	1,134,500	1,162,000	1,218,300	4
83,241	59,904	29.5	15.8	11.8	9.3	964,500	991,300	1,046,000	5
105,431	13,128	36.9	13.9	20.2	2.5	760,100	779,000	817,800	6
31,766	44,596	29.9	14.7	13.3	23.0	326,800	335,300	352,800	7
41,035	28,246	39.2	16.3	19.5	15.6	308,600	317,100	335,100	8
31,187	9,132	36.8	21.6	12.5	5.7	248,600	217,400	275,400	9
26,505	29,513	29.6	12.1	15.7	21.1	229,500	234,600	245,000	10
40,423	16,911	62.4	24.1	30.9	14.8	229,800	238,600	256,700	11
15,555	12,537	12.0	3.5	8.2	7.1	214,700	216,200	219,300	12
33,280	19,223	26.5	5.2	20.3	13.3	211,800	214,000	228,500	13
18,520	25,756	28.5	14.9	11.8	19.7	211,700	217,300	228,700	14
24,865	44,132	31.6	12.8	16.7	42.0	205,900	210,700	220,600	15
13,030	18,994	21.3	8.9	11.4	13.7	198,300	201,700	208,600	16
21,239	7,913	48.7	27.2	16.9	6.7	204,000	212,600	230,200	17
9,786	10,672	9.8	3.4	6.1	7.1	177,100	178,400	180,900	18
13,218	24,245	18.7	9.3	8.6	18.8	188,200	191,900	198,200	19
13,750	19,540	22.5	12.0	9.4	14.9	187,800	187,800	210,400	20
22,336	11,391	56.3	30.1	20.2	11.5	190,100	198,800	216,400	21
14,960	14,488	24.3	11.8	11.2	7.9	173,500	177,200	184,900	22
33,375	27,156	80.1	32.9	35.6	40.7	186,600	195,600	213,900	23
10,418	26,356	14.2	6.0	7.7	24.4	157,200	159,100	162,900	24
19,472	20,573	45.4	22.0	19.2	12.5	158,700	164,300	176,400	25
11,170	17,785	29.4	17.4	10.2	19.5	150,100	154,600	163,300	26
20,198	16,695	18.7	1.5	17.0	16.4	141,600	142,000	142,900	27
16,167	16,811	23.9	7.9	14.8	18.2	139,100	141,300	145,600	28
7,973	18,460	17.0	10.0	6.5	17.6	149,700	152,500	158,200	29
15,353	16,278	67.4	39.0	20.5	27.7	140,400	147,900	163,400	30
11,794	22,465	21.9	9.7	11.2	27.0	133,500	135,900	140,900	31
9,026	9,744	22.7	12.5	9.1	10.9	127,300	130,200	136,100	32
16,272	6,880	53.8	25.4	22.7	10.6	119,800	124,600	134,800	33
9,695	7,644	19.8	7.9	11.1	9.6	108,200	109,900	113,300	34
13,106	10,801	18.8	3.3	15.1	14.2	104,800	105,500	106,900	35
7,740	8,751	19.9	8.8	10.2	13.0	94,500	96,100	99,300	36
7,040	8,357	14.3	6.9	6.9	9.0	119,400	121,000	124,300	37
10,654	14,668	30.8	13.8	14.9	25.9	98,200	100,600	105,600	38
9,410	5,351	35.5	18.9	14.0	6.9	97,300	100,400	106,700	39
10,788	10,008	27.3	10.7	14.9	16.1	95,700	97,600	101,500	40
13,285	16,142	52.8	24.7	22.6	37.8	97,400	101,200	109,000	41
11,488	12,425	20.2	10.3	14.1	18.0	92,600	93,400	95,100	42
5,250	12,367	14.4	7.1	6.9	19.4	89,500	90,800	93,300	43
8,009	9,852	20.8	8.7	11.1	15.9	89,800	91,200	94,300	44
11,237	11,363	18.3	2.7	15.2	18.2	88,100	88,600	89,600	45
7,116	7,376	16.4	6.5	9.3	10.7	91,400	92,600	95,000	46
11,172	12,068	21.1	4.0	16.4	21.5	84,000	84,700	86,100	47

1 各市人口

(内地都市昭和12年6月1日現在市域)

都市	國勢調査人口				人口増加數				人口増加率(%)				將來推計人口			都市番號
	昭和10年	同5年	大正14年	同9年	大14-昭10	昭5-10	大14-昭5	大9-14	大14-昭10	昭5-10	大14-昭5	大9-14	昭和12年	同13年	同15年	
48 松山市	81,940	82,477	74,917	64,686	7,023	- 537	7,560	10,231	9.4	- 0.7	10.1	15.8	81,700	81,600	81,400	48
49 桐生市	83,948	63,923	52,429	47,159	31,519	20,025	11,494	5,270	60.1	31.3	21.9	11.2	92,400	96,700	105,500	49
50 岡崎市	77,195	65,507	58,948	49,352	18,247	11,688	6,559	9,596	31.0	17.8	11.1	19.4	82,100	84,600	89,700	50
51 宇部市	76,642	65,601	52,523	41,659	24,119	11,041	13,078	10,864	45.9	16.8	24.9	26.1	81,300	83,700	88,500	51
52 長野市	77,325	73,912	66,555	57,702	10,770	3,413	7,357	8,853	16.2	4.6	11.1	15.3	78,800	79,500	81,000	52
53 若松市(福岡)	73,345	66,062	58,923	58,022	14,422	7,283	7,139	901	24.5	11.0	12.1	1.6	76,400	78,000	81,200	53
54 松本市	73,353	72,141	63,427	53,527	9,926	1,212	8,714	9,900	15.6	1.7	13.7	18.5	73,900	74,100	74,700	54
55 大津市	71,063	59,371	50,265	45,422	20,798	11,692	9,106	4,843	41.4	19.7	18.1	10.7	76,000	78,500	83,600	55
56 戸畑市	67,800	51,674	37,748	33,824	30,052	16,126	13,926	3,924	79.6	31.2	36.9	11.6	74,600	78,000	85,100	56
57 山形市	69,931	66,145	58,491	50,414	11,440	3,786	7,654	8,077	19.6	5.7	13.1	16.0	71,500	72,300	74,000	57
58 盛岡市	69,130	62,249	53,511	45,142	15,619	6,881	8,738	8,369	29.2	11.0	16.3	18.5	72,000	73,500	76,500	58
59 津市	67,881	63,697	58,893	53,437	8,988	4,184	4,804	5,456	15.3	6.6	8.2	10.2	69,600	70,500	72,400	59
60 室蘭市	65,095	55,855	50,040	56,082	15,055	9,240	5,815	- 6,042	30.1	16.5	11.6	-10.8	69,000	71,000	75,000	60
61 那覇市	65,208	60,535	54,643	53,882	10,564	4,673	5,892	761	19.3	7.7	10.7	1.4	67,200	68,200	70,200	61
62 宮崎市	64,726	58,921	46,787	38,111	17,939	5,805	12,134	8,676	38.3	9.9	25.9	22.8	67,200	68,400	71,000	62
63 高崎市	64,283	59,928	55,126	45,265	9,157	4,355	4,802	9,861	16.6	7.3	8.7	21.8	66,100	67,100	69,000	63
64 水戸市	63,816	60,844	54,253	44,905	9,563	2,972	6,591	9,348	17.6	4.9	12.1	20.8	65,100	65,700	67,000	64
65 八戸市	62,210	52,907	46,513	39,542	15,697	9,303	6,394	6,971	33.7	17.6	13.7	17.6	66,100	68,100	72,200	65
66 別府市	62,345	57,190	50,190	40,087	12,155	5,155	7,000	10,103	24.2	9.0	13.9	25.2	64,500	65,600	67,900	66
67 長岡市	62,152	57,866	53,156	45,256	8,996	4,286	4,710	7,900	16.9	7.4	8.9	17.5	64,000	64,900	66,800	67
68 大分市	61,732	57,294	53,352	43,365	8,380	4,438	3,942	9,987	15.7	7.7	7.4	23.0	63,600	64,600	66,500	68
69 清水市	61,123	55,665	46,339	37,106	14,784	5,458	9,326	9,233	31.9	9.8	20.1	24.9	63,400	64,600	67,000	69
70 延岡市	76,544	46,527	40,170	34,916	36,374	30,017	6,357	5,254	90.6	64.5	15.8	15.0	89,200	95,600	108,800	70
71 秋田市	60,646	56,545	51,644	45,214	9,002	4,101	4,901	6,430	17.4	7.3	9.5	14.2	62,400	63,300	65,100	71
72 八王子市	59,494	51,888	45,288	38,955	7,606	7,606	6,600	6,333	31.4	14.7	14.6	16.3	62,700	64,300	67,700	72
73 都城市	60,239	57,073	50,464	43,682	9,775	3,166	6,609	6,782	19.4	5.5	13.1	15.5	61,600	62,200	64,600	73
74 四日市市	58,471	51,810	47,334	41,564	11,637	6,661	4,476	5,770	23.5	12.9	9.5	13.9	61,300	62,700	65,600	74
75 千葉市	85,551	75,901	67,034	55,399	18,517	9,650	8,867	11,635	27.6	12.7	13.2	21.0	89,600	91,700	95,900	75
76 福山市	58,186	54,397	49,542	44,397	8,644	3,789	4,855	5,145	17.4	7.0	9.8	11.6	59,800	60,600	62,300	76
77 高岡市	57,249	54,642	51,393	47,249	5,856	2,607	3,249	4,144	11.4	5.0	6.1	8.7	58,300	58,900	60,000	77
78 釧路市	56,170	51,586	42,332	39,392	13,838	4,584	9,254	2,940	32.7	8.9	21.9	7.5	58,100	59,100	71,100	78
79 奈良市	55,968	52,784	48,879	41,788	7,089	3,184	3,905	7,091	14.5	6.0	8.0	17.0	57,300	58,000	59,400	79
80 川口市	53,716	41,324	33,945	26,183	19,771	12,392	7,379	7,762	58.2	30.0	21.7	29.6	58,900	61,600	67,000	80
81 一宮市	53,376	42,229	34,746	27,263	18,630	11,147	7,483	7,483	53.6	26.4	21.5	27.4	58,100	60,500	65,300	81
82 郡山市	54,709	51,367	42,984	31,242	11,725	3,342	8,383	11,742	27.3	6.5	19.5	37.6	56,100	56,800	58,300	82
83 防府市	51,402	44,154	42,791	40,456	8,611	7,248	1,363	2,335	20.1	16.4	3.2	5.8	54,400	56,000	59,200	83
84 宇治山田市	52,494	51,080	44,803	39,270	7,691	1,414	6,277	5,533	17.2	2.8	14.0	14.1	53,100	53,400	54,000	84
85 大垣市	51,129	43,358	40,255	33,786	10,874	7,771	3,103	6,469	27.0	17.9	7.7	19.1	54,400	56,100	59,500	85
86 松江市	52,033	48,772	44,152	41,391	7,881	3,261	4,620	2,761	17.8	6.7	10.5	6.7	53,400	54,100	55,500	86
87 今治市	51,602	48,039	42,115	34,461	9,487	3,563	5,924	7,654	22.5	7.4	14.1	22.2	53,100	53,900	55,400	87
88 米沢市	50,448	44,731	44,602	43,007	5,846	5,717	129	1,595	13.1	12.8	0.3	3.7	52,900	54,100	56,600	88
89 宇和島市	51,280	50,357	44,254	37,720	7,026	923	6,103	6,534	15.9	1.8	13.8	17.3	51,700	51,900	52,300	89
90 沼津市	49,824	44,027	38,042	30,487	11,782	5,797	5,985	7,555	31.0	13.2	15.7	24.8	52,300	53,500	56,100	90
91 佐賀市	50,154	46,183	42,160	39,426	7,994	3,971	4,023	2,734	19.0	8.6	9.5	6.9	51,800	52,700	54,400	91
92 足利市	48,875	43,898	39,401	33,637	9,474	4,977	4,497	5,764	24.0	11.3	11.4	17.1	51,000	52,100	54,200	92
93 瀬戸市	47,553	37,309	31,279	25,773	16,274	10,244	6,030	5,506	52.0	27.5	19.3	21.4	51,900	54,000	58,600	93
94 銚子市	60,712	54,013	49,594	43,792	11,118	6,699	4,419	15,802	22.4	12.4	8.9	13.2	63,500	65,000	67,900	94

(內地都市昭和12年6月1日現在市域)

1 各市人口

番號	都市	國勢調査人口 昭和10年	同 5年	大正14年	同 9年	人口增加數 大14-昭10	昭 5-10
95	福島市	48,464	45,692	41,379	35,762	7,105	2,792
96	市川市	46,711	37,789	29,528	17,921	17,183	8,922
97	弘前市	50.717	47,313	43,307	38,188	7,410	3,404
98	若松市(福島)	48,574	45,788	43,635	38,628	4,939	2,786
99	鳥取市	48,545	45,515	43,319	40,282	5,226	3,030
100	浦和市	44,328	36,846	26,959	19,051	17,369	7,482
101	直方市	43,943	40,072	45,493	48,288	- 1,550	3,871
102	明石市	42,624	38,958	37,244	33,107	5,400	3,686
103	岸和田市	39,097	35,102	32,050	29,306	7,040	3,995
104	飯塚市	39,629	40,009	32,757	28,876	6,872	- 380
105	平塚市	38,348	33,498	31,777	20,344	6,571	4,550
106	米子市	38,734	37,342	33,421	27,995	5,313	1,392
107	岡谷市	41,333	53,874	49,014	44,278	- 7,681	-12,541
108	熊谷市	37,649	30,913	32,825	28,686	4,824	1,736
109	鶴岡市	37,224	34,316	31,830	28,220	5,394	2,908
110	帯広市	35,695	28,135	20,208	16,081	15,487	7,560
111	津山市	36,092	34,159	31,576	29,906	4,516	1,933
112	松阪市	35,661	33,251	31,120	26,121	4,541	2,410
113	倉敷市	34,716	30,112	27,840	24,141	6,876	4,604
114	三條市	34,649	31,256	28,571	24,495	2,493	3,393
115	上田市	35,880	35,138	32,589	29,952	2,791	242
116	川越市	35,192	34,205	31,905	26,695	3,297	987
117	山口市	34,803	32,385	31,010	27,868	3,793	2,418
118	石巻市	33,530	30,743	25,594	22,067	7,936	2,787
119	徳山市	32,062	22,748	20,615	19,114	11,447	9,314
120	新宮市	32,055	28,967	28,224	27,798	3,831	3,088
121	[illegible]市	32,587	32,106	33,225	29,922	- 638	481
122	酒田市	31,866	30,280	27,864	24,752	4,002	1,586
123	[illegible]津市	31,058	29,149	28,005	26,140	3,053	1,909
124	高田市	31,284	30,934	30,897	28,388	387	350
125	尾道市	47,868	44,763	42,323	39,429	5,545	3,105
126	八幡濱市	30,500	28,980	27,221	24,687	3,279	1,520
127	中津市	30,328	28,563	27,049	24,214	3,279	1,765
128	海南市	29,917	28,686	25,431	22,132	4,486	1,231
129	丸龜市	29,615	28,837	27,971	24,480	1,644	778
130	首里市	19,305	20,119	20,582	22,838	- 1,277	- 814
131	豐中市	36,688	24,394	16,977	11,577	19,711	12,294
132	高山市	28,962	25,231	22,940	21,914	6,022	3,731
133	三原市	36,831	26,880	25,359	24,611	11,472	9,951
134	[illegible]市	35,306	33,680	31,475	27,345	3,831	1,626
135	布施市	95,919	63,009	39,781	26,420	56,138	32,910
136	船橋市	43,020	36,843	31,722	25,504	11,298	6,177
137	栃木市	31,335	29,684	27,370	24,570	3,965	1,651
138	敦賀市	30,911	27,609	25,495	24,298	5,416	3,302
139	飯田市	29,398	29,787	27,439	24,491	1,959	- 389
140	桑名市	37,291	34,783	32,456	29,604	4,835	2,508
141	福知山市	32,451	32,011	30,107	28,642	2,344	440
142	熱海市	21,831	16,141	13,204	10,574	8,627	5,690
143	[illegible]石市	36,230	30,601	22,499	20,663	13,731	5,629
144	平市	28,990	28,080	25,500	23,125	3,490	910

人口增加數 大14-昭5	大 9-14	人口增加率(%) 大14-昭10	昭5-10	大14-昭5	大9-14	將來推計人口 昭和12年	同 13年	同 15年	都市番號
4,313	5,617	17.2	6.1	10.4	15.7	49,700	50,300	51,500	95
8,261	11,607	58.2	23.6	28.0	64.8	50,500	52,400	56,300	96
4,006	5,119	17.1	7.2	9.2	13.4	52,100	52,900	54,400	97
2,153	5,007	11.3	6.1	4.9	13.0	49,700	50,300	51,600	98
2,196	3,097	12.1	6.7	5.1	7.7	49,800	50,500	51,800	99
9,887	7,908	64.4	20.4	36.6	41.5	47,500	49,100	52,400	100
- 5,421	- 2,795	- 3.5	9.7	-11.9	- 5.8	45,600	46,400	48,100	101
1,714	4,132	14.5	9.4	4.6	12.5	44,200	45,000	46,600	102
3,052	2,744	22.0	11.4	9.5	9.4	40,800	41,600	43,400	103
7,252	3,881	21.0	- 0.9	22.1	13.4	39,500	39,400	39,200	104
1,721	11,433	20.7	14.5	5.4	56.2	40,300	41,200	43,200	105
3,921	5,426	15.9	3.7	11.7	19.4	39,300	39,600	40,200	106
4,860	4,736	-15.6	-23.3	9.9	10.7	36,100	33,400	27,900	107
3,088	4,139	14.7	4.8	9.4	14.4	38,200	38,800	39,500	108
2,486	3,610	16.9	8.5	7.8	12.8	38,400	39,100	40,300	109
7,927	4,127	76.6	26.9	39.2	25.7	38,900	40,500	43,800	110
2,583	1,671	14.3	5.6	8.2	5.6	36,900	37,300	38,200	111
2,131	4,999	14.6	7.2	6.8	19.1	36,700	37,200	38,200	112
2,272	3,699	24.7	15.3	8.2	15.3	36,700	37,600	39,700	113
2,685	4,076	21.3	10.9	9.4	16.6	36,100	36,800	38,300	114
2,549	2,637	8.6	0.7	7.8	8.8	35,500	35,500	35,600	115
2,300	5,210	10.3	2.9	7.2	19.5	35,600	35,800	36,300	116
1,375	3,142	12.2	7.5	4.4	11.3	35,800	36,400	37,400	117
5,149	3,527	31.0	9.1	20.1	16.0	34,700	35,300	36,500	118
486	1,501	55.5	40.9	10.3	7.9	36,000	38,000	42,100	119
743	426	13.6	10.7	2.6	1.5	33,400	34,000	35,400	120
- 1,119	3,303	- 1.9	1.5	- 3.4	11.0	32,800	32,900	33,100	121
2,416	3,112	14.7	5.3	8.7	12.6	32,500	32,900	33,600	122
1,144	1,865	10.9	6.6	4.1	7.1	31,900	32,300	33,100	123
37	2,509	1.3	1.1	0.1	8.8	31,400	31,500	31,700	124
2,440	2,894	13.1	6.9	5.8	7.3	49,200	49,800	51,200	125
1,759	2,534	12.0	5.2	6.5	10.3	31,100	31,500	32,100	126
1,514	2,835	12.1	16.2	5.6	11.7	31,100	31,400	32,200	127
3,255	3,299	17.6	4.3	12.8	14.9	30,400	30,700	31,200	128
866	3,491	5.9	2.7	3.1	14.3	30,000	30,100	30,500	129
- 2,133	- 2,256	- 6.2	- 4.0	- 2.2	- 9.9	19,000	18,800	18,400	130
2,417	5,400	116.1	50.4	43.7	46.6	41,900	44,500	39,900	131
2,291	1,026	26.3	14.8	10.0	4.7	30,500	31,300	35,000	132
1,521	748	45.2	37.0	6.0	3.0	41,000	43,200	26,100	133
2,205	4,130	12.2	4.8	7.0	15.1	36,000	36,300	37,100	134
23,228	13,361	141.1	52.2	58.4	50.6	109,800	116,800	131,300	135
5,121	6,218	35.6	16.8	16.1	24.4	45,600	46,900	49,700	136
2,314	2,800	14.5	5.6	8.5	11.4	32,000	32,400	33,100	137
2,114	1,197	21.2	12.0	8.3	4.9	32,300	33,000	34,500	138
2,348	2,948	7.1	- 1.3	8.6	12.0	29,200	29,200	29,000	139
2,327	2,852	14.9	7.2	7.2	9.6	38,300	38,900	40,000	140
1,904	1,465	7.8	1.4	6.3	5.1	32,600	32,700	32,900	141
2,937	2,630	65.3	35.3	22.2	24.9	24,200	25,400	15,700	142
8,102	1,836	61.0	18.4	36.0	8.9	38,600	25,400	27,900	143
2,580	2,375	13.7	3.2	10.1	10.3	29,400	29,600	30,000	144

2 主要都市世帯人口及男女割合の推移

（人口7萬以上の内地都市各調査期現在の市域）

調査期	戸数或は世帯数	人口	女百に付男
1 東京市			
明治21年末	° 287,833	1,313,299	…
31年末	316,527	1,440,121	…
41年末	376,428	1,626,103	…
大正 9年秋	* 456,935	2,173,201	*116.9*
14年秋	429,852	1,995,567	*121.7*
昭和 5年秋	414,630	2,070,913	*119.6*
10年秋	*1,191,939	5,875,667	*109.5*
2 大阪市			
明治21年末	° 92,337	442,658	…
31年末	* 185,847	821,235	…
41年末	278,777	1,226,647	…
大正 9年秋	376,347	1,952,983	*116.3*
14年秋	* 483,990	2,114,804	*113.9*
昭和 5年秋	541,083	2,453,573	*113.4*
10年秋	630,232	2,989,874	*114.2*
3 名古屋市			
明治21年末	° 46,150	154,981	…
31年末	* 56,680	244,145	…
41年末	* 84,438	378,231	…
大正 9年秋	* 92,461	429,997	*105.0*
14年秋	** 164,141	768,558	*104.4*
昭和 5年秋	190,379	907,404	*106.1*
10年秋	219,737	1,082,816	*105.1*
4 京都市			
明治21年末	° 65,317	275,780	…
31年末	66,999	353,139	…
41年末	* 82,068	442,462	…
大正 9年秋	* 128,893	591,323	*102.8*
14年秋	148,672	679,963	*106.5*
昭和 5年秋	162,075	765,142	*107.7*
10年秋	* 224,663	1,080,593	*105.9*
5 神戸市			
明治21年末	° 27,505	115,954	…
31年末	* 59,032	215,760	…
41年末	96,539	378,197	…
大正 9年秋	* 138,970	608,644	*113.8*
14年秋	151,505	644,212	*108.9*
昭和 5年秋	* 178,337	787,616	*106.6*
10年秋	198,018	912,179	*105.3*
6 横浜市			
明治21年末	° 25,849	118,947	…
31年末	31,765	193,762	…
41年末	* 78,136	394,303	…
大正 9年秋	* 95,243	422,938	*112.7*
14年秋	95,377	405,888	*111.9*
昭和 5年秋	* 135,929	620,306	*107.5*
10年秋	148,545	704,290	*104.8*
7 広島市			
明治21年末	° 21,849	84,873	…
31年末	28,811	122,306	…
41年末	* 40,952	142,763	…
大正 9年秋	34,616	160,510	*103.0*
14年秋	42,866	195,731	*103.7*
昭和 5年秋	* 58,951	270,417	*106.0*
10年秋	66,336	310,118	*104.2*
8 門司市			
明治21年末	° 8,395	48,850	…
31年末	9,748	66,190	…
41年末	11,356	82,106	…
大正 9年秋	* 18,040	95,381	*105.0*
14年秋	* 28,029	146,005	*101.8*
昭和 5年秋	* 43,496	228,289	*101.2*
10年秋	* 55,184	291,158	*98.5*
9 呉市			
明治21年末	…	…	…
31年末	…	…	…
41年末	…	…	…
大正 9年秋	** 21,676	100,679	…
14年秋	26,315	130,362	*130.3*
昭和 5年秋	29,872	133,863	*123.7*
10年秋	* 39,120	190,282	*125.7*
	46,707	231,333	*126.8*
10 佐世保市			
明治21年末	° 16,459	77,515	…
31年末	14,390	83,325	…
41年末	18,798	97,944	…
大正 9年秋	21,915	118,984	*110.8*
14年秋	26,814	142,894	*106.4*
昭和 5年秋	* 35,237	190,180	*103.2*
10年秋	* 39,883	219,547	*101.3*
11 八幡市			
明治21年末	…	…	…
31年末	…	…	…
41年末	…	…	…
大正 9年秋	7,510	22,767	…
14年秋	** 22,320	100,235	*128.5*
昭和 5年秋	* 27,079	118,376	*114.8*
10年秋	* 36,493	168,217	*113.1*
	42,922	208,629	*112.0*
12 長崎市			
明治21年末	° 6,846	43,669	…
31年末	* 16,559	107,422	…
41年末	23,816	176,480	…
大正 9年秋	* 37,039	176,594	*106.2*
14年秋	40,560	189,071	*99.6*
昭和 5年秋	42,833	204,626	*100.5*
10年秋	43,470	211,702	*100.8*
13 函館市			
明治21年末	10,602	52,693	…
31年末	17,896	78,040	…
41年末	° 20,463	87,875	…
大正 9年秋	29,160	144,749	*109.5*
14年秋	33,318	163,972	*107.2*
昭和 5年秋	38,291	197,252	*110.5*
10年秋	39,196	207,480	*111.1*
14 門司市			
明治21年末	° 7,153	40,555	…
31年末	8,691	42,172	…
41年末	* 10,987	53,614	…
大正 9年秋	* 14,543	74,093	*105.8*
14年秋	16,524	84,772	*110.0*
昭和 5年秋	* 26,325	136,481	*104.2*
10年秋	* 36,492	200,737	*101.0*
15 札幌市			
明治21年末	3,920	14,389	…
31年末	6,569	37,482	…
41年末	* 11,295	70,084	…
大正 9年秋	* 20,041	102,580	*107.0*
14年秋	28,726	145,065	*104.1*
昭和 5年秋	32,752	168,576	*102.9*
10年秋	* 38,019	196,541	*99.8*

備考 1. 明治21年は帝國統計年鑑所載「1萬人以上住居する市街の戸數及人員」調に據る。
2. 明治31年及41年は甲種現住人口及戸數、帝國統計年鑑に據る、但東京市明治41年分のみは同年10月1日市勢調査による現在人口。世帯數は普通世帯と準世帯との合計數に據る。但昭和10年世帯數は推算による概數。
3. 大正9年以降は10月1日國勢調査による現在人口。世帯數は普通世帯と準世帯との合計數に據る。
4. ° 印は明治21年に府されたるは明治22年市制施行地となれるもの、其他に關するは當該年度と本表所掲前年度との間に市制施行地となれるもの。
5. * 印は當該年度と本表所掲前年度との間に市域擴張ありたるもの。

戸数或は世帯数	人口	女百に付男	調査期
16 熊本市			
° 11,797	52,189	…	明治21年末
13,784	91,463	…	31年末
14,722	61,233	…	41年末
13,817	70,388	*108.7*	大正 9年秋
* 29,032	147,174	*100.9*	14年秋
32,383	164,460	*99.3*	昭和 5年秋
* 36,311	187,382	*97.3*	10年秋
17 横須賀市			
3,742	24,366	…	明治21年末
3,831	24,750	…	31年末
° 11,736	70,964	…	41年末
16,381	89,879	*165.0*	大正 9年秋
18,429	96,351	*157.1*	14年秋
19,598	110,301	*157.4*	昭和 5年秋
* 31,640	182,871	*154.6*	10年秋
18 金澤市			
° 27,391	96,752	…	明治21年末
28,507	83,662	…	31年末
28,613	110,994	…	41年末
* 29,296	129,265	*94.5*	大正 9年秋
* 32,455	147,420	*98.2*	14年秋
33,810	157,311	*98.7*	昭和 5年秋
35,399	163,733	*95.3*	10年秋
19 鹿兒島市			
° 9,832	47,512	…	明治21年末
9,459	53,481	…	31年末
11,221	63,640	…	41年末
* 19,954	103,180	*93.8*	大正 9年秋
24,527	124,734	*96.0*	14年秋
27,235	137,236	*96.2*	昭和 5年秋
* 35,647	181,736	*94.1*	10年秋
20 和歌山市			
° 13,016	55,097	…	明治21年末
11,767	63,667	…	31年末
16,838	77,303	…	41年末
19,383	83,500	*96.5*	大正 9年秋
* 21,517	95,622	*101.2*	14年秋
* 26,258	117,444	*102.4*	昭和 5年秋
* 38,943	179,732	*98.1*	10年秋
21 佐賀県市			
…	…	…	明治21年末
5,388	37,485	…	31年末
** 12,394	93,051	…	41年末
16,545	87,022	*138.0*	大正 9年秋
18,038	95,385	*133.3*	14年秋
* 23,913	133,174	*136.7*	昭和 5年秋
31,009	173,283	*136.3*	10年秋
22 岡山市			
° 13,833	43,885	…	明治21年末
11,987	58,025	…	31年末
* 16,114	93,421	…	41年末
21,423	94,585	*93.8*	大正 9年秋
* 28,005	124,521	*96.9*	14年秋
31,021	139,222	*99.1*	昭和 5年秋
* 35,837	166,144	*96.5*	10年秋
23 川崎市			
…	…	…	明治21年末
…	…	…	31年末
…	…	…	41年末
4,304	21,391	*90.9*	大正 9年秋
11,277	54,634	*99.2*	14年秋
22,271	104,351	*106.8*	昭和 5年秋
30,656	154,748	*109.5*	10年秋
24 小樽市			
2,394	11,984	…	明治21年末
7,723	56,961	…	31年末
° 15,880	91,281	…	41年末
21,276	108,113	*109.1*	大正 9年秋
26,556	134,469	*109.9*	14年秋
27,949	144,887	*107.8*	昭和 5年秋
29,223	153,587	*104.2*	10年秋
25 濱松市			
2,827	13,919	…	明治21年末
3,699	19,855	…	31年末
* 5,817	32,381	…	41年末
** 12,394	64,749	*100.9*	大正 9年秋
* 18,925	92,152	*97.6*	14年秋
22,284	109,478	*100.3*	昭和 5年秋
25,702	133,338	*96.2*	10年秋
26 堺市			
° 9,125	45,005	…	明治21年末
* 9,311	54,203	…	31年末
11,340	61,103	…	41年末
* 18,325	84,999	*103.6*	大正 9年秋
* 23,145	105,009	*99.7*	14年秋
* 26,318	120,348	*103.5*	昭和 5年秋
29,518	141,286	*104.9*	10年秋
27 豊橋市			
2,847	11,645	…	明治21年末
4,996	21,785	…	31年末
** 11,073	43,980	…	41年末
12,916	65,163	*87.3*	大正 9年秋
15,559	82,371	*81.8*	14年秋
18,312	98,555	*80.2*	昭和 5年秋
* 27,285	140,735	*88.6*	10年秋
28 新潟市			
° 10,385	44,761	…	明治21年末
10,214	53,366	…	31年末
11,772	61,616	…	41年末
* 18,965	92,130	*97.3*	大正 9年秋
22,077	108,941	*97.3*	14年秋
24,817	125,108	*97.5*	昭和 5年秋
26,319	134,992	*96.7*	10年秋
29 下關市			
° 6,571	32,384	…	明治21年末
7,565	42,786	…	31年末
18,949	58,254	…	41年末
16,148	72,300	*110.6*	大正 9年秋
* 20,835	92,317	*109.6*	14年秋
22,031	98,543	*105.9*	昭和 5年秋
28,833	132,737	*105.3*	10年秋
30 尾崎市			
2,769	12,533	…	明治21年末
2,699	15,066	…	31年末
3,679	19,888	…	41年末
** 8,219	38,461	*106.5*	大正 9年秋
9,887	44,241	*98.4*	14年秋
11,252	50,064	*105.7*	昭和 5年秋
14,783	71,072	*112.0*	10年秋

年分のみは同年10月1日同市の市勢調査に據る。
れたるは當該年度と本表所掲前年度との間に市制施行地となれるもの。

2 主要都市世帯人口及男女割合の推移

（人口7萬以上の内地都市各調査期現在の市域）

調査期	戸数或は世帯数	人口	女百に付男
31 岐阜市			
明治21年末	* 5,171	26,002	…
31年末	6,361	31,942	…
41年末	* 8,864	41,488	…
大正 9年秋	13,710	62,713	*89.5*
14年秋	17,616	81,902	*87.1*
昭和 5年秋	19,081	90,112	*89.7*
10年秋	* 25,936	126,721	*92.4*
32 門司市			
明治21年末	…	…	…
31年末	4,044	25,274	…
41年末	* 17,443	55,682	…
大正 9年秋	16,285	72,111	*121.7*
14年秋	* 31,750	95,087	*114.3*
昭和 5年秋	* 24,449	108,130	*109.3*
10年秋	26,415	121,611	*107.8*
33 小倉市			
明治21年末	2,280	14,800	…
31年末	3,550	27,504	…
41年末	* 4,682	31,615	…
大正 9年秋	6,682	33,954	*115.5*
14年秋	* 10,776	51,683	*109.3*
昭和 5年秋	* 18,575	88,049	*107.8*
10年秋	22,798	110,372	*104.3*
34 大牟田市			
明治21年末	…	…	…
31年末	3,291	19,391	…
41年末	6,225	45,681	…
大正 9年秋	* 13,040	64,317	*108.8*
14年秋	14,134	67,256	*104.3*
昭和 5年秋	* 19,632	97,298	*104.0*
10年秋	20,685	104,992	*102.4*
35 高知市			
明治21年末	* 9,903	31,209	…
31年末	8,484	36,511	…
41年末	6,014	38,279	…
大正 9年秋	* 11,280	49,329	*94.6*
14年秋	* 15,162	65,723	*96.6*
昭和 5年秋	* 22,516	96,988	*95.9*
10年秋	* 24,033	103,406	*93.1*
36 熊谷市			
明治21年末	* 4,700	25,466	…
31年末	9,153	35,282	…
41年末	9,714	41,028	…
大正 9年秋	* 9,535	45,750	*103.8*
14年秋	* 11,582	55,713	*96.9*
昭和 5年秋	12,552	62,171	*100.6*
10年秋	* 18,210	91,375	*93.4*
37 徳島市			
明治21年末	* 14,273	60,080	…
31年末	12,476	61,501	…
41年末	14,179	55,561	…
大正 9年秋	15,931	68,457	*91.6*
14年秋	16,946	74,545	*95.6*
昭和 5年秋	* 20,033	90,634	*97.6*
10年秋	21,168	97,021	*96.2*
38 青森市			
明治21年末	2,798	15,449	…
31年末	* 6,177	28,029	…
41年末	9,956	47,208	…
大正 9年秋	9,495	48,941	*102.7*
14年秋	11,316	58,794	*102.4*
昭和 5年秋	* 14,642	77,103	*100.4*
10年秋	17,693	93,414	*98.9*
39 福井市			
明治21年末	8,566	39,853	…
31年末	10,119	44,286	…
41年末	10,090	50,396	…
大正 9年秋	13,272	56,639	*95.0*
14年秋	14,229	59,943	*93.7*
昭和 5年秋	14,675	64,199	*98.3*
10年秋	* 16,861	75,278	*99.0*
40 久留米市			
明治21年末	* 4,119	20,739	…
31年末	4,819	29,008	…
41年末	5,496	35,928	…
大正 9年秋	* 8,243	43,629	*89.8*
14年秋	* 13,336	72,231	*102.3*
昭和 5年秋	15,050	83,029	*101.3*
10年秋	16,462	91,280	*101.1*
41 岡崎市			
明治21年末	2,517	11,209	…
31年末	2,711	13,898	…
41年末	3,092	13,396	…
大正 9年秋	6,212	28,428	*92.2*
14年秋	* 7,452	34,425	*93.8*
昭和 5年秋	8,398	39,360	*94.4*
10年秋	* 18,241	89,909	*94.8*
42 旭川市			
明治21年末	…	…	…
31年末	…	…	…
41年末	…	…	…
大正 9年秋	7,341	40,453	…
14年秋	* 11,287	61,311	*129.8*
昭和 5年秋	13,131	72,341	*129.1*
10年秋	14,890	82,514	*121.8*
	16,356	91,021	*116.4*
43 宇都宮市			
明治21年末	4,159	23,200	…
31年末	* 6,455	32,069	…
41年末	9,691	47,114	…
大正 9年秋	13,058	63,771	*98.1*
14年秋	15,362	76,138	*101.0*
昭和 5年秋	16,544	81,388	*99.2*
10年秋	17,355	87,129	*98.7*
44 高松市			
明治21年末	8,796	38,294	…
31年末	* 7,844	34,416	…
41年末	8,700	42,578	…
大正 9年秋	* 10,743	46,550	*93.7*
14年秋	* 15,896	71,897	*99.8*
昭和 5年秋	17,449	79,906	*100.3*
10年秋	18,803	86,840	*98.2*
45 前橋市			
明治21年末	3,969	21,636	…
31年末	* 6,448	34,495	…
41年末	* 7,889	45,183	…
大正 9年秋	11,703	62,325	*83.6*
14年秋	14,152	73,688	*83.4*
昭和 5年秋	16,355	82,925	*85.6*
10年秋	16,983	87,131	*86.9*
46 富山市			
明治21年末	* 13,239	55,300	…
31年末	13,883	59,558	…
41年末	12,937	57,437	…
大正 9年秋	* 13,554	61,312	*91.3*
14年秋	14,453	67,490	*93.8*
昭和 5年秋	* 15,426	75,099	*97.7*
10年秋	17,262	83,324	*94.2*
47 甲府市			
明治21年末	* 5,630	24,468	…
31年末	7,304	37,561	…
41年末	9,756	49,882	…
大正 9年秋	12,024	56,207	*94.8*
14年秋	14,305	68,375	*96.9*
昭和 5年秋	16,505	79,447	*96.0*
10年秋	17,068	89,994	*93.6*
48 松山市			
明治21年末	* 7,624	34,410	…
31年末	8,347	36,545	…
41年末	* 9,072	44,108	…
大正 9年秋	11,804	51,350	*98.7*
14年秋	* 13,270	58,999	*102.3*
昭和 5年秋	* 18,242	82,477	*101.4*
10年秋	* 18,364	81,940	*99.8*
49 佐世保市			
明治21年末	(22年)2,795	17,504	…
31年末	3,450	23,991	…
41年末	4,130	32,129	…
大正 9年秋	7,162	37,624	*87.5*
14年秋	* 8,374	42,553	*89.6*
昭和 5年秋	10,255	52,906	*92.6*
10年秋	* 12,476	76,145	*89.7*
50 鳥崎市			
明治21年末	3,323	13,233	…
31年末	4,236	17,409	…
41年末	5,786	24,824	…
大正 9年秋	* 8,623	38,527	*92.7*
14年秋	10,052	44,556	*99.8*
昭和 5年秋	* 14,026	65,507	*94.0*
10年秋	15,650	77,195	*92.7*
51 宇都市			
明治21年末	…	…	…
31年末	…	…	…
41年末	2,145	11,803	…
大正 9年秋	9,273	38,063	*111.0*
14年秋	* 11,705	48,750	*112.2*
昭和 5年秋	13,899	61,172	*111.6*
10年秋	* 16,498	76,642	*108.8*
52 長野市			
明治21年末	4,939	27,156	…
31年末	* 5,708	31,319	…
41年末	7,113	39,942	…
大正 9年秋	7,885	37,908	*103.5*
14年秋	* 13,351	66,555	*104.3*
昭和 5年秋	14,849	79,912	*103.1*
10年秋	15,483	77,325	*101.2*
53 若松市（現門）			
明治21年末	…	…	…
31年末	* 2,789	13,101	…
41年末	* 4,964	27,774	…
大正 9年秋	* 11,445	49,336	*116.7*
14年秋	11,491	49,930	*109.9*
昭和 5年秋	12,702	57,320	*109.1*
10年秋	* 15,253	73,345	*109.0*
54 秋本市			
明治21年末	3,681	15,261	…
31年末	6,326	31,324	…
41年末	* 6,273	35,011	…
大正 9年秋	10,256	49,999	*95.7*
14年秋	* 12,373	63,427	*97.9*
昭和 5年秋	14,485	73,141	*94.9*
10年秋	14,851	73,353	*96.5*
55 大津市			
明治21年末	4,668	24,214	…
31年末	* 5,832	34,225	…
41年末	6,107	42,869	…
大正 9年秋	7,333	31,453	*92.1*
14年秋	7,824	33,779	*94.8*
昭和 5年秋	7,816	34,379	*96.2*
10年秋	* 14,235	71,063	*94.9*

3 外地各都市世帯及人口

都市番号	都市	昭和10年世帯数(簡調)	国勢調査人口 昭和10年女百に付男	昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年	人口増加数 大正14-昭和10	昭和5-10	大正14-昭和5	大正9-14	人口増加率% 大正14-昭和10	昭和5-10	大正14-昭和5	大正9-14	都市番号
	朝鮮															
501	京城府	84,355	107.5	444,099	394,240	342,626	247,467	101,473	49,859	51,614	...	29.6	12.6	15.1	...	501
502	釜山府	38,495	105.1	182,490	146,098	106,642	73,583	75,848	36,392	39,456	...	71.1	24.9	37.0	...	502
503	平壌府	37,132	106.7	182,122	140,703	△ 89,423	58,630	92,699	41,419	51,280	...	103.6	29.4	57.3	...	503
504	大邱府	21,299	98.1	107,427	93,319	76,534	44,205	30,893	14,108	16,785	...	40.3	15.1	21.9	...	504
505	仁川府	17,810	110.4	82,992	68,137	56,295	35,908	26,797	14,855	11,842	...	47.4	21.8	21.0	...	505
506	木浦府	13,064	110.8	60,732	△ 34,689	26,718	16,420	34,018	26,043	7,971	...	127.3	75.0	29.9	...	506
507	元山府	12,660	106.5	60,185	△ 42,760	36,421	27,259	23,764	17,425	6,339	...	65.2	40.7	17.4	...	507
508	新義州府	11,673	130.9	58,455	48,047	△ 23,176	13,783	35,279	10,408	24,871	...	152.2	21.6	7.3	...	508
509	咸興府	10,627	106.9	56,575	43,851	△ 31,679	...	24,896	12,724	12,172	...	78.5	29.0	38.4	...	509
510	開城府	11,144	87.8	55,536	49,520	△ 46,337	...	9,199	6,016	3,183	...	19.8	12.1	6.9	...	510
511	清津府	11,797	127.6	55,530	△ 35,925	20,649	10,596	34,881	19,605	15,276	...	168.9	54.5	74.0	...	511
512	光州府	10,852	102.2	54,604	33,023	23,734	...	30,870	21,581	9,289	...	130.0	65.3	39.2	...	512
513	鎮南浦府	11,212	111.8	50,516	38,296	27,240	21,344	23,276	12,220	11,056	...	85.4	31.8	40.6	...	513
514	全州府	8,230	102.2	42,380	38,595	...	...	...	3,785	...	...	...	9.8	...	...	514
515	群山府	8,718	116.8	41,690	△ 26,321	21,559	13,617	20,131	15,369	4,762	...	93.4	58.4	22.1	...	515
516	大田府	7,710	109.5	39,059	21,696	8,614	...	30,445	17,363	13,082	...	353.4	80.0	151.9	...	516
517	馬山府	6,606	98.7	31,775	27,885	22,874	16,039	8,901	3,890	5,011	...	38.9	13.9	21.9	...	517
518	羅津府	6,787	128.7	30,917	5,966	3,919	...	26,998	24,951	2,047	...	688.9	418.2	52.2	...	518
	台湾															
601	台北市	55,516	105.5	274,157	230,490	195,200	162,782	78,957	43,667	35,290	32,418	40.4	18.9	18.1	19.9	601
602	台南市	22,167	108.5	110,816	94,546	84,793	76,560	26,023	16,270	9,753	8,233	30.6	17.2	11.5	10.8	602
603	基隆市	18,302	115.0	86,887	△ 75,070	62,000	47,921	24,887	11,817	13,070	14,069	40.1	15.7	21.1	29.4	603
604	高雄市	17,611	113.5	85,467	△ 62,722	43,764	35,053	41,703	22,745	18,958	8,711	95.2	36.2	43.3	24.9	604
605	嘉義市	14,833	106.1	73,072	57,880	44,806	37,477	28,266	15,192	13,074	7,329	63.0	26.2	29.2	19.6	605
606	台中市	13,853	109.8	70,089	△ 54,188	41,042	31,539	29,027	15,881	13,146	9,503	70.7	29.3	32.0	30.1	606
607	新竹市	9,756	101.1	51,025	△ 45,014	37,714	31,934	13,311	6,011	7,300	5,780	35.2	13.3	19.4	18.1	607
608	屏東市	8,596	111.1	43,430	34,909	26,672	21,886	16,758	8,521	8,237	4,786	62.8	24.3	30.9	21.9	608
609	彰化市	9,348	101.3	51,014	△ 43,530	37,134	33,829	13,880	7,484	6,396	3,305	37.3	17.1	17.2	9.8	609
	関東州															
701	大連市	67,574	187.9	377,028	292,552	202,921	159,188	174,107	84,476	89,631	43,733	85.7	28.8	44.2	27.5	701
702	旅順市	6,818	156.4	34,689	33,933	26,811	22,910	7,878	756	7,122	3,901	29.3	2.2	26.6	17.0	702
	樺太															
801	豊原市	6,860	107.6	34,687	31,903	22,010	12,125	12,677	2,784	9,893	9,885	57.6	8.7	45.3	81.7	801
802	大泊町	4,964	107.9	24,030	33,315	25,460	12,490	−1,430	−9,285	7,855	12,970	−5.6	−27.9	30.8	103.8	802

備考 1. 朝鮮都市は各調査時の府域人口による。△印は次回調査との間に府域擴張ありたるもの、従って増加数及増加率は擴張府域の人口の増加を含み、内地都市の場合と意味を異にす。

2. 台湾都市は昭和5年迄は、同年10月1日現在市域の人口、昭和10年は同年10月1日國勢調査人口、△印に就ては前註と同様なり。

4 主要町村人口

（昭和12年6月現在町村域）

都市番號	都市	國勢調査人口 昭和10年	昭和5年	大正14年	大正9年	人口増加數 大正14-昭和10	昭和5-10	大正14-昭和5	大正9-14	人口増加率 大正14-昭和10	昭和5-10	大正14-昭和5	大正9-14	將來推計人口 昭和12年	同13年	同15年	都市番號
	大町村																
301	貝塚町	37,345	28,225	26,443	21,898	10,902	9,120	1,782	4,545	41.2	32.3	6.7	20.8	41,200	43,100	47,100	301
302	[illegible]村	35,567	28,404	19,101	11,151	16,466	7,163	9,303	7,950	86.2	25.2	48.7	71.3	38,600	40,100	43,300	302
303	日立町	34,536	27,811	23,681	25,263	10,855	6,725	4,130	-1,582	45.8	24.2	17.4	-71.3	37,400	38,800	41,800	303
304	大宮町	33,852	29,765	25,508	19,421	8,344	4,087	4,257	6,088	32.7	13.7	16.7	31.3	35,600	36,400	38,200	304
305	川内町	33,354	32,066	29,509	20,057	3,844	1,288	2,557	9,452	13.0	4.0	8.7	47.1	33,900	34,200	34,700	305
306	吹田町	33,237	24,314	16,693	9,834	16,544	8,923	7,621	6,859	99.1	36.7	45.7	17.0	37,000	38,900	42,800	306
307	[illegible]村	31,759	31,123	28,653	27,092	3,106	636	2,470	1,561	10.8	2.0	8.6	5.8	32,000	32,200	32,400	307
308	[illegible]木町	31,565	30,567	31,614	28,699	- 49	998	-1,047	2,915	-0.1	3.2	- 3.3	10.2	32,000	32,200	32,600	308
309	池田町	31,457	25,437	20,643	17,280	10,814	6,020	4,794	3,363	52.4	23.7	23.2	19.5	34,000	35,300	37,900	309
310	野付牛町	31,129	27,766	23,392	21,620	7,737	3,363	4,374	1,772	33.0	12.1	18.7	8.2	32,500	33,300	34,700	310
311	伊田町	30,746	28,749	28,741	29,374	2,005	1,997	8	- 633	7.0	6.9	0.2	- 2.2	31,600	32,000	32,900	311
312	藤澤町	30,184	25,473	21,561	17,442	8,623	4,711	3,912	4,119	40.0	10.5	18.1	23.6	32,200	33,200	35,200	312
313	小林町	29,845	28,356	25,392	23,217	4,453	1,489	2,964	2,175	17.5	5.3	11.7	9.4	30,500	30,800	31,400	313
314	鎌倉町	29,412	26,646	21,013	18,252	8,399	2,766	5,633	2,761	39.9	10.4	26.8	15.1	30,600	31,200	32,400	314
315	鹽釜町	29,364	23,282	16,871	13,139	12,493	6,082	6,411	3,732	74.0	26.1	38.0	28.4	31,900	33,200	35,900	315
316	後藤寺町	28,511	24,386	26,018	28,319	2,493	4,125	-1,632	-2,301	9.6	6.9	93.7	- 8.8	30,200	31,100	32,900	316
317	高[illegible]町	28,295	22,497	18,994	12,623	9,301	5,798	3,503	6,371	47.0	25.8	18.4	50.4	30,700	32,000	34,500	317
318	三島町	28,143	25,620	23,061	18,266	5,082	2,523	2,559	4,795	22.0	9.8	11.0	26.3	29,200	29,700	30,800	318
319	枕崎町	28,000	27,239	24,920	23,577	3,080	761	2,319	1,343	12.4	2.8	9.3	5.7	28,300	28,500	28,800	319
320	木[illegible]町	27,693	25,776	23,769	20,498	3,924	1,917	2,007	3,271	16.5	7.4	8.4	16.0	28,500	28,900	29,800	320
321	[illegible]町	25,992	24,799	22,905	21,499	3,087	1,193	1,894	1,406	13.5	4.8	8.3	6.5	26,500	26,700	27,300	321
322	[illegible]町	26,888	23,916	21,714	18,440	5,174	2,972	2,202	3,274	23.8	12.4	10.1	17.8	28,100	28,800	30,100	322
323	[illegible]代[illegible]町	25,756	23,824	22,007	17,826	3,749	1,932	1,817	4,181	17.0	8.1	10.9	17.0	26,600	27,000	27,800	323
324	[illegible]ノ[illegible]町	25,078	22,702	20,890	18,259	4,188	2,376	1,812	2,631	20.0	10.5	8.7	14.4	26,100	26,600	27,600	324

5 各都市職業別人口

（昭和5年國勢調査）

職業	1 東京市	2 大阪市	3 名古屋市	4 京都市	5 神戸市	6 横濱市	7 廣島市	8 福岡市	9 呉市	10 仙臺市	11 八幡市	12 長崎市	職業
總人口	4,959,587	2,453,573	907,404	765,142	787,616	620,306	270,417	228,289	190,282	190,180	168,217	204,626	總人口
農業	67,454	15,333	18,767	4,416	4,085	10,475	7,434	5,748	3,063	4,883	1,653	5,410	農業
水産業	3,446	776	363	30	1,151	2,318	1,561	427	464	21	20	1,352	水産業
鑛業	1,686	969	232	133	84	44	88	184	19	241	322	41	鑛業
工業	695,017	411,904	157,443	132,439	105,980	76,973	33,831	27,256	24,727	18,392	26,874	22,652	工業
商業	650,937	365,107	112,537	119,886	100,587	72,231	31,953	27,749	12,701	19,523	13,619	20,567	商業
交通業	129,830	89,776	25,224	15,217	40,068	25,824	7,491	5,836	3,953	4,062	6,299	7,288	交通業
公務自由業	308,140	115,820	42,368	35,456	44,643	31,067	18,821	14,733	30,240	16,721	5,966	8,950	公務自由業
家事使用人	149,484	51,118	13,958	24,144	15,483	10,990	3,672	5,850	1,367	3,800	1,345	4,811	家事使用人
其他有業者	66,505	43,207	11,204	9,504	15,228	13,352	3,469	3,445	2,479	2,678	10,134	4,032	其他有業者
無業者	2,887,089	1,359,564	525,308	423,927	460,357	375,252	162,097	137,061	111,269	119,859	101,985	129,523	無業者

5 各都市職業別人口

(昭和5年國勢調査)

職業	13 函館市	17 横須賀市	21 佐世保市	25 濱松市	29 下關市	33 小倉市	37 徳島市
總人口	197,252	110,301	133,174	109,478	98,543	88,049	90,634
農業	1,284	365	3,450	1,482	1,203	2,439	1,969
水産業	9,201	112	510	20	460	281	1,007
鑛業	73	3	236	11	33	281	25
工業	16,388	10,865	13,102	20,162	7,476	11,768	13,003
商業	20,575	9,956	10,944	13,724	13,513	9,247	12,389
交通業	8,676	1,903	2,523	2,181	7,925	2,998	2,304
公務自由業	8,267	30,453	27,727	5,079	5,808	4,190	4,548
家事使用人	3,363	1,252	2,285	1,481	2,120	1,413	1,438
其他有業者	7,557	1,378	1,805	1,385	1,536	2,214	916
無業者	121,868	54,014	70,592	63,953	58,469	52,618	53,035

職業	14 静岡市	18 金澤市	22 岡山市	26 堺市	30 尼崎市	34 大牟田市	38 青森市
總人口	136,481	157,311	139,222	120,348	50,064	97,298	77,103
農業	5,966	2,252	2,678	1,285	543	1,403	1,301
水産業	57	58	26	727	106	282	492
鑛業	37	190	156	19	2	3,354	37
工業	20,105	22,348	19,485	22,917	7,643	11,004	5,474
商業	14,463	17,814	18,846	15,291	5,327	8,717	8,021
交通業	2,634	3,181	3,716	3,002	2,440	3,802	3,052
公務自由業	6,852	11,929	9,723	4,887	2,505	2,899	3,527
家事使用人	2,484	2,964	1,860	2,247	776	1,203	1,300
其他有業者	1,572	1,756	1,817	1,650	1,043	4,383	2,810
無業者	82,311	94,819	80,915	68,823	29,679	60,251	51,089

職業	15 札幌市	19 鹿兒島市	23 川崎市	27 豊橋市	31 岐阜市	35 高知市	39 福井市
總人口	168,576	137,236	104,351	98,555	90,112	96,988	64,199
農業	1,706	1,810	3,080	3,356	551	2,632	316
水産業	90	391	52	29	17	205	14
鑛業	117	65	250	38	39	20	49
工業	16,849	15,349	19,070	26,357	16,057	10,865	10,506
商業	17,278	15,615	9,231	13,562	14,480	12,874	10,469
交通業	3,779	4,734	2,996	1,591	1,665	2,288	1,263
公務自由業	11,563	6,720	3,375	5,002	4,317	5,445	3,167
家事使用人	2,940	3,179	1,110	1,007	1,304	2,666	1,106
其他有業者	3,782	1,441	2,547	1,105	903	1,260	595
無業者	110,472	87,932	62,640	46,508	50,779	58,733	36,714

職業	16 熊本市	20 和歌山市	24 小樽市	28 新潟市	32 門司市	36 姫路市	40 久留米市
總人口	164,460	117,444	144,887	125,108	108,130	62,171	83,009
農業	3,721	1,767	1,191	795	2,060	1,078	3,150
水産業	42	104	683	596	528	9	23
鑛業	90	67	54	10	232	9	15
工業	17,666	18,387	12,850	14,058	9,528	9,349	11,644
商業	21,015	15,090	16,229	14,214	11,945	8,715	9,952
交通業	3,565	2,620	9,491	3,879	10,031	1,270	1,619
公務自由業	13,388	6,216	6,162	6,331	5,595	5,712	6,860
家事使用人	4,847	2,267	2,526	3,629	1,588	1,047	1,599
其他有業者	1,561	1,070	3,825	3,944	3,501	616	798
無業者	98,565	69,856	91,926	77,652	63,122	34,366	47,349

職業	41 西宮市	45 前橋市	49 桐生市	53 若松市(福岡)	57 山形市	61 那覇市	65 八戸市
總人口	39,360	84,925	52,906	57,320	63,423	60,535	52,907
農業	356	1,640	556	951	2,271	1,969	3,714
水産業	316	53	7	191	2	532	3,530
鑛業	10	22	10	39	24	30	28
工業	4,148	20,978	14,620	4,365	8,177	7,919	3,129
商業	5,590	10,739	5,883	5,987	6,549	8,174	4,120
交通業	1,117	1,419	722	8,637	1,109	2,362	1,144
公務自由業	2,482	3,740	1,478	2,279	4,487	2,278	1,466
家事使用人	1,716	1,155	952	816	1,438	1,301	1,062
其他有業者	526	804	411	1,086	539	486	970
無業者	23,099	44,375	28,267	32,969	38,827	35,484	33,744

職業	42 旭川市	46 富山市	50 岡崎市	54 松本市	58 盛岡市	62 宮崎市	66 別府市
總人口	82,514	75,099	65,507	72,141	62,249	54,600	43,074
農業	1,737	1,338	4,842	2,776	2,335	4,789	1,396
水産業	18	138	15	17	13	31	311
鑛業	30	40	90	24	39	12	24
工業	8,029	7,844	12,749	13,597	6,301	7,365	3,917
商業	9,143	10,043	7,92 1	8,986	6,230	6,003	7,861
交通業	2,096	1,531	1,104	1,367	1,364	964	982
公務自由業	9,847	4,908	2,523	4,295	3,721	2,743	2,018
家事使用人	1,109	1,669	644	745	1,241	1,060	1,111
其他有業者	1,454	684	707	876	913	947	468
無業者	49,051	46,904	34,912	39,458	40,092	30,686	24,986

職業	43 宇都宮市	47 甲府市	51 宇部市	55 大津市	59 津市	63 高崎市	67 長岡市
總人口	81,388	79,447	61,172	34,379	56,089	59,928	57,866
農業	1,794	1,113	2,870	592	1,378	2,904	1,503
水産業	17	7	805	16	225	12	16
鑛業	27	18	8,081	2	10	64	55
工業	7,763	14,067	5,399	3,102	7,995	7,932	7,157
商業	11,336	11,713	5,137	5,217	6,620	8,258	7,096
交通業	1,897	1,532	2,030	1,242	1,293	1,460	1,254
公務自由業	4,679	4,125	1,526	2,072	2,762	3,247	2,600
家事使用人	1,462	1,263	609	653	944	819	1,628
其他有業者	658	659	838	489	848	525	1,087
無業者	51,755	44,930	33,877	20,994	34,014	34,707	35,470

職業	44 高松市	48 松山市	52 長野市	56 戸畑市	60 室蘭市	64 水戸市	68 大分市
總人口	79,906	82,477	73,912	51,674	55,855	50,648	57,294
農業	1,507	2,382	5,987	722	952	626	3,654
水産業	769	5	8	176	944	9	630
鑛業	2	11	3	62	58	30	9
工業	9,985	9,948	7,927	7,352	5,236	5,751	7,398
商業	10,035	8,605	9,078	4,542	3,663	7,177	5,478
交通業	2,196	1,417	1,657	4,032	2,713	1,326	1,440
公務自由業	4,200	5,213	4,383	1,853	2,274	3,110	4,380
家事使用人	1,845	1,480	1,059	565	517	1,166	882
其他有業者	742	802	883	1,929	3,059	527	721
無業者	48,625	52,614	42,927	30,441	36,439	30,926	32,702

5 各都市職業別人口 (昭和5年國勢調査)

職業	69 清水市	73 都城市	77 高岡市	81 一宮市	85 大垣市	89 宇和島市	93 瀬戸市
人口	55,665	35,512	51,760	42,229	38,508	44,276	37,309
農業	4,227	2,709	2,204	1,264	861	2,112	750
水産業	1,005	7	11	3	36	62	—
鑛業	5	19	11	1	3	21	251
工業	5,337	4,865	8,542	9,705	7,676	6,718	9,246
商業	5,185	3,793	5,832	5,898	4,906	4,631	3,741
交通業	1,960	575	829	819	763	1,268	829
公務自由業	1,734	1,146	2,098	1,309	1,579	1,891	694
家事使用人	626	777	669	398	612	1,094	291
其他有業者	1,592	370	433	446	370	572	398
無業者	33,994	21,251	31,081	22,386	21,702	25,907	21,179

職業	70* 延岡市	74 四日市市	78 釧路市	82 郡山市	86 松江市	90 沼津市	94* 銚子市
人口	30,897	51,810	51,586	51,367	44,502	44,027	42,698
農業	3,769	2,121	614	2,799	374	1,542	1,895
水産業	274	392	4,033	23	80	868	1,509
鑛業	46	36	778	25	11	22	13
工業	3,434	8,453	3,357	8,717	4,735	5,237	5,150
商業	2,836	5,546	4,390	5,641	5,978	5,381	5,113
交通業	583	1,908	2,415	1,029	947	999	1,067
公務自由業	1,093	1,941	1,877	2,053	2,902	1,732	1,081
家事使用人	499	665	646	666	1,096	842	764
其他有業者	455	733	1,630	674	588	420	593
無業者	17,908	30,015	31,846	29,740	27,791	26,984	25,513

職業	71 秋田市	75 千葉市	79 奈良市	83 防府市	87 今治市	91 佐賀市	95 [illegible]市
人口	51,070	49,088	52,784	24,373	43,735	46,183	45,692
農業	866	2,018	1,183	2,321	900	704	835
水産業	11	436	—	161	604	3	2
鑛業	61	3	3	3	25	25	25
工業	4,489	3,722	5,275	2,333	8,857	5,161	6,152
商業	4,933	6,538	6,972	2,779	4,918	5,962	5,733
交通業	1,222	1,421	1,302	555	1,040	1,024	1,142
公務自由業	4,943	4,045	3,689	915	1,488	2,703	2,766
家事使用人	1,553	1,289	1,190	347	518	1,538	913
其他有業者	718	461	771	221	425	456	565
無業者	32,274	29,155	32,399	14,738	24,960	28,607	27,459

職業	72 八王子市	76 福山市	80* 川口市	84 宇治山田市	88 米澤市	92 足利市	96* 市川市
人口	51,888	38,214	48,324	51,080	46,731	43,898	37,789
農業	640	871	2,527	838	1,611	803	3,733
水産業	2	12	9	41	7	—	9
鑛業	4	1	9	12	1	9	8
工業	11,506	5,634	8,187	7,603	7,050	10,321	3,867
商業	6,576	5,073	3,410	6,793	4,331	5,044	3,621
交通業	1,014	861	665	1,390	874	531	688
公務自由業	1,675	2,872	765	2,415	1,442	1,356	3,545
家事使用人	1,315	374	722	754	944	1,054	1,207
其他有業者	380	364	705	733	317	311	296
無業者	28,776	22,152	24,325	30,501	28,154	24,469	20,825

職業	97 弘前市	101* 直方市	105* 平塚市	109 鶴岡市	113 倉敷市	117 山口市	121* 萩市	125 尾道市
人口	48,337	40,072	33,498	34,316	30,112	32,395	32,106	29,084
農業	974	3,611	904	1,293	2,573	2,467	3,058	649
水産業	5	3	397	2	8	7	1,366	551
鑛業	15	479	131	36	5	6	16	12
工業	4,108	3,393	4,563	4,456	5,203	2,920	2,067	2,918
商業	4,843	4,466	3,691	4,172	3,436	3,369	2,816	6,357
交通業	574	1,727	738	574	516	393	633	943
公務自由業	3,227	1,875	1,222	1,493	1,171	3,491	1,013	1,286
家事使用人	867	781	618	1,145	285	585	546	525
其他有業者	614	707	314	400	348	424	303	277
無業者	28,110	23,530	20,985	20,745	15,567	18,723	20,288	15,566

職業	98 若松市(福島)	102 明石市	106 米子市	110* [illegible]市	114* 三條市	118* 石巻市	122* 酒田市	126* 八幡濱市
人口	43,731	38,958	33,632	28,135	31,256	30,743	30,280	28,680
農業	480	496	999	1,999	1,415	1,855	805	4,163
水産業	9	811	39	23	—	1,140	70	465
鑛業	9	—	1	3	35	10	10	3
工業	6,029	5,131	4,799	2,464	5,286	2,809	2,951	3,411
商業	5,747	5,016	4,544	3,386	3,601	3,468	4,008	2,625
交通業	778	1,389	1,004	687	429	765	920	592
公務自由業	2,865	1,899	1,719	1,484	762	1,040	1,153	850
家事使用人	739	698	519	320	656	539	1,289	371
其他有業者	411	511	454	466	198	379	333	393
無業者	26,724	23,096	19,554	17,303	19,174	18,770	18,746	16,107

職業	99 鳥取市	103 岸和田市	107* [illegible]谷市	111 津山市	115 上田市	119* 徳山市	123* 唐津市	127 中津市
人口	37,189	35,102	53,874	34,159	35,138	22,775	29,149	28,563
農業	1,280	891	1,252	3,276	2,061	1,378	1,795	2,405
水産業	18	372	9	12	21	30	410	420
鑛業	3	7	10	16	34	56	32	7
工業	3,809	6,136	29,677	4,475	5,076	2,263	2,469	3,591
商業	4,806	3,964	3,235	4,073	4,397	2,272	3,092	3,330
交通業	690	1,081	714	619	407	917	1,701	416
公務自由業	2,294	1,445	1,349	1,381	1,514	985	1,129	1,164
家事使用人	813	881	409	252	321	507	619	409
其他有業者	367	595	600	351	435	768	311	175
無業者	23,609	20,471	16,619	19,704	19,672	13,879	17,591	16,646

職業	100 浦和市	104* 飯塚市	108* 熊谷市	112* 松阪市	116 川越市	120* 新宮市	124 高田市	128* 海南市
人口	25,328	40,009	35,913	33,251	34,205	28,967	30,934	28,686
農業	184	1,164	3,751	6,519	1,421	1,209	711	821
水産業	—	1	18	12	2	407	6	116
鑛業	1	3,591	27	7	4	18	14	31
工業	2,267	3,530	6,167	5,057	5,465	3,064	3,323	7,237
商業	2,834	5,418	4,289	4,310	4,373	3,114	3,739	2,262
交通業	465	832	678	607	585	706	453	430
公務自由業	2,428	1,481	1,164	1,111	1,392	1,080	3,310	636
家事使用人	766	791	656	536	875	471	696	272
其他有業者	179	612	264	503	295	635	277	231
無業者	16,254	22,449	18,906	18,589	19,793	18,218	18,405	16,650

備考 * 印の市は市域を昭和11年4月現在に組み替へて計算せり。

5 各都市職業別人口 (昭和5年國勢調査)

職業		129 九龍市	503 平壤府	507 元山府	511 清津府	601 臺北市	605 基隆市
総数		28,837	140,703	42,760	35,925	230,490	57,880
農業		1,847	3,220	560	591	3,673	3,746
水産業		419	40	686	2,123	84	8
鑛工業		4	213	7	257	374	39
商業		3,467	16,067	2,631	2,340	24,049	4,408
交通業		3,684	15,190	5,690	3,606	23,735	5,858
公務自由業		639	3,634	1,732	2,614	6,917	1,780
家事使用人		2,356	5,838	1,215	979	13,758	2,264
其他有業者		473	1,044	391	157	1,451	336
無業		261	6,570	2,111	2,647	6,922	1,190
		15,687	88,887	27,537	20,904	149,327	38,451
職業		130 官里市	504 大邱府	508 新義州府	513 慶南道府	602 臺南市	606 臺中市
総数		20,119	93,319	48,047	38,296	94,546	54,183
農業		3,027	3,016	1,078	530	1,757	2,484
水産業		—	19	39	906	495	24
鑛工業		—	17	32	21	2	29
商業		3,746	9,519	4,905	2,218	9,708	4,543
交通業		1,299	10,276	5,103	3,658	9,001	5,691
公務自由業		275	1,698	3,032	2,637	3,427	1,782
家事使用人		397	4,320	1,869	829	5,417	3,474
其他有業者		348	3,307	600	203	747	613
無業		115	2,852	3,168	2,843	1,549	980
		10,912	58,295	28,191	24,461	62,443	34,563
職業		501 京城府	505 仁川府	509 咸興府	515 鎭山府	603 基隆市	607 新竹市
総数		394,240	68,137	43,851	26,321	75,070	45,014
農業		2,492	878	1,066	361	1,001	2,588
水産業		23	417	9	450	1,801	23
鑛工業		435	38	43	28	2,287	8
商業		31,872	4,701	3,929	2,110	4,868	3,656
交通業		41,451	7,569	4,537	4,210	6,719	3,455
公務自由業		8,703	3,593	841	1,851	6,012	1,905
家事使用人		24,916	1,634	3,246	937	2,473	1,760
其他有業者		12,307	840	331	603	282	251
無業		14,529	5,363	1,906	809	3,120	1,826
		257,512	43,106	27,943	14,962	46,507	30,542
職業		502 釜山府	506 木浦府	510 開城府	517 馬山府	604 高雄市	
総数		146,098	34,899	49,520	27,885	62,722	
農業		2,461	819	1,563	1,063	2,720	
水産業		3,033	866	3	183	1,193	
鑛工業		52	13	40	7	265	
商業		11,805	2,284	3,180	1,445	5,164	
交通業		15,882	5,400	4,269	3,062	4,984	
公務自由業		5,702	1,616	305	529	4,044	
家事使用人		4,241	1,024	972	1,084	2,355	
其他有業者		2,262	741	841	611	554	
無業		10,599	1,449	3,148	1,747	1,339	
		90,061	20,433	35,199	18,176	40,307	

6 各市出生及死亡

都市	出生 実數 昭和10年	出生 人口1000に付 昭10	出生 人口1000に付 5	出生 人口1000に付 大14	死亡 実數 昭和10年	死亡 人口1000に付 昭10	死亡 人口1000に付 5	死亡 人口1000に付 大14
1 東京市	159,927	27.2	23.4	28.8	74,464	12.6	13.0	16.6
2 大阪市	70,007	23.4	24.9	26.7	41,547	13.9	15.4	19.1
3 名古屋市	32,050	29.5	31.2	33.1	15,421	14.2	16.7	19.1
4 京都市	26,355	24.3	24.5	27.3	15,026	13.9	16.2	18.9
5 神戸市	22,292	24.4	25.0	27.1	13,210	14.4	16.7	19.2
6 横濱市	19,573	27.7	28.5	32.7	10,493	14.9	15.6	18.7
7 廣島市	7,261	23.4	23.4	26.7	4,396	14.1	15.8	18.0
8 福岡市	7,643	26.2	24.9	26.3	4,770	16.3	17.4	17.8
9 呉市	6,143	26.5	27.2	31.4	3,091	13.3	14.7	17.8
10 仙臺市	6,547	29.8	31.9	32.4	3,569	16.2	18.4	19.2
11 八幡市	6,605	31.6	29.4	32.5	3,555	17.0	18.5	21.2
12 長崎市	5,503	25.9	24.5	28.3	3,463	16.3	18.4	17.1
13 函館市	6,498	31.2	32.1	35.5	3,392	16.4	18.4	21.3
14 静岡市	6,312	31.4	30.9	33.5	3,220	16.0	16.7	19.6
15 札幌市	5,921	30.1	33.2	34.5	3,623	18.3	22.2	22.2
16 熊本市	4,094	21.8	22.3	24.6	3,068	16.3	17.5	19.4
17 佐賀須賀市	4,900	26.7	24.3	30.3	2,320	12.6	13.0	16.7
18 金澤市	4,002	22.8	25.1	27.5	3,557	20.3	22.3	22.7
19 鹿兒島市	4,565	25.1	22.0	27.3	2,859	15.7	16.5	15.2
20 和歌山市	4,218	23.3	25.0	25.8	3,245	18.0	16.7	20.8
21 佐世保市	4,468	25.7	25.5	27.9	2,415	13.9	14.9	13.7
22 岡山市	3,485	20.6	22.8	24.1	2,524	15.1	15.9	16.9
23 川崎市	5,080	32.8	34.4	33.8	2,257	14.5	15.0	20.3
24 小樽市	4,510	29.3	30.9	34.4	2,564	16.6	17.9	20.4
25 豊橋市	3,702	25.1	28.3	32.1	1,893	12.8	17.1	19.6
26 [illegible]市	3,216	22.7	24.9	26.6	2,200	15.5	17.0	20.6
27 豊橋市	4,008	28.4	24.0	27.6	2,125	15.0	14.6	18.9
28 新潟市	4,166	30.8	35.0	35.6	2,083	15.2	16.6	19.9
29 下關市	3,192	24.0	22.5	26.3	1,962	14.7	17.9	18.4
30 尼崎市	1,794	25.2	28.8	29.6	1,170	16.4	17.1	20.6
31 岐阜市	3,549	27.5	27.1	29.1	2,134	16.5	17.8	20.4
32 門司市	3,009	24.7	24.4	26.3	1,894	15.5	17.6	17.1
33 小倉市	2,903	26.3	24.6	29.8	1,950	17.6	19.1	24.5
34 大牟田市	2,837	27.4	29.4	32.5	1,778	16.9	18.5	17.3
35 高知市	2,077	19.5	20.8	23.9	2,138	20.6	21.5	24.9
36 德島市	1,931	21.4	22.0	25.9	1,264	13.8	14.8	16.2
37 德島市	2,406	24.7	26.1	29.3	1,875	19.3	19.8	23.6
38 青森市	3,266	34.9	37.3	39.6	1,872	20.0	20.5	22.2
39 [illegible]井市	1,959	26.2	26.2	30.7	1,534	20.3	23.0	23.2
40 久留米市	2,371	25.7	25.0	28.2	1,449	15.7	18.9	19.6
41 宮川市	2,218	24.6	27.7	27.6	1,228	13.6	15.9	17.8
42 旭川市	2,518	28.3	32.0	34.9	1,768	19.4	22.0	24.0
43 宇都宮市	2,523	28.9	30.2	28.9	1,247	14.2	14.6	17.9
44 高松市	2,273	26.1	25.8	27.4	1,522	17.5	17.2	19.4
45 福山市	2,534	29.0	28.8	30.5	1,388	15.9	16.4	20.2
46 富山市	2,225	26.6	27.8	33.0	1,551	18.6	20.3	23.7
47 甲府市	2,399	29.0	26.1	30.6	1,357	16.4	16.3	19.0
48 松山市	2,080	25.1	26.0	26.9	1,510	18.4	19.9	23.0

6 各市出生及死亡

都市	出生 実数 昭和10年	出生 人口1000に付 昭10	出生 人口1000に付 5	出生 人口1000に付 大14	死亡 実数 昭和10年	死亡 人口1000に付 昭10	死亡 人口1000に付 5	死亡 人口1000に付 大14
49 桐生市	2,102	27.5	28.7	31.9	1,013	13.3	15.1	20.1
50 岡崎市	2,135	27.6	30.2	30.9	1,112	14.4	18.1	22.7
51 宇都宮市	2,113	27.5	26.5	28.1	1,245	16.2	18.5	15.5
52 長野市	2,256	29.2	29.0	32.2	1,228	15.8	17.5	20.3
53 若松市(福岡)	1,797	24.5	24.4	27.5	1,219	16.6	17.5	17.6
54 松本市	1,632	22.9	26.4	27.2	1,094	14.9	13.9	18.0
54 大津市	1,872	26.3	26.0	28.3	1,181	16.6	20.3	24.7
56 大牟田市	1,804	26.6	26.1	30.1	1,000	14.7	15.4	17.3
57 山形市	2,085	29.7	32.5	35.3	1,122	16.0	18.7	18.2
58 盛岡	2,155	31.2	31.9	34.5	1,252	18.1	17.9	21.8
59 津市	1,642	24.1	27.7	30.0	1,111	16.3	17.5	21.9
60 宝塚町	2,131	32.7	33.0	35.7	1,163	17.8	17.4	19.9
61 那覇市	1,080	16.5	14.3	16.5	962	14.7	13.9	15.2
62 宮崎市	1,679	25.9	24.6	26.3	1,082	16.7	17.6	16.8
63 高岡市	1,908	29.6	31.0	31.0	923	14.3	18.5	19.0
64 水戸市	1,616	25.2	24.1	26.0	944	14.8	17.0	19.5
65 八戸市	2,362	37.9	40.9	34.6	1,187	19.0	21.0	23.8
66 別府市	1,239	19.6	24.6	23.3	1,081	17.3	21.9	18.7
67 長岡市	1,837	29.5	29.0	31.9	1,016	16.3	18.1	21.0
68 大分市	1,454	23.1	24.9	28.3	915	14.8	17.2	16.2
69 浜松市	1,950	31.8	32.6	36.9	857	14.0	16.1	19.1
70 延岡市	1,418	25.0	33.2	27.8	847	14.9	17.1	16.2
71 秋田市	1,751	28.8	28.2	32.5	1,048	17.2	19.0	21.1
72 八王子市	1,751	29.4	28.8	32.7	888	14.9	15.8	18.4
73 都城市	1,065	29.1	27.6	31.4	533	14.5	15.4	14.4
74 四日市市	1,726	29.5	30.7	29.5	951	16.2	17.7	19.6
75 千葉市	1,706	29.6	29.2	30.4	1,145	19.9	22.2	24.7
76 岡山市	1,526	26.2	24.2	26.2	859	14.7	15.5	20.0
77 高岡市	1,654	28.9	30.6	34.4	1,194	20.8	20.4	23.5
78 釧路市	1,814	32.3	33.3	36.1	940	16.7	17.1	20.8
79 奈良市	1,402	25.0	24.0	26.4	914	16.3	16.0	20.2
80 川口市	1,732	32.2	33.1	39.6	794	14.6	18.8	23.1
81 一宮市	1,465	27.4	29.1	32.7	722	13.5	17.5	19.1
82 山形市	1,888	34.4	35.3	35.7	832	15.2	16.0	18.2
83 防府市	...	...	25.4	29.3	...	...	22.5	19.0
84 宇治山田市	1,470	28.0	28.7	31.4	896	17.0	16.6	22.2
85 大牟田市	1,316	26.7	28.9	30.5	704	14.2	18.1	18.3
86 松江市	1,830	25.4	24.3	26.4	811	15.5	20.7	19.9
87 今治市	1,378	26.7	24.2	26.9	930	18.0	16.3	16.6
88 米子市	1,484	29.4	33.8	34.9	874	17.3	18.5	19.3
89 鳥取市	1,407	27.4	25.6	29.3	1,039	20.2	21.6	22.8
90 津市	1,393	27.9	30.0	33.6	730	14.6	18.0	20.9
91 佐世保市	1,184	23.5	24.0	29.2	950	18.9	19.9	20.7
92 和歌山市	1,308	26.6	27.9	35.9	616	12.6	15.8	16.5
93 戸畑市	1,443	30.3	33.5	37.2	614	12.9	18.1	18.3
94 呉市	1,638	33.8	29.7	29.7	1,043	21.5	17.0	20.7
95 鳥取市	1,333	27.6	32.3	34.9	962	19.8	17.7	19.9
96 川崎市	1,234	26.4	26.9	29.2	575	12.3	14.0	15.9

6 各市出生及死亡

都市	出生 実数 昭和10年	出生 人口1000に付 昭10	出生 人口1000に付 5	出生 人口1000に付 大14	死亡 実数 昭和10年	死亡 人口1000に付 昭10	死亡 人口1000に付 5	死亡 人口1000に付 大14
97 弘前市	1,419	...	32.1	34.9	885	...	22.2	23.9
98 若松市(福島)	1,398	29.9	31.3	33.6	710	15.3	18.1	18.0
90 鳥取市	1,230	26.8	28.2	30.1	817	18.0	20.9	20.5
100 浦和市	1,236	27.7	26.3	31.0	561	12.6	14.4	15.4
101 直方市	1,374	31.2	27.6	26.8	743	16.9	15.4	20.5
102 明石市	1,090	25.5	26.0	28.9	712	16.6	16.8	18.0
103 岸和田市	964	24.6	26.1	27.1	691	17.6	18.6	20.1
104 飯塚市	1,075	27.1	25.6	28.5	662	16.7	17.2	20.8
105 平塚市	1,165	30.3	31.6	31.6	606	15.8	17.8	17.7
106 米子市	926	24.9	26.7	31.8	702	19.1	20.7	23.2
107 岡谷市	...	...	16.8	16.1	...	...	7.7	8.7
108 熊谷市	1,100	29.2	26.3	28.2	649	17.2	15.9	17.4
109 鶴岡市	1,122	30.1	32.8	31.4	721	19.3	19.6	21.4
110 帯広市	1,148	32.1	34.0	40.5	759	21.2	21.8	24.8
111 津山市	991	27.2	28.0	26.0	645	17.8	17.4	18.9
112 松阪市	951	26.6	29.9	29.3	654	18.3	18.3	22.4
113 倉敷市	862	24.6	25.4	23.4	519	14.9	16.7	14.1
114 三條市	1,072	30.9	32.2	36.3	603	17.4	15.9	20.8
115 上田市	843	23.7	26.3	29.5	540	15.2	15.9	18.8
116 川越市	1,040	29.5	27.9	35.1	607	17.4	18.9	21.9
117 山口市	786	22.5	20.8	22.2	624	17.9	16.6	18.7
118 石巻市	981	29.2	34.1	38.3	651	19.4	20.5	23.1
119 鶴山市	...	...	24.9	28.9	...	...	18.8	17.9
120 新宮市	786	24.5	24.5	31.6	658	20.5	22.0	21.8
121 蒲郡市	904	27.7	30.2	29.0	608	18.5	22.3	21.2
122 酒田市	962	30.7	31.9	32.4	631	19.8	15.9	22.0
123 鹿津市	857	27.7	28.2	30.8	576	18.5	22.9	20.9
124 高田市	845	26.9	35.0	26.7	666	21.2	16.6	20.8
125 尾道市	715	23.1	26.1	29.5	485	15.7	19.0	19.7
126 八幡浜市	...	...	30.9	29.7	...	...	20.9	20.8
127 中津市	742	24.4	24.8	27.7	510	16.8	18.5	17.3
128 海南市	792	26.4	27.5	...	576	19.2	16.0	...
129 丸亀市	680	22.9	22.8	26.5	471	15.9	17.6	17.9
130 首里市	406	21.0	17.5	16.2	345	17.8	20.9	19.2
131 聖中市	...	...	25.1	28.6	...	...	10.2	16.9
132 高山市	...	...	30.2	32.1	...	...	21.6	25.7
133 三原市	...	...	27.1	27.1	...	...	20.0	18.5
134 赤穂市	...	...	26.6	26.9	...	...	18.0	21.2
135 布施市	...	...	26.9	30.4	...	...	16.8	16.1
136 船橋市	...	...	30.1	33.5	...	...	18.0	21.4
137 栃木市	...	...	34.6	35.7	...	...	16.1	17.7
138 敦賀市	...	...	28.7	28.3	...	...	18.3	22.8
139 飯田市	...	...	30.1	29.6	...	...	14.8	19.3
140 集名市	...	...	27.8	28.4	...	...	19.9	22.0
141 瀬知山市	...	...	24.4	27.8	...	...	16.3	17.2
142 熱海市	...	...	26.8	32.9	...	...	17.3	18.2
143 釜石市	....	....	32.1	32.4	...	...	15.3	17.0
144 平市	....	....	27.3	28.7	...	...	16.4	15.8

7 大都市乳兒死亡及死産

都市	昭和10年1歳未満死亡數	出生100に付1歳未満死亡						昭和10年死産數	出産100に付死産			
		昭和10	9	8	7	5	大正14	11		昭和10	5	大正14	11
1 東京市	12,508	7.3	9.2	9.5	9.3	9.0	12.3	15.2	9,090	5.4	6.2	5.9	6.3
2 大阪市	7,717	9.9	12.4	12.8	11.5	12.9	18.6	23.8	5,730	7.6	7.4	7.4	7.9
3 名古屋市	2,904	8.3	14.3	11.2	11.9	13.0	15.4	17.9	1,564	4.7	5.1	5.3	5.5
4 京都市	2,396	8.3	12.0	11.3	10.7	12.8	16.2	18.6	1,546	5.5	6.0	5.3	6.0
5 神戸市	2,009	8.3	10.1	10.1	9.9	11.5	15.6	22.6	1,945	8.0	8.3	8.1	8.5
6 横濱市	1,924	9.0	10.6	10.5	10.4	11.1	14.4	16.7	1,294	6.2	6.2	6.3	7.1
7 廣島市	…	…	11.3	8.7	9.4	10.7	11.9	15.0	581	7.4	6.9	6.9	5.8
8 福岡市	…	…	10.7	11.3	11.5	10.0	…	14.8	489	6.0	6.0	5.4	6.3
9 呉市	…	…	10.1	9.5	9.8	11.1	12.9	13.4	358	5.5	5.8	4.6	4.9
10 仙臺市	…	…	10.9	11.7	9.9	12.3	14.0	16.1	289	4.2	2.6	3.0	4.2
11 八幡市	…	…	10.5	13.7	10.8	13.3	15.0	14.5	418	6.0	7.3	7.1	8.0
12 長崎市	…	…	9.8	9.9	10.9	11.9	11.1	12.5	266	4.6	5.1	4.6	5.3
13 函館市	…	…	13.3	13.3	11.9	13.3	15.0	17.9	361	5.3	5.0	4.8	5.8
14 神戸市	…	…	10.9	11.7	10.4	…	…	…	353	5.3	…	…	…
15 札幌市	…	…	11.6	11.4	10.6	12.2	14.2	15.2	279	4.5	4.5	4.3	5.1
16 熊本市	…	…	11.4	10.6	9.5	10.9	…	14.9	239	5.5	5.7	6.2	6.2
17 横須賀市	…	…	9.5	11.4	9.5	…	…	…	256	5.0	…	…	…
18 金澤市	…	…	16.6	13.9	13.4	14.9	15.8	20.7	262	6.1	5.6	5.6	5.7
19 鹿兒島市	…	…	11.3	9.5	10.6	12.0	10.1	14.5	261	5.4	7.6	6.2	7.0
20 和歌山市	…	…	13.8	11.7	12.6	…	…	…	354	7.7	…	…	…
21 佐世保市	…	…	12.1	11.4	12.2	…	…	…	348	7.2	…	…	…
22 岡山市	…	…	11.3	10.6	9.1	9.9	…	14.8	265	7.1	7.3	5.6	6.2
23 川崎市	…	…	10.7	10.2	10.0	…	…	…	307	5.7	…	…	…
24 小樽市	…	…	12.4	13.0	11.3	13.1	16.2	18.7	204	4.3	5.3	4.6	5.6
25 濱松市	…	…	11.4	13.4	11.7	…	…	…	306	7.6	…	…	…
26 堺市	…	…	12.6	12.4	11.0	12.0	…	23.9	253	7.3	7.8	7.2	8.0
28 新潟市	…	…	12.5	9.9	9.8	9.9	…	15.2	204	4.7	3.9	4.7	4.6
29 門司市	…	…	10.6	11.3	10.8	…	…	…	232	7.2	…	…	…

8 外地各都市出生及死亡

都市	出生					死亡				
	實數	人口1000に付				實數	人口1000に付			
	昭和9年	昭9	8	5	大14	昭和9年	昭9	8	5	大14
關州										
601 臺北市	9,372	33.1	33.1	34.7	34.8	4,914	17.4	17.1	18.0	18.1
602 臺南市	4,225	38.4	38.9	37.6	34.6	1,945	17.7	18.0	18.2	21.6
603 基隆市	3,144	37.1	38.8	34.0	22.7	1,868	22.1	21.9	20.1	14.1
604 高雄市	3,467	42.5	42.4	44.6	40.4	1,546	19.0	17.3	19.3	20.3
605 嘉義市	3,125	44.6	54.8	43.4	…	1,517	21.6	23.7	21.8	…
606 臺中市	2,726	39.8	38.7	38.8	39.3	1,227	17.9	16.6	17.3	19.9
607 新竹市	2,051	37.9	39.7	40.4	…	976	18.0	18.2	18.9	…
608 屏東市	1,706	40.9	42.2	…	…	992	23.8	19.0	…	…
609 彰化市	2,391	46.7	45.5	…	…	1,075	21.0	19.8	…	…
關東州										
701 大連市	3,973	12.1	13.7	13.1	…	4,472	13.7	12.5	15.3	…
702 旅順市	548	17.7	20.5	19.9	…	299	9.7	10.3	10.8	…

IV

市會・市役所

市長　我國の市長は現在多く如何なる經歷の人が選任せられてゐるか又既往の事例は如何と言ふ事は市政上興味あり且つ重要な事でもあるが、從來この方面の資料を缺くがため沿革的觀察を下す事は困難である。別表は僅かに現狀を示すものに過ぎないが、之に依り回答を得たる127市に就き極めて大體の觀察を試みるならば、市長には曾て行政官たりし人が比較的多く、然らざる場合は助役にその方面の人を推す事が多いと言ふ事實が見られる。市長の地位が甚だしく安定を缺き法定の任期を全うし得ざるものも頗る多い事は一般に認められる所であり、明治40年就任の小里松本市長の如きが異例に屬する事は勿論であるが、大正年代より在任するものも數市あるに過ぎず、再選以上のもの亦20數市を算するに過ぎない現狀である。

市役所組織　市役所の組織に關しては法制上何等の基準もなく、專ら各市任意の構成に委せられてゐるが、六大都市を別として自ら一定の分課組織が生れ各市の間に著しい相違はないと言つてよい。併し乍ら行政組織の問題は人事行政と共に都市行政の樞幹をなすものであり、今後都市の大小に應ずる適正なる組織の樹立に努むる事は極めて肝要なりと言はねばならぬ。

市會議員及市吏員

年次	市會議員選擧有權者數	市會議員數（定員）	市會議費（円）	市吏員數	市有給吏員俸給年額（円）
昭和元年末	1,346,374	3,553	1,033,810	34,570	26,416,657
2	1,426,204	3,548	1,266,954	36,414	28,369,144
3	2,548,077	3,708	1,270,663	38,695	30,083,572
4	2,738,618	3,870	1,250,525	40,554	30,249,653
5	2,918,721	3,868	1,203,243	40,655	29,888,299
6	2,935,039	3,886	1,137,600	41,390	29,834,113
7	3,645,193	4,092	1,476,787	47,625	33,355,670
8	3,809,913	4,451	1,812,006	50,653	34,556,087
9	4,033,720	4,585	2,150,950	…	…
10	4,203,331	4,624	2,459,093	…	…

備考 1. 市會議員選擧有權者數、市會議員數、市吏員數、俸給年額は帝國統計年鑑により、市吏員數に含まるるのは市長、市參與、助役、收入役、副收入役、常設委員、有給並名譽職區長、區長代理者及び書記其他である。
2. 市會議費は地方財政概要により、昭和9年度迄は決算額、10年度は豫算額を示す。

市會議員數、市吏員數等　最近10年間に於ける市會議員選擧有權者數、市會議員數、市會議費、市吏員數、同俸給額を表示すれば前頁記載の如くである。

市會議員選擧棄權狀況　市會議員選擧に於ける棄權率は別表記載の通りであるが、新に市となり比較の對象を缺く市及び資料を缺く市を除く115市に付き、最近の選擧と前回の選擧とを比較して見るに、棄權率の減少したるもの35市、增加したるもの79市、增減なきもの1市で、近時棄權防止が聲高く叫ばれ、又選擧肅正運動も漸く徹底したと云はれてゐるに拘らずかかる結果を示してゐる事は注目に値する。之を都市の大小に分つて見ると次表の如く大都市に在つては特に棄權率增加の傾向が著しい樣に思はれる。最近の選擧で棄權率の最高を示したのは京都市の4割9分5厘、最低は平市の3分5厘で、京都市のそれは前回の最高大阪市の4割9厘に比し更に8分6厘の增加を示してゐる。又京都市に次では大阪（4割8分5厘）神戸（4割6分5厘）兩市が最高率を、新市制施行地たる平、勿來(4分5厘)兩市が最低率を示してゐる事も、著しい對照をなすものとして注目を惹く。

市會議員選擧に於ける棄權率の增減

	六大都市	人口20萬以上の都市	人口15萬以上の都市	人口10萬以上の都市	人口5萬以上の都市	人口5萬未滿の都市
前回に比し增加せるもの	5	7	5	7	32	23
前回に比し減少せるもの	1	1	4	4	17	8

市會解散事例　次に市會が解散を命ぜられた最近の事例としては、和歌山市會（昭和11年1月8日）、青森市會（11年3月20日）及宇都宮市會（昭和11年10月8日）の3件を算へ得るが、市會の解散と言ふ事は市行政上考究留意すべき重要な事項に屬する故、以下參考までに最近に至る迄の市會解散の事例を列擧する。

市會解散事例

市會	解散を命ぜられたる年、月、日	解散の事由
甲府市會	明 23. 3. 24	市會2派に分れ相抗爭し、全市公共の利益を顧みざるものとして市制120條により。
堺市會	明 27. 10. 10	市會の紊擧を一洗し公益を保障する必要上。
東京市會（イ）	明 28. 12. 10	市會に於て府知事不信任案を議決したる結果、越權行爲に出たるものとして。
（ロ）	明 29. 3. 12	再び府知事不信任の議決をなしたる結果、市會の權限を越え不當の甚しきものとして。
金澤市會	明 30. 8. 16	市會2派に分れ紛爭を息すべき望なく、且行政議事攻擊に參與する有力者中數地買收の件に關し不正をなせる嫌ある者ありしため。
姬路市會	明 33. 4. 9	市會の一部市長不信任を議決しその退職を促さんとしたる結果、市政の圓滿を期すべからずとして。
佐賀市會	明 34. 1. 8	市會開會申請議會の名を以て、臨會の無效、縣知事不信任等の議決をなせる結果、權限濫用、秩序紊亂の不法の行爲なりとして。
久留米市會	明 38. 4. 27	市會は市長候補者推薦に關し監督官廳の提示に服せず、黨派感情に囚られ、違法行爲を敢てし、代議機關の責任を盡さざるものとして。
佐賀市會	明 38. 10. 31	市長選擧に關し上述久留米市會と同樣の理由に依り。
青森市會	大正 9. 10. 14	市會に市長候補者推薦を纏つて紛議あり、市會の現狀を以てしては市長選擧は望み得ざるものありし結果、市制162條により。
那覇市會	大正14. 4. 10	市會に於て市長派及反對派の2派相爭ひ圓滿解決の見込なき結果、議員はその任務を完了し得ざるものとして。
東京市會	昭和 3. 12. 21	市會は疑獄事件に關し市會議員中より多數の容疑者を出すに至り市制162條により。
和歌山市會	昭和11. 1. 8	市長及縣會議員選擧違反事件に關し、市會副議長以下多數議員收容せられ市會は漸く過半數を保つに過ぎざるに至り、市會の圓滿なる運用を缺くものとして。
青森市會	昭和11. 3. 20	市會議員中、選擧違反及他の刑事事件により多數の收容者を出し、定員の過半數を缺くに至れる結果。
宇都宮市會	昭和11. 10. 8	市會市長派反市長派に分れ紛糾絕えず市政の圓滿なる運行を缺き反市長派議員の多數收容者を出し市會の機能を果し得ざる狀態に立到りしため。

備考 1. 前上揭事例以外に市會解散を命ぜられたりと認められるものに、橫濱市會（明23年）がある。
2. 上揭事例中、大正9年の青森市會以前は「都市問題」第6卷第2號に掲載せられたる資料による。

1 市會議員總選擧

番	都市	選擧期日	選擧當日有權者數	投票數	率 最近選擧(%)	率 前回選擧(%)	候補者數	議員定數	當選者 新	當選者 再
1	東京市	昭 12. 3.16	1,157,388	732,868	*36.6*	*39.8*	453	160	69	91
2	大阪市	12. 6. 1	593,413	305,663	*48.5*	*40.9*	243	104	48	56
3	名古屋市	8.10.25	173,702	113,719	*34.5*	*29.8*	147	64	27	37
4	京都市	12. 5.21	212,566	107,165	*49.6*	*40.1*	145	64	19	45
5	神戸市	12. 5.22	177,368	94,841	*46.5*	*28.5*	166	64	17	47
6	横濱市	9. 1.28	126,847	85,392	*32.7*	*24.8*	94	56	25	31
7	廣島市	12. 6. 1	55,634	44,063	*20.8*	*17.2*	111	48	13	35
8	門司市	12. 5.22	46,625	36,939	*20.8*	*17.2*	113	44	21	23
9	吳市	11. 1.21	37,437	33,995	*9.0*	*6.5*	84	40	13	27
10	臺北市	12. 4.25	…	…	*24.0*	*16.5*	70	44	19	25
11	八幡市	12. 6. 1	42,753	36,366	*14.9*	*15.3*	93	44	27	17
12	長崎市	12. 3.28	38,795	27,599	*28.8*	*19.4*	75	44	23	21
13	舊金山市	9.10.20	35,262	22,682	*35.7*	*24.4*	57	40	16	24
14	函館市	12. 4.11	38,150	32,856	*13.8*	*9.3*	61	40	21	19
15	札幌市	9.10. 3	28,689	20,446	*27.2*	*27.5*	59	40	17	23
16	熊本市	8.10. 1	28,072	21,851	*22.1*	*14.9*	68	40	21	19
17	貴族院	12. 5.21	…	…	…	…	68	39	18	21
18	須磨町	8.12. 4	27,299	24,266	*11.1*	*13.8*	71	40	16	24
19	鳥取市	12. 3.25	29,928	21,799	*27.2*	*22.6*	78	40	27	13
20	兒玉町	11. 2. 1	34,883	24,123	*30.8*	*11.6*	77	40	21	19
21	佐賀市	9. 6.10	20,022	16,790	*16.1*	*8.1*	53	36	17	19
22	豊山町	8. 7. 5	26,280	22,231	*15.4*	*22.3*	88	40	17	23
23	岸和田市	11. 9.10	24,967	21,211	*15.1*	*13.3*	64	40	15	25
24	豊橋市	9.10. 5	25,965	22,119	*14.8*	*16.1*	61	36	17	19
25	福島町	9. 9. 3	20,311	18,204	*10.4*	*10.0*	43	36	18	18
26	横濱市	12. 1.20	26,690	19,599	*26.6*	*14.7*	50	36	15	21
27	横濱市	11.10.10	24,734	20,220	*18.2*	*9.7*	59	36	22	14
28	横濱市	12. 4. 2	25,083	21,241	*15.3*	*10.3*	49	36	12	24
29	岡崎市	12. 4.18	27,100	20,868	*23.0*	*18.9*	67	36	16	20
30	下尼崎市	11. 5. 3	…	…	*21.2*	*10.7*	68	36	12	24
31	敦賀市	8. 7. 3	18,418	17,002	*7.6*	*9.5*	75	36	24	12
32	門司市	9. 5.31	21,199	19,132	*9.8*	*10.6*	62	36	25	11
33	小倉市	11. 5.31	…	…	*17.4*	*10.4*	65	36	18	18
34	大牟田市	12. 5.22	18,569	17,273	*6.9*	*7.7*	67	36	19	17
35	知多郡	12. 5.15	19,381	13,211	*31.8*	*39.1*	54	36	19	17
36	島原町	11. 7. 4	16,817	14,997	*10.8*	…	…	…	…	…
37	森町	8.10.21	16,999	14,978	*11.9*	*20.0*	69	36	17	19
38	井手村	11. 4.20	15,442	12,887	*16.7*	*8.1*	78	36	19	17
39	米沢市	12. 5.23	16,133	14,300	*11.3*	*6.8*	63	36	17	19
40	久留米市	9. 7.25	13,992	12,890	*7.8*	*7.8*	56	36	13	23
41	西尾市	12. 6. 5	14,719	11,516	*21.7*	*10.6*	51	36	13	23
42	宇治山田市	9.10. 4	12,699	11,009	*13.3*	*14.6*	56	36	18	18
43	宮古町	9. 5.31	13,954	12,902	*7.5*	*9.6*	50	36	15	21
44	都城市	9. 3.17	14,907	13,473	*7.8*	*9.8*	53	36	15	21
45	福山市	12. 4.18	15,254	13,022	*14.6*	*11.7*	45	36	16	20
46	府山市	12. 5.22	16,551	14,313	*15.3*	*8.7*	53	36	17	19
47	甲府市	9. 5.28	13,955	12,842	*7.9*	*9.8*	43	36	14	22
48	松江市	9. 1. 4	13,840	12,558	*11.5*	*11.9*	70	36	21	15

備考　本表は本會の調査に對する各市の回答及選擧當正時報の所報により作製す。

1 市會議員總選擧

番	都市	選擧期日	選擧當日有權者數	投票數	率 最近選擧(%)	率 前回選擧(%)	候補者數	議員定數	當選者 新	當選者 再
49	釧路市	昭 12. 5.21	13,476	12,746	*5.4*	*3.5*	48	36	11	25
50	岡崎市	11.10. 5	12,867	11,676	*9.2*	*5.7*	50	36	16	20
51	宇部市	8.11. 8	11,742	10,990	*6.4*	*9.0*	39	36	18	18
52	長野市	11. 6. 1	14,204	12,289	*14.1*	*7.1*	59	36	18	18
53	若松市(福岡)	9. 5.31	11,855	11,234	*5.2*	*6.6*	47	36	20	16
54	松本市	12. 7. 1	…	…	*14.0*	*12.0*	69	36	10	26
55	大津市	12. 5.20	11,700	9,727	*16.8*	*11.2*	49	36	14	22
56	戸畑市	11.11.12	10,797	9,434	*12.6*	…	60	36	14	22
57	山形市	12. 6. 1	11,814	10,616	*10.1*	*5.9*	48	36	14	22
58	盛岡市	8. 4.16	10,221	8,995	*11.9*	*9.2*	42	36	15	21
59	津市	12. 3.25	12,220	10,639	*12.9*	*14.3*	65	36	18	18
60	富山市	9.10. 4	9,794	8,986	*8.3*	*12.0*	55	36	16	20
61	那覇市	12. 6.27	10,726	8,946	*16.5*	*13.2*	51	36	10	26
62	宮崎市	10. 5.28	11,438	9,269	*23.4*	*15.8*	46	36	17	19
63	高崎市	11. 6.13	11,726	10,186	*13.1*	*10.2*	52	36	15	21
64	水戸市	12. 4. 6	10,774	8,617	*20.3*	*8.4*	43	36	14	22
65	八戸市	12. 6. 8	10,973	8,625	*21.4*	*13.9*	57	36	14	22
66	別府市	11. 6.20	10,927	9,700	*11.2*	*5.6*	59	36	19	17
67	長岡市	11. 6.20	11,056	9,727	*12.0*	…	44	36	…	…
68	大分市	9. 5.31	9,102	8,211	*9.8*	*12.1*	54	36	20	16
69	清水市	11. 5. 2	12,136	10,283	*15.2*	*4.9*	52	36	18	18
70	延岡市	11.11.18	10,561	9,565	*9.4*	*8.3*	75	36	23	13
71	秋田市	12. 4.25	9,918	8,642	*12.9*	*6.7*	48	36	14	22
72	八王子市	8.11. 2	9,225	8,633	*6.4*	*7.0*	42	36	21	15
73	鄰城市	11. 6.10	…	…	*11.0*	*12.3*	58	36	21	15
74	四日市市	11.10.11	10,694	9,589	*10.3*	*8.2*	43	36	9	27
75	千葉市	12. 3. 7	14,791	11,379	*23.1*	*10.4*	51	36	21	15
76	高山市	11. 8.30	10,728	9,913	*2.6*	*6.8*	48	36	12	24
77	高岡市	8.10.10	10,309	9,855	*4.4*	*4.6*	45	36	23	13
78	鎭路市	9.10. 5	8,115	7,177	*11.6*	*8.6*	54	36	17	19
79	奈良市	12. 4. 1	10,281	9,393	*8.6*	*8.9*	49	36	11	25
80	川口市	12. 5.20	9,688	8,818	*9.0*	*8.2*	52	36	17	19
81	一宮市	8.11. 5	7,355	6,994	*4.9*	*3.8*	35	30	18	12
82	甲府市	11.11. 5	8,630	7,839	*9.2*	*4.5*	55	36	23	13
83	防府市	11.10. 7	9,313	8,024	*13.8*	…	68	36	17	19
84	宇治山田市	11.12. 2	9,315	8,493	*8.8*	*8.7*	52	36	6	30
85	大垣市	9. 6. 3	6,572	6,119	*6.9*	*4.3*	42	30	9	21
86	松江市	12. 5.29	9,436	8,218	*12.9*	*8.4*	42	30	13	17
87	今治市	11. 5.28	9,233	7,966	*13.7*	*8.4*	43	36	16	20
88	米澤市	12. 6. 1	8,863	8,217	*7.2*	*3.8*	54	36	15	21
89	宇和島市	11. 5. 5	9,515	7,453	*21.6*	*7.8*	44	36	30	6
90	沼津市	10. 9. 9	7,586	6,832	*9.9*	*8.2*	38	30	17	13
91	佐賀市	11. 1. 6	7,988	6,608	*17.0*	*7.9*	42	30	7	23
92	足利市	12. 3.12	8,317	7,882	*5.2*	*5.1*	47	30	16	14
93	瀨戸市	8.11. 5	7,713	6,830	*11.4*	*12.6*	40	30	20	10
94	銚子市	12. 3. 3	12,444	10,529	*15.1*	*8.2*	49	36	17	19
95	鳥取市	12. 6. 9	7,347	6,558	*10.7*	*5.7*	39	30	9	21
96	川口市	9.11.25	5,941	5,272	*11.0*	…	45	30	30	0

1 市會議員總選擧

都市	選擧期日	選擧當日有權者數	投票數	棄權率 最近選擧(%)	前回選擧(%)	候補者數	議員定數	當選者 新	舊
97 弘前市	昭12. 6. 1	8,081	7,320	9.4	4.8	42	30	11	19
98 若松市(福島)	9. 6. 4	7,389	6,779	8.3	8.2	41	30	15	15
99 鳥取市	10. 5.21	7,854	7,279	7.3	10.4	…	30	9	21
100 浦和市	9. 3. 3	6,598	5,898	10.6	…	45	30	12	18
101 直方市	…	…	…	…	…	…	…	…	…
102 明石市	11. 1.26	8,165	6,123	25.0	15.0	35	30	11	19
103 岸和田市	10. 1.12	7,049	6,696	5.0	8.0	35	30	9	21
104 飯塚市	10. 3.15	…	…	…	…	…	…	…	…
105 平塚市	11. 5. 7	6,812	4,798	29.5	15.0	36	30	14	16
106 米子市	10. 6. 6	6,431	5,983	7.0	3.0	35	30	13	17
107 岡谷市	11. 4.26	6,143	5,405	12.0	…	35	30	…	…
108 熊谷市	12. 5.10	6,890	6,224	9.7	4.2	36	30	14	16
109 鶴岡市	11.12. 1	7,372	6,222	15.6	6.5	35	30	12	18
110 帶廣市	12. 6. 1	5,628	4,668	17.1	14.7	40	30	15	15
111 津山市	12. 3. 1	6,569	5,949	9.4	4.5	42	30	6	24
112 松阪市	12. 3.11	6,453	5,919	9.0	4.2	48	30	16	14
113 倉敷市	11. 4.12	6,114	5,025	17.8	6.7	34	30	17	17
114 三條市	9. 2. 8	6,242	5,952	4.6	…	…	30	…	…
115 上田市	10. 7.16	6,706	6,151	8.3	7.2	39	30	20	10
116 川越市	9.11. 1	6,285	5,808	7.6	8.1	40	30	12	18
117 山口市	12. 5.20	5,332	4,548	14.7	11.2	44	30	17	13
118 石巻市	12. 4.10	5,555	5,188	7.5	10.6	43	30	14	16
119 徳山市	10.11.15	…	…	…	…	…	…	…	…
120 新宮市	8.10. 8	5,355	4,878	8.9	…	65	30	17	13
121 萩市	11. 7.18	6,657	5,436	18.3	7.6	35	30	12	18
122 酒田市	12. 4.24	6,025	5,614	6.8	9.4	37	30	6	24
123 唐津市	11. 1.21	5,413	4,822	10.9	6.6	53	30	18	12
124 高田市	10.12. 1	4,948	4,498	9.0	5.7	35	30	7	23
125 尾道市	12. 5.31	9,433	8,282	12.3	9.4	53	30	12	18
126 八幡濱市	12. 4.30	6,113	4,323	29.3	…	4	3	1	2
127 中津市	12. 5.21	5,574	5,063	9.1	12.5	41	30	17	13
128 海南市	9. 5.15	5,885	5,466	7.1	…	37	30	30	0
129 丸龜市	9. 4.27	5,351	5,047	5.7	11.4	42	30	18	12
130 首里市	8. 8. 1	3,801	3,174	16.5	12.2	34	30	13	17
131 豐中市	…	…	…	…	…	…	…	…	…
132 高山市	11.12. 5	5,273	4,824	8.5	…	41	30	7	23
133 三原市	11.12.25	5,787	5,291	8.5	…	50	30	30	0
134 彦根市	12. 3.30	6,360	5,650	11.2	…	50	30	17	13
135 布施市	12. 5.23	15,373	11,716	23.8	…	85	36	9	27
136 船橋市	12. 5.25	8,007	6,711	16.2	…	49	30	11	19
137 栃木市	12. 5.28	5,793	5,449	5.9	…	44	30	16	14
138 敦賀市	12. 5.21	5,774	5,229	9.4	…	49	30	13	17
139 飯田市	12. 5.20	5,301	4,827	8.9	…	34	30	9	21
140 桑名市	12. 5.28	7,166	6,410	10.6	…	37	30	12	18
141 福知山市	12. 4.22	6,211	5,739	7.6	…	51	30	6	24
142 熱海市	12. 6.25	3,392	3,240	4.5	…	51	30	9	21
143 釜石市	12. 5.25	…	…	5.1	…	47	30	14	16
144 平市	12. 7.10	4,832	4,663	3.5	…	51	30	12	18

2 市長・助役（昭和13年7月1日現在）

附・六大都市主要職員

都市	市長 姓名(就任期)	市長 前職	助役 姓名(就任期)	助役 前職	收入役	局部長 局部名	局部長 姓名
1 東京市	小橋一太 (昭12.6.28)	文部大臣	三邊長治 (昭12.7.26) 篠原英太郎 (昭12.7.26) 原全路 (昭12.7.26)	文部次官 內務次官 同市水道局長		監査局 財務局 産業局 教育局 社會局 保健局 水道局 土木局 電氣局 港灣部	前田賢次 (局長事務取扱) 平山泰 吉山眞棹 伊藤昌肅 澤逸與 宮川宗徳 (局長事務取扱) 原全路 衣斐清香 後藤悌次 鈴木榮一郎
2 大阪市	坂間棟治 (昭11.7.20)	大阪市助役	中井光次 (昭11.9.3) 三宅正三 (昭10.5.18) 森下政一 (昭11.9.30)	島根縣知事 同市 [illegible]部長 同市 [illegible]部長	椎野信次	電氣局 教育部 水道部 土木部 港灣部 保健部 財務部 社會部 經理部 監査部 産業部	[illegible] 菅野和太郎 島崎孝彦 稲留並實 內山新之助 藤原九十郎 秋元保一 志賀志那人 里村安二郎 大塚辰治 伊東俊雄
3 名古屋市	大岩勇夫 (昭2.8.1)	同市會議長	藤岡兵一 (昭6.9.12) 神田純一 (昭7.2.4)	[illegible] 鳥取縣知事	山田久米雄	電氣局 水道局 庶務部 教育部 土木部 産業部 保健部 社會部 秘書課	高原匡 池田篤三郎 中原周平 坂本錫 花井又太郎 田中藤六 金原庄次郎 松楯基彦 民屋慶次郎
4 京都市	市村慶三 (昭11.6.4)	鹿兒島縣知事	加賀谷朝藏 (昭11.6.5) 石川芳太郎 (昭11.8.11)	[illegible]內務部長 [illegible]內務部長	五島庸一	電氣局 水道局 産業部 財務部 土木局 保健部 教育部	祝島男 杉山元之助 小泉燕 有本健三郎 高田景 仮野[illegible] 額谷[illegible]
5 神戸市	勝田銀次郎 (昭8.12.21)	[illegible]	八木林作 (昭9.8.11) 守屋磨瑳夫 (昭10.10.16)	島根縣知事 青森縣知事	村上金次郎	電氣局 土木部 水道部 教育部	杉野榮 荒木文四郎 村山喜一郎 川島傳三
6 横濱市	青木周三 (昭10.8.8)	鐵道次官	鵜澤憲 (昭10.8.27) 梅津芳三 (昭9.12.17)	靜岡縣知事 神戸市助役	武井佳太郎	土木局 水道局 瓦斯局 電氣局	下村猛 藤田弘直 賀田立二 大橋長行

備考
1. 本表は本會の照會に對する各市の回答により作製、7月1日以後の異動も努めて採錄す。
2. ○印は名譽職市長を示す。
3. 再選又は三四選以上の場合は其の最初の就任期を掲ぐ。
4. 回答に接し得ざる市に付ては前回の年鑑による。

2 市長・助役 （昭和12年7月1日現在）

番號	都市	市長 姓名	市長 前職	市長 就任期	助役 姓名	助役 前職	助役 就任期
7	廣島市	横山金太郎	辯護士	昭 10. 2.26	藤田五郎	辯護士	昭 10. 2.27
8	福岡市	久世庸夫	會社員	昭 9. 7. 4	高武公美	官吏	昭 8. 9.22
9	呉市	○水野甚次郎	元呉市會議長	昭 12. 5. 4	中川淑治	[illegible]	昭 12. 5.12
10	仙臺市	澁谷徳三郎	東京市區長	昭 5. 8.31	高橋林造	宮城縣地方事務官	昭 7. 6.17
11	八幡市	岡部象貳	林務官	昭 3. 6.21	缺		
12	長崎市	佐井幸一郎	愛媛縣知事	昭 9. 5.21	青木善祐	熊本縣警察部長	昭 10.11. 2
13	函館市	坂本森一	官吏	昭 4.12.27	[illegible]吉茂樹	官吏	昭 2. 2.27
14	靜岡市	○尾崎元次郎	林業	昭 10.10.12	杉本良	[illegible]	昭 11. 6. 1
15	札幌市	三澤寛一	島根縣知事	昭 12. 7.15	伊澤廣晋	札幌市[illegible]	昭 11. 2.25
16	熊本市	山隈康	辯護士	昭 9. 5.14	安原舜一	[illegible]	昭 12. 7.21
17	横須賀市	鈴木寄治郎	金物商	昭 11. 1.22	葛貫林三	横須賀市主事	昭 10.10. 9
18	金澤市	澤野外茂次	市會議長	昭 11. 7.30	久保豐四郎	岩手縣知事	昭 9. 7.23
19	鹿兒島市	伊地知四郎	海軍少將	昭 11. 7.12	鎌田精一	鹿兒島市[illegible]	昭 11. 7.21
20	和歌山市	田口易之	大分縣知事	昭 11. 6. 3	五十嵐吉三	地方事務官	大 12. 3. 9
21	佐世保市	相賀照郷	[illegible]	大 15. 6.29	小浦總平	佐世保[illegible]	昭 12. 2.22
22	岡山市	石原市三郎	東京市[illegible]	昭 9. 2.25	小西[illegible] 河原[illegible]	岡山[illegible] 岡山市土木課長	昭 11. 6.26 昭 12. 1.22
23	川崎市	芝辻一郎	山梨縣知事	昭 10. 9.14	[illegible]左衛門	栃木縣地方課長	昭 9.12. 3
24	小樽市	○板谷宮吉	貴族院議員	昭 8.12.11	土居通夫	徳島縣知事	昭 8.12.11
25	濱松市	横光吉規	臺南州知事	昭 10. 2. 8	山崎正義	地方事務官	昭 8. 6. 3
26	堺市	○河盛安之介	堺市會議長	昭 8. 4.19	田中慶治	堺市主事・[illegible]	昭 11. 5. 6
27	豐橋市	神戸小三郎	市會議長	昭 9. 9. 3	眞船民伊	[illegible]	昭 10. 3.28
28	新潟市	—	—	—	横山正	[illegible]	昭 9. 3. 2
29	下關市	松井信助	平壌府尹	昭 6. 1.27	[illegible] [illegible]	地方事務官 地方事務官	昭 6. 4.13 昭 8. 2.29
30	尼崎市	有吉實	宮崎縣知事	昭 11. 6. 3	田中奏	[illegible]	昭 11. 6.13
31	岐阜市	松尾國松	官吏	大 14. 3. 7	東前豐	市吏員	昭 7. 7.27
32	門司市	—	—	—	谷達太郎	[illegible]	昭 12. 2. 6
33	小倉市	百濟文輔	川崎市長	昭 9. 3.21	黒岩鹿藏	[illegible]	昭 10. 5. 4
34	大牟田市	前田慎吾	[illegible]	昭 9. 5. 4	井上呑太郎	地方事務官	昭 7. 1.15
35	高知市	川淵洽馬	福岡縣知事	昭 11. 1.28	馬場敬恭	[illegible]	昭 8. 2. 3
36	姫路市	田寺俊信	石川縣知事	昭 9. 9. 6	川口[illegible]	[illegible]	昭 9.11.13
37	徳島市	—	—	—	津川秀男	[illegible]	昭 10. 4.11
38	青森市	千葉傳藏	市會議長	昭 11. 5.28	木村亮吉	[illegible]	昭 12. 4.15
39	福井市	齋藤直橘	會社員	昭 12. 6.18	石野庄次郎	[illegible]	昭 5.12.15
40	久留米市	石野要夫	遞信局長	昭 5. 1. 3	村上殿三郎	會社員	昭 7. 6.30
41	西宮市	藤山品次	[illegible]	昭 8.12.20	松尾國治	兵庫縣事務官	昭 5.10. 3
42	旭川市	井上英	[illegible]	昭 11. 9.11	足立富	[illegible]	昭 7. 7. 5
43	宇都宮市	落合慶四郎	東京市助役	昭 11.12.28	笠原倚太	横濱市主事	昭 12. 6.19
44	高松市	富家政市	陸軍少將	昭 9. 5.27	川口丙三郎	東京市[illegible]	昭 9. 8. 9
45	前橋市	江原桂三郎	會社重役	昭 8.12.24	堀康雄	群馬縣地方事務官	昭 7. 1.21
46	富山市	山崎定義	陸軍少將	昭 11. 2.11	金森吟	富山市主事[illegible]	昭 10. 3.30
47	甲府市	齋木逸造	縣會・市會議員	昭 10. 8.28	小泉[illegible]	山梨縣[illegible]	昭 11. 9.14
48	松山市	井上久吉	實業家	昭 8.11.13	清水勇三郎	會社員	昭 8.11.21

備考 1. 本表は本會に報告ありたる各市の回答により作製。7月1日以後の異動も加へて掲載す。
2. ○印は名譽職市長を示す。
3. 再選又は三選以上の場合は其の最初の就任期を掲ぐ。
4. 新たに施行せる市に付ては前回の號數による。

2 市長・助役 （昭和12年7月1日現在）

番號	都市	市長 姓名	市長 前職	市長 就任期	助役 姓名	助役 前職	助役 就任期
49	桐生市	關口[illegible]二	山田郡長	大 14. 8.12	荻野欽司	群馬縣[illegible]	大 11. 1.14
50	岡崎市	菅野經三郎	縣會議員	昭 10.12.23	小出猷三	瀬戸市長	昭 11. 4.18
51	宇部市	紀藤閑之助	農業	昭 10.12.16	西田謙次	縣官吏	大 15. 9.21
52	長野市	高野忠衛	[illegible]	……	缺		
53	[illegible]	田中無事生	茨城縣知事	昭 9. 5. 5	木本新一	[illegible]	昭 8. 7.11
54	松本市	百瀬興政	市會議員	昭 12. 8.23	赤羽九市	地方警視	昭 4.11.10
55	大津市	堀田義次郎	元縣知事	昭 8. 6.21	早川清三	元地方事務官	昭 8. 6.30
56	戸畑市	鶴田豐	地方事務官	昭 8. 4. 5	中田方亮	市主事	昭 10. 7.18
57	山形市	大沼保吉	酒造業	昭 7.11.18	工藤貞次	縣官吏	昭 2. 4.26
58	盛岡市	大矢馬太郎	元代議士	昭 9. 6. 7	村田華之助	……	昭 12. 7.22
59	津市	堀川美哉	新聞記者	昭 9. 7.18	高橋信藏	地方事務官	昭 11. 5. 1
60	室蘭市	[illegible]	市助役・市會議長	昭 10. 3. 5	横田一二	累進	昭 8.12.19
61	那覇市	金城紀光	醫師	昭 10. 8.12	當間重剛	辯護士	昭 8.12.11
62	宮崎市	櫻井久吾		昭 12. 6. 7	高山直通	官吏	昭 10. 7.27
63	高崎市	[illegible]	助役	昭 11. 9.11	小林竹次郎	收入役	昭 11. 9.28
64	水戸市	中崎俊秀	[illegible]	昭 12. 5.14	岡野新	地方事務官	昭 7.10.10
65	八戸市	神田重雄	市會議長	昭 5. 8.18	—	—	—
66	別府市	小野隆	辯護士	昭 10. 9.23	森保喜藏	官吏	昭 11. 2.17
67	長岡市	木村清三郎	衆議院議員	昭 4.12.26	關成雄	[illegible]	昭 5. 2. 1
68	大分市	[illegible]	縣會議員	昭 8.12.23	首藤幸夫	同市收入役	昭 12. 7.27
69	清水市	山田靜四郎	元市長	昭 12. 7.10	佐藤榮一	地方商工主事	昭 7. 4. 1
70	[illegible]岡市	大島文彦	大分市助役	昭 12. 9.26	—	—	—
71	秋田市	鈴木守孝	辯護士	昭 9.10.28	—	—	—
72	八王子市	[illegible]	八王子[illegible]	昭 9. 1.16	西原貫一	八王子市助役	昭 9. 1.26
73	都城市	曾木重貴	……	昭 12. 5.14	安山圭三	……	昭 10.11.28
74	四日市市	吉田勝太郎	岐阜縣知事	昭 9. 6. 9	加藤信太郎	三重縣郡長	昭 2. 9.21
75	千葉市	永井準一郎	大連市助役	昭 9.12.26	宮内三郎	[illegible]	昭 8. 6.16
76	[illegible]山市	中野有光	[illegible]	昭 12. 9. 7	福田秀夫	廣島縣郡長	昭 8. 9. 9
77	高岡市	堀豐	村長	昭 9. 8.26	廣瀬林他	警察署長	昭 9.11. 1
78	釧路市	佐藤國司	農業	昭 11. 8.16	[illegible]村貞輔	網走支廳長	昭 9. 6.19
79	奈良市	石田[illegible]三郎	會社社長	昭 8. 9.25	平城[illegible]門	[illegible]	昭 9. 6.20
80	川口市	永瀬寅吉	市會議長	昭 10. 7. 1	大作[illegible]郎	大宮町長	昭 10.12.12
81	一宮市	森林右衛門	市會議長	昭 9. 5. 3	小楠元夫	[illegible]	昭 9. 7.28
82	郡山市	村井八郎	福島縣知事	昭 12. 7. 3	關[illegible]次郎	[illegible]	昭 4.12.11
83	防府市	武光一	市會議長	昭 11.12. 3	[illegible] [illegible]	[illegible]	昭 11.12.14 昭 11.12.14
84	[illegible]市	齋藤[illegible]	[illegible]	昭 10.11.29	宮崎一雄	郡長	昭 12. 5.13
85	大垣市	東島[illegible]八	[illegible]	大 13.10. 4	[illegible]田孝吉	市收入役	昭 9.11.13
86	松江市	石倉俊寛	[illegible]	昭 4. 8.20	藤田源太郎	[illegible]	昭 2. 9. 1
87	今治市	村上紋四郎	代議士	昭 11. 1.29	大野[illegible]平	官吏	昭 12. 2. 4
88	米澤市	登坂又藏	縣會議員	昭 4. 3.16	島津[illegible]藏	地方官吏	昭 4.12.27
89	宇和島市	赤松桂	高光村長他	昭 11. 7.27	—	—	—
90	沼津市	森田[illegible]次郎	無	昭 11. 1.30	小久江[illegible]	官吏	昭 8.11. 7
91	佐賀市	橋爪勇	辯護士	昭 11. 8.27	缺		

2 市長・助役 (昭和12年7月1日現在)

都市	市長 姓名	市長 前職	市長 就任期	助役 姓名	助役 前職	助役 就任期
92 足利市	宗土正張	[illegible]	昭12. 7. 8	上原信一郎	市總務課長	昭10.12.16
93 瀬戸市	……					
94 銚子市	川村芳次	地方事務官	昭 8. 5.14	……		
95 [illegible]島市	佐藤[illegible]	警[illegible]	昭 4. 3.14	岡野足吉	會社重役	大15. 1. 6
96 市川市	浮谷竹次郎	市川町長	昭11. 3.10	並木重太郎	會社員	昭10. 7.13
97 弘前市	石郷岡文吉	無	昭 9. 6.18	乳井英夫	[illegible]	昭11. 2. 3
98 [illegible]市	佐[illegible]剛	地方事務官	昭10. 2.22	[illegible]	市書記	明43. 2. 6
99 鳥取市	楠城嘉一	市會議長	昭 2.12.20	高田[illegible]	市庶務課長	昭 3.12.11
100 浦和市	小谷野[illegible]	銀行頭取	昭11. 3.27	平山[illegible]	浦和町助役	昭 9. 4.23
101 直方市	勝野重吉	官吏	昭 6. 2. 5	香月俊一郎	[illegible]	昭 6. 5. 4
102 明石市	青木[illegible]三郎	辯護士	昭12. 6. 8	西岡唯市	[illegible]	昭 6. 5.12
103 岸和田市	……			前川由太郎	[illegible]	昭 9.12.22
104 飯塚市	[illegible]野[illegible]夫	日本赤十字社[illegible]	昭 7. 3.28	松田巳之助	[illegible]	昭 7. 3.28
105 平塚市	缺			橋本武敏	[illegible]	昭11. 1.14
106 米子市	西尾[illegible]	米子町長	昭 2. 6.21	堀江[illegible]一郎	米子町助役	昭 2. 7.11
107 岡谷市	今井[illegible]	平野村長	昭11. 5. 5	柳澤兵衛	[illegible]	昭11. 6.18
108 熊谷市	新井良作	熊谷町長	昭 8. 6.17	東[illegible]二郎	熊谷町助役	昭 8. 6.17
109 鶴岡市	熊田周八	地方事務官	昭 5. 2.20	長[illegible]吉	[illegible]	昭 5. 6.14
110 [illegible]市	[illegible]守治	……	昭 8. 7.10	大江[illegible]一	……	昭 8. 7.12
111 [illegible]山市	有元史郎	……	昭12. 8. 8	守安[illegible]太	岡山縣[illegible]	昭10.10.26
112 [illegible]市	和田[illegible]	郡山市長	昭12. 6. 1	缺		
113 [illegible]市	古屋野[illegible]	……	昭12. 7.17	[illegible]勝男	地方事務官	昭 8.12.29
114 三條市	[illegible]田新作	[illegible]	昭 9. 3.10	佐藤[illegible]一	三條町助役	昭11. 7.29
115 上田市	[illegible]任一郎	市會議長	昭 5. 5. 8	[illegible]新一	村[illegible]	昭 3. 8.16
116 川越市	橋本定五郎	[illegible]	昭10. 8.17	伊[illegible]久郎	川口市助役	昭10.11.23
117 山口市	高橋忠治	[illegible]	昭10. 5.25	小野正助	下松町長	昭 5. 2.22
118 [illegible]市	佐藤[illegible]平	無職	昭12. 4.20	[illegible]治	無職	昭12. 5.27
119 [illegible]山市	木[illegible]守	陸軍少將	昭10.12.18	玉野三平	地方事務官	昭11. 4.10
120 新宮市	[illegible]之助	新宮市助役	昭10.12.25	宮[illegible]	新宮市主事	昭10.12.28
121 [illegible]市	古[illegible]	[illegible]	昭12. 7. 9	向原[illegible]一	[illegible]	昭11. 9. 3
122 [illegible]岡市	……			齋藤己之吉	日本赤十字[illegible]	昭 8. 8. 2
123 [illegible]市	岡山茂	[illegible]	昭11. 2.18	[illegible]之介	[illegible]町長	昭11. 6.14
124 [illegible]田市	江[illegible]	海軍少將	昭11. 7. 6	中川[illegible]治	市會議員	昭11.10.[illegible]
125 尾道市	[illegible]治	岡山市助役	昭12. 1.13	佐[illegible]一	[illegible]長	昭 7. 5.30
126 八幡濱市	西村[illegible]三郎	無職	昭11. 3.27	川又金太郎	公吏	昭11.10.29
127 中津市	竹岡吉太郎	市會議員	昭 9. 3.10	久恒久太郎	……	……
128 [illegible]市	柳[illegible]五郎	無職	昭 9. 6. 9	川久保[illegible]三	公吏	昭 9. 6.28
129 丸龜市	大[illegible]三郎	高松市助役	昭 9. 7.25	山地茂直	丸龜市[illegible]	昭10. 6.26
130 [illegible]市	……	……	……	……	……	……
131 豐中市	奥村[illegible]助	大阪[illegible]	昭12. 3.16	中[illegible]夫	大阪府[illegible]	昭12. 5.18
132 高山市	直井佐兵衛	高山町長	昭12. 2. 5	船坂[illegible]治郎	高山町助役	昭11.11. 1
133 三原市	渡邊庄三郎	三原町長	昭11.11.15	渡邊[illegible]市	[illegible]	昭12. 4.18
134 [illegible]市	木島茂	無職	昭12. 6.17	石[illegible]久吉	[illegible]	昭12. 7. 1
135 布施市	[illegible]川正三	布施町長	昭12. 7.15	河野[illegible]太郎	大阪[illegible]	昭12. 9.21

2 市長・助役 (昭和12年7月1日現在)

都市	市長 姓名	市長 前職	市長 就任期	助役 姓名	助役 前職	助役 就任期
136 船橋市	[illegible]	[illegible]	……	[illegible]戸一郎	[illegible]	昭12. 4. 1
137 [illegible]木市	榊原經武	辯護士	昭12. 7. 3	高橋延壽	……	昭12. 8. 4
138 敦賀市	森本一雄	敦賀町長	昭12. 6. 1	水野定治	敦賀町助役	昭12. 6.22
139 飯田市	°野田文四郎	[illegible]	昭12. 7. 2	芝原彦十	上飯田町長	昭12. 4.11
140 桑名市	°貝塚榮之助	元市長	昭12. 6.22	奥山米次郎	元助役	昭12. 6.30
141 福知山市	高木牛兵衛	會社取締役	昭12. 5.19	吉岡正雄	[illegible]	昭12. 5.21
142 熱海市	°[illegible]口修夫	市會議長	昭12. 7.25	山口榮吉	神奈川縣警部	昭12. 8.13
143 釜石市	小野寺有一	同町長	昭12. 6.12	……	……	……
144 平市	青沼鋒太郎	同町長	昭12. 8.10	伊藤秀吉	[illegible]	昭12. 9.14
關東州						
701 大連市	丸茂藤平	豐橋市長	昭10.11.17	[illegible]良助	大連市[illegible]	昭11. 4.15
702 旅順市	高山靜司	[illegible]	昭11. 1. 8	高木喜[illegible]	[illegible]	昭11. 3.12
臺灣	(市尹)					
601 臺北市	石井龍猪	[illegible]	昭11.10.16	豐澤勇治	[illegible]	昭11.10.20
602 臺南市	古澤勝之	臺中市尹	昭 8.10. 3	丸木末次郎	[illegible]	昭11.12.26
603 基隆市	川[illegible]平	……	……	山下芳松	[illegible]	昭 9. 5.10
604 高雄市	松尾繁治	桃園郡守	昭 9. 9. 3	須江英雄	[illegible]	昭11.12.28
605 嘉義市	伊藤英三	高雄州地方課長	昭11.10.20	鳥海剛	拓務理事官	昭11. 7.23
606 臺中市	藤田淳教	[illegible]	昭10. 9. 2	五野[illegible]	總督府屬	昭10. 9. 2
607 新竹市	[illegible]田斌	郡守	昭11.10.20	劉萬	[illegible]	昭 9. 9. 3
608 屏東市	宗藤大陸	[illegible]	昭11.10.20	林旭屏	[illegible]	昭11.10.20
609 彰化市	安[illegible]良[illegible]	基隆郡守	昭11.12.28	[illegible]山峯登	[illegible]	昭10. 9. 2
朝鮮	(府尹)			(府會副議長)	(現職業)	
501 京城府	甘蔗義邦	官吏	昭11. 5.21	大野[illegible]郎	無	昭10. 6.12
502 釜山府	山本[illegible]太郎	[illegible]	昭11. 7.30	西條利八	造船業	昭10. 6. 3
503 平壤府	矢野桃郎	[illegible]	昭11.10.16	稻葉書之助	醫師	昭10. 6.10
504 大邱府	古市進	[illegible]	昭12. 4. 1	高田官吾	農具商	昭 7. 3.24
505 仁川府	永井照雄	木浦府尹	昭 8. 8.14	吉田秀次郎	會社員	昭10.12.21
506 木浦府	[illegible]田[illegible]	[illegible]	昭10.10. 1	内谷萬平	[illegible]	昭10. 8. 1
507 元山府	玉田之[illegible]	[illegible]郡守	昭11. 1.22	神宮興太郎	商業	昭10. 6. 1
508 新義州府	村上[illegible]	無	昭 8. 4. 7	多田榮吉	交通業	昭10. 5.31
509 [illegible]府	[illegible]	[illegible]	昭 6.12.28	金[illegible]	[illegible]	昭10. 6.16
510 [illegible]府	[illegible]	[illegible]	昭11. 5.21	朴[illegible]	府會議員	昭10. 5.21
511 [illegible]府	[illegible]田茂助	官吏	昭 6.12.28	小竹松太郎	[illegible]	昭10. 5.21
512 [illegible]州府	……	……	……	……	……	……
513 [illegible]府	坂本官[illegible]	[illegible]	昭12. 5.23	李[illegible]	[illegible]	昭10. 5.21
514 全州府	高[illegible]二	大同郡守	昭10.10. 1	久永麟一	辯護士	昭10.11.29
515 [illegible]山府	佐藤[illegible]	郡守	昭 6.	樋口虎三	會社員	昭10. 6.18
516 大田府	野口三郎	木浦府尹	昭10.10. 1	安藤安二	無	昭10.12. 5
517 [illegible]山府	[illegible]江一	……	昭11. 7.30	加藤[illegible]一郎	會社員	昭12. 5. 8
518 [illegible]府	[illegible]田口[illegible]	[illegible]邑長	昭11.10. 1	齋藤長治	[illegible]	昭11.12.17
樺太						
801 豐原市	°高橋[illegible]太郎	豐原町長	昭12. 9.21	金子利信	小學校長	昭12. 7. 1
802 大泊市	°吉川平八	大泊町會[illegible]	昭11. 1. 9	高橋安兵衛	知床村長	昭11. 8. 9

3 市會正副議長 (昭和12年7月1日現在)

番號	市	市會議長 姓名	職業	就任期	市會副議長
1	東京市	松永東	辯護士	昭12. 3	林 達
2	大阪市	中田守雄	……	昭12. 6	田邊忠實
3	名古屋市	今堀辰三郎	藥種商	昭8. 11	富田彦吉
4	京都市	田中和一郎	……	昭12. 6	藤井彦次郎
5	神戸市	上田 實	……	昭12. 6	松岡靜榮
6	横濱市	田邊徳五郎	地主	昭9. 2	奥村三樹之助
7	廣島市	森保祐昌	辯護士	昭12. 6	井上 博
8	福岡市	王丸代吉	搾乳業	昭12. 6	末松偕太郎
9	呉市	山縣篤二	無職	昭12. 7	山野榮人
10	仙臺市	佐々木幸助	辯護士	昭12. 5	鳥海貞太郎
11	八幡市	上田吉次	土木建築請負業	昭12. 6	安日 新
12	長崎市	倉成庄八郎	代議士	昭12. 5	石川文一郎
13	函館市	登坂良作	辯護士	昭9. 11	田中 正
14	靜岡市	稲森誠次	料理業	昭12. 4	小長井誠藏
15	札幌市	村田不二三	辯護士	大15. 10	本間久三
16	熊本市	平野龍起	辯護士	昭9. 5	橋本壽七
17	横須賀市	石渡直次	米酒商	昭12. 5	安田加年彦
18	金澤市	缺			松倉清次郎
19	鹿兒島市	中摩直一	……	昭12. 9	智田 靜
20	和歌山市	中 [illegible]	無職	昭11. 2	住江松之助
21	佐世保市	橋崎龍吉	鑛業	昭11. 6	藤井友市
22	岡山市	伊藤好良	無職	昭8. 7	片山忠次
23	川崎市	金剛不二太郎	土木建築請負業	昭11. 9	市川悦太郎
24	小樽市	河原直孝	會社員	昭9. 10	新谷喜太郎
25	濱松市	石岡孝平	會社員	昭12. 3	内藤惣一
26	堺市	藤本兼一	……	昭12. 2	出見吉三郎
27	豊橋市	大林和助	[illegible]	昭11. 10	彦坂只一
28	新潟市	安倍邦太郎	會社重役	昭12. 4	吉川大介
29	下關市	岡本助治	辯護士	昭12. 5	筒井誠一
30	尼崎市	上村盛治	農業	昭11. 5	西田甚兵衛
31	岐阜市	加藤慶一	……	昭12. 7	稻葉芳雄
32	門司市	中野眞吾	海運業	昭9. 6	百合野保夫
33	小倉市	林 敬之助	辯護士	昭11. 6	山本吉松
34	大牟田市	鶴 惣市	……	昭12. 6	吉永師治
35	高知市	齋藤 琢	會社員	昭12. 6	前田嘉郎
36	姫路市	井田 使	辯護士	昭11. 7	瀧川鐵次郎
37	徳島市	富永正衛	私立學校長	昭8. 11	立石一雄
38	青森市	川口榮之進	辯護士	昭11. 5	若井由五郎
39	福井市	熊谷太三郎	土木請負業	昭12. 6	青木嘉三
40	久留米市	吉田 靖	辯護士	昭9. 8	古賀乙作
41	西宮市	米田嘉兵衛	骨董商	昭12. 6	豊住昇治
42	旭川市	前田善治	農業	昭9. 10	村上啟治郎
43	宇都宮市	杉本利七	菓子製造業	昭11. 12	古泉美太郎
44	高松市	鈴木善仲	無職	昭9. 3	日下吉雄
45	前橋市	岡所安太郎	……	昭12. 9	木村矢吉
46	富山市	吉田清平	會社員	昭8. 5	本多瀬松
47	甲府市	秋山[illegible]右衛門	製絲業	昭10. 9	廣瀬治作
48	松山市	宇和川濱藏	辯護士	昭10. 6	佐藤直臣
49	桐生市	田島慶太郎	織物製造業	昭12. 5	新井豊太郎
50	岡崎市	高木喜藤	文具商	昭11. 10	鈴木雄助
51	宇部市	高良宗七	會社重役	昭8. 7	渡邊剛二
52	長野市	高野忠衛	藥種業	昭12. 8	大塚良[illegible]
53	若松市(福岡)	柳川精四郎	石炭商	昭9. 5	大貝滑太郎
54	松本市	岩崎留一郎	醫師	昭4. 7	吉澤正雄
55	大津市	信正義雄	辯護士	昭12. 6	竹花正治
56	戸畑市	大庭康[illegible]	土木請負業	昭11. 12	安田幾太郎
57	山形市	叶内長兵衛	會社重役	大14. 6	齋藤利吉
58	盛岡市	石川喜七	米穀商	昭12. 5	宮 義次郎
59	津市	金子重三	……	昭12. 4	大原周治
60	室蘭市	村田佐一郎	呉服太物商	昭10. 3	菅田晴松
61	那覇市	長野時之助	會社員	昭12. 7	仲本啟春
62	宮崎市	有馬美利	製絲業	昭11. 6	原井正紀
63	高崎市	須藤定八	金融業	昭11. 6	松下 昇
64	水戸市	鈴木開次郎	醫師	昭8. 4	伊藤建之助
65	八戸市	大久保万吉	農業	昭12. 6	浪打石丸
66	別府市	森 八治	貸座敷業	昭11. 7	毛井睦治
67	長岡市	松本正三郎	新聞社重役	昭11. 7	内山由藏
68	大分市	後藤重雄	米穀商	昭9. 6	矢野六七吉
69	清水市	——	——	——	山本量平
70	延岡市	小田澤太郎	商業	昭12. 6	吉高一彌
71	秋田市	片屋永之助	……	昭12. 5	野口周次郎
72	八王子市	太田平輔	青物商	昭8. 11	平林好平
73	都城市	山下矢之助	農業	昭11. 6	蛯原重行
74	四日市市	石崎乗光	[illegible]	昭11. 10	須藤忠藏
75	千葉市	壽瀬甚[illegible]	無職	昭12. 3	海賀英二
76	福山市	小林顧雄	會社重役	昭10. 12	今藤新一
77	高岡市	大澤五月	醫師	昭10. 9	正村五平
78	釧路市	[illegible]	雜貨卸商	昭9. 10	中川久平
79	奈良市	鈴木新太郎	辯護士	昭12. 4	松本倫太郎
80	川口市	白井國藏	織物製造業	昭12. 6	蓮沼[illegible]治郎
81	一宮市	田中[illegible]	無職	昭9. 5	小島克實
82	郡山市	福内和介	會社重役	昭11. 11	坪井榮作
83	防府市	安岡[illegible]一	地主	昭11. 12	阿部[illegible]一
84	宇治山田市	岡村[illegible]二	辯護士	昭11. 12	早川隆藏
85	大垣市	鈴本利太	[illegible]	昭11. 3	小寺仁左衛門
86	松江市	[illegible]右衛門	[illegible]	昭12. 6	岡山清次郎
87	今治市	武内[illegible]一	無職	昭11. 6	安井茂助
88	米澤市	横岡[illegible]吉	酒造業	昭8. 3	佐藤仁助
89	宇和島市	菅[illegible]多七	商業	昭11. 5	井上雄馬
90	沼津市	[illegible]田[illegible]郎	醫師	昭11. 4	岡田香市
91	佐賀市	木田[illegible]七	辯護士	昭11. 1	飯島一夫
92	足利市	木本[illegible]	織物製造業	昭12. 3	大竹藤三郎
93	瀬戸市	永[illegible]西	陶磁器商	昭8. 11	菊田 茂
94	銚子市	大里庄兵衛	砂糖商	昭8. 3	青野儀助
95	福島市	亀川矢[illegible]	辯護士	昭8. 6	中谷眞雄
96	市川市	後藤仁助	農業	昭11. 7	小林勝太郎
97	弘前市	宮川久一	銀行重役	昭12. 6	神山隆文
98	若松市(福島)	岩崎光雄	辯護士	昭9. 11	鈴木幸九郎
99	鳥取市	米澤喜男	會社重役	昭10. 5	井田貫治
100	浦和市	相川宗次郎	米穀商	昭9. 3	豊田秋次郎
101	直方市	森田 武	銀行取締役	昭11. 2	……
102	明石市	八木新一郎	牛乳商	昭7. 3	稲山米藏
103	岸和田市	覺野藤三郎	會社重役	昭10. 1	辻本芳松
104	飯塚市	瓜生長右衛門	鑛業	昭11. 3	藤内芳兵衛
105	平塚市	杉山昌夫	貸座敷業	昭11. 5	鈴木亀次郎
106	米子市	遠藤光徳	會社重役	昭10. 6	石田幸之進
107	岡谷市	林 七六	製絲[illegible]業	昭11. 5	宮坂健次郎
108	熊谷市	渕上仁濟	醫師	昭12. 5	清水郷朔
109	鶴岡市	佐藤政吉	會社重役	昭11. 12	阿部斐太
110	帯廣市	佐藤亀太郎	會社員	昭8. 6	森久彌市
111	津山市	平尾貫治	辯護士	昭12. 3	渡部四馬
112	松阪市	川口亀吉	養魚業	昭12. 3	富岡利一
113	倉敷市	船曳貞治郎	……	昭12. 8	小野春次郎
114	三條市	栗山英資	地主	昭12. 12	佐野八十一
115	上田市	柳澤文三郎	醫師	昭10. 7	丸山作造
116	川越市	久米原脩丈	僧侶	昭9. 11	佐藤又藏
117	山口市	有吉彦三郎	米穀商	昭12. 6	瀧本啟義
118	石巻市	逸見七太郎	會社員	昭12. 4	清野源助
119	徳山市	脇山常之助	會社重役	昭10. 11	森光方雄
120	新宮市	杉本喜代松	木材商	昭9. 10	岡井梅市
121	萩市	大田民藏	農業	昭11. 7	世良捨松
122	酒田市	中村 弘	……	昭12. 5	青塚恒治
123	唐津市	清水莊次郎	火工品製造	昭11. 1	脇山貞俊
124	高田市	玉井義太郎	呉服卸商	昭10. 12	飯塚信太
125	尾道市	藤原光三	會社重役	昭12. 6	石堂順助
126	八幡濱市	谷德嘉一	製絲業	昭12. 4	山崎支幸
127	中津市	太田昌太	……	昭12. 6	豊田國松
128	海南市	内田春太郎	自動車業	昭11. 6	川口庄太郎
129	丸龜市	前谷寅治郎	會社員	昭6. 10	水川恒三
130	首里市	城間瑄王	……	昭12. 8	宮城藤太郎
131	豊中市	三宅多賀助	興行業	昭11. 12	岸田定治郎
132	高山市	柿下清六	乗物商	昭11. 12	伊藤松太郎
133	三原市	森 三郎	[illegible]	昭12. 1	伏
134	彦根市	梨 勘治郎	無職	昭12. 4	堀部久太郎
135	布施市	大倉三郎	大阪府會議員	昭12. 6	安達與次郎
136	船橋市	……	……	…	—
137	栃木市	長谷川調七	會社重役	昭12. 7	松本松藏
138	敦賀市	田保仁左衛門	[illegible]會議員	昭12. 6	仲村平太郎
139	飯田市	市瀬泰一	[illegible]	昭12. 5	中田萩助
140	桑名市	安達達次郎	[illegible]	昭12. 6	水谷榮藏
141	福知山市	菅沼岩藏	……	昭12. 4	松山幾藏
142	熱海市	澤田春太郎	……	昭12. 7	
143	釜石市	澤田權兵衛	……	昭12. 6	岩舘德三
144	平市	野崎藩藏	……	昭12. 7	蓮沼儀輔
701	大連市	貝瀬謹吾	會社重役	昭11. 11	若月太郎
702	旅順市	村上信二	金物商	昭11. 11	中村廣吉
801	豊原市	四日榮造	……	昭12. 9	杉本幸作

備考　1. 本表は本會の照會に對する各市の回答により作製す。7月1日以後の異動も努めて採錄す。
2. 再選又は三四選以上の場合は其の最初の就任期を掲ぐ。
3. 回答に接し得ざる市に付ては前回の年鑑による。

4 各市名譽職費用辨償（昭和12年4月1日現在）

都市	最近改正年月日	市會議員(円) 現在	市會議員 改正前	市會議長(円) 現在	市會議長 改正前	市會副議長(円) 現在	市會副議長 改正前	市參事會員(円) 現在	市參事會員 改正前	委員（括弧内は改正前）(円)	摘要	都市番號
1 東京市	昭10,4,1	年 2,200	年 1,200	年 3,200	年 1,800	年 3,000	年 1,500	年 3,200	年 2,200	(學)年300(年300)*日6(日6)	*市制50による委員	1
2 大阪市	昭11,3,	年 1,200	年 600	年 1,800	年 1,000	年 1,500	年 700	年 1,400	年 900	(學)年1400(年900)		2
3 名古屋市	昭11,4,1	年 1,200	年 800	年 1,800	年 1,200	年 1,500	年 1,000	年 1,400	年 1,000	*日3	*市制30條による委員	3
4 京都市	昭9,4,	年 1,200	…	年 1,800	…	年 1,500	…	年 1,400	…	(常)年1320		4
5 神戸市	…	…	…	…	…	…	…	…	…			5
6 横濱市	昭10,4,1	年 600	年 420	年 1,500	年 1,050	年 900	年 630	年 900	年 630	(學)年800(年560)		6
7 廣島市	大8,	年 350	年 200	年 450	年 300	年 400	年 250	年 450	年 300	*(土)年120(年80)(水)年80(學)〔公民〕年250(年150)〔市議〕年80(年48)	*(土)(水)は昭5(學)は大9改正	7
8 福岡市	昭9,5,5	年 420	年 360	年 600	年 500	年 500	年 420	年 600	…	日2	戸數割[illegible]委員年60	8
9 呉市	…	年 250	…	年 300	日 …	年 280	…	日 0.5	…	*〔公民〕日2.5〔市議〕日0.5	*市制50條による	9
10 仙臺市	昭9,4,14	年 200	日 2	年 250	2	年 230	日 2	年 230	日 2	日2(日2)		10
11 八幡市	昭12,3,31	年 350	年 200	年 500	年 350	年 400	年 250	年 400	年 250	*日2(日2)	*委員に市制50條による	11
12 長崎市	昭9,3,	年 200	日 3	年 300	日 3	年 250	日 3	年 250	日 3	(學)日1		12
13 函館市	昭11,8,25	日 2	日 0.8	年 300 (他に日2)	年 300*	年 200 (他に日2)	年 200	*日 2	日 0.8	日2(日0.8)	*正副議長に昭7,4,20參事會に昭11,8,25改正	13
14 靜岡市	昭9,4,1	年 250	日 3	年 400	日 7.5	年 300	日 4.5	年 300	日 3	日3(日3)		14
15 札幌市	昭10,4,1	年 200	日 2	年 300	年 200	年 250	年 150	日 2	日 2	*日2(日2)	*市制50條に依る委員に限る	15
16 熊本市	昭9,3,28	年 200	年 150	年 500	年 250	年 400	年 200	年 350	年 250	日1(日1)		16
17 横須賀市	昭9,3,23	年 120	年 60	年 240	年 120	年 180	年 90	年 240	年 120	日2(日1.5)		17
18 金澤市	昭10,4,1	年 400	年 250	年 600	年 400	年 500	年 300	年 450	…	(學)〔市議〕年50 *〔公民〕日3	*年額を受くべき以外の名譽職に日3	18
19 鹿兒島市	昭12,4,1	年 300	年 200	年 600	年 500	年 400	年 300	年 350	年 250			19
20 和歌山市	昭12,4,1	年 300	年 200	年 500	年 400	年 400	年 300	年 400	年 300	(學)年70		20
21 佐世保市	昭10,4,8	年 150	日 2	年 300	日 2	年 200	日 2	年 200	日 2	日2		21
22 岡山市	…	年 200	…	年 300	…	年 250	…	年 320	…	日2		22
23 川崎市	昭12,4,1	年 600	年 360	年 800	年 500	年 650	年 400	年 700	年 500	(常)年60(年60)	(常)は昭11,9,10より施行	23
24 小樽市	昭12,4,1	年 200	日 3	年 300	日 3	年 250	日 3	日 3	日 3	(常)日3(日3)(臨)日3(日3)		24
25 濱松市	昭10,4,1	年 200	…	年 300	…	年 250	…	年 250	…	日3		25
26 堺市	昭10,4, (暫)昭10,12	年 250 〔暫 120〕	年 120	年 500 〔暫 200〕	年 200	年 350 〔暫 150〕	年 150	年 350 〔暫 150〕	年 200	(常)年50(暫30)(年30)(臨)日3〔暫2〕(日2)		26
27 豊橋市	昭12,2,27	年 200	年 100	年 400	年 200	年 300	年 150	年 250	年 200	日2(日2)		27
28 新潟市	昭9,10,16	年 180	日 2	年 180	日 2	年 180	日 2	日 2	日 2	日2		28
29 下關市*	昭10,4,10	年 300	…	年 300	…	年 250	…	…	…		*改正前は費用辨償額は特に規定せず[illegible]を要する場合1日[illegible]以上1圓を支給	29
30 尼崎市	昭11,5,	年 300	年 200	年 600	年 400	年 450	年 300	年 400	年 250			30
31 岐阜市	昭11,4,1	年 250	年 150	年 450	年 300	年 300	年 200	年 300	年 300			31
32 門司市	昭12,4,	年 250	年 150	年 450	年 300	年 300	年 200	年 300	年 200	日2(日2)		32
33 小倉市	昭12,4,1	年 250	年 150	年 400	年 300	年 350	年 200	年 300	日 2			33
34 大牟田市	昭12,4,1	年 300	年 200	年 400	年 300	年 350	年 250	年 350	年 250			34
35 高知市	昭9,4,1	年 150	年 60	年 300	年 160	年 250	年 120	年 200	年 100	日2(土)年10		35
36 姫路市	昭10,5,6	年 200	年 120	年 400	年 300	年 300	年 200	年 250	年 150	*日2	*市會議員以外に支給	36
37 徳島市	…	年 150	—	年 250	—	年 300	—	年 150	—	(學)年75		37
38 青森市	昭6,5,28	年 200	年 200	年 250	年 250	年 220	年 220	年 220	年 300	日2(日2)		38
39 福井市	昭12,4,1	年 200	年 120	年 300	年 250	年 250	年 150	*年 200	年 120	(學)(勧)日2(日2)	*市參事會員には[illegible]3[illegible]を支給	39
40 久留米市	…	年 200	—	年 300	—	年 250	—	年 250	—	日2		40
41 西宮市	…	年 200	—	年 400	—	年 300	—	年 300	—	日3		41
42 旭川市	…	年 90	—	年 150	—	年 120	—	年 120	—	日2		42
43 宇都宮市	昭10,4,1	年 120	年 90	年 230	年 180	年 170	年 135	年 170	年 135	年25(年25)		43
44 高松市	昭12,4,1	年 160	年 120	年 250	年 200	年 200	年 160	年 200	年 160	日2		44
45 前橋市	昭12,4,18	年 120	年 120	年 220	年 220	年 150	年 150	年 160	年 160	日1.5(日1.5)		45

備考　1. 本表は本會の照會に對する各市の回答により作製す。　2. 年は年額、日は日當、(暫)は暫行條例に依り暫時支給の費額、……は不明、——は該當事項なし。　3. 委員欄の略符は次の通り。(公民)市公民より出でたる委員　(市議)市會議員より出でたる委員　(常)常設委員　(臨)臨時委員　(學)學務委員　(土)土木委員　(水)水道委員　(造)造林委員　(温)温泉委員　(財)財政調査委員　(戸)戸數割調査委員　(方)方面委員　(公)公營委員　(勧)勧業委員　(青)[illegible]防委員　(保)保健委員　(經)經濟委員　([illegible])[illegible]委員　(都計)都市計畫委員　(税)税務調査委員

4 各市名譽職費用辨償（昭和12年6月1日現在）

都市番號	都市	最近改正年月日	市會議員(円) 現在	市會議員 改正前	市會議長(円) 現在	市會議長 改正前	市會副議長(円) 現在	市會副議長 改正前	市參事會員(円) 現在	市參事會員 改正前	委員（括弧内は改正前）(円)	摘要
46	富山市	…	年 200	—	年 400	—	年 250	—	年 250	—	日 2	
47	甲府市	昭 10, 9,	年 150	年 75	年 300	年 150	年 200	年 100	年 200	年 150	日 1（日 1）	
48	松山市	…	年 100	—	年 150	—	年 120	—	年 120	—	日 2	
49	桐生市	昭 12, 4, 1	年 100	日 1.5	年 200	日 1.5	年 150	日 1.5	年 150	日 1.5	日 2（日 1.5）	
50	岡崎市	昭 12, 2,28	年 150	年 100	年 300	年 200	年 250	年 150	年 200	年 150	＊日 2（日 2）	＊1[illegible]
51	宇部市	…	年 100	—	年 200	—	年 160	—	年 130	—	日 2	
52	長野市	…	年 70	—	年 100	—	年 80	—	年 100	—	（土）（保）（經）（學）日 1.5	
53	若松市（福岡）	昭 10, 4, 1	年 150	年 100	年 250	年 200	年 200	年 150	年 200	年 150	日 2（日 2）	
54	松本市	昭 11, 4,	年 60	日 1.2	年 100	日 1.2	年 80	日 1.2	年 80	日 1.2	日 1.2	[illegible]4月[illegible]合併により新に編入せる[illegible]
55	大津市	昭 8, 4,	年 150	—	年 250	—	年 200	—	年 200	—	＊日 3	＊[illegible]より出る委員には日當を支給せず
56	戸畑市	昭 12, 4, 1	年 300	年 150	年 450	年 250	年 350	年 200	年 350	日 2	年 10（日 2）	
57	山形市	…	年 150	—	年 250	—	年 180	—	月 10	—	日 2	
58	盛岡市	大 7, 4, 1	日 2	日 1	日 2	日 1	日 2	日 1	日 2	日 1	（學）（土）（産）（水）（都計）日 2（日 1）	
59	津市	昭 9, 3,31	年 120	年 60	年 200	年 100	年 150	年 80	日 2	日 1	日 2（日 1）	
60	室蘭市	昭 10, 4,10	年 200	年 80	年 250	年 150	年 220	年 120	年 220	年 120	日 2（日 2）	
61	那覇市	…	年 120	—	年 120	—	年 120	—	年 140	—	日 2	
62	宮崎市	…	年 80	—	年 160	—	年 120	—	年 120	—	日 1.5	
63	高崎市	昭 11, 4, 1	日 2	年 50	日 2	年 70	日 2	年 60	日 2	年 60	＊日 2（日 1）	＊中學教員たる學務委員には支給せず
64	水戸市	昭 11, 3, 9	日 3	日 3	年 200	日 3	年 100	日 3	日 3	日 3	（營）（土）（水）（學）日 3（日 3）	
65	八戸市	…	年 120	—	年 200	—	年 150	—	月 10	—	（學）（土）（税）日 2	
66	別府市	昭 12, 4, 1	年 200	年 120	年 350	年 250	年 250	年 150	年 250	年 150	（造）年 10（水）（衛）（土）年 30	
67	長岡市	昭 9,10,18	年 70	日 2	年 220	日 2	年 120	日 2	年 120	日 2		
68	大分市	…	年 120	年 60	年 250	年 150	年 150	年 100	年 150	年 120	（學）年 60（方）年 15	
69	清水市	昭 11, 4, 1	年 60	日 2	年 100	日 4	年 80	日 3	年 70	日 2	日 2（日 2）	
70	延岡市	…	年 80	—	年 150	—	年 120	—	年 100	—	日 1.5	
71	秋田市	昭 12, 2,26	年 70	日 2	年 150	日 2	年 100	日 2	年 80	日 2	（行政）日 2（日 2）	
72	八王子市	昭 8,	年 125	年 75	年 200	年 150	年 170	年 120	年 150	年 100	日 2	
73	都城市	…	日 2	—	日 3	—	日 2	—	日 2	—	日 2	
74	四日市市	昭 12, 5,29	年 200	年 120	年 300	年 200	年 250	年 150	日 2	—	日 1.5（市是調査）（水）（學）日 1.5	
75	千葉市	…	日 3	—	日 4	—	日 3.5	—	日 3	—		
76	福山市	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
77	高岡市	大 11, 4, 1	年 100	年 70	年 200	年 150	年 150	年 100	年 150	年 100	日 2（日 2）	
78	釧路市	昭 8, 8,27	年 35	年 50	年 70	年 100	年 50	年 70	年 50	年 70	日 1.5（日 2）	[illegible]にありては[illegible]の[illegible]により其の一を支給す
79	奈良市	昭 12, 4, 1	年 200	年 150	年 430	年 380	年 280	年 230	年 230	年 180	（營）日 3（日 2）	
80	川口市	昭 12, 4,13	年 150	—	年 350	—	年 250	—	年 200	—	＊日 2（日 1.5）	＊改正は委員のみ
81	一宮市	昭 12, 2,26	年 120	年 100	年 200	年 150	年 150	年 120	年 150	年 120	日 1（日 1）	
82	郡山市	昭 10, 4, 1	年 100	年 70	年 170	年 130	年 140	年 100	年 170	年 120	（學）（水）（土）（營繕）（公益質庫）年 30（年 25）	
83	防府市	昭 11, 8,25	年 50	—	年 150	—	年 120	—	年 65	—	（學）日 1.5	
84	宇治山田市	…	年 120	—	年 120	—	年 180	—			（學）年 24	
85	大垣市	…	年 150	—	年 200	—	年 180	—	年 180	—		
86	松江市	昭 8, 6, 4	年 100	日 1.5	年 150	日 1.5	年 120	日 1.5	年 120	日 1.5	（土）（公）（動）年 20（日 1.5）（學）（營）（日 1.5）（日 1.5）	
87	今治市	昭 11, 5,28	年 80	—	年 130	—	年 100	—	年 92	—	＊日 2（年 5）	＊改正は委員のみ
88	米澤市	昭 11, 8,21	年 100	日 2	年 150	日 3	年 120	日 2.5	年 120	日 2	（臨時水道調査）日 2（日 2）（學）年 15（年 15）	
89	宇和島市	…	年 80	—	年 140	—	年 110	—	年 110	—	日 2	
90	沼津市	昭 12, 4, 8	年 50	日 1	年 100	日 2	年 70	日 1.5	年 70	日 1	日 1（日 1）	

4 各市名譽職費用辨償（昭和12年6月10日現在）

都市番號	市	最近改正年月日	市會議員(円) 現在	市會議員(円) 改正前	市會議長(円) 現在	市會議長(円) 改正前	市會副議長(円) 現在	市會副議長(円) 改正前	市參事會員(円) 現在	市參事會員(円) 改正前	委員(括弧内は改正前)(円)	摘要	都市番號
91	佐賀市	昭 4, 4, 1	年 120	年 100	年 120	年 100	年 120	年 100	日 1	日 1	日 1（日 1）		91
92	足利市	…	日 2	—	日 2	—	日 2	—	日 2	—	日 2		92
93	瀬戸市	…	…	…	…	…	…	…	…	…			93
94	銚子市	…	…	…	…	…	…	…	…	…			94
95	[illegible]島市	昭 8, 4, 1	年 100	年 50	年 200	年 100	年 140	年 70	年 170	年 100			95
96	市川市	…	日 3	—	日 4	—	日 3.5	—	日 3	—	年 10		96
97	弘前市	…	年 100	—	年 180	—	年 160	—	年 180	—	(學) 年 30 (財) 年 60 (水) (戸) 日 1		97
98	若松市(福島)	昭 8, 4,20	年 80	年 75	年 120	年 100	年 100	年 90	年 100	年 90	日 1（日 1）		98
99	鳥取市	昭 12, 3,27	年 100	年 80	年 180	年 150	年 130	年 90	年 120	年 100	日 1.5（日 1.2）		99
100	浦和市	…	年 50	—	年 300	—	年 150	—	年 120	—	日 1		100
101	直方市	…	…	…	…	…	…	…	…	…			101
102	明石市	昭 12, 4, 1	年 200	年 100	年 400	年 300	年 350	年 250	—	—			102
103	岸和田市	…	年 100	—	年 200	—	年 150	—	年 100	—	日 2		103
104	飯塚市	昭 11,	年 120	年 100	年 220	年 200	年 160	年 140	日 3	—	日 2		104
105	平塚市	…	年 50	—	年 80	—	年 60	—	年 60	—			105
106	米子市	昭 12, 4, 1	年 70	年 60	年 120	年 100	年 100	年 80	年 90	年 80	日 1.5（日 1.5）		106
107	岡谷市	…	日 1	—	年 40	—	年 30	—	日 1	—	支給せず		107
108	熊谷市	昭 9, 2,27	年 50	日 2	年 200	年 120	年 120	年 80	年 70	日 2	日 1		108
109	鶴岡市	昭 12, 4, 1	年 100	年 80	年 200	年 80	年 130	年 80	日 3	年 80	日 3		109
110	帯広市	昭 12, 4, 1	日 3	日 2	年 120	年 100	年 100	年 80	日 3	日 2	(常) (學) (土) 年 10		110
111	津山市	昭 12, 4,	年 80	年 50	年 150	年 100	年 100	年 70	年 110	年 70	(常) 年 15（年 15）(臨) 日 2（日 2）		111
112	松阪市	昭 9, 4,	年 100	年 60	年 150	年 100	年 120	年 80	年 110	—	(常) 日 1 (學) 年 10		112
113	倉敷市	昭 12, 4, 1	年 120	年 80	年 220	年 180	年 160	年 120	年 140	年 100	年 12 外に 日 2		113
114	三條市	…	日 2	—	日 2	—	日 2	—	日 2	—	日 2		114
115	上田市	昭 11, 4,10	年 25	日 0.7	年 35	日 0.7	年 30	日 0.7	日 0.7	日 0.7	(常)(臨) 日 0.7（日 0.7）		115
116	川越市	昭 10, 4, 1	年 50	日 2	年 300	—	年 150	—	年 100	日 2	日 2		116
117	山口市	昭 12, 4, 1	年 50	日 1.5	年 100	日 1.5 他に 50	年 70	日 1.5 他に 15	年 70	日 1.5	日 2（日 1.5）		117
118	石巻市	…	年 50	—	年 100	—	年 80	—	年 80	—	日 2		118
119	徳山市	…	…	…	…	…	…	…	…	…			119
120	新宮市	…	年 50	—	年 200	—	年 150	—	年 70	—	日 1		120
121	萩市	…	日 1.5	—	日 1.5	—	日 1.5	—	日 1.5	—	日 1.5		121
122	酒田市	昭 12, 4, 1	年 80	年 60	年 200	年 150	年 120	年 100	年 120	日 2.5	(學) 年 10 (常) 日 2.5		122
123	唐津市	…	年 100	—	年 160	—	年 120	—	年 120	—	日 1		123
124	高田市	…	日 2	—	日 2	—	日 2	—	日 2	—	日 2		124
125	尾道市	昭 12, 4,20	年 140	—	年 210	—	年 170	—	年 170	—	※日 1.5	※[illegible]による費用、改正は委員のみ	125
126	八幡濱市	…	年 50	—	年 120	—	年 80	—	年 70	—	日 1		126
127	中津市	…	…	…	…	…	…	…	…	…			127
128	海南市	昭 12,	年 80	年 30	年 290	年 210	年 230	年 210	年 120	年 45	實費		128
129	丸亀市	昭 12, 4, 1	年 100	年 60	年 180	年 150	年 150	年 120	年 120	年 90	日 1.5（日 1.5）		129
130	首里市	…	日 1	—	日 1	—	日 1	—	日 1	—	日 1		130
131	豊中市	…	年 150	—	年 300	—	年 200	—	年 200	—	日 3 以内		131
132	高山市	…	年 70	—	年 120	—	年 80	—	年 90 他に 日 1	—	日 1	市會議員又は名譽職參事會員にして委員を兼ねるもの 日 1.5	132
133	三原市	…	年 120	—	年 240	—	年 180	—	年 150	—	(水) (產業調査) (學) (戸) 日 2		133
134	彦根市	…	年 80	—	年 160	—	年 120	—	年 120	—	未定		134
135	布施市	…	…	…	…	…	…	…	…	…			135

4 各市名譽職費用辨償 (昭和12年6月1日現在)

都市番號	都市	最近改正年月日	市(府)會議員(円) 現在	市(府)會議員 改正前	市(府)會議長(円) 現在	市(府)會議長 改正前	市(府)會副議長(円) 現在	市(府)會副議長 改正前	市(府)參事會員(円) 現在	市(府)參事會員 改正前	委員 (括弧內は改正前)(円)	摘要
136	船橋市	…	日 3	—	日 4	—	日 3.5	—	日 3	—	日 1.5	
137	栃木市	…	年 20	—	年 60	—	年 40	—	年 30	—	日 1	
138	佐賀市	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
139	飯田市	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
140	桑名市	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
141	福知山市	…	年 50	—	年 150	—	年 100	—	年 80	—	(教)(產)(土) 年 30	
142	熱海市	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
143	釜石市	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
144	平市	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
朝鮮												
501	京城府	昭 11, 5,12	年 500	250	—	—	年 600	年 350	—	—	常任委員 年 100 (年 100) 教育部會常任委員 年 60 (年 60)	
502	釜山府	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
503	平壤府	…	日 4	—	—	—	年 128	—	—	—		
504	大邱府	…	日 3	—	—	—	日 3	—	—	—		
505	仁川府	昭 11, 5,15	年 120	日 3	—	—	他に年手當 100 年 170	—	—	—		
506	木浦府	昭 11, 4, 1	日 3	日 1	—	—	—	—	—	—		
507	元山府	昭 12, 4, 1	日 3	日 2	—	—	—	—	—	—		
508	新義州府	…	日 2	—	—	—	日 2	—	—	—		
509	咸興府	昭 9, 5, 9	日 3	日 2	—	—	日 3	日 2	—	—		
510	開城府	…	日 3	—	—	—	日 3	—	—	—		
511	清津府	昭 7, 5,25	日 3	日 4	—	—	日 3	日 4	—	—	日 3 (日 4)	
512	光州府	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
513	鎭南浦府	昭 11, 4, 1	日 3	日 2	—	—	日 3	日 2	—	—		
514	全州府	…	日 3	—	—	—	日 3	—	—	—		
515	群山府	…	日 3	—	—	—	—	—	—	—		
516	大田府	昭 11, 1, 29	日 3	日 1.5	—	—	日 3	日 1.5	—	—	日 3 (日 1.5)	
517	馬山府	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
518	羅津府	…	日 3	—	—	—	日 3	—	—	—		
臺灣												
601	臺北市	…	日 5	—	—	—	—	—	日 5	—		
602	臺南市	昭 10, 10, 1	日 5	—	—	—	—	—	日 5	—		
603	基隆市	…	日 5	—	—	—	—	—	日 5	—	日 5	
604	高雄市	…	日 5	—	—	—	—	—	日 5	—		
605	嘉義市	昭 10, 11, 2	日 5	—	—	—	—	—	日 5	—		
606	臺中市	昭 10, 11, 6	日 5	—	—	—	—	—	日 5	—	日 5	
607	新竹市	…	…	…	…	…	…	…	…	…		
608	屏東市	…	日 5	—	—	—	—	—	日 5	—	日 5	
609	彰化市	…	日 5	—	—	—	—	—	日 5	—		
關東州												
701	大連市	…	年 300	—	年 700	—	年 500	—	年 500	—	日 5	
702	旅順市	…	年 100	—	年 200	—	年 150	—	年 150	—		

備考　朝鮮の府會議長は府尹兼任、臺灣の市會議長は市尹兼任、副議長制無し。

5 各市市長助役等給料（昭和12年6月1日現在）

番號	都市	市長（円）	助役（円）	收入役（円）
1	東京市	缺	年市長代理 15,000 年第二 14,000 年第三 12,000	年 5,000
2	大阪市	年 20,000	年第一 12,000 年第二 9,000 年第三 7,000	年 4,700
3	名古屋市	年 13,000	年第一 10,000 年第二 9,000	年 2,500
4	京都市	年 15,000	年第一 10,000 年第二 9,000	年 4,000
5	神戸市	…	…	…
6	横濱市	年 15,000	年第一 8,500 年第二 7,500	年 3,500
7	廣島市	年 10,000	年第一 5,500 年第二 3,500	缺
8	福岡市	年 10,000	年 4,000	年 2,500
9	呉市	×年 3,600	年 3,000	年 2,200
10	仙臺市	年 5,350	年 3,600	年 2,000
11	八幡市	年 8,000	年 3,500	年 2,000
12	長崎市	年 8,000	年 4,000	年 2,240
13	函館市	年 8,500	年 5,300	年 2,500
14	靜岡市	×年 3,600	年 4,500	年 2,500
15	札幌市	缺	年 3,000	年 1,850
16	熊本市	年 8,000	年 3,500	年 2,200
17	横須賀市	年 4,500	年 3,000	年 1,800
18	金澤市	年 6,000	年 4,500	年 2,200
19	鹿兒島市	年 6,000	年 3,800	年 1,900
20	和歌山市	年 6,000	年 3,300	年 1,800
21	佐世保市	年 7,000	年 3,500	年 2,200
22	岡山市	年 6,000	年第一 3,000 年第二 3,000	缺
23	川崎市	年 8,000	年 4,000	年 2,500
24	小樽市	×無報酬	年 3,000	年 2,200
25	濱松市	年 6,000	年 3,200	年 1,700
26	堺市	×無報酬	年 3,000	年 1,800
27	豊橋市	年 5,000	年 4,000	缺
28	新潟市	年 10,000	年 5,000	年 1,800
29	下關市	年 8,000	年 3,500	年 1,700
30	尼崎市	年 6,000	年 4,000	年 2,300
31	岐阜市	年 6,000	年 3,500	年 1,800
32	門司市	年 8,000	年 4,000	年 2,500
33	小倉市	年 8,000	年 3,500	年 2,000
34	大牟田市	年 6,000	年 3,500	年 2,000
35	高知市	年 5,000	年 2,700	年 1,800
36	姫路市	年 5,500	年 3,000	年 2,000
37	徳島市	年 4,000	年 2,500	年 1,800
38	青森市	年 5,000	年 2,500	年 1,200
39	福井市	缺	年 3,000	年 1,300
40	久留米市	年 6,000	年 2,400	年 1,600
41	西宮市	年 5,500	年 4,000	年 2,000
42	旭川市	年 8,500	年 3,000	年 2,000
43	宇都宮市	年 7,000	年 2,200	年 1,600
44	高松市	年 5,000	年 2,000	年 2,000
45	前橋市	年 3,300	年 2,200	年 1,400
46	富山市	年 6,000	年 2,500	年 1,700
47	甲府市	年 4,500	年 2,600	年 1,600
48	松山市	年 3,000	年 2,200	年 1,500
49	桐生市	年 3,600	年 2,800	年 1,400
50	岡崎市	年 2,800	年 2,000	年 1,400
51	宇部市	年 3,500	年 3,000	年 1,200
52	長野市	年 3,600	年 2,400	年 1,400
53	若松市（福岡）	年 7,000	年 3,000	年 2,300
54	松本市	年 3,000	年 1,900	年 1,350
55	大津市	年 4,500	年 2,700	年 1,300
56	戸畑市	年 6,500	年 3,000	年 2,000
57	山形市	年 3,000	年 2,100	年 1,600
58	盛岡市	年 3,000	年 1,800	年 1,600
59	津市	年 6,000	年 2,800	年 1,200
60	室蘭市	年 5,500	年 2,400	年 1,500
61	那覇市	…	…	…
62	宮崎市	×年 4,000	年 2,200	年 1,350
63	高崎市	年 3,000	年 1,800	年 1,300
64	水戸市	年 4,000	年 2,300	年 1,800
65	八戸市	年 3,000	年 2,000	年 1,000
66	別府市	年 5,000	年 2,500	年 1,600
67	長岡市	年 3,600	年 3,000	年 1,800
68	大分市	年 4,000	年 2,500	年 1,500
69	清水市	年 4,000	年 2,400	年 1,600
70	延岡市	年 3,500	年 3,000	年 1,000
71	秋田市	年 4,500	缺	年 1,200
72	八王子市	年 2,500	年 2,500	年 1,500
73	都城市	年 3,000	年 2,000	年 1,000
74	四日市市	年 6,000	年 2,400	年 1,600
75	千葉市	年 4,000	年 2,000	年 1,200
76	福山市	…	…	…
77	高岡市	年 4,000	年 2,500	年 1,800
78	釧路市	年 5,000	年 2,700	年 1,400
79	奈良市	年 4,000	年 2,400	年 1,700
80	川口市	×年 2,500	年 2,300	年 1,600
81	一宮市	×年 300	年 2,700	年 1,100
82	郡山市	年 4,000	年 2,400	年 1,200
83	防府市	×年 3,500	年第一 2,000 年第二 1,800	年 1,200
84	宇治山田市	年 5,000	年 2,000	年 1,400
85	大垣市	年 4,500	年 1,900	年 1,500
86	松江市	年 3,579	年 2,150	年 1,300
87	今治市	年 2,000	缺	缺
88	米澤市	年 3,000	年 2,000	年 1,200

備考 1. 本表は本會の照會に對する各市の回答により作製す。
2. ×は名譽職，年は年俸，月は月俸，……は不明，—は該當事項なし。
3. 新潟市の市長及助役の給料は暫時1割5分引。

5 各市市長助役等給料（昭和12年6月1日現在）

番號	都市	市長（円）	助役（円）	收入役（円）
89	宇和島市	年 3,000	年 1,800	年 1,300
90	沼津市	年 3,000	年 2,500	年 1,300
91	佐賀市	年 4,000	缺	年 1,400
92	足利市	缺	年 2,000	年 1,500
93	瀬戸市	…	…	…
94	銚子市	…	…	…
95	福島市	年 3,000	年 2,350	年 1,350
96	市川市	年 3,000	年 2,000	月 90
97	弘前市	年 2,680	年 1,820	年 1,000
98	若松市（福島）	年 3,000	年 1,800	年 1,350
99	鳥取市	年 4,000	年 2,100	年 1,400
100	浦和市	缺	年 2,060	年 1,200
101	直方市	…	…	…
102	明石市	年 4,000	年 2,300	年 1,700
103	岸和田市	缺	年 1,900	年 1,500
104	飯塚市	年 4,500	年 2,200	年 1,200
105	平塚市	年 2,400	年 1,600	年 1,000
106	米子市	年 3,000	年 1,700	年 1,200
107	岡谷市	年 1,800	年 1,400	年 900
108	熊谷市	年 2,000	年 1,500	年 1,200
109	鶴岡市	年 3,000	年 1,500	年 1,200
110	帯廣市	年 4,000	年 2,100	年 1,500
111	津山市	缺	年 2,000	年 1,200
112	松阪市	年 4,000	年 1,800	年 1,560
113	倉敷市	年 3,000	年 1,800	年 1,200
114	三條市	年 2,000	年 1,500	年 1,200
115	上田市	年 2,500	年 1,500	年 900
116	川越市	年 2,000	年 2,000	年 1,200
117	山口市	年 3,000	年 2,000	年 1,500
118	石巻市	年 2,400	年 1,440	年 1,000
119	徳山市	…	…	…
120	新宮市	年 3,000	年 1,200	年 900
121	萩市	年 2,000	年 1,800	年 1,000
122	酒田市	缺	年 1,800	年 1,300
123	唐津市	年 3,500	年 1,800	年 1,200
124	高田市	年 3,000	年 1,500	年 1,200
125	尾道市	年 4,000	年 2,300	年 1,300
126	八幡濱市	年 2,000	年 1,800	年 1,000
127	中津市	…	…	…
128	海南市	年 2,500	年 1,500	缺
129	丸龜市	年 3,000	年 1,500	年 1,200
130	首里市	…	…	…
131	豊中市	年 4,000	年 2,500	年 1,200
132	高山市	1,800	缺	缺
133	三原市	…	…	…
134	彦根市	缺	缺	缺
135	布施市	…	…	…
136	船橋市	缺	缺	月 100
137	栃木市	年 2,000	年 1,800	年 1,200
138	敦賀市	…	…	…
139	飯田市	年 2,200	年 1,200	年 860
140	桑名市	年 3,000	年 2,200	年 1,080
141	福知山市	×年 500	年 1,800	年 1,140
142	熱海市	…	…	…
143	釜石市	…	…	…
144	平市	…	…	…
	朝鮮	（府尹）		
501	京城府	…	…	…
502	釜山府	…	…	…
503	平壌府	年 3,400 （他に加俸1,360）	—	—
504	大邱府	年 4,270 （他に加俸4割）	—	—
505	仁川府	年 2,770	—	—
506	木浦府	年 2,420 （他に加俸4割）	—	—
507	元山府	…	…	…
508	新義州府	…	…	…
509	咸興府	年 2,420 （他に加俸945）	—	—
510	開城府	年 3,350	—	—
511	清津府	年 2,420	—	—
512	光州府	…	…	…
513	鎮南浦府	…	…	…
514	全州府	年 3,010	—	
515	群山府	年 2,420 （他に加俸4割）	—	
516	大田府	…	…	…
517	馬山府	…	…	…
518	羅津府	年 2,420	—	
	臺灣	（市尹）		
601	臺北市	年 4,050	年 2,150	—
602	臺南市	年 2,770	年 1,820	—
603	基隆市	年 2,420	年 1,820	—
604	高雄市	年 2,420 （他に加俸1,21[illegible]）	年 1,300 （他に加俸650）	—
605	嘉義市	年 2,420	年 2,150	—
606	臺中市	年 2,770	年 1,650	—
607	新竹市	年 2,770	年 1,650	—
608	屏東市	年 2,150 （他に加俸1,075）	年 1,300	—
609	彰化市	年 2,150 （他に加俸1,075）	年 1,470 （他に加俸735）	—
	關東州			
701	大連市	年 10,000	年 5,000	年 3,800
702	旅順市	年 3,000	年 2,400	年 1,800
	樺太			
801	豊原市	…	…	…
802	大泊町	…	…	…

附・各市局部長給料 (昭和12年6月1日現在)

都市名	局部長名	給料年額(円)
1 東京市	監査局長	5,000
	財務局長	10,000
	産業局長	5,000
	教育局長	7,000
	社會局長	7,000
	保健局長	8,000
	水道局長	10,000
	土木局長	7,000
	電氣局長	10,000
	港灣部長	5,000
	中央卸賣市場長	4,000
2 大阪市	電氣局長	10,000
	水道部長	6,800
	土木部長	6,160
	港灣部長	5,800
	保健部長	5,100
	社會部長	4,400
	財務部長	4,200
	監査部長	4,000
	經理部長	3,700
	産業部長	3,400
	教育部長	7,500
	電氣局運輸部長	6,100
	同 高速鐵道建設部長	5,800
	同 主計部長	3,400
	同電燈電氣部長	4,800
3 名古屋市	電氣局長	8,000
	水道局長	6,000
	庶務部長	3,500
	教育部長	5,000
	土木部長	5,300
	産業部長	4,500
	保健部長	4,800
	社會部長	2,900
4 京都市	土木局長	7,500
	電氣局長	6,500
	水道局長	4,500
	財務部長	3,900
	教育部長	3,800
	産業部長	3,800
	保健部長	3,500
	電氣局運輸部長	3,500
	同 電燈部長	3,800
6 横濱市	瓦斯局長	5,200
	水道局長	5,000
	電氣局長	5,000
	土木局長	4,000
7 廣島市	土木部長	3,800
	水道部長	3,600
	教育部長	2,800
9 呉市	土木部長	3,000
	水道部長	3,000
10 仙臺市	總務部長	1,600
	産業部長	1,700
	技術部長	3,000
	電氣水道事業部長	4,000
15 札幌市	電氣局長	2,700
	水道部長	2,400
16 熊本市	電氣局長	2,500
17 横須賀市	水道部長	1,800
18 金澤市	電氣水道局長	3,000
21 佐世保市	水道擴張部長	月 300
23 川崎市	水道部長	3,700
26 堺市	土木部長	2,200
39 福井市	瓦斯局長	1,500
	水道部長心得	1,200
71 秋田市	臨時下水道部長	* —
86 松江市	水道部長	1,164
	自動車部長	1,000
	瓦斯部長	960
123 唐津市	水道部長(代)	1,050
131 豊中市	教育部長	1,800
	總務部長	* —

備考 1. 本表は本會の照會に對する各市の回答により作製す。
2. * 助役兼務中無給。
3. (代)は代理。

6 市役所組織及有給吏員 (昭和12年4月1日現在)

都市(有給職員數)	組織
1 東京市 事務職員 年俸者 571 月俸者4,287 技術職員 年俸者 293 月俸者1,563	市長直屬: 秘書課、職員課、文書課 監査局: 庶務課、監査課、區政課、統計課、都市計畫課 教育局: 庶務課、學務課、社會教育課、體育課、視學課 社會局: 庶務課、保護課、福利課、職業課 保健局: 庶務課、衛生課、清掃課、公園課 財務局: 主計課、公債課、收納課、經理課、地理課、會計課 産業局: 庶務課、商工課、農漁課、權度課 水道局: 庶務課、會計課、業務課、給水課、擴張課、下水課 土木局: 庶務課、道路管理課、道路建設課、河川課、建築課 港灣部: 庶務課、技術課 電氣局: 庶務課、電燈課、勞務課、電力課、會計課、工務課、電車課、自動車課
2 大阪市 事務職員 年俸者 258 月俸者2,180 技術職員 年俸者 240 月俸者 981	市長直屬: 秘書課、人事課、會計課 監査部: 文書課、市政普及課、検査課 財務部: 財務課、公債課、區政課 經理部: 管理課、用地課、調度課、營繕課 港灣部: 庶務課、港營課、技術課 水道部: 庶務課、業務課、給水課、技術課、下水管理課、下水建設課、淨水所 土木部: 庶務課、道路管理課、道路建設課、埋設課、河川課、橋梁課、公園課 教育部: 庶務課、學務課、督學課、社會教育課、建設課 社會部: 庶務課、保護課、福利課、北市民館 保健部: 庶務課、保健課、清掃課、桃山病院 産業部: 商工課、貿易課、市場課、中央卸賣市場 電氣局: 庶務課、勞働課、電氣課、會計課 主計部: 計理課、購買課、用品課 運輸部: 業務課、電車課、自動車課、車輛課、工務課 電燈部: 營業課、料金課、內線課、外線課、電氣科學館 臨時高速鐵道建設部: [illegible]課、工務課、電務課

備考 1. 本表は本會の照會に對する各市の回答により作製す。
2. 有給職員數は市制第85條による市有給吏員數とす。
3. 事務職員は主事、書記、事務員等事務に從事する吏員を指稱し、技術職員は技師、技手、病院長等技術を主とする吏員を指稱す。
4. 外地の府市に在りては事務職員中若干名の官吏を含むものあり。
5. * 印を附したる都市は昭和11年4月1日現在の組織を示す。

6 市役所組織及有給吏員 (昭和12年4月1日現在)

都市(有給職員數)	組織
3 名古屋市	市長直屬: 秘書課、監査課、調査課; 會計課(第一助役に屬す) / 庶務部: 總務課、財務課、經理課 / 教育部: 學事課、教育課、社會教育課、兵事課 / 土木部: 庶務課、工務課、建築課、公園課 / 產業部: 庶務課、商工課、市場課
事務職員 年俸者 78 月俸者 796 技術職員 年俸者 114 月俸者 355	保健部: 衞生課、清掃課、醫事課 / 社會部: 庶務課、事業課 / 水道局: 庶務課、料金課、給水課、下水課、擴張課 / 電氣局: 庶務課、電車課、工務課 / 自動車課、機械課、經理課
4 京都市	市長直屬: 秘書課、職員課、庶務課、會計課、監査課、社會課 / 財務部: 財務課、稅務課、經理課 / 教育部: 學務課、社會教育課 / 保健部: 衞生課、清掃課 / 產業部: 商工課、農林課、市場課、觀光課 / 電氣局: 庶務課、電燈電力課、電車課、自動車課、電氣課、工務課
事務職員 年俸者 62 月俸者 419 技術職員 年俸者 51 月俸者 266	水道局: 庶務課、下水課、上水課 / 土木局: 庶務課、地理課 / 土木課、都市計畫課 / 區劃整理課、營繕課
5 神戶市	秘書課、監査課、觀光課、文書課、財務課、經理課 / 會計課、營繕課、產業課、市場課、衞生課、社會課 / 水道部: 庶務課、業務課、工務課、擴張課、下水課 / 教育部: 庶務課、學務課、社會教育課 / 土木部: 庶務課、土木課、港灣課、都市計畫課
事務職員 年俸者 74 月俸者 1,191 技術職員 年俸者 74 月俸者 432	電氣局: 人事課、工務課 / 庶務課、營業課 / 經理課、電氣課 / 會計課 / 運輸課
6 橫濱市	秘書課、教育課、建築課 / 監査課、社會教育課、衞生課 / 文書課、產業課、會計課 / 財務課、土地觀光課 / 調理課、社會課
事務職員 年俸者 87 月俸者 790 技術職員 年俸者 38 月俸者 229	土木局: 庶務課、都市計畫課、工務課、港灣課 / 水道局: 業務課、給水課、工務課 / 瓦斯局: 業務課、工務課 / 電氣局: 業務課、工務課、會計課 / 十全醫院

6 市役所組織及有給吏員 (昭和12年4月1日現在)

都市	組織	事務職員 年俸者數 月俸者數	技術職員 年俸者數 月俸者數
7 廣島市	文書課、會計課 / 財務部: 理財課、稅務課 / 總務部: 庶務課、統計課、保健課、兵事課、戶籍課 / 水道部: 經理課、工務課 / 教育部: 學務課、社會教育課、社會課 / 產業部: 商工課、殖產課 / 土木部: 管理課、土木課、營繕課、都市計畫課	19 267	21 90
8 福岡市	秘書課、都市計畫課、產業課 / 庶務課、港灣課、稅務課 / 社寺兵事課、下水課、會計課 / 戶籍課、衞生課、水道課 / 土木課、學務課 / 營繕課、社會課	17 209	14 31
9 吳市	文書課、衞生課、水道擴張部{庶務係、工務係} / 庶務課、社寺兵事課 / 營繕課、土木課 / 社會課、水道課 / 教育課、稅務課 / 戶籍課、會計課	10 158	8 17
10 仙臺市	市長直屬: 內記課 / 總務部: 庶務課、經理課、學務課、社寺兵事課、戶籍課、衞生課、社會課、稅務課 / 產業部: 商工課、農林課 / 技術部: 土木課、建築課、都市計畫課 / 電氣水道事業部: 電氣課、水道課、納稅課、電氣事業所	15 233	10 127
11 八幡市	文書課、庶務課 / 衞生課、產業課 / 社會課、學務課 / 土木課、水道課 / 稅務課、會計課	11 224	9 41
12 長崎市	文書課、水道課 / 稅務課、庶務課 / 學務課、會計課 / 衞生課、戶籍兵事課 / 勸業課、社會課、土木課 / 營繕課、港灣課	9 160	11 62
13 函館市	總務課、社會課、都市計畫課 / 產業課、稅務課、港灣課 / 衞生課、兵事課、水道課 / 教育課、土木課、出納課 / 函館市復興事務局{庶務課、工事課、區劃整理課}	8 94	6 44
14 靜岡市	秘書課、庶務課、社寺兵事課、土木課、教育課、社會課 / 商工課、農務課、衞生課、稅務課、會計課、水道課 / 電氣部{總務課、營業課、電力課、內電課} / 臨時下水道部{庶務課、工務課}	19 337	29 229
15 札幌市	秘書課、庶務課、社會課、經濟課 / 教育課、兵事課、衞生課、土木課 / 稅務課、會計課 / 電氣局{庶務課、運輸課、工務課} / 水道部{庶務課、工務課}	13 301	32 107
16 熊本市	文書課、總務課、學務課 / 社會課、衞生課、產業課 / 土木課、稅務課、觀光課 / 社寺兵事課、戶籍課、會計課 / 水道課 / 電氣局{庶務課、運輸課、工務課}	31 175	16 31
17 橫須賀市	總務課、[illegible] / 土木課、衞生課 / 學務課、社會教育課 / 稅務課、戶籍兵事課 / 會計課 / 水道部	24 109	2 15
18 金澤市	庶務課、教育課、社會課 / 戶籍課、稅務課、會計課 / 產業課、土木課、衞生課 / 建築課、都市計畫課 / 電氣水道局{庶務課、經理課、營業課、電氣課、瓦斯課、水道課}	18 270	10 95

6 市役所組織及有給吏員（昭和12年4月1日現在）

都市	組織	事務職員 年俸者數	事務職員 月俸者數	技術職員 年俸者數	技術職員 月俸者數
19 鹿兒島市	秘書係 學務課 觀光課 税務課 會計課 庶務課 商工課 社會課 土木課 交通課 戸籍兵事課 農林課 衛生課 水道課	11	252	7	39
20 和歌山市	秘書 教務課 營繕課 會計課 水道課 經理課 土木課 社會課 戸籍課 庶務課 學務課 社寺兵事課 衛生課	15	119	8	47
21 佐世保市	總務課 勧業課 衛生課 會計課 臨時水道擴張部 税務課 社會課 水道課 庶務課 教育課 土木課 交通課 工務課	3	166	—	123
22 岡山市	秘書課 學務課 税務課 土木課 [illegible] 文書課 戸籍兵事課 經理課 水道課 社會課 衛生課 產業課 都市計畫課	—	266	—	115
23 川崎市	文書課 税務課 會計課 臨時工場用水課 庶務課 土木課 社會課 工場誘致課 水道部（庶務課 經理課 工務課） 學事課 [illegible] 衛生課 戸籍兵事課 產業課 都市計畫課	27	328	10	65
24 小樽市	秘書課 教育課 產業課 土木課 [illegible]事務所 病院 庶務課 社會課 税務課 營繕課 保育園 兵務課 衛生課 會計課 水道課 職業紹介所	12	229	16	83
25 濱松市	文書課 土木課 兵事課 衛生課 財務課 會計課 庶務課 學務課 社會課 商工課 水道課 農務課	7	102	5	31
26 堺市	秘書係 學事課 社會課 税務課 庶務課 衛生課 戸籍兵事課 會計課 土木部（總務課 技術課） 財務課 產業課 水道課	16	146	17	92
27 豐橋市	秘書 學務課 產業課 社會課 會計課 庶務課 社寺兵事課 [illegible] 財務課 水道課	7	74	6	9
28 新潟市	庶務課 教育課 衛生課 土木課 水道課 秘書係 產業課 社會課 戸籍兵事課 税務課 會計課	6	144	9	52
29 下關市	文書課 財務課 [illegible] 土木課 水道課 庶務課 學務課 [illegible] [illegible] [illegible]	13	257	6	48
30 尼崎市	秘書課 產業課 衛生課 社會課 税務課 會計課 水道課 教育課 社寺兵事課 戸籍課 土木課 營繕課 庶務課	12	111	5	38
31 岐阜市	文書課 土木部都市計畫課 [illegible] 社會課 税務課 庶務課 水道課 產業課 保健課 會計課	16	85	12	33
32 門司市	庶務課 社會課 土木課 會計課 水道課 學務課 衛生課 税務課 港灣課 臨時水道擴張部	11	148	6	32
33 小倉市	庶務課 產業課 [illegible] 土木課 税務課 社會課 衛生課 戸籍課 水道課 會計課	9	115	10	49
34 大牟田市	庶務課 學務課 税務課 產業課 會計課 土木課 水道課 社會課	…	…	…	…
35 高知市	庶務課 社會課 衛生課 教育課 土木課 戸籍課 產業課 會計課 税務課 水道課	15	147	4	42
36 姫路市	文書課 水道課 土木課 學務課 [illegible] 社會課 農林課 商工課 兵事課 戸籍課 税務課 會計課	11	147	10	23
37 徳島市	秘書課 會計課 學務課 產業課 水道課 [illegible] 庶務課 税務課 社會衛生 土木課 [illegible]	11	125	21	34
38 青森市	總務課 學兵課 土木課 財務課 水道課 會計課	4	134	2	11
40 久留米市	總務課 文書課 社會課 衛生課 產業課 學務課 社寺兵事課 戸籍課 瓦斯局（營業課 工務課） 土木課 會計課 税務課 水道課	8	101	…	…

6 市役所組織及有給吏員（昭和12年4月1日現在）

都市	組織	事務職員 年俸者數	事務職員 月俸者數	技術職員 年俸者數	技術職員 月俸者數
41 西宮市	庶務課 社會課 税務課 土木課 會計課 教育課 產業衛生課 兵事戸籍課 水道課 建築課	6	124	8	25
42 旭川市	秘書係 社會課 税務課 出納課 學務課 產業課 土木課	6	94	2	301
43 宇都宮市	庶務課 社會課 水道課 會計課 教育課 土木課 税務課	5	112	4	28
44 高松市	庶務課 保健課 會計課 都市計畫課 臨時下水道部（庶務課 工事課） 戸籍兵事課 [illegible]社會課 土木課 學務課 税務課 觀光課	11	90	9	64
45 前橋市	總務課 教務課 水道課 税務課 會計課 事業課	5	67	2	8
46 富山市	庶務課 教育課 產業課 社會課 土木課 都市計畫課 電軌課 衛生課 税務課 會計課	7	68	3	16
47 甲府市	秘書課 教育課 產業課 土木課 會計課 職業紹介所 庶務課 兵事戸籍課 社會課 税務課 水道課	7	138	7	57
48 松山市	庶務課 教育兵事課 社會課 土木課 税務課 衛生[illegible]課 產業課 戸籍課 會計課	6	91	5	7
49 桐生市	總務課 教務課 税務課 水道課 會計課	4	53	—	6
50 岡崎市	庶務課 勧業課 戸籍兵事課 水道課 財務課 衛生課 土木課 [illegible]社會課	7	57	5	18
51 宇部市	庶務課 衛生課 學務課 税務課 水道課 瓦斯課 會計課 產業課 戸籍兵事課 社會課 土木課	8	87	4	23
52 長野市	庶務課 勧業課 觀光課 學務課 工務課 都市計畫課 税務課 會計課	7	56	2	20
53 若松市（福岡）	庶務課 税務課 學務課 產業衛生課 社會課 會計課 運輸課 土木課	7	92	4	11
54 松本市	庶務課 產業課 社會課 税務課 教育課 衛生課 工務課 會計課	7	84	1	11
55 大津市	庶務課 產業課 水道課 戸籍課 觀光課 税務課 土木課 社會課 會計課 學務兵事課 衛生課	7	78	5	13
56 戸畑市	庶務課 產業課 教育課 衛生課 土木課 税務課 會計課 水道課 戸籍課	7	69	2	17
57 山形市	庶務課 財務課 產業課 水道部 職業紹介所 公益質屋 學務課 會計課 土木課	6	76	1	9
58 盛岡市	庶務課 財務課 土木課 會計課 產業課 都市計畫課 [illegible]衛生課 水道課	4	98	1	15
59 津市	秘書係 學務課 財務課 水道課 總務課 社會[illegible]課 土木課	8	83	1	25
60 室蘭市	秘書係 庶務課 學務課 財務課 土木課 街路係	9	64	2	10
61 那覇市	庶務課 税務課 戸籍課 衛生課 學務課 兵事課 勧業課 土木課 會計課 徴税課 水道課 下水道事務所	6	36	4	7
62 宮崎市	庶務課 社會課 土木課 勧業課 學務課 財務課 水道課 會計課	7	72	1	8
63 高崎市	秘書室 總務課 教育課 税務課 社會課 產業課 會計課 事業課 臨時都市計畫課	3	46	1	8
64 水戸市	庶務課 學務課 社會課 土木課 水道課 税務課 會計課	4	97	2	8
65 八戸市	庶務課 財務課 會計課	2	60	—	4
66 別府市	庶務課 [illegible] 土木課 會計課 觀光課 水道課 税務課 勧業課 温泉課	7	104	3	15

6 市役所組織及有給吏員 (昭和12年4月1日現在)

6 市役所組織及有給吏員 (昭和12年4月1日現在)

都市	組織	事務職員 年俸者數	事務職員 月俸者數	技術職員 年俸者數	技術職員 月俸者數
67 長岡市	庶務課 社會衛生課 學務課 勸業課 土木課 水道課 稅務課 會計課	9	77	2	17
68 大分市	庶務課 社會課 土木課 衛生課 水道課 教育課 戸籍兵事課 產業課 稅務課 出納部 土木課	6	60	3	14
69 清水市	庶務課 產業課 學務課 社會課 土木課 財務課 水道課 都市計畫課	4	101	4	23
70 延岡市	庶務課 學務課 社會課 衛生課 土木課 產業課 財務課 會計課	…	…	2	16
71 秋田市	庶務課 學務課 產業課 社會課 臨時下水道部 土木課 稅務課 會計課	4	81	6	18
72 八王子市	庶務課 水道課 教育社會課 稅務課 會計課 土木課 戸籍兵事課 [illegible]	5	67	—	7
73 都城市	庶務課 財務課 學務課 電氣課 會計課 土木課 社會課 勸業課	8	62	3	11
74 四日市市	庶務課 會計課 水道課 勸業課 土木課 學務課 戸籍係 稅務課	8	58	8	10
75 千葉市	出納課 庶務課 產業課 土木課 學務課 稅務課 衛生課	5	64	4	9
76 福山市	庶務課 學務社會課 戸籍兵事 土木課 保健課 產業課 水道課 會計課 稅務課 都市計畫課	9	35	2	9
77 高岡市	庶務課 學務課 產業課 社會課 衛生課 戸籍課 社寺兵事課 稅務課 會計課 水道課 土木課 臨時都市計畫部	5	69	3	13
78 釧路市	庶務課 學務課 經理課 土木課 出納課	4	90	1	6
79 奈良市	文書[illegible] 庶務課 學務兵事課 戸籍課 衛生課 勸業課 觀光課 工務課 水道課 社會課 稅務課 會計課	8	76	5	22
80 川口市	庶務課 戸籍課 教育課 產業課 稅務課 會計課 土木課 [illegible] 統計係 [illegible]	8	47	3	8
81 一宮市	總務課 產業課 土木課 都市計畫課 學務社會課 戸籍兵事課 財務課 會計課 下水課 水道課	7	49	8	30
82 郡山市	[illegible] 總務課 學務課 土木課 水道課 財務課	2	42	1	11
83 防府市	庶務課 社會課 戸籍課 會計課 土木課 兵事課 衛生課 產業課 稅務課 學務課	1	63	—	7
84 宇治山田市	庶務課 學務社會課 勸業課 稅務課 土木課 出納課	5	37	1	7
85 大垣市	庶務課 土木課 [illegible] 學務課 稅務課 會計課	7	42	1	18
86 松江市	庶務課 學務課 戸籍兵事課 土木課 產業課 財務課 水道部 自動車部 瓦斯部	9	100	1	17
87 今治市	庶務課 戸籍課 土木課 教育課 社會課 產業課 稅務課 會計課 水道課	7	65	1	10
88 米澤市	庶務課 產業課 教育課 兵籍課 財務課	—	29	—	3
89 宇和島市	庶務課 戸籍課 學務課 社會課 勸業課 調查課 土木課 水道課 稅務課 會計課 港務所	11	78	—	9
90 沼津市	秘書課 庶務課 產業課 學務課 社會課 衛生課 土木課 戸籍課 兵事課 稅務課 會計課	3	67	1	8
91 佐賀市	庶務課 教育課 勸業課 土木課 稅務課 會計課 水道課 交通課	3	81	2	11
92 足利市	總務課 教育課 土木課 水道課 社會課 稅務課 會計課	—	62	1	9
93 瀬戸市	第一部(庶務、產業、衛生、社會、學務、兵事、戸籍)第二部(工務、營繕、都市計畫、文書)第三部(稅務、會計) 水道課	5	41	2	11
94 銚子市	總務課 財務課 福利課 會計課 商工水產課 土木課 秘書課 學務課 水道課 觀光課	7	36	4	6
95 福島市	庶務課 學務課 財務課 出納課 水道課 都市計畫課	3	63	—	7
96 市川市	庶務課 福利課 財務課 戸籍兵事課	4	34	—	2
97 弘前市	庶務課 學兵課 產業課 土木課 會計課 水道課	8	45	4	10
98 若松市(福島)	庶務課 教務課 財務課 工務課 勸業課	—	47	—	10
99 鳥取市	庶務課 學務課 產業衛生課 稅務課 土木課 水道課 會計課	5	90	—	11
100 浦和市	庶務課 學務課 社寺戸兵課 土木課 財務課	3	39	1	5
101 直方市	庶務課 教務課 產業課 財務課 土木課 水道課	3	45	3	5
102 明石市	庶務課 土木課 社寺兵事教育課 衛生戸籍課 產業課 稅務課 會計課 水道課	6	59	4	12
103 岸和田市	庶務課 學務課 稅務課 土木課 會計課	7	62	—	10
104 飯塚市	庶務課 稅務課 學務課 產業課 土木課 會計課 水道課	6	42	2	7
105 平塚市	庶務課 學務課 稅務課 社會課 土木課 都市計畫課 會計課 勸業	6	41	1	3
106 米子市	庶務課 學務課 土木課 兵事戸籍課 稅務課 會計課 產業課 衛生課 水道部	1	44	1	7
107 岡谷市	庶務課 教育課 產業課 衛生課 稅務課 會計課	3	28	—	4
108 熊谷市	秘書課 庶務課 人事課 產業課 稅務課 土木課 會計課	2	28	1	2
109 鶴岡市	庶務課 稅務課 學務課 水道課 收入役事務補助	—	56	6	17
110 帶廣市	庶務課 產業課 教育兵事課 稅務課 出納課	4	49	1	3
111 津山市	秘書 庶務課 學務課 社會課 衛生課 稅務課 勸業課 土木課 水道課 會計課	—	58	—	3
112 松阪市	庶務課 兵事課 戸籍課 勸業課 學務課 衛生課 社會課 財務課 土木課	3	35	3	7
113 倉敷市	文書[illegible] 產業[illegible]社會課 土木水道課 財務課 會計課	4	43	3	17
114 三條市	庶務課 勸業課 學務課 土木課 戸籍兵事課 稅務課 水道課 會計課	3	48	2	8
115 上田市	庶務課 學務課 勸業課 稅務課 工務課 會計課	1	52	1	8
116 川越市	庶務課 產業課 學務兵事課 戸籍課 財務課 土木課 臨時下水道課	4	50	2	26
117 山口市	庶務課 衛生課 學務兵事課 社會課 戸籍課 產業課 觀光温泉課 土木課 稅務課 外事課 會計課 水道課	7	50	2	10
118 石巻市	秘書係 文書課 庶務課 學務課 產業課 戸籍兵事課 水道課 稅務課 會計課	7	24	1	4
119 徳山市	第一課(庶務、土木、勸業、營繕)第二課(戸籍、學務、兵事)第三課(稅務)第四課(衛生、社會)	5	41	1	4
120 新宮市	庶務課 學務課 戸籍課 會計課 水道課	9	35	—	6
121 萩市	第一課(庶務、財務、勸業、社會衛生) 第二課(學務、兵事、社會教育、史蹟觀光、戸籍)第三課(稅務、收稅、會計)第四課(土木、都市計畫) 水道課(庶務、工務)	2	53	1	9

6 市役所組織及有給吏員 (昭和12年4月1日現在)

都市	組織	事務職員 年俸者數 月俸者數	技術職員 年俸者數 月俸者數
122 酒田市	庶務課 學務課 産業土木課 財務課 電氣部 庶務會計課 工務課 水道部 庶務會計課 工務課	7 62	3 19
123 唐津市	庶務課 教育課 産業課 土木課 財務課 臨時水道部	5 44	2 10
124 高田市	秘書課 庶務課 勸業課 學務課 社會課 徵稅課 水道瓦斯課	7 42	— 7
125 尾道市	庶務課 學務課 衛生課 産業課 土木課 都市計畫課 稅務課 會計課 水道課 運輸課 戸籍兵事課	12 65	2 8
126 八幡濱市	庶務課 學務課 産業課 土木課 水道課 財務課 社會課	9 42	1 7
128 海南市	庶務課 産業課 土木課 戸籍兵事課 會計課 學務社會課 稅務課	1 45	— 2
126 丸龜市	庶務課 戸籍兵事課 勸業社會課 學務課 土木課 衛生課 稅務課 會計課 水道課	3 51	1 10
130 首里市	第一課(庶務、財務、學務、戸籍、兵事、衛生、勸業) 第二課(産業、土木、統計)第三課(調査、稅務、勸業)第四課(會計)	— 16	— 1
132 高山市	庶務課 土木課 勸業衛生課 學務課 財務課	4 43	— 3
133 三原市	庶務課 學務課 衛生課 戸籍兵事課 産業課 土木課 稅務課 會計課 水道課	2 71	— 7
135 布施市	總務課 教育課 財務課 會計課 産業課 土木課 水道課	1 108	— 6
137 栃木市	庶務課 社會課 財務課 教育課 土木課 勸業課 都市計畫課	— 46	— 4
138 敦賀市	庶務課 會計課 稅務課 兵事課 戸籍課 土木課 勸業課 學務課 衛生課 社會課 港灣課 臨時上水道調査課	2 54	— 6
139 飯田市	庶務課 稅務課 會計課 水道課	2 36	— 1
140 桑名市	庶務課 學務社會課 勸業課 財務課 土木課 水道課	5 43	3 8
141 福知山市	庶務課 學務兵事課 戸籍課 勸業課 土木課 水道課 稅務課 會計課	— 30	— 13
142 熱海市	庶務課 學務社會課 戸籍兵事課 産業課 觀光課 都市計畫課 水道溫泉課 財務課 會計課	— 35	1 5
144 平市	庶務課 學務課 兵事戸籍課 財務課 會計課 工務課 産業課	— 47	— 9
朝鮮			
501 京城府	庶務課 總務部 監査課 戸籍課 學務課 衛生課 內務課 勸業課 社會課 財務部 工營部 稅務課 土木課 營繕課 會計課 水道課	24 299	27 167
502 釜山府	秘書係 內務課 庶務課 土木課 總務課	10 97	9 33
503 平壤府	庶務課 內務課 財務課 土木課 電氣課	5 309	6 54
504 大邱府	庶務課 內務課 財務課 公營課	2 178	2 8

6 市役所組織及有給吏員 (昭和12年4月1日現在)

都市	組織	事務職員 年俸者數 月俸者數	技術職員 年俸者數 月俸者數
505 仁川府	庶務課 內務課 財務課 土木課	… …	… …
506 木浦府	內務課 財務課	— 15	1 1
507 元山府	庶務課 內務課 財務課	— 21	1 6
508 新義州府	內務課 庶務課 財務課	— 18	— 3
509 咸興府	內務課 庶務課 財務課	1 35	2 7
510 開城府	庶務課 內務課 財務課	2 73	— 9
511 清津府	庶務課 內務課 財務課 土木課	1 21	1 3
512 光州府	內務課 財務課	— 22	1 3
513 鎭南浦府	庶務課 內務課 財務課	— 16	— 3
514 全州府	庶務課 內務課 財務課	1 19	1 2
515 群山府	庶務課 內務課 財務課	— 11	— 3
516 大田府	庶務課 內務課 財務課	— 14	1 5
517 馬山府	內務課 庶務課 財務課	— 53	— 7
518 羅津府	庶務課 內務課 財務課 土木課	1 46	1 26
臺灣			
601 臺北市	文書課 庶務課 教育課 社會課 勸業課 土木課 營繕課 水道課 自動車課 衛生課 稅務課 會計課	8 116	6 23
602 臺南市	庶務課 教育課 勸業課 土木水道課 衛生課 會計課 稅務課	3 177	1 20
603 基隆市	文書課 庶務課 教育課 勸業課 土木課 衛生課 稅務課 會計課	2 30	1 5
604 高雄市	庶務課 教育課 勸業課 衛生課 土木水道課 稅務課 會計課	5 50	3 15
605 嘉義市	庶務課 稅務課 教育課 勸業課 土木水道課 衛生課 會計課	— 29	1 3
606 臺中市	庶務課 教育課 勸業課 土木水道課 衛生課 稅務課 會計課	1 147	2 4
607 新竹市	庶務課 教育課 勸業課 土木水道課 稅務課 會計課 衛生課	2 133	— 16
608 屏東市	文書課 庶務課 教育課 兵事課 衛生課 勸業課 土木水道課 稅務課 會計課	1 26	1 2
609 彰化市	庶務課 教育課 勸業課 土木水道課 衛生課 稅務課 會計課	— 23	— 5
關東州			
701 大連市	秘書課 總務課 學務課 産業課 市場課 社會課 衛生課 稅務課 會計課	14 176	2 22
702 旅順市	庶務係 財務係 會計係 衛生係 産業係	3 14	— —
樺太			
801 豊原市	庶務課 學務課 勸業課 衛生課 財務課 會計課 土木水道課	2 21	— 3
802 大泊町	庶務課 財務課 出納課	4 14	— 4

東京市政調査會刊行物目錄 1

		定價	送料
	市政一般	円	円
日本都市年鑑昭和六年版		5.00	.22
最新日本都市年鑑昭和八年用		5.00	.22
日本都市年鑑昭和九年用		3.00	.22
日本都市年鑑昭和十年用		5.00	.22
日本都市年鑑昭和十一年用		4.00	.22
日本都市年鑑昭和十二年用		4.50	.22
日本都市年鑑昭和十二年用各篇分冊		實費頒布 4.80	.22
日本都市年鑑昭和十三年用		特價 3.80	.22
帝都の制度に關する調査資料	市政調査資料特別號	5.00	.22
東京都制に關する諸案	市政調査資料第十五號	.60	.06
東京都制論	池田宏	.50	.09
東京都制案要綱		絶版	
東京都制案要綱審議經過要錄		〃	
帝都ノ制度ニ關スル意見		非賣	.03
東京都制案反對の重點		〃	.03
東京都制問題に對する東京府市區町村會等の意見		絶版	
東京都制問題	市政の革新問題叢書第三篇	.10	.03
東京都制問題小史概觀	市政問題パンフレット第十四篇	.20	.03
大都市制度論	同上 第十五篇・市政大二篇	絶版	
都市制度論	同上 第十七篇	.20	.03
大都市問題と市町村の統合	同上 第十五篇	絶版	
東京市町内會に關する調査	同上 二篇	2.20	.14
町會制度の整備	市政問題パンフレット第十二篇	近刊	

V

都市計畫

都市計畫法の沿革　我國の都市計畫法制は道路の修築を主とする市區改正に淵源するものであつて、明治 21 年東京市に對し其の營業、衞生、防火、及び通運等永久の利便となるべき事業の執行のために發布せられたる市區改正條例を其前身とする。其の後約 30 年間東京市はこれによつて多くの道路、橋梁、河川、公園、上下水道等の新設改良をなし、見る可きもの多々あつた。然し全體から見れば、この條例は法制としても完備したるものにてはなく、從つて之に依る計畫も事業と共に不充分なるを免れなかつた。

しかるに大正 6—7 年の頃に至り、世界大戰の影響を受けて我國の產業界は異常の發展を途ぐることとなり、都市殊に大都市及びその郊外に於ては、各種の產業俄に勃興して、工場は隨所に建てられ、都市人口は急激に增加した。その結果都市は忽ちにして交通に衞生に住宅に甚しき計畫施設の不足缺陷を暴露し、都市施設の要を感ずること頗る切實を加へた。玆に於て政府は取敢へず、大正 7 年 4 月東京市區改正條例に改正を加へて、東京市の區域外にも市區改正の途を開くと同時に、同條例を京都、大阪、橫濱、神戶、名古屋の 5 大市にも準用することとして一時の急に應ずることにした。然れども此の如き一二の改正は、もとより時勢の要求に應ずること能はざりしを以て政府は大正 7 年 5 月都市計畫調査委員會を設置して、都市計畫に關する方針を調査審議せしめ、その議によりて翌 8 年 4 月現行の都市計畫法及び市街地建築物法が制定せられ、前者は翌年 1 月 1 日より、後者は同 12 月 1 日より何れも先づ東京、京都、大阪、橫濱、神戶、名古屋の六大都市に施行せられた。しかしながらかかる計畫的統制を必要とせしものは大都市のみではなかつた。中小都市と雖も發展の勢急速なるものに對しては豫め備ふることの必要あるは

大都市と毫も異るところがないので、かかる市に對しては勅令を以て指定することにより、同法を施行し得べきこととなつて居た。この規定により大正 12 年7月札幌市を始めとする 25 市が指定せられてあり、年々多くの市に施行せられ、昭和 8 年 3 月末には全國 111 市中 105 市までがその適用を受くるに至り、原則として殆ど總ての市に之が適用を見んとするに至つた。これと同時に未だ市制を施行せらるるに至らずと雖も、發展の勢の顯著なる町村にも同じく備ふるところなかるべからずとの輿論を生じ、その結果昭和 8 年 3 月都市計畫法の大改正が行はれ、自今市には指定を俟たずして當然適用せられ、町村には主務大臣の指定によつて適用せらるることとなり同年 5 月 10 日より施行せられた。而して、その際次官通牒により適用を受く可き町村の規模は、大體下の如く指定せられた。(1)人口增加顯著のもの、(2) 人口1萬以上のもの、(3) 温泉地、海水浴場、史蹟地、遊覽地等を有するもの、(4) 港灣の修築、工場、停車場等の設置に伴ひ市街地の構成せられんとするもの、以上の規格に該當する町村は全國を通じて約 1 千餘に上つて居るがその中昭和 12 年 5 月 1 日までに內務大臣によりて指定せられたるもの 344 町村である。又その中市街地建築物法を併せて適用せらるるものは 143 町村にて、他に又市街地建築物法のみ適用せらるるもの 4 町村ある。

從來都市計畫區域は、市を中心として其郊外に及ぶことを原則として居り、之を定むるには關係市町村及び都市計畫委員會の意見を聞き、內務大臣が決定して內閣の認可を經る定めであつたが、この改正により都市計畫區域は原則として市又は指定せられたる町村の行政區域によることとなし、かかる場合には內務大臣限りにて之を決定し得べく、唯その區域が同法適用の市町村の行政區域外に及ぶ場合に限り、關係市町村及都市計畫委員會の意見を聞きて、內務大臣之を決定することとなり、又何れの場合にも內閣の認可を必要とせざるに至つたのである。

都市計畫及都市計畫事業　都市計畫の施設中には、單に計畫に止るものと、事業の執行を伴ふものとがあり、又事業の執行を伴ふものにありても未だ計畫だけに止つて居るものとがある。計畫だけに止つて居るものを都市計畫と稱し、事業の執行に關するものを都市計畫事業と稱する。何れも都市計畫法第 3 條の規定に基づき、同法第 4 條によりて組織せらるる都市計畫委員會の議を經、內務大臣の決定を受け、內閣の認可を以て定められる。

この規定により、現在都市計畫及び都市計畫事業として認められて居るものは地域（住居、商業、工業及び未指定）、防火地區、美觀地區、風致地區、風紀地區等の設定、道路、廣場、河川、港灣、公園、鐵道、軌道、運河、飛行場、水道、下水道、土地區劃整理、運動場、一團地の住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場、塵芥捨却場、及び防風、防火、防水、防砂又は防潮の施設等である。但し風紀地區、港灣、塵芥燒却場、防砂等の施設を都市計畫又は都市計畫事業として有して居るものは未だない。

都市計畫委員會官制の改正　都市計畫委員會官制には昭和 11 年 11 月 27 日勅令第 411 號、及び同 12 年 3 月 1 日の勅令第 26 號による改正があつた。改正の要點は、都市計畫委員會の機能を擴充したること、委員の構成に關すること、中央委員會にも常務委員會を置きたること、職員の定員增加に關するものの4點である。

先づ第1に、從來都市計畫委員會は議決機關たる外、諮問機關としては關係各大臣の諮問に應じ、又は關係各大臣に建議し得るだけであつたのを『都市計畫委員會ハ都市計畫ニ關スル事項ニ付關係行政廳ノ諮問ニ應ジ又ハ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得』（第9條）と改められた。從來都市計畫委員會、ことに地方委員會は議決機關としては相當活躍して來たが、諮問機關としては實際上運用の事例を見ること尠かつたのである。しかるに、近年都市計畫は益々その對象範圍を擴大し、內容的にも擴張を加へつつあるに伴ひ、都市計畫の調査事項は益よ多種多方面となつて來て居る。素より都市計畫の重要事項は都市計畫法第3條所定の手續により、都市計畫として決定せらるべきではあるが、これに關聯する事項の悉くを法定の手續を經たる都市計畫として統制することは事實上困難たるを免れないので、都市計畫全般の圓滿なる發展を期するために、ここに都市計畫委員會の門戸を廣く開放し、都市構築に關する各種の事業を實施するに付、又はこれに關係ある各種法規の運用等に關し、一般行政廳に對してもこれに諮問することを得しめ、又都市計畫委員會としても進んでその意見を建議するを得しむる如くしたのである。

第2は地方委員會の構成についての二三の改正であつて、其の中比較的重要なるは都市計畫法第2條第2項の規定により、其の區域の全部又は一部を都市計畫區域に編入せられた町村の町村長を、必要ある場合には委員に任命し得ることとした點

である（第8條第3項）。市及び都市計畫法の適用を指定せられたる町村においては、その市町村長が官制上當然委員となる外、一定數の當該市町村會議員をも委員に加へらるるのであるが、都市計畫區域内の町村は、その都市計畫に對して多大の利害關係をもつにも拘らず、委員會に發言の機會を與へられざりしを、今回の改正によつて必要ある場合は委員に任命せられ得ることになつたのである。又道府縣の經濟部長たる委員は、土木部を設置せざる府縣の場合に限られて居たのを、今回の改正により土木部を設置する道府縣の經濟部長をも官制上委員に加へらるることになつた。猶從來都市計畫委員會の委員中學識經驗ある者の中より命ぜられたる者には、別段任期の定めがなかつたのであるが、今回の改正により4年の任期が附せらるることになつた。もとより其の重任を妨げず、又特別の事由があれば任期中の解任も支障はない。

第3は從來地方委員會にしかなかつた常任委員會を中央委員會にも置くこととしたことである（第15條）。これ迄中央委員會は實際に於て其の機能を殆んど發揮して居なかつたのであるが、其の一理由は、委員會の組織が各省關係者を除りに廣範圍に網羅せるがために、之を屢々開催することが困難とせられた事情にもよるのである。故に、ここに會長の指名したる9人以内の委員を以て常設委員會を組織し、委員會の委任を受けて、其の權限に屬する事項にして輕易なるものを處理せしむることとしたのである。

第4は地方委員會職員の定員の增加である（第17條）。地方委員會の職員數は都市計畫の進展に伴ふて、次に示す如く逐年增加の一途を辿つて居るのである。

	昭和12年改正	和昭11年改正	昭和10年改正	昭和9年改正	昭和8年改正	昭和5年改正	昭和5年改正前
事務官	18人以内	17人以内	17人以内	14人以内	12人以内	10人以内	8人以内
技師	78 〃	77 〃	76 〃	74 〃	70 〃	67 〃	60 〃
書記	94 〃	88 〃	88 〃	83 〃	77 〃	67 〃	60 〃
技手	232 〃	232 〃	222 〃	204 〃	168 〃	158 〃	140 〃

臺灣都市計畫令の公布　臺灣都市計畫令は昭和11年8月27日、同施行規則は同12月30日何れも公布せられ、昭和12年4月1日より實施せられた。同計畫令は、第1章　總則、第2章　地域及地區の設定並に建築物の制限、第3章　土地區劃整理の3章78條より成る。其の特色は形態上に於ては、內地の都市計畫法、市街地建築物法、耕地整理法等を打つて一丸としたる如き體裁を備へ、內容に於ては、神社、官公署、學校、病院、貯水池等をも都市計畫事項として指定せられ得ること、及び住居、商業、工業等の各用途地域を更に細分して、其の中に多くの特別地區を設定し得る如くなつて居ること等が重要の特色をなして居る。その外法令の作用し得る方法が簡單であり、內地の都市計畫關係法規に比較すれば、行政官廳の權限が一般に强大であることが目立つ。

都市防空　最近航空機の發達に伴ひ、今後の戰爭に於ては必然的に產業上、政治上の各種中樞機關の所在地たる都市の空襲が豫想せられる。從つて都市を如何に防護するかと言ふことは今や緊急を要する問題となつて來た。故に防空法制定の必要は、既に昭和8年頃より問題となつて居たのであるが、遂に去る第70議會に於て、內務、陸軍、海軍共管の下に提出せられ、異議なく可決せられて昭和12年4月5日法律第47號を以て發布せられ、昭和12年10月1日より實施せらるることになつた。右による防空計畫の具體的方針は次の如くで、緊急を要するものから順次實行に移すことになつて居る。

1　軍の移動的防空機關の配置活動を便ならしむるため、防空陣地の配備、その連絡、幹線道路網の實現を始め、架空式の各種通信機關を地下に埋設する
2　都市の識別度を減殺するため、今後各種建築物の新築、改築に際し、その形態、色彩、光澤等の特異性を無くするやう統制して都市計畫を樹立する
3　爆彈による被害率の減殺を圖るため、現在の工業生產力の都市集中を改め、これが分散的配置につき考究する
4　爆彈破壞に可及的に堪へしむるため、重要建築物に對しては、防彈屋根、防彈壁、制壓架構造等の設備をなすと共に、高層建築物に對しては耐彈性を保持せしむる
5　燒夷彈に因る火災を小範圍に止めるため、耐防火區の設定、空地の保有、都市防火壁の築造、消火施設の充實等を實現せしむ
6　毒瓦斯攻撃の威力を減殺するため、位置の方向、地形等を考慮して道路網計畫を樹立する
7　毒瓦斯防禦のため、瓦斯の檢查所、消毒所等を各地に配置すると共に、地下室には防護室を特設する
8　市民の避難を迅速ならしむるため、避難放射道路の實現を計る

これらは何れも都市計畫に關聯するものなるを以て、これを實施するに當りては、從來の都市計畫法及び市街地建築物法等についても若干の改正を必要とするであらう。

. 國土計畫と都市計畫の傾向　都市計畫法發布せられてより既に 17 年餘を過ぎ、その適用區域の範圍も年と共に擴張せられて來たが、時代の要求は之を以て十分なりとせず、單に都市を中心とする區域のみではなく、如何なる寒村僻地をも殘すことなく、普く國土の全般に亙りて綜合的計畫を樹立する必要を叫ばしむるに至つて居る。この主張は昭和 10 年第 2 回全國都市計畫協議會に於ても國土計畫なる名稱の下に提案せられて居たが、昭和 11 年の第 3 回全國都市計畫協議會に於ては、一層具體的な案として討議せられて居る。

この國土計畫の思想は、これを仔細に吟味すれば、都市防空の要求によつて刺戟せられたもので、過大都市否認の思想とも相通ずるものがあり、從つて從來に於ける都市計畫思想の單純なる發展にあらずして、更により深く且つより强く社會經濟組織の根底に迫るものを有して居る。それは前述都市計畫協議會に對して提案せられたる制度要綱の第 3 に「國土計畫は人口、經濟、交通、通信、衞生、保安、社會及敎化等に關し、國土の利用開發計畫を樹立するものとす」と述べられてあることによつても察知出來る。その中人口の點に關する提案者の說明だけを見ても、都市若くは村落の究極の大きさに具體的の限度を設けて、人口の分布に關する統制を行ふべきである等と言つて居る。この外同協議會に現はれた其の他の意見によりても大都市の發達を以て害惡なりとする思想が、可成り廣く且つ深く及んで居ることが察知出來る。これは直接的には國防上の必要や、工業の地方分散論等と關聯して出で來た問題ではあるが、その思想的背景にはもつと深刻なものが伏在して居る如くである。何れにせよ、この際當面の問題となるものは、如何にして其の提案を具體化すべきかの方法であるが、これは果して從來の如き單なる技術的なる都市計畫を以て爲し得ることであるか、どうか。若し、かかる根本思想の上に國土計畫なる思想が發展せしめられて居るとすれば、これは一種の國家改造案にまで發展せねば止まぬものであり、その目標とするところは、從來の如き技術的な都市計畫とは異り、遙かに大膽なる理想社會の建設を追ふて居るものと想像せられるのである。都市計畫の思想がここまで進展して來たことは大に慶賀すべきことではあるが、ここに至つて我々は都市計畫界の前途に容易ならざる大問題が投げ掛けられて居ることに想ひ到らざるを得ないのである。今は何よりも、かかる理想そのものの價値、及びそれが實現の具體的方策について、もつともつと、活潑なる理論的檢討が期待されねばならない。

都市美化運動　都市の美化運動は近年著るしき進歩を示して居る。都市の美觀若くは美化に關する考慮は古くから拂はれて居たものではあるが、しかしながら、それは主としてせいぜい既存風致の保存を意味する消極的のものでしかなかつた。それが最近に於ては、積極的に都市の美觀建設の運動にまで進展し、進んでは風景計畫をも樹立せんとするの氣運さへも見らるるに至つたのである。その運動の主流を指導して居るものは、阪谷男爵を會長とする都市美協會である。

最近に於ける都市美協會の活動は、その年中行事たる植樹祭を別にしては、昭和 11 年 11 月 1 日より 1 週間都市美强調週間を行ひて、全國各都市に於ける都市美の達成、都市醜の排除に相當の成績を擧げ、昭和 12 年 5 月 11 日及び 12 日には東京に第 1 回都市美協議會を開催し、都市美の達成に關する方策と都市環境改善に關する諸問題を協議したこと等を其の主要なるものとする。

猶、東京に於ける美化運動は、昭和 15 年を期して萬國大博覽會及び國際オリムピック大會が、東京に開催せらるるに決してより一層の熱意を加へ、官民の協力の下に、或は電柱の撤去、廣告看板の取締り等の具體策となつて現はれ、著々實行せられんとしつつある。殊に主要街路上より電柱を撤去することに就ては、既に東京市は新橋、日本橋間に共同溝を設置して一切の架空線をこの中に埋設して、電柱を一掃することとなつた。又、內務省に於ても、昭和 12 年 5 月 3 日警視廳、府、市の關係各課を招致して、架空線の撤廢に關する根本方策を協議した。內務省の方針として傳へらるるところによれば、先づ銀座、新宿、澁谷、神田、淺草、上野等の主要街路はもとより、主なる放射道路、環狀道路に於ける電柱を全部撤去せしむることとし、其の方策としては、共同溝を設けて架空線を全部その中に收容することを以て第一の理想案とするも、若しこれを困難なりとする事情あるに於ては各單獨の地下線とすることとし、若しそれが猶困難なる場合には、表通りの電柱を全部裏通りに移轉せしむることとする。而して、それをしも不可能なりとするに於ては、東電、市電、逓信、警視廳、警報器等別々に使用して居る電柱を共同電柱に統一して、以て電柱の整理を行はんとする方針であると言ふ。

1 都市計畫

A 街路 (昭和12年5月1日現在)

都市	路線數	延長(米)	事業費概算(円)	認可年月日	摘要
1 東京	62	146,890	145,191,064	大10. 5.13	
				昭 9.11.29變更	大正10年議定線
				〃10. 3.30 〃	
				〃10.12.28 〃	1″,3′,4及2″,3′,3 號線
	174	256,629	333,683,679	大13. 3.11	復興計畫街路幹線補助線 幹線 52、補助線 122
	1	876	495,906	〃15. 3. 6	櫻田門より虎の門に至る道路
	2	840	420,000	昭 2. 8. 2	築地中央卸賣市場附近道路
	143	663,667	369,867,424	〃 2. 8.10	昭和2年議定線
				〃 9.12. 1變更	內一部事業決定(放幹17、擴幹3、補助線 107、市內線 16)
				〃10. 3.11 〃	
				〃10. 3.30 〃	
				〃10.12.28 〃	
				〃11. 6.10 〃	
				〃11.11.20 〃	
	10	3,978	4,770,779	〃 4. 8. 1	中央官衙建築地域內(內一部事業決定)
	廣場1ヶ所×	5,140	166,271		議院前廣場
	1	246	3,180,000	〃 7. 2.15	月島—築地間可動橋(事業決定)
	廣場1ヶ所×	20,665	3,460,009	〃 9. 4. 6	新宿驛附近廣場街路、建築敷地造成
	道路 8	1,166			
	[illegible] 5×	33,159	1,237,426	〃11. 3.31變更追加	(全部事業決定街路2線追加)
	6	1,700	3,001,000	〃12. 1.19	新宿驛附近街路追加
	1	1,380	1,281,000	〃 9.11.29	青山墓地附近街路
	廣場 2×	13,907	1,057,970	〃11. 4. 2	大塚驛附近街路
	道路 5	683	702,030		
	廣場 2×	18,939	1,135,110	〃11. 4. 4	池袋驛附近街路
	道路 4	663	754,890		
	廣場 1×	12,172	2,343,670	〃11. 4. 4	澁谷驛附近街路
	道路 7	635	818,600		
舊駒澤町	16	30,900	2,833,419	〃 5. 8. 8	東京都市計畫區域內舊駒澤町道路計畫
				〃 6. 7.31變更	
				〃 7. 5.31 〃	
				〃 9. 8.21 〃	
				〃10. 3.11 〃	
				〃10. 5.31 〃	
				〃12.11.14 〃	
舊野方町	31	48,626	5,011,496	〃 5.10.22	同上舊野方町道路計畫
				〃 7. 2.15變更	
				〃10. 3.11 〃	
				〃10. 3.30 〃	
				〃11. 6.10	
舊中新井町	14	17,268	1,394,925	〃 5.10.22	同上舊中新井町道路計畫
				〃 9.11.29變更	
				〃10. 5.28 〃	
舊世田谷町	25	37,780	3,794,250	〃 6. 3.30	同上舊世田谷町道路計畫
				〃 7. 9.29變更	
				〃 9. 8.21 〃	
				〃11.11.14	
舊目黒町	18	23,233	3,946,872	〃 6. 3.30	同上舊目黒町道路計畫
				〃 7. 9.29變更	
				〃10. 3.11 〃	
				〃11.11.14 〃	

備考 1. ×印は平方米。
2. 摘要中街路等級例へば 2″, 3′, 30 號は2等大路3類30號の意を示す。
3. 本表に現れざる市は街路計畫未決定のものとす。

1 都市計畫

A 街路 (昭和12年5月1日現在)

都市	路線數	延長(米)	事業費概算(円)	認可年月日	摘要
舊練馬町	13	20,670	1,693,210	昭 6. 3.30	東京都市計畫區域內舊練馬町道路計畫
				〃 9.11.29變更	
舊松澤町	14	16,080	1,504,748	〃 6. 3.30	同上舊松澤町道路計畫
				〃 6. 7.31變更	
				〃10. 5.31 〃	
舊瀧野川町	21	21,955	9,492,173	〃 6. 8. 4	同上舊瀧野川町道路計畫
				〃 7. 9.29變更	
				〃11.16.10 〃	
舊杉並町	22	33,028	4,950,000	〃 6. 8. 4	同上舊杉並町道路計畫
舊和田堀町	11	19,717	1,780,000	〃 6. 8. 4	同上舊和田堀町道路計畫
				〃 7. 2.15變更	
舊千歳村	14	25,792	1,839,012	〃 6. 8. 4	同上舊千歳村道路計畫
				〃 6.11.20變更	
舊高井戸町	12	23,810	1,716,400	〃 6.11.20	同上舊高井戸町道路計畫
舊砧村	9	22,460	1,300,000	〃 6.11.20	同上舊砧村道路計畫
舊中野町	[illegible]	28,351	6,327,780	〃 7. 2.15	同上舊中野町道路計畫
				〃 8. 7.14變更	
				〃 9. 8.21 〃	
舊赤塚村	12	25,380	1,196,750	〃 7. 2.15	同上舊赤塚村道路計畫
				〃 7. 5.31變更	
				〃 9.11.29 〃	
舊寺島町	9	8,083	2,995,000	〃 7. 4. 1	同上舊寺島町道路計畫
舊隅田町	5	2,618	766,000	〃 7. 4. 1	同上舊隅田町道路計畫
舊志村	18	25,567	1,303,034	〃 7. 9.29	同上舊志村道路計畫
				〃10. 3.30變更	
				〃11. 6.10 〃	
舊品川町	18	12,026	7,400,311	〃 7. 9.29	同上舊品川町道路計畫
舊大崎町	24	12,360	5,625,851	〃 7. 9.29	同上舊大崎町道路計畫
舊大井町	22	16,290	8,377,224	〃 7. 9.29	同上舊大井町道路計畫
舊入新井町	20	13,845	[illegible]	〃 7. 9.29	同上舊入新井町道路計畫
舊澁谷町	22	25,090	[illegible]	〃 7. 9.29	同上舊澁谷町道路計畫
				〃 8. 1.31變更	
				〃11. 4. 4 〃	
				〃11.12.14 〃	
舊淀橋町	14	15,052	4,838,183	〃 7. 9.29	同上舊淀橋町道路計畫
				〃 8. 1.31變更	
				〃 9. 4. 6 〃	
				〃11. 4. 2 〃	
舊代々幡町	18	27,313	5,009,345	〃 7. 9.29	同上舊代々幡町道路計畫
				〃 8. 1.31變更	
舊尾久町	11	14,305	4,350,000	〃 7. 9.29	同上舊尾久町道路計畫
				〃11. 6.10變更	
舊日暮里町	13	8,958	3,713,631	〃 7. 9.29	同上舊日暮里町道路計畫
舊三河島町	14	12,357	4,560,000	〃 7. 9.29	同上舊三河島町道路計畫
舊南千住町	9	6,257	2,188,782	〃 7. 9.29	同上舊南千住町道路計畫
				〃10.12.28變更	

1 都 市 計 畫

A 街　　路（昭和12年5月1日現在）

都市	路線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
舊王子町	18	16,142	5,700,000	昭 7. 9.29	東京都市計畫區域内 舊王子町道路計畫
舊吾嬬町	12	13,318	3,211,694	〃 7. 9.29 〃10. 3.19變更	同上舊吾嬬町道路計畫
澁谷區	13	11,165	5,323,860	〃 8. 6. 7 〃11.11.14追加變更	同上澁谷區道路計畫（舊千駄谷町）
荏原區	29	31,180	9,393,897	〃 8. 7. 4	同上荏原區道路計畫
板橋區	22	76,245	4,186,700	〃 〃.11.29	同上板橋區道路計畫 （舊練馬村、舊石神井村、舊大泉村）
目黒區	23	28,397	4,684,903	〃 8. 8. 5 〃10. 3.11變更 〃10. 5.31 〃 〃11. 3.31 〃	同上目黒區道路計畫（舊碑衾町）
城東區	19	22,270	7,270,000	〃 8. 8. 5	同上城東區道路計畫（舊龜戸町、舊大島町、舊砂町）
淀橋區	27	32,620	9,745,300	〃10. 3.30	同上淀橋區道路計畫（舊大久保町、舊戸塚町、舊落合町）
王子區	24	29,470	5,118,407	〃10. 8.30	同上王子區道路計畫（舊岩淵町、舊王子町）
葛飾區	34	78,962	12,860,000	〃10.12.28	同上葛飾區道路計畫（舊金町、水元村、新宿町、奥戸町、本田町、龜青村、南綾瀬村）
世田谷區	25	39,365	3,684,899	〃11. 4. 2	同上世田谷區道路計畫（舊玉川村）
大森區	66	79,849	17,170,710	〃11.12.28	大森區道路
2 大阪	14	21,811	14,903,000	大 8.12.33 昭 3. 5.29變更	市區改正設計
	40	81,316	165,894,850	大10. 3.19 昭 7. 1.29變更	第1次計畫線
	10	37,478	26,573,015	大15. 6.10 昭12. 6.21變更	府知事執行第1次計畫線
	8	1,736	1,730,000	〃 3. 5.22 〃 9. 3.31變更	驛前廣場整理
	1	478	3,279,000	〃 2. 4.11 〃 7. 3.29變更	寝屋川線
	106	300,642	216,699,000	〃 3. 5.29 〃11. 4.16追加	第2次計畫線
3 名古屋	40	145,915	47,895,239	大13. 6. 9 昭 4. 7. 1變更 〃10. 3.14 〃 〃10. 3.30 〃	内2線（延長2,631米、事業費1,405,958圓）は事業決定 街路1、變更
	20	60,127	11,730,726	大15. 1.27	追加1″,3′,45號線、1″,3′,46號線
	4	3,085	1,925,193	昭10. 3. 5	2″,1′,1號線、2″,2′,2號線
4 京都	44	66,729	21,735,912	昭 2. 2. 1 〃 4.11.26變更 〃 6.12. 7 〃 〃 8. 3.30 〃 〃10. 1.14 〃	内3線（計畫の際の延長2,013米事業費概算1,063,030圓）は事業決定 2″,3′,4號線事業決定 2″,3′,9號線、2″,3′,31號線變更

1 都 市 計 畫

A 街　　路（昭和12年5月1日現在）

都市	路線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
4 京都 (續)	39	59,740	21,053,548	昭 3. 5.17 〃 6. 7.24變更 〃 9. 3.22 〃	3路線追加事業決定
	1	1,562	126,890	〃11. 2. 5	2″,3′,51 號線
	1	2,960	131,840	〃12. 1.18	
5 神戸	1	34	108,818	大11.11.16	
	104	140,458	130,818,900	昭 2. 3.25 〃10. 9.12變更 〃11. 8.25 〃	昭3.3.26、2線追加、内8線（延長39,593米、事業費14,856,782圓）は事業決定
6 横濱	13	30,372	28,403,225	大13. 3.11	復興計畫
	10	12,294	8,046,342	〃13. 4.30	〃
	87	237,994	94,673,032	昭 3. 4.24 〃 5. 1.25變更 〃 8. 4.18 〃 〃 8.12.26 〃 〃 9. 2. 7 〃 〃10.11.12 〃	内11線（延長12,281米、事業費7,146,014圓）は事業決定 幹線第1號線は變更廢止
7 廣島	29	62,961	39,560,822	昭 3. 7.27 〃11.12. 9變更	内13線（延長15,271米、事業費8,660,000圓）は事業決定 昭和8年度事業（1″,3′,5號線）の一部事業決定
8 福岡	52	184,628	61,748,183	昭 6. 8.19	
10 仙臺	40	108,536	28,481,576	昭 2. 6.25 〃 3.11.28變更 〃 8. 9.26 〃	内5線（延長8,688米、事業費5,667,355圓）は事業決定 2路線追加變更（事業決定）
11 八幡	28	67,140	13,486,638	昭 9. 5.11 〃11.11.16變更	
12 長崎	35	70,358	18,463,593	昭 3. 5.15 〃 6. 1.24變更 〃 6. 5.13 〃 〃10. 2.15 〃 〃10. 2.28 〃 〃11. 3.30 〃 〃12. 4. 7 〃	20路線追加變更 2″,1′,6號及2″,3′,4號線變更 7路線追加變更
13 函館	232	181,172	—	昭 4. 6.27 〃 9. 4.20變更 〃 9. 6.29 〃 〃11. 3.31追加變更	大火復興計畫による街路追加變更
14 靜岡	34	79,598	23,512,174	昭 2.12. 6 〃 6. 4.20追加 〃 7. 4. 7變更 〃10. 2. 1 〃 〃11. 4. 4 〃	内3線（延長1,727米、事業費1,785,000圓）は事業決定、1線追加 事業實施に依る幅員の變更 2″,2′,1號線2″,3′,2號線變更
15 札幌	60	247,000	48,902,000	昭11. 9. 2	
16 熊本	30	64,113	18,275,595	昭 3. 2.16 〃10. 3. 2變更	2″,1′,1號線及2″,2′,1號線
17 横須賀	33	111,737	14,060,592	昭 9. 7.16	

1 都 市 計 畫

A 街 路 （昭和12年5月1日現在）

都市	路線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
18 金澤	11	3,525	759,662	昭 2. 6.22	燒失區域街路線內11線（延長3,515米事業費790,000圓）の事業決定
	46	86,687	36,500,000	〃 5. 5.20	第1號線の一部は計畫として殘存す
				〃11. 2. 5變更	內1線（2″,1″,1號線の一部）は事業決定
				〃12. 4.14 〃	
19 鹿兒島	32	45,845	19,112,451	昭 2.11. 7	公園道路（10路線）
	10	10,815			
20 和歌山	34	86,402	28,945,000	昭 6. 4.13	內1線(2″,2′,1號線)の一部事業決定
				〃 8. 3. 3變更	5線街路延長變更
				〃 9. 3. 2 〃	幅員變更
21 佐世保	29	41,996	10,790,460	昭 4. 4.15	內1線(2″,3′,1號線)一部の事業決定
				〃 8. 8.14追加變更	6路線、追加及幅員延長の變更
22 岡山	29	56,910	20,622,798	昭 2. 2.12	內12線(延長11,139米、事業費7,343,000圓）は事業決定
				〃 2. 8.27變更	
				〃10. 3.27 〃	1″,3′,5號線の變更
				〃10. 9. 3 〃	2″,3′,5號の一部
23 川崎	1	14,740	15,201,121	昭 8.12.26	1″,3′,1號線事業決定
	41	136,790	41,879,000	〃10.11.12追加變更	2″,1′,3號線 〃
24 小樽	26	41,047	15,483,983	昭10. 9.26	
25 濱松	33	108,898	18,161,440	大15. 8. 5	內11線(延長15,458米事業費8,292,320圓）は事業決定、事業決定(濱松驛南口道路)
				昭 5. 5.20追加	
				〃10. 2.22變更	
				〃10. 5.18 〃	
				〃11.12. 7 〃	
26 堺	17	42,381	22,542,918	大15. 3.29	內3線（延長3,394米、事業費1,700,606圓）は事業決定、1″,3′,1、1″,3′,2及2″,3′,3號線の一部變更 2″,2′,1及2″,3′,1號線變更
				昭 7. 1.27變更	
				〃 9.12.10 〃	
	10	20,740	532,134	〃10. 3.26變更	風水害復興計畫による追加
				〃10.12.17 〃	1″,3′,2號線變更
	1	105	338,625	〃10.12. 3	
				〃11. 3.30變更	
	2	3,034	562,479	〃11. 4.16	2″,2′,5號線追加
27 豐橋	35	97,845	20,922,011	昭 3. 1.30	內3線1″,3′,4、1″,3′,11、2″,2′,15(延長1,322米）は事業決定
				〃 8. 3.30變更	事業實施側道增設
28 新潟	22	78,862	20,445,632	昭 2. 2.25	內2線延長1,487米、事業費1,450,000圓は事業決定
				〃 9. 4.25變更	
29 下關	22	61,107	17,996,477	昭 2. 4. 2	內1線（1″,3′,1號）の一部事業決定
				〃 8. 9.16變更	1″,3′,1號線の位置及幅員の變更
30 尼崎	15	78,860	39,820,200	昭 4. 9. 6	
				〃10. 3.30變更	
				〃11. 3.31 〃	
				〃12. 3.27變更追加	2″,2′,10及2″,3′,5號計延長2,774米1,494,906圓
31 岐阜	29	64,153	18,513,944	大15. 5. 1	內1線（延長240米事業費393,500圓）は事業決定、尙昭和8年度事業として1″,2′,1號の線を事業路線として決定
				昭 7. 3.29變更	3追加變更
				〃 9. 1.13 〃	幅員變更
				〃11. 7.13 〃	
32 門司	19	37,689	9,992,831	昭 9. 5.11	
33 小倉	28	72,198	19,285,294	昭 9. 5.11	
34 大牟田	22	39,963	9,678,712	昭 3. 6. 4	
35 高知	36	59,157	17,109,017	昭 4. 9.27	1″,3′,1號線及2″,3′,16號線の各一部變更、2路線の位置變更
				〃 8. 4. 8變更	
36 姫路	30	87,808	13,115,025	昭12. 3.10	
37 徳島	47	87,843	14,423,176	昭10. 4. 4	
38 青森	15	61,000	2,298,000	昭10. 6. 5	
39 福井	37	90,558	18,477,983	昭11. 3.27變更	內2線（2″,1′,4及2″,3′,11號）の各一部事業決定、5線の各一部分變更
				〃12. 4.22 〃	
40 久留米	33	65,931	10,042,500	昭11.11.20	
41 西宮	33	105,890	55,967,270	昭 6.10.30	
				〃 7. 8. 5追加	
				〃10. 3.30 〃	
				〃11. 3.28 〃	
				〃11. 8.24 〃	
				〃11. 9. 4 〃	1″,3′,5及2″,2′,4號を廢し、2″,2′,4及2″,3′,8號を追加
43 宇都宮	30	80,788	10,667,561	昭 7. 3.31	
	24	40,911	1,915,125	〃10.10. 9	追加變更
44 高松	38	63,733	12,232,607	昭 3. 9.27	
				〃 9.12. 3變更	內1路線事業決定
				〃10.12. 6 〃	
45 前橋	15	51,534	10,037,130	昭10. 8.16	
46 富山	35	68,064	21,380,770	昭 3. 3.20	內7線（延長3,545米事業費750,000圓）は事業決定
				〃 8. 4. 8變更	
47 甲府	38	96,849	22,968,337	昭 6. 1. 9	
48 松山	47	91,936	10,592,968	昭 9. 7.30	
				〃11. 5. 7追加變更	
49 桐生	47	…	…	昭12. 5.24	
50 岡崎	29	68,069	11,786,465	昭 5.11. 5	
51 宇部	29	61,993	6,422,529	昭 8.10. 2	
				〃12. 4. 7變更	
52 長野	38	96,960	18,001,128	昭 5. 2. 7	內2線（2″,2′,1及1″,3′,6號線）各の一部事業決定
				〃 6. 3. 5變更	
				〃 7. 5. 4 〃	
				〃 8.11. 4 〃	一部幅員の變更
				〃10. 3.15 〃	
				〃11. 4. 1 〃	
				〃12. 3.20 〃	2″,3′,17、1小6變更、2″,3′,20號追加
53 若松(福岡)	17	39,238	4,957,696	昭 9. 5.11	
54 松本	29	52,300	11,286,534	昭 7. 2. 3	
				〃12. 3.20變更	

1 都市計畫

A 街路 (昭和12年5月1日現在)

都市	路線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
55 大津	51	93,313	20,492,570	昭 7. 9.29 〃11. 4.20變更	外に護岸埋立3箇所（大津湖岸、膳所湖岸、瀬田湖岸）面積計 59.4ヘクタールの計畫を併工す、內1線(1″,小1號線）の一部事業決定
56 戸畑	13	17,884	8,259,991	昭 9. 5.11	
57 山形	34	71,196	7,102,486	昭 8.10. 2	內1線（2″,2′,2號線）の一部事業決定
59 津	28	73,247	10,219,716	昭 6. 5. 6 〃 8. 8. 9追加 〃 9. 8. 2變更 〃10. 4.10 〃 〃11. 7. 3 〃 〃12. 3.26變更	內2線事業決定（2″,1′,1號2″,2′,7號線の一部）2路線追加 2路線追加並變更(2″,3′,15及2″,2′,8) 2″,3′,6及2″,3′,7號線 2″,3′,2及1小1變更、2″,3′,16追加
62 宮崎	38	97,673	12,453,450	昭 7.11.29 〃 9. 8.16變更	內1線（2″,1′,1號線）延長 478 米事業費 50,000圓は事業決定
63 高崎	35	73,020	13,585,272	昭11. 5.18	
64 水戸	25 廣場 1×	70,025 726	7,635,918 82,745	昭 6. 8. 3 〃10. 5.29變更	
65 八戸	18	45,635	1,750,000	昭11. 4.14	
66 別府	35	32,776	11,120,021	昭 7.12.14	
67 長岡	30	58,465	9,751,724	昭 7. 4.16	
68 大分	50 廣場×約1,120	88,379	14,821,703	昭 6. 1.19 〃 7.10.28變更 〃 9. 1.13 〃10. 7.12變更 〃10. 7.17追加	24路線追加 2″,3′,2、2″,3′,3、1小6號線
69 清水	26	76,996	15,399,911	昭 2.12. 6 〃 3.12. 7變更 〃 5. 5.21 〃 〃 8. 2.20 〃	內 8 線（延長13,734米事業費3,284,000圓）は事業決定 內3線（延長1,532米事業費 955,847圓）は事業決定
70 延岡	17	17,779	4,185,053	昭 9. 8.23	
71 秋田	1	3,850	110,015	〃11.10.24	
72 八王子	7	8,463	2,154,551	昭 8.10. 6	都伊那都市計畫街路（2″,3′,1）第1次計畫
	49	78,148	25,995,699	昭 5. 4. 1 〃 6. 4. 9變更 〃10.12.28 〃	內境川線（延長11,699米事業費52,573圓）新田線（延長112米、事業費 43,659圓）事業決定
73 郡城	38	100,511	6,469,539	昭 8.10.16	
74 四日市	17	49,497	9,841,450	昭 9. 5. 3 〃11. 7.11追加變更	2″,2′,5、2″,3′,3變更、2″,3′,4—9追加
75 千葉	30	52,695	7,796,114	昭 9.12.20	
	1	607	82,920	〃11. 4. 7	1小17號追加の件
				〃11.12.26變更	
77 高岡	20	59,056	14,597,112	昭 5. 3.31	內1線（1″,3′,1號線及1″,3′,2 號線）の各一部事業決定
79 奈良	9	37,187	6,365,477	昭 8. 5.10 〃 9.11.13變更	第1次計畫 2″,1′,1及2″,3′,3號線の幅員變更 2″,3′,3號線の事業決定
81 一宮	38	84,309	13,307,944	昭 4.11.26	內9線（延長 8,097 米事業費 2,689,694圓）は事業決定
				〃11.10.13變更	2″,3′,1及2″,3′,2號

1 都市計畫

A 街路 (昭和12年5月1日現在)

都市	路線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
82 郡山	37	87,438	15,235,390	昭 8. 5.17	
85 大垣	25	50,424	7,418,255	昭 5. 7.12 〃 7. 3.29變更 〃 9. 1.13 〃	內3線（延長320米事業費 256,000圓は昭和8年事業決定）幅員變更
	廣場 1×	0.33	106,600	〃12. 1.15	驛前廣場
86 松江	26	36,738	19,044,516	昭 7.12. 9	內1線(1″,3′,1號線)の一部事業決定
87 今治	41	63,918	9,160,860	昭 7. 3.31	
88 米澤	42	72,570	4,374,169	昭12. 4.24	
90 沼津	31	21,420	10,013,301	昭 5.10. 9 〃 9. 4. 6變更	
91 佐賀	40	74,822	10,610,160	昭 6. 9.22 〃 8. 6.16變更 〃 9. 4. 6 〃 〃10.11.16 〃	路線追加及幅員の變更 內1路線事業決定
92 足利	45 廣場 ×	98,202 4,682	10,662,763	昭 8. 3.29 〃10.10. 5變更	
93 瀨戸	58	125,505	7,843,125	昭11.10.13	
95 鳥取	49	81,273	16,071,340	昭 8. 5.17	
	1	…	…	〃12. 4.24變更	1,小,6追加
97 弘前	11	24,738	1,450,000	昭11. 4.14	
98 若松(福島)	32	69,584	12,500,930	昭 8. 5.17	
99 鳥取	39	88,752	9,059,000	昭 8. 5.31	
	8	…	…	〃12. 4.14幅員變更	
100 浦和	1	961	376,396	昭10. 3.20	2″,1′,1號線
103 岸和田	1	14,760	3,547,089	昭11. 4.16	2″,1′,1號線
106 米子	41	79,081	8,765,141	昭 8. 5.31	
	16	4,241	304,694	〃11. 3.23幅員變更	2″,3′,1號線の變更
	20	6,224	406,856	〃12. 4.14 〃	
109 鶴岡	31	64,900	5,127,353	昭 9. 3.31	
111 津山	17	37,870	3,854,548	昭 8. 3.13	
115 上田	25	34,210	6,661,600	昭 8.11.22	
116 川越	8	14,113	1,577,470	昭11. 5. 7	
117 山口	18	30,257	3,244,980	昭12. 4. 9	
122 酒田	37	61,850	4,513,967	昭12. 4.24	
125 尾道	37	63,892	8,090,145	昭 8. 6.27 〃10. 5.25變更	
129 丸龜	29	40,558	12,529,990	昭 3. 9.27 〃 5. 9.22變更 〃 8. 2.28 〃 〃10.10.10 〃	1″,3′,13號線を追加決定す 2″,3′,13號線追加變更 1″,3′,13號線の一部追加變更
131 豊中	27	23,303	3,229,574	昭11.10.14	

1 都 市 計 畫

A 街　　路 (昭和12年5月1日現在)

都　市	路線數	延　長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘　要
135 布　施	1	3,425	721,816	昭11. 4.16	2″,3′,1號線
	27	30,316	9,724,114	〃12. 3.29	
138 敦　賀	11	18,320	3,220,735	昭12. 4.22	
142 熱　海	2	2,074	523,000	昭12. 4 .9	
303 日立町	19	25,829	1,584,219	昭12. 4.13	
305 川內町	3	2,158	204,500	昭11. 9.30	
309 池田町	1	3,040	589,553	昭11. 4.16	2″,3′,1號線
317 高槻町	1	5,830	1,380,676	昭11. 4.16	2″,2′,1號線
318 三島町	38	25,546	1,685,005	昭11. 4.11	
320 水俣町	22	21,854	1,842,810	昭11.11.14	
加　美　村	6	8,130	3,140,185	昭12. 3.29	
小　濱　町	9	7,802	911,640	昭11. 3.19	
豚　　町	3	6,108	857,678	昭11. 5. 4	
松　戸　町	3	1,380	150,000	昭12. 3.20	
助　川　町	17	19,025	1,811,816	昭12. 4.13	
丹波市町	2	7,498	840,000	昭 9.11.13	全部事業決定
大宮町(靜岡)	49	41,221	2,499,083	昭11.12. 8	
小松島町	22	38,739	2,531,290	昭12. 4.28	
撫　養　町	21	22,536	3,008,909	昭12. 4.28	
細　島　町	3	1,965	99,047	昭11.10.24	
油　津　町	16	10,000	504,898	昭11.10.24	
富　高　町	17	30,421	1,401,138	昭11.10.24	
指　宿　町	22	10,863	619,504	昭11. 9.30	

1 都 市 計 畫

B 河 川 運 河 (昭和12年5月1日現在)

都　市	線數	延　長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘　要
1 東　京	1	14,006	8,050,215	昭 4. 3.14	荒川內延長2,420米事業費 1,070,762圓は事業決定
	2	7,412	4,797,374	〃 6. 8. 4	香川、宇田川、香田川內香川の一部(延長2,444米) を除く全部事業決定(事業費 3,397,374圓)
	1	2,660	3,970,000	〃 6.11.20	江戸川
	12	14,265	16,610,258	大13. 3.11	復興事業運河(全部事業決定)
	2	815	750,430	〃13. 4.30	復興事業東堀留川及西堀留川 (全部事業決定)
	1	7,344	9,446,443	〃11.12.23	目黒川(全部事業決定)
	1	720	309,065	昭 4. 6.12	外濠 4 區間(全部事業決定)
	1	1,485	561,699	大15. 3. 2	花畑運河(全部事業決定)
	1	880	112,442	〃15. 2.	古石場川改修 (復興事業土地區整に依る)
	1	2,742	1,065,616	昭 2. 3. 3 〃 7. 3.31變更	澁谷川(復興事業土地區整による)
	3	13,453	5,628,086	昭 5. 8. 8 〃 6. 8. 4變更 〃 9. 8.21 〃	立會川、神田上水、谷端川 (復興事業土地區整による)
	1	2,342	3,138,980	大14.12. 8 昭 7. 3.31變更	古川(復興事業土地區整による)
	5	3,954	2,249,872	大10. 5.13	改修 3 線(小名木川改修及外濠[illegible])埋立 2線([illegible]川、[illegible]川) 小名木川 2,208米 1,9[illegible],872円 4線([illegible]一異[illegible])[illegible]米 [illegible],000円、同([illegible]河岸)127米26,000円、[illegible]河川埋立 664米 122,000円、[illegible]川埋立 226 米 23,000円。
	2	5,971	2,710,000	昭 7. 9.29	妙正寺川一部(延長1,873米、事業費980,000圓) 及蛇崩川全部事業決定
	1	1,990	2,000,000	〃 7. 9.29	横十間川運河
	3	4,718	2,070,000	〃10. 3.29	立會川、神田上水、善福寺川、谷端川3,638米 1,510,400圓、善福寺川、1,080米559,600圓
	1	2,506	1,100,000	〃10. 3.30	澁谷川上流改修
計	40	87,263	64,570,480		
2 大　阪	15	42,860	27,558,000	昭 3. 5.29 〃11. 4.16變更	運河事業 (內猿北堂島の2線延長5,881米、事業費 4,889,947 圓は事業決定)
	1	2,840	888,277	〃 7.10.28 〃 8. 3.29變更	神崎川運河改修(全部事業決定)
	1	2,000	2,468,201	〃11. 4.16	敷津運河(全部事業決定)
計	17	47,700	30,914,478		
3 名古屋	9	17,856	27,000,000	大13. 6. 9	運河內4線 (延長 8,090 米、事業費19,392,092圓)は事業決定
4 京　都	1	2,140	479,800	昭 7. 9. 1	堀川改修(全部事業決定)
6 橫　濱	2	5,241	1,601,962	大15. 3. 3	復興事業河川
	2	4,780	5,612,000	〃13.12. 4	復興事業運河
計	4	10,021	7,213,962		
23 川　崎	3	11,653	5,650,000	昭10. 1.22	運河
26 堺	1	500	1,452,647	昭11. 4.16	1等第1(三寶運河)幅60米(全部事業決定)
30 尼　崎	12	12,313	8,332,049	昭 9. 6.29 〃10. 3.30變更 〃11. 3.31 〃 〃12. 3.27 〃	內運河 2 線事業決定
46 富　山	1	4,500	1,950,000	昭 3. 3.20 〃 4.12.11變更 〃 8. 3.29 〃	富岩運河(全部事業決定)
	1	1,000	30,000	〃12. 4. 9	水路事業
85 大　垣	1	1,291	228,000	昭12. 3.17	運　河

1 都市計畫

C 上水道 (昭和12年5月1日現在)

都市	事業	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	導水管	1	64,609,716	大 2. 昭 2. 8.	全部事業決定 (詳細は本項事業調参照)
	貯水池	2			
	水路延長	40,738			
	配水管延長	372,000			
	配水管本管	53,150	48,437,000	昭 11. 4. 2	東京都市計畫水道擴張(小河内)
	配水管小管	83,300			
13 函館	配水管	24,331	340,674	昭 11. 3.30	復興計畫
	消火栓	196箇所			
	制水弁	246箇所			

E 高速度交通機關 (昭和12年5月1日現在)

都市	線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	5	82,398	167,000,000	大 14. 3.28	
2 大阪	4	54,480	162,300,000	大 15. 2.20	内3線(延長19,119米、事業費 70,565,400圓)は昭和4年6月14日事業認可

F 軌道 (昭和12年5月1日現在)

都市	線數	事業數量 (米)	事業費 (円)	執行者	認可年月日	摘要
46 富山	2	6,600	620,000	富山市	昭 9.11. 7	内延長 2,269 米は事業決定

1 都市計畫

D 下水道 (昭和12年5月1日現在)

都市	事業量 (面積ヘクタール,延長米)		事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	系統			昭 5. 3.22	排水區域東京市郡外 41 箇町村、幹線延長112,570米
	面積	14,139.02	96,078,992	〃 5.12.24變更	
	喞筒場	1		〃10. 3.29 〃	喞筒場2及處理場4箇所
	下水管延長	495,200			砂町系統變更による
	處理場	1			
	面積	667.10	14,346,440	…	第1期(第2區)事業、內事業費222,000圓は復興事業費支辨に依り事業決定
	下水管延長	135,351			
	箇所	8	2,497,990	大 3.	下水第一部造成工事(全部事業決定)
	下水管延長	14,832			
	下水管延長	35,137	5,190,670	〃 9.12. 8	第2期(第1區)事業、當初事業費20,000,000圓、年度割自大正元年至昭和2年度を以て決定せるも大震火災の爲め大正12年度を以て打切る。內事業費 879,387圓は復興事業費支辨とす(全部事業決定)
	處分場	1			
	喞筒場	1	326,869	〃13. 3.31	大震火災に依る第1期及造成工事の災害復舊工事(全部事業決定)
	下水管延長及其他復舊	4,272			
	面積	2,203.63			復舊工事第2期工事費部(事業費15,380,113圓)及第3期(第3區)事業一部(事業費26,185,000圓)(以上全部事業決定)
	處分場	1	38,168,879	〃13. 3.24	
	喞筒場	5			
	下水管延長	287,175			
	箇所	146	17,966,879	〃14. 8. 6	造成工事(全部事業決定)
	下水管延長	187,330		昭 7. 4. 1變更 〃 8. 3.10 〃	
	箇所	20	1,932,460	〃 5. 1.25	失業救濟事業(全部事業決定)
	下水管延長	14,600			
	面積	9,016.12			舊東京市全部及舊品川、高田各町の大部、及淀野川、西巢鴨、戶塚、大久保、淀谷の各町の一部
	處分場	1	132,930,187	大13.12.24	
	喞筒場	1			
	下水管延長	952,713			
舊千住町	面積	117.85	930,000	昭 2. 3.24	東京都市計畫區域內舊千住町下水道事業(全部事業決定)
	下水管延長	28,331			
舊王子町	面積	520.62	3,135,207	〃 3.12.15	東京都市計畫區域內舊王子町下水道事業(全部事業決定)
	下水管延長	66,295			
舊大崎町	面積	179.35	797,999	〃 3.12.15	東京都市計畫區域內舊大崎町下水道事業(全部事業決定)
	下水管延長	33,567			
舊巢鴨町	面積	187.37	1,273,282	〃 5. 1.25	東京都市計畫區域內舊巢鴨町下水道事業(全部事業決定)
	下水管延長	39,105			
舊高田町	面積	254.00	2,118,000	〃 5.12.24	東京都市計畫區域內舊高田町下水道事業(全部事業決定)
	下水管延長	56,900			
舊日暮里町	面積	543.00	5,380,000	〃 5.12.24	東京都市計畫區域內舊日暮里舊三河島、舊南千住町下水道事業(全部事業決定)
舊三河島町	喞筒場	3			
舊南千住町	下水管延長	126,573			
舊西巢鴨町	面積	455.00	2,910,000	〃 7. 2.15	東京都市計畫區域內舊西巢鴨町下水道事業(全部事業決定)
	下水管延長	96,270			
舊戶塚町	面積	150.24	1,600,279	〃 7. 4. 1	東京都市計畫區域內舊戶塚町下水道事業(全部事業決定)
	下水管延長	47,385			

1 都市計畫

D 下水道 (昭和12年5月1日現在)

都市	事業總量 (面積ヘクタール,延長米)		事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
舊大久保町	面積	149.15	1,026,000	昭7.9.29	東京都市計畫區域內舊大久保町下水道事業(全部事業決定)
	下水管延長	25,891			
舊瀧野川町	面積	450.00	3,494,000	〃7.9.29	東京都市計畫區域內舊瀧野川町下水道事業(全部事業決定)
	下水管延長	89,907			
2 大阪	處理場	5	160,382,000	昭3.5.29	內一部排水計畫(面積2,490ヘクタール事業費17,000,000圓)は事業決定
	處理場區域	15,488		〃6.11.3變更	既定計畫幹線の一部變更
				〃9.12.7 〃	設備追加
				〃10.3.30 〃	
	面積	253.98	4,600,000	大11.6.3	第1期下水道事業
	抽水所	2			
	下水管延長	65,845			
	面積	421.28	4,300,000	〃13.5.29	第2期下水道事業
	抽水所	2			
	下水管延長	82,773			
	面積	2,044.89	17,500,000	昭3.3.28	第3期下水道事業
	抽水所	4		〃12.3.27變更	
4 京都	面積	164,707	1,390,328	昭5.8.11	失業救濟事業(全部事業決定)
				〃6.10.6變更	
				〃7.3.3 〃	
	面積	101.44	1,331,599	〃6.10.3	失業救濟事業(第2期)(全部事業決定)
	處理場	1,155		〃8.3.30變更	
	面積	308,005	787,000	〃7.11.14	第3期下水道事業
	面積	175,132	1,739,309	〃8.6.14	第4期下水道事業
	面積	231,198	1,923,530	〃9.7.6	第5期下水道事業第15,16,17,18排水區
	面積	8,951	20,460,000	〃10.1.16	第6期下水道事業、東山、中部、西ノ京、伏見排水區
	處理場2	36			
27 豐橋	排水區	7	3,774,884	昭6.12.24	全部事業決定
	面積	598.19		〃8.8.16變更	設計及事業年度割變更
	處分場	1		〃11.3.3 〃	
31 岐阜	面積	490	2,500,000	昭9.1.13	全部事業決定
	處分場	1			
41 西宮	面積	494,435	2,150,000	昭10.3.29	第1—7排水區
精道村	下水延長	107,027.6			
61 那覇	面積	130.51	212,758	昭12.3.27	
	延長	7,145			
71 秋田	排水區域	8	1,615,846	昭6.10.1	內排水區の一部(面積236.3ヘクタール 事業費558,000圓)は事業決定
	面積	468.4		〃10.6.8變更	第1及第5排水區變更
				〃12.1.13 〃	
75 千葉	面積	46.6	160,000	昭10.11.28	第1排水區

1 都市計畫

G 土地區劃整理 (昭和12年5月1日現在)

都市		事業總量 (ヘクタール)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京		13.22	796,076	大10.5.2	淺草及び新宿燒失區域整理
		626.10	26,728,622	〃13.3.19	復興事業(內務大臣執行)
		2,490.30	87,371,287	同上	復興事業(市長執行)
		10.69	1,600,800	昭11.11.11	新宿驛附近
	計	3,140.49	115,835,985		
2 大阪		4.07	2,630,000	昭9.3.31	驛前整理
3 名古屋		92.46	5,000,000	昭11.3.20	名古屋驛前整理(西區及中區の各一部)
		101.49	173,000	〃12.4.9	西區光音寺町、辻町の各一部
4 京都		1,450.00	[illegible]	大15.9.20	全部事業決定
				昭3.7.19變更	
				〃10.1.31 〃	
6 橫濱		163.00	4,161,000	大13.7.2	復興事業(內務大臣執行)
		169.90	7,179,000	同上	復興事業(市區執行)
	計	332.90	11,340,000		
7 廣島		168.13	389,895	昭3.10.26	第1號乃至第4號
13 函館		[illegible]	1,962,[illegible]	昭9.4.20	函館大火に伴ふ土地區劃整理(事業決定)
34 靜岡		2.34	50,000	昭11.3.21	靜岡市天坪町の全部馬淵1,2丁目の各一部
18 金澤		106.60	…	昭12.4.15	北安江町、諸江町各一部、戶板村地內
20 和歌山		[illegible]	…	昭11.6.20	和歌の浦
		[illegible]	…	同上	有本、中之島
21 佐世保		[illegible]	252,009	昭12.4.7	佐世保市字赤場免
23 川崎		501.01	[illegible]	昭12.4.9	川崎市大師及大島地內
26 堺		62.81	200,800	昭6.4.10	元三寶村事業決定
		[illegible]	1,237,659	〃10.3.28	
	計	[illegible]	1,437,659		
30 尼崎		562.12	923,909	昭10.3.30	尼崎市內及大庄村、鳴尾村地內
				〃11.3.31變更	
40 [illegible]		41.79	300,608	昭11.11.17	白石町、東町、西町、小頭町の各一部
42 西宮		62.81	487,652	昭11.9.19	西宮、瓦木村及甲東村地內
46 富山		116.85	1,057,868	昭3.3.20	全部事業決定
				〃6.10.7變更	
				〃10.4.22 〃	年度割變更
71 秋田		96.74	…	昭10.7.17	秋田市內
74 四日市		0.28	6,066	昭12.3.26	四日市大字濱田
75 千葉		7.93	…	昭11.4.7	千葉市寒川字上西[illegible]寺町、中野中、上野中の一部
77 高岡		34.30	67,756	昭12.4.9	新湊町內
83 防府		58.32	…	昭11.3.27	防府町大字[illegible]佐波合の一部
91 佐賀		12.57	28,100	昭12.3.23	神野町、唐人町、大谷町の各一部
92 足利		[illegible]	…	昭11.4.[illegible]	足利市內(助戶十念寺)
113 倉敷		2.35	114,000	昭12.3.24	倉敷市榮町の一部
119 德山		[illegible]	220,808	昭12.4.9	市內今宿
尾鷲町		46.37	135,808	昭12.3.26	尾鷲町大字中井浦

1 都市計畫

H 公園 (昭和12年5月1日現在)

都市	事業總量 箇所	面積 (ヘクタール)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	30	230.86		明36. 3.31	市區改正設計
				昭 8. 3.17變更	土手公園の名稱及位置變更(外濠公園)
				〃11. 3.31 〃	千鳥ヶ淵公園1.58ヘクタール
	3	26.68	12,053,065	大13. 3.31	復興事業大公園(全部事業決定)
	52	14.63	13,752,175	〃13. 7. 4	復興事業小公園(全部事業決定)
	計 85	272.17	25,805,240		
2 大阪	33	451.27	24,703,000	昭 3. 5.29	大公園、北中島公園外32
				〃 4.12. 3變更	春日出面積變更
				〃 9.12. 7 〃	外島、出來島公園の位置及面積の變更
	継續 9	—	7,065,000	〃 3. 5.29	公園道路延長 20,150米
	12	7.35	1,985,000	同上	小公園瑞光寺公園外12
	計 46	58.62	33,753,000		
3 名古屋	24	553.75	18,458,000	大15. 1.28	
4 京都	1	5.34	296,500	昭 7.11.28	船岡山公園
	1	0.87	33,500	〃10. 1.16	兒童公園(第1—4號)
	6	2.23	31,240	〃12. 1.18	下鴨中川原、衣笠南道、壬生檜、西園小路久保、唐橋西寺、唐橋花園の6兒童公園
	計 8	8.44	361,240		
6 横濱	3	17.45	1,959,000	大14. 1.23	全部事業決定
12 長崎	1	43.47	31,472	昭10. 2.28	唐八景公園
13 函館	3	5.30	409,000	昭 9. 4. 2	第1—3號公園
				〃 9. 6.29變更	第5號公園追加
				〃11. 3.30 〃	
19 鹿兒島	22	31.91	1,111,500	昭 8. 4. 4	郡元公園外21公園
	継續 10	—	787,800	同上	郡元公園道路外9路線
	計 22	31.91	1,899,300		
23 川崎	1	10.40	600,000	昭11.11.30	富士見公園
27 豊橋	11	128.99	1,373,150	昭11. 6.10	第1號—11號
31 岐阜	7	72.28	3,070,132	昭 4. 3.25	岐阜美江寺、梅林、岩戸、稲一色、加納、小熊野、以上7公園
	1	0.81		〃11. 9. 4追加	第8號金公園追加
46 富山	1	5.29	—	昭 3. 3.20	神通公園
52 長野	11	123.89	5,564,398	昭 5. 2. 7	大公園城山公園外10公園
				〃 6. 3. 5變更	押鐘公園の位置變更
	3	1.86	94,015	〃 5. 2. 7	小公園(妻科の鍋賀、中御所)
	計 14	125.75	5,658,413		
69 清水	1	88.50	157,000	昭12. 4. 9	日本平公園
131 豊中	8	11.42	313,400	昭11.10.14	大門、觀音池、大倉、大塚、櫻塚、榎木、久保、新免各公園
135 布施	11	19.44	2,812,340	昭12. 3.29	布施、高井田、永和、荒川、足代、小阪、寶持、[illegible]、蛇草、長瀬、全同
刈谷町	1	7.93	114,779	昭12. 4. 9	龜城公園
大宮町(靜岡)	2	78.35	…	昭11.12. 7	白尾山及明星山公園
加美村	2	1.80	124,310	昭12. 3.29	鞍作及正覺寺公園
太田町	1	3.83	29,332	昭12. 3.26	

1 都市計畫

I 墓地火葬場 (昭和12年5月1日現在)

都市	箇所	面積 (ヘクタール)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	1	991.74	1,156,054	大 9.12.24	多磨墓地(事業決定)
		1.65		〃 9.12.24	多磨火葬場
		4.03		昭10. 3.30	瑞江火葬場
	6	4.50		…	市區改正設計火葬場
2 大阪	2	416.20	3,219,000	昭 3. 5.29	墓地
5 神戸	4	358.05	—	昭 8. 4.25	墓地第1號より第5號
6 横濱	1	0.53	171,539	大15. 3. 3	火葬場(久保町)
125 尾道	1	5.20	49,508	昭10.12. 2	墓地

J 市場 (昭和12年5月1日現在)

都市	箇所	面積 (ヘクタール)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	3	25.16	21,400,000	大13. 4.13 昭 5.12.24變更	築地本場(面積20.30ヘクタール、事業費15,000,000円) 神田分場(〃 3.07 〃 〃 4,876,000円) 江東分場(〃 1.72 〃 〃 1,523,306円)
	4	8.12	3,500,000	〃 9. 4. 4	荏原分場(〃 2.38 〃) 豊島分場(〃 1.60 〃) 淀橋分場(〃 1.22 〃) 足立分場(〃 2.81 〃)
6 横濱	2	5.59	4,000,000	大15. 3. 3	山内町、壽町の2箇所

K 家畜市場 (昭和12年5月1日現在)

都市	箇所	面積 (ヘクタール)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	1 1	3.57 1.42	2,400,000	昭 5.12.24 同上	家畜市場 屠場

1 都市計畫

L 地域（昭和12年5月1日現在）

都市	施行年月日	住居地域 面積（ヘクタール）	住居地域 百分比	商業地域 面積（ヘクタール）	商業地域 百分比	工業地域 面積（ヘクタール）	工業地域 百分比	未指定の地 面積（ヘクタール）	未指定の地 百分比	合計	都市番號
1 東京	大 14. 2.25 〃 15. 8.17變更 〃 15. 9.14 〃 昭 4. 5.15 〃 〃 6. 8.15 〃 〃 8. 1.24 〃 〃 10. 8. 7 〃 〃 11.12.23 〃追加	31,450.05	39.9	5,330.34	10.2	14,310.02	27.3	1,400.00	2.6	52,503.41	1
2 大阪	大 14. 5. 1 昭 5. 7. 1變更 〃 6.11. 1 〃 〃 7. 8. 1 〃 〃 11. 6.10 〃 〃 12. 3.18 〃	6,720.79	30.9	3,345.89	15.4	9,184.71	42.3	2,468.92	11.0	21,720.31	2
3 名古屋	大 13.11.15 昭 8.12.4變更追加 〃 10. 4. 5變更	8,024.64	48.2	2,229.09	13.4	5,986.62	36.0	391.07	2.4	16,631.43	3
4 京都	大 13. 4. 1 昭 7. 4. 1變更 〃 8.7.16追加變更	6,300.84	47.6	1,520.66	11.5	4,056.20	30.6	1,361.99	10.3	13,239.69	4
5 神戸	大 13.11. 1	3,596.70	61.5	740.50	12.6	1,107.44	18.9	406.61	7.0	5,851.25	5
6 横濱	大 14. 9. 1 昭 4. 5.15變更 〃 8. 5.15 〃 〃 10.12.15 〃	8,897.01	65.6	1,567.60	11.5	2,097.10	15.5	1,006.60	7.4	13,568.32	6
7 廣島	昭 2. 7.22 〃 7. 5. 1變更 〃 11. 1.31 〃	1,837.90	55.6	416.55	12.6	740.40	22.4	309.93	9.4	3,304.79	7
8 熊本	昭 6.10. 1	2,422.74	54.0	463.33	10.0	1,193.18	26.0	421.37	10.0	4,500.63	8
9 呉	昭 3. 7.15 〃 8. 3.16變更	754.78	58.7	178.25	13.8	341.92	36.5	12.40	1.0	1,286.65	9
10 仙臺	昭 4. 8.10	910.68	55.0	502.15	31.0	142.55	9.0	77.59	5.0	1,632.96	10
11 八幡	昭 9. 6.11	628.27	41.0	166.40	11.0	665.61	44.0	53.62	4.0	1,513.90	11
12 長崎	昭 4. 5.11 〃 11. 4.15變更	2,479.67	85.0	156.69	5.4	263.14	9.1	16.20	0.5	2,915.70	12
13 函館	昭 4. 8. 1 〃 9. 5. 9變更 〃 9. 7.23 〃	761.86	50.26	329.75	21.8	423.60	27.9	0.60	0.04	1,515.81	13
14 静岡	昭 7. 5. 1 〃 10. 2. 6變更	2,045.45	60.8	347.86	10.4	845.70	25.1	123.97	3.7	3,362.98	14

1 都市計畫

L 地域

都市	施行年月日	住居地域 面積(ヘクタール)	住居地域 百分比	商業地域 面積(ヘクタール)	商業地域 百分比
15 札幌	昭 8. 8.10	1,444.13	61.5	360.33	15.4
16 熊本	昭 4. 1.26	1,730.25	61.8	395.70	14.1
17 横須賀	昭 5. 2.15 〃 9. 2.26變更 〃 11.5.4變更追加	2,157.69	77.2	178.61	6.4
18 金澤	昭 2. 7.15 〃 9.8.24追加變更 〃 11. 3. 5變更	1,206.18	54.6	241.55	10.9
19 鹿兒島	昭 5. 2.24 〃 10. 9. 6變更	794.57	55.6	316.60	22.1
20 和歌山	昭 9.12.31	860.75	38.3	395.74	17.6
21 佐世保	昭 5. 6. 1	1,496.56	73.6	112.40	5.6
22 岡山	昭 4. 7.12	1,330.25	64.2	242.31	11.7
23 川崎	昭 9. 5.25 〃 12. 6. 6變更	1,073.54	28.8	469.98	12.6
24 小樽	昭 7. 2. 1	1,148.73	73.3	168.26	10.7
25 清水	昭 6. 7. 1 〃 9. 5. 1變更 〃 11. 4.27 〃	1,159.40	37.7	210.16	6.84
26 堺	昭 2.11.15 〃 7. 3. 1變更 〃 10. 1. 6 〃 〃 12. 3.27 〃	912.40	42.6	439.67	20.5
27 豊橋	昭 5. 5. 1 〃 7. 2. 1變更	2,029.83	62.1	416.53	13.0
28 新潟	昭 2. 4.15 〃 9. 5.16變更	678.00	48.0	234.00	16.5
29 下關	昭 3. 4.15 〃 10. 2.26變更	306.55	45.8	170.94	20.5
30 尼崎	昭 6.10. 1	495.21	22.87	283.64	13.10
31 岐阜	昭 2.11.15	1,857.49	67.1	351.79	12.7
32 門司	昭 9. 6.11	509.29	52.0	83.71	8.0
33 小倉	昭 9. 6.11	1,317.96	63.0	131.18	6.0
34 大牟田	昭 3.10.15 〃 5. 5. 1變更	368.32	32.0	287.47	25.0
35 高知	昭 6. 3. 1	1,931.57	63.06	247.27	80.7
36 藤崎	昭 9. 7.29	677.03	56.1	103.47	8.57
37 福島	昭 8. 5.15	920.00	60.1	143.14	9.4
38 青森	昭 10. 7. 3	690.24	57.7	158.30	13.2
39 藤井宮	昭 12. 6. 3	293.28	44.6	136.91	20.9
41 西宮	昭 7. 8.25	2,338.52	70.21	360.99	10.84

計畫

域 (昭和12年5月1日現在)

工業地域 面積(ヘクタール)	工業地域 百分比	未指定の地 面積(ヘクタール)	未指定の地 百分比	合計	都市番號
538.65	22.9	4.20	0.2	2,347.31	15
566.28	20.2	108.43	3.9	2,800.67	16
241.19	8.6	215.37	7.8	2,792.86	17
620.99	28.1	140.56	6.4	2,209.29	18
284.66	19.9	33.89	2.4	1,429.72	19
848.99	37.8	142.37	6.3	2,247.85	20
407.60	20.2	12.79	0.6	2,019.35	21
450.25	21.8	47.93	2.3	2,070.75	22
1,545.19	41.5	634.32	17.1	3,723.03	23
173.38	11.1	77.48	4.9	1,567.85	24
1,767.57	55.33	3.88	0.13	3,074.89	25
542.15	25.3	247.93	11.6	2,142.15	26
670.41	20.0	151.00	4.9	3,267.77	27
435.00	30.7	68.00	4.8	1,415.00	28
189.28	27.2	9.62	1.5	669.39	29
1,353.39	62.5	33.06	1.53	2,165.29	30
556.70	20.1	0.81	0.1	2,766.95	31
307.59	31.0	84.06	9.0	979.64	32
564.90	28.0	57.69	3.0	2,071.73	33
407.08	35.9	87.61	8.0	1,150.44	34
812.23	26.52	72.07	2.35	3,063.15	35
394.71	32.7	31.74	2.63	1,206.94	36
362.96	23.7	104.13	6.8	1,530.25	37
308.19	25.8	38.87	3.3	1,195.61	38
63.45	9.6	162.12	24.9	654.06	39
478.02	14.35	153.39	4.6	3,330.91	41

1 都市計画

地域 (昭和12年5月1日現在)

都市	施行年月日	住居地域 面積(ヘクタール)	住居地域 百分比	商業地域 面積(ヘクタール)	商業地域 百分比	工業地域 面積(ヘクタール)	工業地域 百分比	未指定の地 面積(ヘクタール)	未指定の地 百分比	合計 面積(ヘクタール)	都市番號
42 旭川	昭 10. 4. 3	1,698.51	65.8	158.68	6.2	591.41	22.9	133.55	5.1	2,582.15	42
43 宇都宮	昭 9. 6.15	1,141.00	52.6	276.45	12.8	597.15	27.5	154.40	7.1	2,169.00	43
44 高松	昭 5.11. 1	559.67	53.2	139.83	13.3	278.35	26.4	74.71	7.1	1,052.56	44
45 前橋	昭 8. 5. 2	717.87	64.9	122.78	11.1	188.04	17.0	77.43	7.0	1,106.12	45
	〃 9.10.18變更										
46 富山	昭 6.11. 1	598.28	48.2	266.78	21.5	304.13	24.5	73.12	5.8	1,242.32	46
51 宇部	昭 8.10. 5	1,246.45	62.3	186.78	9.3	341.92	17.1	226.68	11.3	2,001.82	51
	〃 10. 2.26變更										
52 長野	昭 5. 7. 1	1,053.22	58.6	391.05	21.8	297.98	16.7	52.11	2.9	1,794.36	52
53 若松(福岡)	昭 9. 6.11	303.26	46.0	51.30	8.0	246.12	37.0	57.80	9.0	658.48	53
56 戸畑	昭 9. 6.11	227.76	31.0	93.71	13.0	322.82	44.0	89.26	12.0	733.54	56
57 山形	昭 7. 2. 1	624.38	58.3	122.09	11.4	324.56	30.3	—	—	1,071.03	57
59 津	昭 7. 5. 1	613.32	51.65	192.93	16.35	266.31	22.42	114.81	9.68	1,187.37	59
62 宮崎	昭 10. 9.23	1,209.00	59.0	296.00	14.4	400.00	19.5	145.00	7.1	2,050.00	62
63 高崎	昭 11. 9.15	684.10	51.9	176.40	12.4	209.50	15.9	247.60	18.8	1,317.60	63
64 水戸	昭 9. 4.18	533.76	63.0	160.17	20.0	117.79	14.0	25.02	3.0	837.13	64
65 八戸	昭 11. 5.10	186.71	50.2	107.99	29.3	72.18	19.4	5.01	1.1	371.89	65
66 別府	昭 10. 3.26	390.00	66.4	136.60	23.3	17.60	3.0	42.80	7.3	587.00	66
67 長岡	昭 3. 7.20	914.71	71.0	150.74	12.0	189.75	15.0	20.50	2.0	1,275.70	67
68 大分	昭 7.12. 9	620.46	51.9	159.51	13.3	317.42	26.5	99.64	8.3	1,197.03	68
	〃 10. 8. 5變更										
	〃 11.11.12 〃										
69 清水	昭 7. 5. 1	1,337.19	51.57	284.96	11.0	970.25	37.4	0.66	0.03	2,593.06	69
72 八王子	昭 7. 5. 1	438.38	40.3	246.28	22.8	108.76	9.7	293.91	27.0	1,087.33	72
	〃 10.1.1追加變更										
74 四日市	昭 11. 3. 4	714.00	42.4	173.00	10.3	612.00	36.4	184.00	10.9	1,683.00	74
77 高岡	昭 6.11. 1	370.51	46.1	143.07	17.8	216.79	27.0	73.45	9.1	803.84	77
79 奈良	昭 11. 5.10	186.71	50.2	107.99	29.3	72.18	19.4	5.01	1.1	371.89	79
81 一宮	昭 10. 4. 5	1,316.70	41.1	423.14	13.2	1,200.00	37.5	264.46	8.2	3,204.30	81
82 郡山	昭 10. 5.29	791.37	39.0	226.58	11.0	843.87	42.0	168.20	8.0	2,030.02	82
85 大垣	昭 8. 4.20	289.77	38.5	147.57	19.6	316.65	41.9	—	—	754.65	85
	〃 10. 4.28變更										
88 米沢	昭 12. 5. 4	707.07	38.0	281.34	15.1	578.42	31.1	294.15	15.8	1,860.98	88
90 沼津	昭 9. 6.10	509.75	55.4	169.26	18.4	190.74	20.7	50.58	5.5	920.33	90
92 足利	昭 9. 6.15	613.02	47.5	262.80	20.4	299.46	23.2	115.08	8.9	1,290.36	92
94 銚子	昭 12. 2. 8	397.28	42.7	136.69	14.7	386.28	41.5	10.09	1.1	930.34	94
95 福島	昭 10. 5.29	1,230.75	63.0	271.40	13.0	279.34	14.0	195.04	10.0	1,976.53	95
97 弘前	昭 11. 5. 2	542.60	63.4	117.43	13.7	147.25	17.2	48.25	5.7	855.53	97
98 若松(福島)	昭 10. 5.29	208.58	31.0	182.29	27.0	190.64	27.0	97.44	15.0	678.95	98
109 鶴岡	昭 7. 7.27	795.58	54.4	103.41	7.1	477.42	32.7	85.41	5.8	1,461.82	109
111 津山	昭 11. 4.29	936.56	63.4	132.50	9.0	235.01	15.9	172.50	11.7	1,476.56	111
122 酒田	昭 12. 5. 4	437.77	43.5	155.67	15.5	377.74	37.5	35.80	3.5	1,006.98	122
125 尾道	昭 9.11.19	613.09	79.3	74.12	9.6	55.34	7.2	30.48	3.9	773.22	125
129 丸亀	昭 5.11. 1	338.59	59.52	52.78	9.27	176.95	31.18	0.18	0.03	568.49	129
131 豊中	昭 11.11.16	288.45	93.87	17.11	5.57	—	—	1.70	0.56	307.26	131
135 布施	昭 12. 4.19	1,011.23	77.5	130.63	10.0	151.67	11.6	11.24	0.9	1,304.78	135
318 三島町	昭 11. 5.10	209.88	45.9	153.71	28.5	72.96	17.2	20.36	4.8	456.91	318
加美村	昭 12. 4.19	112.79	32.2	13.85	3.9	220.83	63.1	2.64	0.8	350.11	

1 都 市 計 畫

N 風致地區（昭和12年5月1日現在）

都市	面積（ヘクタール）	都市計畫區域面積に對する比率	認可年月日	摘要
1 東京	27.61	（舊市）…	大 15.10. 4	明治神宮附近
	509.10	0.09	昭 5.12. 1	郊外4景勝地
	1,796.19	0.31	〃 8. 2. 7	郊外4景勝地
2 大阪	1,968.12	9.16	昭 8. 4.10	千里山一帶及大和川を含む沿岸一帶の地並に大阪城
4 京都	7,998.02	24.82	昭 5. 1.24 〃6. 7. 7追加 〃7.11.28 〃	市の東西及北方山麓一帶、嵯峨廣澤池畔、野々宮神社、衣笠山、双ヶ丘東山東面山科
8 福岡	1,159.63	（市域）13.16 （區域）9.70	昭 10. 2.15	名島、千代松原、筥崎宮、東公園住吉宮、鴻の巣山、福岡城址、西公園、百道、小戸各風致地區
10 仙臺	587.62	11.11	昭 9.12. 4	國分寺、大年寺、八木山、愛宕山、靈屋、大崎八幡、北山、臺の原、小松島各風致地區
11 八幡	2,049.00	…	昭 11. 6.10	1號—6號
12 長崎	770.69	7.89	昭 10. 2.27	大德寺、唐八景、茂木、潮見崎、深堀各風致地區
14 靜岡	1,429.12	28.41	昭 8. 4.13 〃 12.4.9追加	大濱海岸、有度山、有東山、八幡山、谷津山、賤機山、城内、久能山景勝地
16 熊本	106.96	20.47	昭 5.11.24	江津湖、水前寺、其他風致景勝地7箇所
17 横須賀	597.18	10.83	昭 6. 7.17 〃 8.4.12變更	4 風致景勝地
18 金澤	177.45	…	昭 12. 4.14	卯辰山風致地區
21 佐世保	672.07	6.56	昭 8. 8.14	鵜渡越一帶の地及九十九島一帶の地
23 川崎	843.31	16.34	昭 8.12.26	多摩川地區、日吉臺地區
25 濱松	883.44	11.9	昭 9. 4.15	城跡、曳馬野、佐鳴湖
26 堺	155.68	7.14	昭 7.11.18	濱寺公園より大濱公園に續く沿岸一帶
27 豐橋	484.63	4.48	昭 11. 6.10	1號—12號
31 岐阜	1,232.61	27.45	昭 9.12.15	稻葉山、長良川、船伏山、金華山、御一色山、加納城跡
32 門司	1,111.00	28.89	昭 11. 6.10	1號—5號
33 小倉	721.00	…	同 上	1號—6號
34 大牟田	54.24	（市域）4.00 （區域）0.70	昭 10. 2.15	黒崎、片平山風致地區
41 西宮	3,745.72	…	昭 12. 5.19	西宮風致地區
43 宇都宮	140.00	3.46	昭 10.10. 5	八幡山、臼ヶ峰、御本丸風致地區
44 高松	242.02	11.18	昭 6. 5.15	石清尾、前石、清尾、栗林公園、八幡宮境界地及近接地域
46 富山	14.00	0.26	昭 8. 4. 8	富山城跡
51 宇部	351.71	9.22	昭 8. 9.16	島泉、鍋倉山、真締、維新山、琴崎八幡宮、常盤、床波海岸各風致景勝地
53 若松（福岡）	231.00	…	昭 11. 6.10	1號—2號
55 大津	2,421.00	25.69	昭 12. 2.18	建部神社、瀬田川、茶臼山、膳所城址、園城寺、滋賀、比叡山、下阪本湖岸

1 都 市 計 畫

N 風致地區（昭和12年5月1日現在）

都市	面積（ヘクタール）	市又は區域面積に對する比率	認可年月日	摘要
56 戸畑	173.00	…	昭 11. 6.10	1號—3號
62 宮崎	505.76	5.76	昭 9. 8.29 〃10.8.15追加	宮崎神宮下北方の2箇所 天神山、大淀川風致地區
63 高崎	230.35	…	昭 12. 4.23	觀音山風致地區
64 水戸	309.37	8.33	昭 8. 4.15	千波湖附近、三の丸附近
67 長岡	162.00	5.77	昭 11. 4. 4	悠久山、藏王風致地區
68 大分	368.00	8.74	昭 10. 7. 8	府内城跡、大分川、上野ヶ丘、椎井山、春日浦各風致地區
69 清水	1,287.34	23.01	昭 8. 4.13	袖師海岸、横砂山、秋葉山、有度山麓等4景勝地
70 延岡	8.76	0.02	昭 10. 8.28	城山風致地區
72 八王子	36.43	1.46	昭 5. 4.10	多摩御陵附近
79 奈良	2,890.00	…	昭 12. 4.15	西の京、菖蒲池、山陵、都跡、佐保山、若草山
82 郡山	277.60	…	昭 12. 4.23	中央、開成山、善坊池風致地區
84 宇治山田	4,173.05	30.48	昭 11. 2. 6	1號—9號
92 足利	519.00	19.46	昭 10.10. 5	足利史蹟、兩崖山、東山、岩井山、淺間山、明神山風致地區
94 銚子	405.00	26.30	昭 11.12.28	御前鬼山、川口、海鹿島、犬吠岬、犬若、七つ池
95 福島	759.60	18.45	昭 10. 5. 4	信夫山、阿武隈川、舘、一盃森、松川風致地區
98 若松（福島）	1,619.10	…	昭 12. 4.24	舊城址、八幡山、御藥園、東山、大川
131 豐中	30.77	10.01	昭 11.10.14	大石塚、山の上、稻荷山各風致地區
135 布施	84.01	…	昭 12. 3.29	長瀬川、小阪
142 熱海	2,311.53	…	昭 12. 4. 9	熱海、伊豆山、泉各風致地區
304 大宮町	671.26	21.26	昭 9.10. 9	北足立郡大宮町附近一帶
308 洲本町	796.10	…	昭 12. 5.19	三熊山、潮風、太郎池各風致地區
三崎町	153.35	18.71	昭 10. 8.12	油壺風致地區
鳩ヶ谷町	221.10	7.25	昭 10. 3.23	新郷風致地區
土浦町	52.65	…	昭 12. 4.13	龜城、櫻川風致地區
大宮町（靜岡）	390.94	19.6	昭 11.12. 7	淺間神社、舞々木、高原、明星山、富士川、黒山、白尾山、神田川、潤井川
信濃野尻村	992.00	…	昭 12.3. 20	野尻、古間風致地區
高原町	63.71	0.74	昭 10. 8.15	狭野風致地區
飯田町	41.32	3.58	昭 11.12. 9	蓮道寺風致地區
香西町	17.58	4.32	同 上	芝山 〃
多度津町	19.09	2.88	同 上	桃陵 〃
觀音寺町	90.79	13.95	同 上	琴彈 〃
仁尾町	192.29	12.18	同 上	妙見山、四國山、蔦島風致地區
千々石町	116.40	…	昭 12. 4. 7	千々石海岸、猿原山、城山、雲仙登山道沿線風致地區
加津佐町	78.00	…	同 上	岩戸山、女島山風致地區
小濱町	298.50	…	同 上	富津辨天、湯町、雲仙登山道沿線風致地區
矢上村	144.80	…	同 上	東望濱、瀧の觀音風致地區
島原村	52.00	…	同 上	瓢箪畑、森岳城址風致地區
刈谷町	20.67	…	昭 12. 4. 9	刈谷城址

1 都市計畫

O 美觀地區 (昭和12年5月1日現在)

都市	面積 (ヘクタール)	位置	認可年月日	摘要
1 東京	294.65	皇城の外廓一帶	昭 8. 4. 6	昭和9年4月12日美觀地區內に於ける建物の高さの制限を指定せり(高さ31米、23米、20米、15米を限度とする區域に分つ)
2 大阪	152.06	中之島を中心とする土佐堀川堂島川沿岸一帶、大阪城附近及主要各驛附近並に主要幹線の兩側或は片側	昭 9. 12. 18	掲上面積は水面を含まず

P 防潮堤 (昭和12年5月1日現在)

都市	線數	延長 築堤 (米)	延長 護岸 (米)	事業費 (円)	認可年月日	摘要
5 神戸	1	—	100	46,000	昭 12. 2. 9	1—3號
	3	—	4,707	1,496,000	同 上	
26 堺	—	4,965	980	272,945	昭 10. 3. 28	
41 西宮	2	—	3,729	600,000	昭 10. 3. 30	第1號, 第2號
					〃 11. 3. 28 變更	第1號新設
					〃 11. 8. 24 〃	位置一部
					〃 11. 8. 26 〃	延長
高石町	—	2,080	—	188,716	昭 10. 3. 28	
大津町	—	2,375	1,200	220,088	同 上	

Q 高潮防禦 (昭和12年5月1日現在)

都市	線數	延長 (米)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
1 東京	38 (內水門79)	59,020	4,400,000	昭 10. 3. 29	本所、深川、向島、城東、江戸川方面の高潮防禦の爲め
				〃 11. 11. 12 變更	
				〃 12. 3. 17 〃	荒川、葛飾外5線追加

1 都市計畫

R 一團地の住宅經營 (昭和12年5月1日現在)

都市	面積 (ヘクタール)	事業費概算 (円)	認可年月日	摘要
豊小阪町	1.42	166,165	昭 11. 3. 31	豊小阪町大字中小阪、下小阪の一部

S 飛行場 (昭和12年5月1日現在)

都市	面積 (ヘクタール)	事業費 (円)	認可年月日	摘要
52 長野	25.00	470,000	昭 12. 3. 20	長野飛行場

T 防火地區 (昭和12年5月1日現在)

都市	甲種地區 集團 (ヘクタール)	甲種地區 路線式 (ヘクタール)	甲種地區 延長 (米)	乙種地區 集團 (ヘクタール)	乙種地區 路線式 (ヘクタール)	乙種地區 延長 (米)	計 (ヘクタール)	都市域面積に對する比率 %	施行年月日
1 東京市	380.82	—	434,000	20.49	—	113,000	401.31	7.3	大 11. 4. 22
									〃 11. 9. 1
2 大阪市	300.00	116.00 (高架下 13.00)	38,250	—	—	—	429.00	…	大 12. 10. 1
									昭11.4.29追加變更
3 名古屋市	—	16.93	7,364	—	11.68	5,354	28.61	0.2	大 12. 7. 1
									〃 13.2.15追加
4 京都市	—	12.91	5,918	1.41	0.79	636	15.11	0.6	大 11. 12. 1
5 神戸市	20.02	16.87	13,491	—	79.29	71,454	130.56	…	大 12. 2. 1
		(高架下 14.28	7,927						昭11.1.4追加變更
6 横濱市	45.62	16.85	—	—	(高架下)	—	62.47	0.5	大 14. 9. 1
13 圖倉市	—	6.09	2,765	—	—	—	—	…	昭 10. 3. 28

2 都市計畫事業

A 街路（昭和12年5月1日現在）

都市	路線數	延長（米）	事業費（円）	年度割
1 東京	52	117,111	249,636,581	自大正12年度至昭和5年度8箇年度
	34	62,709	58,148,183	自大正10年度至昭和11年度17箇年度
	66	180,858	101,977,737	自昭和2年度至昭和14年度13箇年度
	32	53,636	17,994,500	自昭和8年度至昭和14年度7箇年度
	121	137,525	80,114,314	自大正12年度至昭和7年度10箇年度
	1	876	495,906	自大正15年度至昭和5年度6箇年度
	39	41,458	54,845,121	自大正14年度至昭和16年度17箇年度
	1	360	52,920	昭和4年度
	1	411	294,525	自昭和4年度至同5年度2箇年度
	1	210	26,000	自昭和9，10年度2箇年度
橋	1	246	3,180,000	自昭和6年度至同12年度7箇年度
	1	775	598,000	自昭和10年度至同12年度3箇年度
	35	46,385	30,304,000	自昭和10年度至同18年度9箇年度
	43	22,746	11,667,000	自昭和10年度至同18年度9箇年度
	5	827		
廣場	1	× 20,665	3,848,500	自昭和8年度至同12年度5箇年度
建築敷地造成	5	× 33,159		
	5	2,446	408,000	昭和11年度
鋪道路	20	4,719	1,336,000	同 12年度
	15	43,922	30,715,000	自昭和11年度至同18年度
計 街路	452	712,255		
計 廣場	1	× 20,665		
計 橋	1	246	645,842,287	
計 建築敷地造成	5	× 33,159		
計 鋪道路	20	4,719		
2 大阪	40	76,153	163,027	自大正10年度至昭和13年度18箇年度
	10	37,478	26,573,015	自大正15年度（昭和元年度）至昭和13年度13箇年度

備考 × は平方米を示す。摘要中街路等表例へば2″3′30號は2等大路3類30號の意を示す。

2 都市計畫事業

路（昭和12年5月1日現在）

執行者	認可年月日	摘要	都市番號
內務大臣	大13.3.11	復興事業幹線街路第3號線中書部に關する部分及第49路線の內一つ環地內を除く	1
東京府知事	大10.5.13、昭9.11.29變更、同10.4.16變更	環狀線11線延長 30,660米、放射線 23 延長 32,049米（第1期事業）	
同上	昭2.8.10、同7.2.1、同9.12.1 變更、同9.9.3變更、同10.7.1變更 同11.7.7變更	昭2年決定64路線延長 179,686米 大10年決定2路線延長 32,049米 （第2期事業）年度割變更	
同上	昭9.1.25、同9.9.3變更	幹線放射10線延長19,699米、幹線環狀3線延長7,420米、補助線19 線延長 26,517米 （第3期事業）	
東京市長	大13.3.19、昭7.3.31變更	復興事業補助線街路（第4號中書部に關する部分及第113號を除く）	
同上	大15.3.7	復興事業街路（櫻田門より虎の門に至る路線）	
同上	大14.8、昭7.4.1變更、同9.11.29 變更、同10.4.16變更、同10.12.28變更、同11.4.2變更、同11.6.10變更	速成事業街路、大10年決定21路線延長 25,591米、 昭2年決定16路線延長 15,468米、2″3′30號、2″3′32號、2″3′3號變更、2″2′8號變更、2″2′11號の位置 失業救濟道路（2″2′1號路線の一部）	
同上	昭5.1.25	中央官衙建築地域內道路（第3號線の一部）	
同上	昭4.8.1	同上（第10號線の一部）	
同上	昭10.4.16	築地、月島間可動橋	
同上	昭7.2.15、同11.3.31變更	赤坂區青山南町1丁目より3同3丁目に至る區間幅員22米（青山墓地附近）	
同上	昭9.11.29、同11.3.31變更	復興計畫幹線中書部に關する部分延長610米、 昭2.8決定線10線、延長 21,400米並大13年認可、昭2年認可幹線、補助線、市內線の各一部	
同上	昭9.1.10、同10.12.28變更	鋪道敷網の一部	
同上	昭9.1.10、同10.12.28變更	新宿驛附近廣場、街路及建築敷地造成事業並執行年度割決定	
同上	昭9.4.18		
同上	昭10.12.28、同11.3.31變更、同11.11.14變更、同12.3.17變更	昭和2年決定補助線2、 大正10年決定2″2′33號鋪道敷網中14線の一部	
府知事	昭12.3.17	第4期事業	
大阪市長	大10.3.19、同13.11.29變更 昭7.1.29變更、同7.2.19變更 同10.12.6變更、同11.12.7變更	在來街路鋪裝約 59.49 ヘクタール及路幅整理 22.14 ヘクタール81橋改築及建築敷地造成事業を含む	2
大阪府知事	大15.6.10、昭4.1.18變更 同7.1.29變更 同8.4.4〃 同8.12.8〃 同8.12.9〃 同9.3.31〃 同10.6.21〃	路線の變更廢止並橋梁1橋廢止 （第1次事業線）2″2′3號線變更 1″3′28號線の一部變更 1″3′25 〃 〃 年度割變更 大阪淡田線中追加變更 路線一部變更 鐵道との平面交叉を立體交叉に改む （府知事執行第1次事業）	

2 都市計畫事業

A 街路（昭和12年5月1日現在）

都市	路線數	延長（米）	事業費（円）	年度割	執行者	認可年月日	摘要	都市番號
2 大阪（府）	1	478	3,279,000	自昭和2年度至同7年度 6箇年度	大阪市長	昭2.4.11、同7.3.29變更	寝屋川線	2
	28	47,098	41,868,000	自昭和7年度至同14年度 8箇年度	同上	昭7.10.28	實施上に於て2"2/54號線の一部位置變更あり（第2次事業）	
	6	1,880	4,845,531	自昭和9年度至同11年度 3箇年度	同上	昭3.5.22、同9.3.31變更、同12.2.9變更	（驛前整理事業）本事業は區劃整理に依り道路用地を生み出して、用地費の節減を圖ると共に一面本事業に依りて道路を築造し、相關關係互惠的に整理事業の圓滿なる達成を期するにあり	
	1	1,875	612,002	自昭和15年度至同17年度 3箇年度	大阪府知事	昭11.4.16		
計	86	162,867	76,728,573					
3 名古屋	6	6,578	8,999,853	自大正8年度至同14年度 7箇年度	名古屋市長	大8.7.28	大13.10.6,1線追加	3
	1	2,324	1,384,110	自大正13年度至同15年度 3箇年度	同上	大13.12.9		
	37	75,327	31,497,368	自昭和4年度至同17年度14箇年度	同上	昭4.7.1	既設街路鋪裝路面改良（府縣道1線の一部市道の一部）工事を含む	
	9	8,047	6,492,425	（同上）		同10.3.5、11.3.30追加變更	廣場1を變更（追加9．變更10）	
計	53	92,276	48,373,756					
4 京都	15	22,518	36,397,129	自大正10年度至昭和17年度22箇年度	京都市長	大10.8.11、昭6.12.7變更 昭7.2.19變更、同7.12.13變更 同11.3.30變更		4
	1	12,353	3,140,000	自昭和3年度至同7年度 5箇年度	京都府知事	昭3.7.18、同5.12.19變更	京阪國道	
	1	686	700,000	自昭和3年度至同5年度 3箇年度	京都市長	昭3.7.19、同5.4.8變更	京津國道（舊都市計畫街路2"2/2號線幅員15米を幅員22米として事業決定）	
	1	110	325,000	自昭和4年度至同5年度 2箇年度	同上	昭4.11.26、同5.4.8變更		
	2	1,747	2,474,500	自昭和6年度至同10年度 5箇年度	同上	昭6.7.24、同7.3.29變更 同8.3.30變更、同9.3.31變更 同10.3.30變更	事業年度1ヶ年延長 〃　〃	
	1	1,175	334,160	自昭和7年度至同9年度 3箇年度	同上	昭8.3.30 同9.3.31變更	2"3/4號線 事業年度1ヶ年延長	
	3	2,972	678,414	自昭和8年度至同12年度 5箇年度	京都府知事	昭9.3.22	2"2/7號線1小1及1小2號線の3線（新設擴築並既設街路、路面鋪裝1線55,350平米）を含む	
	1	1,400 [illegible] × 11,743	246,315	自昭和10年度至同13年度 4箇年度	京都市長	昭11.2.5、同12.3.30變更	2"3/51號線	
	1	150	66,054	自昭和10年度至同11年度 2箇年度	同上	昭11.3.30	2"3/44號線の一部	
	4	3,889	354,681	昭11,12兩年度	同上	昭12.1.18	2"3/16、2"3/17、2"3/43の一部 2小1全線	
計	30	47,000 × 11,743	44,716,253					
5 神戸	9	11,774	17,352,095	自大正8年度至同13年度 6箇年度	神戸市長	大8.11.24	大15.4.15、1線追加	5
	4	5,793	5,479,707	自大正12年度至昭和3年度 6箇年度	同上	大13.2.28	第1期事業線9條の路面改良事業をも含む、年度割變更	
	8	8,962	14,857,782	自昭和3年度至同13年度10箇年度	同上	昭3.3.26、同8.12.27變更		
	3	2,580	2,653,281	自昭和11年度至同13年度 4箇年度	同上	昭11.8.14	1"3/3の1、及1"3/5、1"3/6號の各一部	
	1	280	156,[illegible]	自昭和11年度至同12年度	同上	同12.2.9	1"3/32號	
計	25	29,389	40,49[illegible]					
6 橫濱	13	30,373	28,403,225	自大正12年度至昭和5年度 8箇年度	內務大臣	大13.3.31	復興事業街路	6
	10	12,294	8,046,342	自大正13年度至昭和4年度 6箇年度	橫濱市長	大13.4.30		
	11	12,282	7,146,014	自昭和2年度至同9年度 8箇年度	同上	昭3.4.24、同5.1.30	變更2路線追加、年度變更	
計	34	54,949	43,595,581					
7 廣島	13	13,278	8,660,000	自昭和5年度至同14年度10箇年度	廣島市長	昭5.3.11、同8.10.26	1"3/2及1"3/4號線1區間延長追加並に年度割變更	7
	1	[illegible]	350,884	自昭和8年度至同9年度 2箇年度	同上	昭8.10.26 同9.3.30變更	1"3/5號線の一部（廣瀬町より三篠町に至る區間）事業年度1ヶ年延長	
	1	3,329	734,159	自昭和10年度至同13年度 4箇年度	同上	昭10.12.6	2"1/4號線	
	1	2,141	979,218	自昭和11年度至同14年度 4箇年度	同上	昭11.12.9	2"2/3號	
計	16	19,098	10,724,261					

2 都市計畫事業

A 街路 (昭和12年5月1日現在)

都市		路線數	延長 (米)	事業費 (円)	年度割
8	福岡	1	810	1,700,000	自昭和 9年度至同11年度
		2	487	317,000	自昭和10年度至同11年度
		1	783	267,000	自昭和11年度至同14年度
	計	4	2,080	2,284,000	
10	仙臺	5	6,691	5,667,355	自昭和 3年度至同15年度13箇年度
11	八幡	5	1,611	707,800	自昭和11年度至同17年度 7箇年度
		1	322	379,000	自昭和11年度至同14年度 3箇年度
	計	6	1,933	1,086,800	
12	長崎	3	621	173,300	自昭和 9年度至同10年度 2箇年度
		2	378	29,000	自昭和10年度至同11年度 2箇年度
	計	5	999	202,300	
13	函館	182	90,740	1,352,506	自昭和10年度至同14年度 5箇年度
14	靜岡	3	1,727	1,785,000	自昭和 3年度至同 7年度 5箇年度
		9	7,011	3,648,000	自昭和 7年度至同12年度 6箇年度
	計	12	8,738	5,433,000	
15	札幌	3	2,766	605,581	自昭和11年度至同17年度
		路面改良	× 612,000	2,750,000	〃
16	熊本	1	762	300,000	自昭和 9年度至同11年度
18	金澤	11	870	790,000	自昭和 2年度至同 3年度 2箇年度
		2	1,582	69,696	昭和 6年度
		1	320	256,000	自昭和 8年度至同 9年度 2箇年度
		5	3,279	3,100,000	自昭和10年度至同16年度 7箇年度
	計	19	6,051	4,215,696	
19	鹿兒島	2	252	315,140	昭和10年度
		舗装	× 5,421	〃	〃
20	和歌山	1	362	206,600	自昭和 8年度至同11年度
		1	184	102,338	昭和10年度
		1	1,141	628,300	自昭和10年度至同12年度 3箇年度
	計	3	1,687	937,238	
21	佐世保	1	81	124,000	自昭和 9年度至同12年度 4箇年度
22	岡山	12	11,140	7,198,737	自昭和 2年度至同12年度11箇年度
		1	240	117,000	自昭和 9年度至同10年度 2箇年度
		2	4,918	401,600	自昭和10年度至同11年度 2箇年度
	計	15	16,298	7,717,337	
23	川崎	1	774	111,000	昭和 8年度
		1	334	174,000	自昭和10年度至同11年度
		1	795	218,500	自昭和11年度至同13年度
	計	3	1,903	503,500	
24	小樽	5	1,964	653,976	自昭和10年度至昭和14年度 5箇年度
25	濱松	11	14,449	8,292,320	自昭和 2年度至同20年度20箇年度
26	堺	4	4,820	1,700,806	自昭和 2年度至同12年度11箇年度
		1	105	338,625	自昭和10年度至同11年度
		2	3,034	562,479	自昭和14年度至同36年度
		10	20,740	532,134	自昭和 9年度至同13年度
		1	1,518	207,600	自昭和11年度至同12年度
	計	18	30,217	3,341,644	

執行者	認可年月日	摘要	都市番號
福岡市長	昭10.2.1	1″3′1號線	8
同上	同10.9.4、同11.3.30	1″3′11及2″1′3號線、年度割變更	
知事	同12.3.17	2″1′3號	
仙臺市長	昭3.11.23、同6.8.1變更		10
八幡市長	昭11.11.16	1″3′1、2″1′1、2″1′3、2″2′2、2″2′7	11
知事	昭12.3.17	2″2′5號	
長崎市長	昭10.3.5、同10.3.25變更	(年度割)	12
同上	同11.3.31	2″3′1及1、小1號線	
函館市長	昭11.3.31		13
靜岡市長	昭2.12.6、同7.3.29變更	第1期事業	14
同上	同7.4.7、同10.1.22變更	第2期事業追加變更	
札幌市長	昭11.9.21		15
熊本市長	昭10.2.25	1″3′9號線(幅21.82米)	16
金澤市長	昭2.10.4	燒失區域整理事業	18
同上	同6.7.6		
同上	同8.8.18、同9.3.31變更	2″1′16號線の一部、年度割變更	
同上	同11.2.5	2″1′8號線、2″2′10號線、2″2′15號線、2″2′16號線、2″1′17號線	
鹿兒島市長	昭10.8.18	1″3′1號線(218米) 2″2′8號線(33.7米)	19
和歌山市長	昭9.3.2、同9.4.6變更、同11.3.31″	2″1′7號線の一部	20
同上	同11.3.13變更		
同上	同11.4.20	1″3′3號線	
佐世保市長	昭8.9.8、同10.3.22變更、同11.3.18變更、同12.3.26變更	2″1′1號線の一部 變更(年度割)	21
岡山市長	昭2.8.27、同10.4.5變更、同12.3.24變更	年度割變更 (昭和10.9.13變更)	22
同上	同10.2.28、同10.3.30變更	年度割	
同上	同10.9.3、同11.3.31變更	1″3′2及2″2′7號線年度割變更	
川崎市長	昭8.3.26	1″3′1號線の一部	23
同上	同10.11.12、同11.3.31變更	2″1′3號線の一部	
同上	昭11.12.1	2″1′2號	
小樽市長	昭10.9.26		24
濱松市長	大8.6、昭9.4.6變更、昭9.4.21變更、同10.2.22變更	繼續年度昭7年迄を財政上昭20年度迄延長,2″1′2號線一部實施上變更せり	25
堺市長	昭2.1.24、同4.1.18變更、同6.5.11變更、同7.5.20變更、同8.5.20變更、同9.3.31變更	2″2′1、2″3′1及3″3′4號線 用地の大部は土地區劃整理により提供のものなり 年度割變更 三寶[illegible]執行年度變更 1″3′2號線を[illegible]年度1ケ年延長 3″3′1、2″[illegible] 9及3″3′ 1[illegible](940米、246,734円)	26
同上	同10.12.3、同11.3.30變更	1″3′1號變更(年度割)	
大阪府知事	同11.4.16	2″2′5號線、2″3′17號線追加	
堺市長	昭10.3.28、同12.3.27變更		
同上	同11.3.27	2″3′1號	

2 都市計畫事業

A 街路（昭和12年5月1日現在）

都市	路線數	延長（米）	事業費（円）	年度割
27 豐橋	3	1,322	896,147	自昭和 7年度至同10年度 4箇年度
	13	15,771	1,651,000	自昭和10年度至同15年度 6箇年度
	計 16	17,093	2,547,147	
28 新潟	2	1,487	1,340,275	自昭和 8年度至同11年度 4箇年度
	路面改良	× 46,803	205,926	昭和12年度
29 下關	1	75	1,200,000	自昭和 8年度至同12年度 5箇年度
30 尼崎	7	9,235	456,558	自昭和 9年度至同12年度 4箇年度
31 岐阜	1	132	393,500	自昭和 5年度至同 9年度 5箇年度
	1	529	103,422	自昭和 8年度至同10年度 3箇年度
	3	2,998	1,615,906	自昭和11年度至同15年度 5箇年度
	計 5	3,659	2,112,828	
33 小倉	1	240	65,400	自昭和10年度至同11年度
34 大牟田	1	457	100,000	自昭和11年度至同13年度
39 龜井	2	475	155,000	昭和 8年度
41 西宮	2	6,850	303,500	自昭和 7年度至同11年度 5箇年度
44 高松	2	7,506	3,380,000	自昭和10年度至同16年度
	1	280	40,000	昭和 9年度
	計 3	7,786	3,420,000	
46 富山	7	3,528	777,441	自昭和 3年度至同 9年度 7箇年度
	5	545	286,600	自昭和 9年度至同11年度
	×	74,031	110,400	昭和10年度
	×	28,235	65,200	自昭和11年度至同12年度
	1	520	50,000	昭和12年度
	計 13	4,593	1,289,641	
	×	102,266		
50 岡崎	12	15,273	2,410,000	自昭和 9年度至同18年度 8箇年度
52 長野	6	659	552,685	自昭和 8年度至同12年度 5箇年度
54 桑本	2	544	372,980	自昭和12年度至同14年度
55 大津	1	140	25,135	昭和 8年度
	5	10,927	250,000	自昭和 9年度至同11年度
	1	1,119	68,500	昭和13年度
	埋立 1	× 57,427	117,300	自昭和11年度至同13年度
	計 7	12,186	460,935	
	埋立 1	× 57,427		
57 山形	1	578	107,450	昭和8,9年度
	1	1,202	152,616	自昭和10年度至同13年度
	計 2	1,780	260,066	
59 津	1	210	126,553	昭和 8年度
	1	33	18,000	同 上

事業

路（昭和12年5月1日現在）

執行者	認可年月日	摘要	都市番號
豐橋市長	昭 8.3.30	1″3′4、1″3′11及2″1′15の3路線	27
	同10.3.30	年度割變更	
同 上	同10.9.26	1″3′1、1″3′6、1″3′7、1″3′11、1″3′1、1″3′14—16、1″3′18及2″2′2號線	
新潟市長	昭 7.9.16	1″3′1及1″3′3號線の各一部	28
同 上	同12.4. 9		
下關市長	昭 8.9.16、同11. 3.27變更	1″3′1號線の一部	29
兵庫縣知事	昭10. 3.30、同12. 3.27變更	1″3′1、2″1′1、2″1′3、2″1′4、2″2′5、2″2′7及2″2′10號線	30
岐阜市長	昭 5. 3.24、同 7. 3.25變更	年度割	31
	同 9. 4. 6變更	事業年度 1箇年延長	
同 上	同 9. 1.13	1″2′1號線の一部	
同 上	同11. 7.21	1″3′1、1″3′2及1″3′5號	
小倉市長	昭10.12.20	1″3′1號線	33
	同11. 3.22變更	年度割	
龍知事	昭12. 3.17	2″1′1	34
龜井市長	昭 8. 7. 4	2″1′4及2″3′11號、2路線の各一部	39
西宮市長	昭 7. 8. 5	1″3′17號線及1″3′18號線	41
高松市長	昭10.12.14		44
同 上	同 9.12. 3		
富山縣知事	昭 3. 3.20、同 4.12.11變更		46
	同 9. 2.9變更	設計及年度割變更、1″3′1號線及1″3′2號線の各一部變更	
富山市長	昭9.11.7、同10.4、同11.3.31變更	1″3′2、1″3′4、2″1′1、2″1′3及2″1′9號線の各一部、年度割變更	
同 上	同10.7.2	路面改良事業	
同 上	同11.12.1、同12.3.30變更	同上	
新湊町長	同12.4.9	2″2′4	
岡崎市長	昭10.3.7、同11.4.9變更		50
長野市長	昭 8.11.4、同8.11.15	2″2′1號線の一部、1″3′6號線追加	52
	同10. 1.11變更	1″3′7、2″3′7及2″3′19號3路線追加	
	同10. 3.15〃	並執行年度割變更	
	同10.10. 1〃、同12.3.17變更	1″3′7、2″3′7、2″3′1及1″3′1號線變更	
桑本市長	昭12. 3.20	1″3′1及2″2′1號	54
大津市長	昭 8.10.30	1小1號線の一部	55
同 上	同10. 3.12	1小1、2″3′14、2″3′3、2″3′5及2″2′6號線	
同 上	同11.4.20	2″1′3號線及營所埋立	
同 上			
山形市長	昭8.10.2、同 9.3.21變更	2″2′2號線の一部、事業年度1箇年延長	57
同 上	同10.3.26、同12.3.26變更	2″2′9號線の一部、2″3′1號追加	
津市長	昭 8. 8. 9	2″1′1號線の一部	59
同 上	同 8.12.21	2″2′1號線を事業線に追加す	

2 都市計畫事業

A 街路 (昭和12年5月1日現在)

都市	路線數	延長(米)	事業費(円)	年度	執行者	認可年月日	摘要	都市番號
59 津(續)	1	285	153,000	昭和 9年度	津市長	昭 9. 8. 2	2"2/1號線の一部	59
	2	1,491	157,000	同 10年度	同上	同10. 4.10	2"1/1號線及2"3"15號線の一部	
	2	339	106,000	同 11年度	同上	同11. 7. 3	1"3/1及2"2/1號の一部	
	2	321	185,000	同 12年度	同上	同12. 3.26	2"1/7及2"2/8號の一部	
	計 9	2,679	745,553					
62 宮崎	1	478	50,000	昭和 9年度	宮崎市長	昭 9. 8.16	2"1/1號線の一部	62
	1	810	60,000	昭和10年度	同上	同10. 8. 7	2"1/1號線の一部	
	計 2	1,288	110,000					
69 清水	8	12,642	2,442,212	自昭和 3年度至同12年度10箇年度	清水市長	昭 2.12. 6、同3.3.7變更 同6.3.30變更、同8.3.30變更、 同10.3.20變更、同10.9.1、同10.9.21、同11.3.30、同12.3.30變更	(12,13告示) 年度割 年度割變更	69
70 延岡	1	740	60,000	昭和11年度	延岡市長	昭11.11.20		70
72 八王子	1	117	47,577	自昭和 4年度至同 5年度 2箇年度	東京府知事	昭4.11.19、同5.4.14變更	瀧川橋改築	72
	1	112	43,659	自昭和 6年度至同 7年度 2箇年度	同上	同6.8.20、同7.3.31	萩原橋改築	
	計 2	229	96,232					
74 四日市	1	159	49,310	昭和12年度	四日市市長	昭12.4.8	2"3/5	74
75 千葉	1	561	282,000	自昭和 9年度至同12年度 4箇年度	千葉市長	昭10.2.14、同10.3.30變更,10.11	2"2/1號線の一部事業決定、年度割變更	75
	1	290	43,000	昭和11年度	同上	29變更、同11.12.28變更,11.4.7	1小17の一部	
	計 2	851	325,000					
77 高岡	2	1,620	774,000	自昭和 8年度至同12年度 5箇年度	高岡市長	昭 8.10. 7、同12.3.30變更	2"2/12號登大路大森線の一部	77
79 奈良	3	2,206	524,070	自昭和 9年度至同12年度 4箇年度	奈良市長	昭 9.10.31 同11.3.31、同12.4.15	追加變更(2"3/1號線の一部)、路面改良	79
81 一宮	9	8,058	2,[illegible],694	自昭和 7年度至同13年度 7箇年度	一宮市長	昭 7.10.29		81
85 大垣	3	2,043	560,318	自昭和 9年度至同12年度 4箇年度	大垣市長	昭 9. 1.13 同10. 3.30變更 同12. 1.15	2 1/1、2"2/2及2"2/6號線の各一部 年度割	85
	廣場 ×	3,300	106,600	昭和11年度	同上	同12. 1.15	大垣驛前	
86 松江	1	234	100,000	昭和 8年度	松江市長	昭 8.10. 2	1"3/1號線の一部	86
91 佐賀	2	436	29,940	昭和 9年度	佐賀市長	昭 9.11.20	2"2/1及2"2/2號線の一部	91
	2	707	31,666	昭和10年度	同上	同10.11. 7	2"3/1及2"2/2號線の一部	
	1	132	45,000	昭和11,12兩年度	同上	同12. 3.23、同12. 3.30變更	2"1/2號の一部	
	計 5	1,275	106,606					
92 足利	1	194	[illegible]	昭和11,12兩年度	足利市長	昭11.11.20 同12. 3.29變更	2"3/1號	92
93 瀬戸	1	2,702	285,000	昭和12,13兩年度	瀬戸市長	昭12. 4. 9	2"3/1號	93
100 浦和	1	3,569	32,950	自昭和 9年度至同11年度 3箇年度	浦和市長	昭10. 3.20 同11. 3.30變更	2"1/1號線の一部 年度割變更	100
103 岸和田	1	14,760	3,547,089	自昭和11年度至同17年度 7箇年度	大阪府知事	昭11. 4.16	2"2/1號線(國道16號)	103
129 丸龜	1	256	56,700	自昭和10年度至同11年度 2箇年度	丸龜市長	昭10.10. 1	2"3/13號線の一部	129
135 布施	1	3,425	721,816	自昭和16年度至同17年度	大阪府知事	昭11. 4.16	2"3/1號	135
305 川内町	3	1,020	13,544	自昭和11年度至同13年度	川内町長	昭11. 9.30	2"3/1、1小1、及1小2號	305
309 池田町	1	3,040	589,558	自昭和15年度至同16年度 2箇年度	大阪府知事	昭11. 4.16	2"3/1號線	309
317 高槻町	1	5,830	1,380,676	自昭和12年度至同14年度 3箇年度	同上	同11. 4.16	2"2/1號線	317
丹波市町	2	7,498	840,000	自昭和 9年度至同14年度	知事	昭 9.10.31	2"3/1及2"3/2號線を事業として實施	
指宿町	1	2,039	162,000	昭和11,12兩年度	指宿町長	昭11. 9.30、同12. 4. 1變更	2"2/1號	
杉戸町	3	624	48,000	昭和12年度	杉戸町長	昭12. 3.30		

2 都市計畫事業

B 河川 運河 (昭和12年5月1日現在)

都市番號 都市	路線數	延長(米)	事業費(円)	年度割	執行者	認可年月日	摘要	都市番號
1 東京	12	14,265	16,610,258	自大正12年度至昭和 5年度 8箇年度	內務大臣	大13. 3.11	復興事業運河(新鑿1、改修11)	1
	2	815	750,430	自大正13年度至昭和 5年度 7箇年度	同上	同14. 4. 3	復興事業、東堀留川及西堀留川	
	1	720	309,065	自昭和 4年度至同 5年度 2箇年度	同上	昭 4. 6.12	外濠、4區間	
	1	7,344	9,446,144	自大正12年度至昭和12年度15箇年度	東京府知事	大11.12.23	目黒川、	
						昭10. 4.16、同11. 3.31	年度割變更	
						同12. 3.17變更	〃	
	1	1,485	561,699	自大正14年度至昭和 6年度 7箇年度	同上	大15. 3. 2	花畑運河新鑿	
	1	2,742	1,065,616	自昭和 2年度至同 8年度 7箇年度	同上	昭 2. 3. 3、同 7. 3.31變更	澁谷川	
	1	2,420	1,070,762	自昭和 3年度至同 6年度 4箇年度	同上	同 4. 3.14	荒川河身改修	
	3	13,453	5,627,887	自昭和 5年度至同 12年度 8箇年度	同上	同 5. 8. 8	立會川、神田上水、谷端川	
						同 6. 8. 4變更		
						同10.12.28變更		
						同12. 3.17變更		
	3	1,037	176,000		東京市長	大10. 5.13	外濠(錦町河岸)、埋立2線(龍閑川[illegible]、境川)	
	1	2,342	3,138,980	自大正14年度至昭和 8年度 9箇年度	同上	同14.12. 8、昭 7. 3.31變更	古川	
	3	4,968	3,397,256	自昭和 6年度至同 11年度 6箇年度	東京府知事	昭 6. 8. 4	呑川、宇田川、谷田川	
						同 9. 9. 3變更、同10.12.28變更		
	1	2,660	3,970,000	自昭和 7年度至同 11年度 5箇年度	東京市長	昭 7. 2.15	江戸川	
						同10. 4.16、同11. 3.31變更	年度割變更	
	2	3,479	1,589,813	自昭和 7年度至同 12年度 6箇年度	東京府知事	昭 7. 9.29、同11.11.10變更	蛇崩川、妙正寺川改修	
						同12. 3.17變更		
	1	880	112,442		東京市長	大15. 2.12告示	古石場川、復興事業土地區劃整理に依る河川改修	
	3	3,898	1,600,000	自昭和10年度至同 18年度 9箇年度				
	1	2,444	1,400,000	〃	東京府知事	昭 6. 8	立會川、神田上水、善福寺川	
	1	1,182	590,000	〃		同10. 4.16	呑川の一部	
計	38	66,134	51,416,352	自和昭 9年度至同 12年度 4箇年度	同上	同10. 4.16	澁谷川上流	
2 大阪	1	2,840	888,277	自昭和 7年度至同 8年度 2箇年度	大阪府知事	昭 7.10.28	神崎川運河改修	2
						同 8. 3.29變更		
	2	5,882	4,889,947	自昭和 7年度至同 14年度 8箇年度	大阪市長	同 7.10.28	運河(城北堂島)	
	1	2,000	2,468,201	自昭和15年度至同 17年度 3箇年度	大阪府知事	同11. 4.16	敷津運河	
	2	1,724	1,597,562	自昭和12年度至同 18年度 7箇年度	大阪市長	同12. 3. 2	運河	
計	6	12,446	8,246,425					
3 名古屋	4	8,091	177,936	自大正13年度至昭和 9年度11箇年度	名古屋市長	大13.11.17、同 7. 3.29變更	108.44ヘクタール建築敷地造成事業を含む(中川運河)、事業年度割變更	3
						昭 8. 3.29變更		
						同 9. 3.31變更		
4 京都	1	2,140	479,800	自昭和 7年度至同 9年度 3箇年度	京都市長	昭 7. 9. 1	堀川改修	4
						同 8. 3.30變更	年度割變更	
						同 9. 3.31變更		
6 橫濱	2	4,780	5,612,000	自大正13年度至昭和 4年度 6箇年度	內務大臣	大13.12. 4	復興事業運河	6
	2	5,241	1,601,962	自大正14年度至昭和 4年度 5箇年度	橫濱市長	大15. 3. 3	復興事業河川	
計	4	10,021	7,213,962					
26 堺	1	500	1,452,647	自昭和14年度至同 16年度 3箇年度	堺市長	昭11. 4.16	三寶運河	26
30 尼崎	2	3,135	235,557	自昭和 9年度至同 12年度 4箇年度	兵庫縣知事	昭10.12.30	運河2"2號及3"3號	30
						同12. 3.27變更	3"3號變更	
46 富山	1	4,545	1,950,000	自昭和 3年度至同 8年度 6箇年度	富山縣知事	昭 3. 3.20、同 4.12.11變更	富岩運河、起點、終點の變更	46
						同 8. 3.29變更		
	1	1,000	30,000	昭和12年度	富山市長	同12. 4. 9	水路事業	
計	2	5,545	1,980,000					
85 大垣	1	1,291	228,000	昭和11,12兩年度	大垣市長	昭12. 3.17		85

2 都市計畫事業

D 下水道 (昭和12年5月1日現在)

都市	事業總量 面積(ヘクタール)	下水管延長(米)	抽水場(箇)	處分場(箇)	事業費(円)	年度割	執行者	決定年月日	摘要	都市番號
1 東京	667.11 處理場 1 箇所 8	135,351	2		14,846,440	自明治44至大正13年度14ヶ年度	東京市長	明44	第1期(第2區)事業、內事業費229,317圓は復興事業費支辨なり	1
		14,883			2,497,990	自大正5至同9年度5ヶ年度	同上	大3	下水第一期速成工事	
		35,137	1		5,190,670	自大正9至同12年度4ヶ年度	同上	〃9.12.8	第2期(第1區)事業、當初事業費3千萬圓年度割自大正元年度至昭和2年度を以て決定せるも大震火災の爲め大正12年度を以て打切る、內事業費879,357圓は復興事業費支辨なり	
		4,273	1	1	326,869	自大正12至同13年度2ヶ年度	同上	〃13.3.31	大震火災による第1期[illegible]工事の[illegible]工事	
	2,203.64	267,175	5	1	38,168,879	自大正13至昭和6年度8ヶ年度	同上	〃13.12.24	復興事業、第2期事業繼續(事業費15,880,119圓)及第3期(第3區)事業一部(事業費36,196,000圓)	
	箇所146	187,330			17,966,879	自大正14至昭和8年度9ヶ年度	同上	〃14.8.6.昭7.4.1、〃8.3.10變更	速成工事	
	箇所 20	14,600			1,932,460	昭和4年度	同上	昭5.1.25	失業救濟事業	
	處理場 3	14,242	5		3,850,000	自昭和8至同16年度9ヶ年度	同上	〃8.8.12	第1期完成工事(幹線の一部を除きたる全部の工事)	
		第1區 260,472 第2區 1,148 第3區 100,781			13,800,000		同上		殘工事全部(下水道未執行部分)	
	砂町揚の一部 415.83	6,240			3,000,000	自昭和9至同14年度6ヶ年度	同上	〃10.4.16	東京都市計畫郊外下水道事業中砂町系統の部	
舊大崎町	179.35	38,128			797,999	自昭和5至同10年度6ヶ年度	舊大崎町長	〃3.12.5、〃10.4.16變更	東京都市計畫區域內舊大崎町下水道事業昭和7年10月1日より市に合併により、爾後執行者東京市長	
舊大久保町	149.00	25,891			1,026,000	自昭和8至同11年度4ヶ年度	東京市長	〃9.1.10		
舊高田町	254.00	56,900			1,720,000	自昭和5至同13年度9ヶ年度	舊高田町長	〃5.12.24、〃10.3.31變更	東京都市計畫區域內舊高田町下水道事業、年度割變更(同上)	
舊巣鴨町	187.37	39,105			1,257,281	自昭和4至同10年度7ヶ年度	舊巣鴨町長	〃5.1.25、〃10.4.16變更	東京都市計畫區域內舊巣鴨町下水道事業年度割變更(同上)	
舊西巣鴨町	455.00	98,270			2,910,000	自昭和6至同16年度11ヶ年度	舊西巣鴨町長	〃7.2.29	東京都市計畫區域內舊西巣鴨町下水道事業(同上)	
舊瀧野川町	450.00	89,907			3,494,000	自昭和8至同16年度9ヶ年度	東京市長	〃9.1.10告示		
舊日暮里町 舊三河島町 舊南千住町	543.00	122,700	8		5,006,127	自昭和5至同13年度9ヶ年度	舊東京府豐島郡東部下水道町村組合管理者	〃5.12.24、〃11.3.31變更	東京都市計畫區域內舊日暮里町、舊三河島町、舊南千住町下水道事業年度割變更昭和7年10月1日市に合併により爾後執行者東京市長	
舊尾久町	150.34	47,385			1,510,650	自昭和7至同13年度7ヶ年度	舊尾久町長	〃7.4.1、〃12.3.17變更	東京都市計畫區域內舊尾久町下水道事業(同上)	
舊王子町	520.63	66,295			3,135,207	自昭和3至同7年度5ヶ年度	舊王子町長	〃3.12.15	東京都市計畫區域內舊王子町下水道事業(同上)	
舊千住町	177.85	28,301			930,000	自昭和2至同7年度6ヶ年度	舊千住町長	〃2.3.24、〃7.7.31變更	東京都市計畫區域內舊千住町下水道事業(同上)	
舊郊外下水道		3,873			373,873	自昭和5至同10年度6ヶ年度	舊東京府豐島郡東部下水道町村組合管理者	〃5.12.24	郊外下水道中舊三河島系統に關する幹線一部(同上)	
2 大阪	251.80	65,845	2		4,600,000	自大正11至同13年度3ヶ年度	大阪市長	大11.6.3	第1期事業	2
	421.28	82,773	2		4,300,000	自大正13至昭和2年度4ヶ年度	同上	〃13.5.29	第2期事業	
	2,044.89 2,409		4		17,500,000	自昭和3至同12年度10ヶ年度	同上	昭3.3.28	第3期事業	
	處理場 8.90		2		17,000,000	自昭和5至同12年度8ヶ年度	同上	〃6.1.3、〃9.12.7變更 〃10.3.30	處理事業 設備追加並執行年度延長	
	6,309.89				58,500,000	自昭和11至同17年度7ヶ年度	同上	〃12.3.27	第5期下水事業	
4 京都	164.107				1,890,328	自昭和5至同6年度2ヶ年度	京都市長	昭5.8.11〃6.10.6變更〃7.3.5變更	失業救濟事業	4
	101.440 處理場1.115				1,331,599	自昭和6至同7年度2ヶ年度	同上	〃6.10.7〃7.7.5變更〃8.3.30變更	失業救濟事業下水處理場の名稱位置面積變更並追加(面積變更)	
	35.797				787,000	自昭和7至同11年度5ヶ年度	同上	昭7.11.14	第3期下水道事業	
	175.132				1,739,309	昭和8年度	同上	〃8.6.4、〃9.3.22變更	第4期下水道事業(第12、13、14各排水區域變更)	
	253.780				1,700,000	自昭和9至同10年度2ヶ年度	同上	〃9.7.6〃10.3.8變更〃11.2.4變更	第5期下水道事業(第15、16、17、18排水區)	
	3.003 處理場 17				20,460,000	自昭和9至同18年度10ヶ年度	同上	〃10.1.16	第6期下水道事業(東部、中部、西の京排水區及[illegible]處理場)	

2 都市計畫事業

D 下水道

都市	事業量 面積(ヘクタール)	事業量 下水管延長(米)	事業量 雨水吐暗渠(箇)	事業量 處理場(箇)	事業費(円)	年度割
27 豊橋	598.19	—		1	3,774,884	自昭和 6至同 12年度 7ヶ年度
31 岐阜	490	—		1	2,500,000	自昭和 8至同 12年度 5ヶ年度
41 西宮 都計區域内 鳴道村	494.435	—			2,150,000	自昭和 9至同 18年度10ヶ年度
61 那覇	130.51	7,145			212,758	昭和11, 12兩年度
71 秋田	226.3	—			858,000	自昭和 6至同 10年度 5ヶ年度
75 千葉	46.6	—			160,000	自昭和10至同 12年度 3ヶ年度

C 上水道 (昭和12年5月1日現在)

都市	事業量	事業費(円)	年度割	執行者	認可年月日	摘要
1 東京	貯水池 2 淨水池 1 水路延長 40,700米 配水管延長 372,000米 淨水場 1 貯水池 1 配水本管 53,500米 同 小管 83,300米	64,609,716 48,457,000	自大正 2年度 至昭和11年度 自昭和11年度 至同 20年度	東京市長 同 上	大15. 2.15 昭 7. 2.15 變更 〃10. 4.16 〃11. 3.31 昭11. 4. 2	貯水池（村山山口） 淨水池（和田堀） 淨水池(變)年度割變更 小河內貯水池（第2水道擴張）
13 函館	配水管延長 24,381米 消火栓設置 196箇所 制水弁 246箇所	248,975 43,796 27,903	自昭和10年度 至同 14年度	函館市長	昭11. 3.30	復興事業

E 高速度交通機關 (昭和12年5月1日現在)

都市	線數	延長(米)	事業費(円)	年度割	執行者	決定年月日	摘要
2 大阪	3	19,279	70,565,400	自昭 4年度 至同14年度	大阪市長	昭 4. 6.14 〃 7.10.28(變更) 〃10.12. 6(〃)	

事業

道 (昭和12年5月1日現在)

執行者	決定年月日	摘要	都市番號
豊橋市長	昭 6.12.14		27
岐阜市長	昭 9. 1. 3、〃12. 3.30變更		31
鳴道村長	昭10. 3.30		41
那覇市長	昭12. 3.27		61
秋田市長	昭 6.10.1、〃10.6.8變更、〃10.7.17變更、〃12. 1.13變更	最初 2ヶ年度失業救濟事業	71
千葉市長	昭10.11.28、〃12. 3.30變更		75

H 公園 (昭和12年5月1日現在)

都市	箇所	面積(ヘクタール)	事業費(円)	年度割	執行者	決定年月日	摘要
1 東京	3	26.67	12,053,065	自大正12年度 至昭和 5年度	內務大臣	大13. 3.31	復興事業大公園（淀町隅田錄承）
	52	14.63	13,752,175	自大正13年度 至昭和 6年度	東京市長	〃13. 7. 4	復興事業小公園
4 京都	1	5.33	296,500	自昭和 7年度 至同 10年度	京都市長	昭 7.11.28 〃10. 3.30	鴨岡山公園事業執行年度1箇年度延長
	4	0.87	123,550	昭和 9年度	同 上	〃10. 1.16	兒童公園（第1—4號）
	6	2.23	31,240	昭和11年度	同 上	〃12. 1.18	兒童公園（第5—10號）
6 横濱	3	17.45	1,959,000	自大正13年度 至昭和 4年度	內務大臣	大14. 1.23	復興事業
13 函館	—	4.87	279,800	自昭和10年度 至同 14年度	函館市長	昭11. 3.30	復興事業
23 川崎	1	10.40	600,000	昭和11, 12兩年度	川崎市長	昭11.11.30	富士見公園
31 岐阜	1	5.42	303,679	自昭和11年度 至同 15年度	岐阜市長	昭11. 9. 4	第1號及第8號
69 淸水	1	2.80	36,000	昭和12, 13兩年度	淸水市長	昭12. 4. 9	日本平公園
太田町	1	38.30	29,332	昭和11年度	太田町長	昭12.3 .26	東山、西山兩公園

2 都市計畫

G 土地區畫整理事業

都市	面積 (ヘクタール)	事業費 (円)	年度割
1 東京	13.22	796,076	大正10年度
	626.14	26,728,622	自大正12年度至昭和7年度10箇年度
	2,490.48	87,311,287	自大正12年度至昭和7年度10箇年度
	計 3,129.84	114,835,985	
2 大阪	4.85	2,630,000	3箇年以内
3 名古屋	87.02	1,989,738	5箇年
4 京都	71.04	128,200	昭和6.7.1より2箇年以内
	63.26	839,675	昭和6. 9.4より4箇年以内
	16.51	94,620	昭和7. 7.6より3箇年以内
	28.71	153,632	昭和7.11.10より3箇年以内
	65.42	875,396	昭和9.5.24より3箇年以内
	46.08	249,949	同上
	73.10	384,181	同上
	71.04	514,292	昭和9.10.11より3箇年以内
	57.92	579,266	昭和10.5.22より4箇年以内
	56.19	493,244	昭和10.7.3より4箇年以内
	59.37	482,662	同上
	57.38	399,754	同上
	計 676.02	4,894,811	
6 横濱	162.97	4,161,000	自大正13年度至昭和3年度5箇年度
	169.91	7,179,000	同上
	計 332.88	11,340,000	
7 廣島	23.92	62,598	2箇年以内
26 堺	138.40	1,237,659	3箇年以内
30 尼崎	253.48	923,000	昭和10.5.14より6箇年以内
大庄村	291.57		〃 8箇年以内
鳴尾村	17.05		同上
	計 562.10	923,000	
41 西宮	63.61	487,652	昭和11.12.22より5箇年以内
46 富山	116.84	1,057,863	昭和4.4.23より6箇年以内
71 秋田	98.74	43,000	4箇年以内
74 四日市	0.28	6,066	…
113 倉敷	9.35	114,080	…

事業

創設整理 (昭和12年5月1日現在)

施行者	認可年月日	摘要	都市番號
東京市長	大10.5.2	帝都震災復興土地区画整理	1
内務大臣 東京市長	大13.3.19、昭7. 3. 31變更	復興事業、本事業に依り新設改修せるもの次の如し 道路新設 287,472米 道路改修 317,857米 運河改修 880米	
大阪市	昭10.4.22命令、〃11.7.23認可	大阪都市計畫土地区画整理	2
名古屋市	昭12.4.3命令	西區、中區の各一部(都市計畫土地区画整理の一部)	3
京都市	昭6.7.1命令、〃7.3.24認可	大正15年8月及昭和3年7月認可の區域内中	4
〃	〃12.5.5變更	同上 (南第1地區)	
〃	〃6.9.4、〃7.11.10	同上 (北第1地區)	
〃	〃7.7.6、〃8.10.11		
〃	〃7.2.10		
〃	〃9. 5.24、〃10.2.27	同上 (東第1地區)	
〃	〃9. 5.24、〃10.6.19	同上 (西第3地區)	
〃	〃9. 5.24、〃10.6.20	同上 (南第2地區)	
〃	〃9.10.11、〃10.8.13	同上 (西第4地區)	
〃	〃10.5.22、〃11.4.23、〃11.8.10變更	同上 (南第3地區)	
〃	〃10.7.3	同上 (東第2地區)	
〃	〃10.9.3	同上 (東第3地區)	
〃	〃11.4.1、〃12.5.5變更	同上 (南第4地區)	
内務大臣 廣島市長	大13.7.2 同上	復興事業、本事業により新設改修するもの次の如し 道路新設 58,871米 道路改修 47,683米	6
廣島市	昭10.4.1、〃11.3.7	第4號地區(中廣町附近)	7
堺市	昭11.3.24	元三寶村	26
尼崎市長 大庄村長	昭11.5.14		30
市及村(一部縣知事)	昭11.12.12命令	西宮地内、瓦木村、甲東村	41
富山縣知事	昭4.4.15、〃8.11.1、〃9.3.3認可、〃10.4.23	執行期間變更(設計認可昭和9.3.8)變更認可	46
秋田市	昭12.4.2命令		71
四日市市	昭12.4.26命令		74
倉敷市	昭12.5.7命令		113

2 都市計畫事業

F 軌　　道（昭和12年5月1日現在）

都市	路線數	事業數量 (粁)	事業費 (円)	年度割	執行者	決定年月日	摘要
46 富山	2	2,269	180,000	自昭和9年度 至同 10年度	富山市長	昭 9.11. 7	計畫2線の中各一部

I 墓　　地（昭和12年5月1日現在）

都市	箇所	面積 (ヘクタール)	事業費 (円)	年度割	執行者	決定年月日	摘要
1 東京	1	100.29	1,156,054	自大正 9年度 至同 10年度	東京市長	大正9.12.24	多磨墓地東京横濱に付ては市區改正設計を除く

J 防 潮 堤（昭和12年5月1日現在）

都市	路線數	延長 (米)	事業費 (円)	年度割	執行者	認可年月日	摘要
5 神戸	3	2,242	603,020	昭和11,12兩年度	知事	昭12. 2. 9	第1-3號
26 堺	1	築堤 4,965 道路 920	272,945	昭和 9年度乃至同10年度	大阪府知事	昭10. 3.30 〃11. 3.28 變更	
41 西宮	2	3,729	600,000	昭和 9年度乃至同10年度	兵庫縣知事	昭10. 3.30 〃11. 3.28 變更 〃11. 8.26 變更	第 1號 第 2號
高石町	1	築堤 2,060	188,716	昭和 9年度乃至同10年度	大阪府知事	昭10.3.30 〃11.3.28 變更	
大津町	1	道路 2,375 築堤 1,200	220,088	昭和 9年度乃至同10年度	大阪府知事		

2 都市計畫事業

K 高 潮 防 禦（昭和12年5月1日現在）

都市	箇所數	延長 (米)	事業費 (円)	年度割	執行者	認可年月日	摘要
1 東京	護岸42河川 堤立 2堰 水門41河川	59,030 545 94箇所	4,400,000	自昭和10年度 至 〃 18年度	東京市長	昭10.4.16 〃11.12.12 變更	
	海岸堤防 河岸 〃 高潮防禦 河川改修	5,739 6,838 5,000 6,600	4,215,000	自昭和11年度 至同 15年度	府知事	〃11.12.12	

L 一團地の住宅經營（昭和12年5月1日現在）

都市	面積 (ヘクタール)	事業費 (円)	年度割	執行者	認可年月日	摘要
舊小阪町	1.42	166,165	自昭和10年度 至同 11年度	舊小阪町長	昭11.3.31	舊小阪町大字中小阪及同下小阪の各一部

M 飛 行 場（昭和12年5月1日現在）

都市	面積 (ヘクタール)	事業費 (円)	年度割	執行者	認可年月日
52 長野	25.00	470,000	昭和12,13兩年度	長野市長	昭12.3.20